

令和4年第2回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和4年3月 9日

閉会 令和4年3月18日

熊本県球磨郡湯前町

令和4年第2回定例会

会 期 令和4年3月 9日（水）から 10日間
令和4年3月18日（金）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	9	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針及び予算編成方針、一般質問
	10	木	本会議	午前10時	一般質問、全員協議会
	11	金	休 会		13：30 企画経済建設常任委員会 15：30 総務厚生文教常任委員会
	12	土	休 会		
	13	日	休 会		
	14	月	休 会		
	15	火	本会議	午前10時	議案審議
	16	水	本会議	午前10時	議案審議
	17	木	休 会		
	18	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

3 月 9 日 (水)

令和4年第2回湯前町議会定例会

[第1号]

令和4年3月9日
午前10時16分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	施政方針及び予算編成方針
日程第6	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局参事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	長	中	村	富	人	総	務	長	高	橋	誠	誠
育	長	北	崎	真	介	教	育	長	中	園	昌	二
税	長	高	木	堅	介	建	設	長	赤	池	一	信
務	長	本	山	り	か	設	水	長	稲	森		彦
保	長	白	川	一	雄	農	道	長				
健	長					林	振	長				
企	長						興	長				
画	長											
会	者											
計												
管												
理												

開会 午前10時16分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第2回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

本定例会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、町長の行政報告、施政方針及び予算編成方針を除き、すべての発言は自席で行ってください。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、山下議員、吉田議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

続いて、本定例会に付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、議案22件、議会提出は、議員派遣1件となります。一般質問は、5人の議員が通告されております。

続いて、請願、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。陳情2件を受理しております。

3月1日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、2件とも議長預かりと決定しました。

続いて、議員派遣結果について報告します。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

続いて、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、「令和3年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、提出されています。

続いて、執行部から議会へ提出されました計画書・報告書等について報告を行います。

教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が提出されております。

以上、これまで報告しました関係書類は、タブレットに掲載しておりますので、各自ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

12月19日、魚八において、球磨一周駅伝大会慰労会が開催されましたので、椎葉総務厚生文教常任委員長に出席いただきました。

12月20日から22日にかけて、東京都において郡議長会による地元選出国會議員要望、島根県に移動して令和3年度球磨郡議長会産業行政視が開催されましたので、出席しました。

地元選出国會議員への要望内容は、令和2年7月豪雨災害に関する要望、安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望、農林業の進行と活力ある農山村の建設に関する提案及び要望、教育支援活動等に対する予算及び支援員の確保に関する提案及び要望、上水道及び簡易水道施設整備に関する提案及び要望、国民健康保険税の連帯納税義務に関する提案及び要望、介護保険の公費負担支援に関する提案及び要望、企業誘致の推進に関する提案及び要望でありました。

本町関係の要望内容につきましては、12月定例会の諸般の報告でお知らせしたとおりです。

また、産業行政視察では、島根県益田市に建設された流水型ダム、通称「穴あきダム」について、島根県の担当者から説明を受けました。ダム建設で懸念される環境への影響は、ダムの下流と上流をアユが回遊していることなど、影響が少ないことが確認されました。

1月4日、役場洋会議室において、職員辞令交付式が開催されましたので、出席しました。議会事務局職員に対し、定期昇給の辞令を交付しました。

また、勘米良主事に対し、参事への昇格辞令を交付しました。同日、中央公民館において、成人式が開催されました。新型コロナウイルスの影響により来賓の人数が制限され、私と椎葉総務厚生文教常任委員長が、議会を代表して出席しました。

1月5日、湯前小学校グラウンドにおいて、湯前町消防団出初め式が開催されましたので、全議員で出席しました。

1月12日、2月10日、3月3日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、郡内の課題及び議長会事業について協議を行いました。

なお、新型コロナウイルスの影響により中止となりました、議員研修会の木村副知事の講演については、動画が配布されましたので、今後、機会を見つけて視聴したいと考えております。

2月22日、熊本市において開催予定でありました、熊本県町村議会議長会第72回定期総会は、新型コロナウイルスの影響により書面決議となりました。

以上で議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○4番（椎葉弘樹君） 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和4年第1回定例会が、2月25日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について、4点報告します。

1点目、令和4年度主要な施策の報告がありました。令和4年度から5年度にかけて、ごみ焼却施設第2期大規模整備工事を実施します。クリーンプラザは供用開始から20年目に入り、施設稼働期間は、令和14年度までとなっているところです。次期ごみ処理施設への更新及び、新たなごみ処理体制の基本構想を立てる時期にあり、令和4年度にごみ処理基本計画を策定します。汚泥再生処理センターに隣接する多目的広場の復旧工事を実施します。

2点目、5つの議案を、原案どおり可決しました。

一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会へ、同組合職員を派遣できるようにする条例を制定しました。令和4年度以降の本協議会の体制は、事務局長が人吉市職員、事務局員が多良木町職員、球磨村職員、広域行政組合からの派遣職員、これに専従職員を入れた5人体制となります。今後の施設整備に向けて、一般廃棄物処理施設基金条例を新たに制定しました。これに伴い、令和2年7月豪雨災害時に全額を取り崩していました汚泥再生処理センター基金は廃止となります。

一般会計補正予算では、特別養護老人ホーム福寿荘の土地売却にかかる、財産売払収入1,610万円を計上しました。また新設した一般廃棄物処理施設基金に6億8,000万円を積み立てました。これは、8月の補正予算において、令和2年度決算における歳計剰余金の未計上分、これを予備費に計上したものであります。

令和3年度の予算総額は、23億6,836万8,000円となりました。

本定例会の会期は、3月25日までで、最終日に一般質問、負担金条例の改正、令和4

年度の一般会計予算等負担金総額の採決が行われます。

3点目、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会を解散しました。同組合における行政事務の縮小、安定化により当初の目的を達成したため、本特別委員会を解散しました。委員会発足から14年5か月、今回で43回目の開催でした。

最後に4点目、その他です。元人吉市議会の塩見議員にかわり、西 洋子議員が新たに選出されました。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○3番（遠坂道太君） おはようございます。令和4年第1回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告を行います。

令和4年第1回定例会は、3月4日金曜日に開会されました。

一般質問が3件、及び議案が7件。中身は令和3年度補正予算が2件、令和4年度予算が5件。を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

令和4年度予算に関しては、議案第3号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について、収益につきましては、総額46億6,826万2,000円、費用は総額46億3,604万1,000円、損益3,222万1,000円の純利益を見込んでの当初予算編成となっております。

なお、一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、当院のコロナ対策について、地域医療構想に関わって、多良木町選出の源嶋議員から、入院、転院されてきた場合の対応について、新型コロナ対応について、あさぎり町選出の小見田議員から、地域医療機関の連携の現状と将来の展望について、病院経営スペシャリスト養成機関への派遣について、地方公営企業法全部適用病院における設置自治体関係者（首長、議員、職員）と医師、看護師、その他医療スタッフとの連携についてを問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） 上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和4年度3月3日に、令和4年第1回上球磨消防組合議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。会期は3月3日の1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案どおり可決されました。

日程第4、議案第2号から日程第7、議案第5号までの上球磨消防組合職員に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

日程第8、議案第6号、令和4年度上球磨消防組一般会計予算については、慎重審議ののち、歳入歳出それぞれ6億5,100万円とすることを原案どおり可決されました。

なお、本町負担金は、1億25万3,000円です。

日程第9、一般質問、多良木町選出の猪原議員が質問いたしました。

以上、令和4年第1回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

ここで、少し遅れましたけれども議会放送をお聞きの皆様にお詫び申し上げます。放送機器の不調により、開会時間が遅れました。このあともお聞き苦しい点があるかもしれませんが、予めお知らせしておきます。誠に申し訳ございませんでした。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） それでは第2回湯前町議会定例会にあたりまして、主な行政報告を行います。

令和3年12月8日、湯前町社会福祉協議会理事会を保健センターで開催しましたので出席いたしました。同日、湯前町農業公社理事会を開催しましたので出席いたしました。

12月13日から17日にかけて、第10回議会定例会本会議が開会されましたので出席いたしました。

12月18日、くれないの森活動を町有林で開催しましたので出席いたしました。

12月20日、湯前町社会福祉協議会評議員会を保健センターで開催しましたので出席いたしました。同日、人吉球磨観光地域づくり協議会理事会が錦町で開催されましたので出席いたしました。

12月24日、人吉球磨広域行政組合議会定例会、並びに、定例理事会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。同日、くま川鉄道株式会社臨時取締役会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。

12月27日、JR九州商事株式会社へ表敬訪問を行いました。

令和4年1月5日、湯前町消防団出初め式を、小学校グラウンドで開催しましたので出席いたしました。消防団員118名が参加し、各分団と幼年消防クラブの通常点検のあと、放水競技が行われました。結果につきましては、小型ポンプでは、優勝4分団3部、第2位が2分団4部、ポンプ車の部では、優勝が2分団1部でした。また、年間活動総合の部でも、2分団1部（上下染田）が優勝いたしました。

1月6日、人吉球磨管内において新型コロナウイルス感染者の発生があり、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で行いました。

1月11日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、令和3年度くまもと

県南フードバレーネットワーク促進交流会について、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、令和3年度熊本県町村会定期総会の開催について、管内主軸事業上京要望について、その他でした。同日、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を行いました。

1月12日、企業等による森づくり活動に対する10年表彰式、並びに、森林吸収量認定書交付式が熊本市で開催されましたので出席いたしました。同日、湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で行いました。

1月13日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。主な内容は、入札及び随意契約締結について、その他でした。引き続き、人吉球磨定住自立圏推進協議会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉球磨能力開発センター臨時総会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。同日、若者会議を洋会議室で開催しましたので出席いたしました。

1月17日、第1回湯前町議会臨時会が開会されましたので出席いたしました。同日、議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。

1月21日 熊本県のまん延防止等重点措置が適用されたことによる湯前町新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で行いました。同日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので出席いたしました。

1月22日 午前1時08分、大分県日向灘沖で、速報値マグニチュード6.4、震度5強の地震が発生し、湯前町は震度4の揺れを観測しました。職員は自主登庁を行い、午前1時30分に湯前町災害警戒本部を設置し、第1回会議を応接室で行いました。その後、午前2時55分に第2回警戒本部会議を開催しました。公共施設等の点検結果を報告し異常がなかったことを確認し、職員を解散させました。同日、午前9時30分に第3回警戒本部会議を開催し、町内全域の住家、道路など被災の有無の調査結果を報告し、異常がなかったことを確認しました。

1月31日、那須良輔偉人漫画制作等活用検討会を洋会議室で開催しましたので出席いたしました。同日、人吉球磨地域公共交通活性化協議会がオンライン会議で開催されましたので出席いたしました。

2月4日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので出席いたしました。

2月10日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。主な内容は、令和4年第1回議会定例会の招集及び提出案件について、入札及び随意契約の締結について、行政監査結果報告書の提出について、その他でした。

2月18日、くま川鉄道株式会社取締役会がオンライン会議で開催されましたので出席いたしました。

2月21日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので出席いたしました。同日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されました

ので出席いたしました。

2月24日、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が多良木町で開催されましたので出席いたしました。同日、湯前町議会全員協議会が保健センターで開催されましたので出席いたしました。

2月25日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。

3月1日、同日、湯前町議会運営委員会が応接室で開催されましたので出席いたしました。

3月2日、同日、球磨郡町村長会が人吉市で開催されましたので出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、令和4年度本会事業計画（案）について、その他でした。

3月3日、上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。同日、湯前町農業再生協議会臨時総会を応接室で開催しましたので出席いたしました。同日、農業公社理事会を開催しましたので出席いたしました。

3月4日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が多良木町で開催されましたので出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 施政方針及び予算編成方針

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」、町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君） それでは令和4年度施政方針を申し上げます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、町政運営に対する私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。現在、本町は、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興と防災対策、加速する人口減少への対応という3つの大きな課題に直面しています。私は、令和の時代の始まりと合わせ、町民の皆様から信託をいただき、町長就任4年目の令和4年度は、任期最後の節目の年となります。私は、第6次総合計画に掲げた「マイ ホームタウン ゆのまえ」～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～をまちづくりのキャッチフレーズとして、令和4年度も現場主義を貫き、これら課題に対して、最後まで誠心誠意取り組んで参ります。

まず、令和2年年頭から町民を翻弄し続けている新型コロナウイルス感染症への対応についてです。令和3年度は、公共施設・学校における空気清浄機の設置、自動ドアへの変更や自動水栓化、中学校体育館トイレの整備や飲食店等における感染防止設備等導

入補助金の交付などの感染防止対策を実施しました。また、町民の暮らしや町経済への影響を最小化するため、子育て世帯等への臨時特別給付金の支給、町独自の施策であるくらし応援券やおいしか券の交付、売上が減少した事業者への支援金交付などの取組みを進めてきました。さらに、昨年5月からは、2回のワクチンの集団接種を進めました。9割近くの町民に接種していただき、おかげで昨年夏の第5波を乗り越え、町民の皆様におかれましては、穏やかなお正月を過ごすことができたことと思います。しかしながら、現在は、第6波の真っ只中にいます。年明けからは、かつて経験したことがないほど感染が急拡大し、1月21日からは、本町を含む県内全域でまん延防止等重点措置の適用が決定され、対策が強化される事態となりました。町としては、引き続き、感染防止対策に万全を期すとともに、最大の切り札である3回目のワクチン接種を円滑かつ迅速に進めて参ります。町民の皆様におかれましては、引き続き、接種へのご協力と、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。5歳から11歳までの小児への接種については、近隣町村や医師会と連携して、早期の接種体制の構築に努めて参ります。一方、町民の暮らしや町経済への影響を最小化することも重要です。そこで、国の交付金等を活用し、くらし応援券やおいしか券の交付、商工農林業者への支援などを盛り込んだ補正予算案を4月に提案したいと考えています。昨年夏に、第5波が直撃する中、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。参加した選手は、コロナ禍で不自由な練習を強いられる中、力強い精神力で限界までに追い込んだ体力をすべてフルパワーで燃焼させ、国民はその姿に感動しました。また、同時に多様性を尊重する「共生社会」の意義を発信することができたと思います。日の丸、君が代斉唱を聞くたびに国民の皆様が感動し、しっかりとレガシー（遺産）を残す大会でありました。そして、その感動とともに、私は、必ずや世界はコロナに打ち勝つことができると思います。

第二に、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興と防災対策についてです。昨年11月には、復旧・復興に向け、明るいニュースがありました。激甚な被害を受けたくま川鉄道は、1年5カ月ぶりに湯前駅～肥後西村駅間の運行を再開しました。再開当日、湯前駅前では、再開記念イベントを開催し、久しぶりの賑わいを取り戻しました。全線の運行再開に向け、大きな前進をしたものと思います。道路、河川、農地、農業用施設、林道などの災害復旧事業については、まだまだ時間を要しますが、引き続き、着実に進めて参ります。そして、豪雨災害の経験等を踏まえ、防災対策を強化します。具体的には、地域防災力の中核を担う消防団員の士気向上等に向け、報酬等の処遇改善を図るとともに、引き続き、油圧ショベル等の操作研修や、防災士の養成を進めます。新たに、地域活性化起業人を活用した「スポーツで学ぶ防災体験事業」を実施するとともに、住宅の耐震性向上に向け、耐震改修工事費だけでなく、耐震診断費を補助する制度を創設します。さらに、全世帯に配布しているIP告知放送端末は老朽化している上に生産が

終了しているため、新たな防災情報通信システムを令和4年度内に構築します。令和5年度からは、新たに全世帯に配布する防災ラジオと屋外スピーカーを利用し、防災情報等をお知らせすることとなります。

第三に、加速する人口減少への対応についてです。昨年11月に公表された令和2年国勢調査の結果によると、本町の人口は、5年間で9%減少しました。これは、県全体の減少率2.7%を大幅に上回る水準であり、平成12年からは5年ごとに5.8%、7.4%、8.9%減少し、年々加速しています。人口減少は、深刻な担い手不足や、地域文化・地域コミュニティの維持・存続、行政サービスの提供に支障が出るおそれがあるなど、広範な影響が懸念されます。人口減少に歯止めをかけるには、若者が希望を持って安心して働ける場の確保など、将来にわたって持続可能で魅力ある産業の振興や、誰もが住みたくなり、安心して住み続け、子育てしたくなるまちづくりの推進などが重要であると考えています。

まず、本町の基幹産業である農業の振興についてですが、農業公社のリスタートを進めたいと考えています。本町の農業が将来にわたって持続可能になるよう、農業者の負担軽減を図るため、農業公社において、町が購入した草刈機や田植機等を活用し、他町村の農業支援センターを参考にしながら、草刈作業等の受託を行います。ただ、他町村の農業支援センターでは、当初から順風満帆な経営ではなく1年、1年の積み重ねで少しずつ右肩上がりになっているとお聞きします。これまで休止状態だった公社には、車で言うなら固着したエンジン、ミッション等を復活させるための相当の知恵・手間・経費等が必要です。人員の確保で苦心したため、当初は少人数の人員体制でリスタートせざるを得ません。このような状態で、公社が、農業者の負担軽減という、本町農業を持続可能なものにするのに必要な公益性のある業務を進めるには、どうしても赤字が見込まれますので、町から経営安定のための支援が不可欠であると考えています。水稻の新品種「ぴかまる」については、試験栽培が2年目を終了しましたが、この品種の特徴をさらに観察するため、試験栽培を継続します。また、昨年から、ふるさと納税の返礼品としましたが、更なる魅力度・認知度アップに向け、尚絅大学と連携した商品開発を進めます。そして、その開発過程を物語化し、田植え、稲刈り等を体験する湯前オープン大学を開校したいと考えています。

次に、林業の振興についてです。本町では、JT等、企業との協働の森づくりを進めていますが、これは、県内でも先進的な取り組みとなっています。令和3年度は、昨年7月に株式会社紅中様との契約の更新、この3月下旬には、新たにダイダン株式会社様との契約締結、そして、JR九州商事株式会社様との契約の更新を予定しています。森づくりのご縁を大事に育てていき、民間企業のご意見をお聞きする機会を増やし、ネットワークの網を広げていくことが大事と思っています。

次に、商工業の振興についてです。商工業事業者の高齢化や後継者不足に対応するため、令和3年度から、事業承継サポート事業を開始しました。引き続き、商工会と連携し、事業継続、廃業回避、円滑な事業承継などを後押しし、担い手の育成、産業技術の伝承の取組みへの支援を行います。また、若者会議において、これからのまちづくりや産業おこしについて議論を展開していきます。さらに、コロナ禍における都市部から地方への新たな人の流れを捉え、新たにワーケーションの推進に取り組みます。製造業の誘致が難しい県南地域では、IT・サービス関連企業の立地が進んでいますが、本町では、まずは、これら企業との信頼関係づくりを構築した上で、将来的には事務所の立地・町民の新規雇用などにつなげて、若者の町外流出防止や定着を図りたいと考えています。

次に、観光業の振興についてです。ゆのまえ温泉湯楽里については、オープン以来累積黒字を続けていたものの、ここ2年は、コロナ禍で大変厳しい経営状態が続いています。徹底した感染防止対策や経営の合理化を実施していますが、先の見通しが立たない状態であり、経営安定のための更なる支援が必要と考えています。また、このような状況下ですが、老朽化した電気設備の更新など、先送りできない工事は実施いたします。さらに、コロナ禍におけるキャンプ場人気を捉え、新たな環境整備に取り組み、収益改善を図っていきます。この他、本町の豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの取組みとしてロゲイニング大会を新たに開催します。これは、町内の複数のチェックポイントを紙の地図とGPSアプリを使ってチームで巡るもので、都市部からの交流人口の拡大などにつながると考えています。また、全国の高校生の自転車ロードレースである「九州豪雨災害復興記念ツアー・オブ・九州2022」が、8月下旬に本町を含む5カ所で開催されることが決定しました。今後、複数年開催される可能性があり、宿泊や食事提供等に伴う経済効果が期待されます。

次に、住環境づくりについてです。交通体系の整備については、真に望まれている生活道路の改良舗装等における交通安全施設の整備を進めるとともに、道路構造物の経年劣化等に伴う損傷が利用者や第三者の被害につながらないように、修繕・更新を着実に進めます。中でも、現在通行止めとなっている下町橋については、新たに修繕に着手します。上水道の整備については、維持管理強化と耐震化を推進するため、引き続き、耐震性能を有するポリエチレン管敷設工事を進めます。住宅対策については、移住・定住の受け皿として、新たに子育て世帯向けの優良賃貸住宅の建設に着手します。併せて、個人住宅の新築やリフォームを支援し、移住・定住を促進します。

次に、福祉づくりについてです。多岐にわたる町民の皆様の生活実態において、困窮されている状況を軽減するため、主に福祉分野を中心に、町民からのご相談に迅速に助言等を行う社会福祉士を増員し、職員体制を整えます。これからもささえ合う体制の充

実を進めて参ります。また、高齢者の介護予防、健康づくりを推進し、お互いに支えあえる地域社会「地域包括ケアシステム」の実現に努めるところです。働き世代等、町民のスポーツ離れを踏まえ、令和3年度から、地域活性化起業人による健康支援、介護リハビリ支援等を進めています。新たに、高齢者や児童向けの運動教室の指導者の養成など、人材育成も進め、健康のまちづくりを推進します。公立多良木病院については、「公立病院は住民のための病院である」との認識のもとにその時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割です。医師の確保等、人材不足の問題があり、医療体制の充実が求められています。ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴う交付金により黒字決算ですが、感染拡大が落ち着くと、従来の厳しい経営状況に戻ります。この地域の医療確保のためには、ひとつには抜本的な経営改革など将来を見据えた体制づくりが必要です。また、医療体制の充実と医師の確保を図ることは勿論ですが、如何にして赤字脱却が出来るのか、構成町村長と十分な協議を重ね、地域医療の確保に向けた丁寧な取組みを進めていきます。

次に、教育の振興についてです。未来を担う子供たちに充実した教育活動を展開できるよう、引き続き、教育環境づくりを進めます。子育て支援策では、小中学校の給食費の一部軽減、ふるさと納税を財源とした小中学校の入学祝金の支給、修学旅行費用の助成、図書の購入、夢創出事業を継続します。そして、くま川鉄道全線復旧の願いと保護者の負担軽減を図るため、くま川鉄道定期券購入の一部助成も行います。文化財については、適正な保存と継承を行いつつ、観光資源として交流人口の拡大につなげていきます。令和3年度から始まった御大師堂の修理については、その修理状況をかなめ時に見学できるように計画します。漫画については、取組みを深化したいと考えています。まんが美術館収蔵の故那須良輔氏の作品や関連資料のアーカイブ化事業が一区切りとなりました。今後は、新たに雇用される学芸員や地域おこし協力隊が、作品の歴史的背景や、作品に込められた意味・影響などを整理した上で、専門家の意見も聴取しながら、全国に向けた情報発信を行い、町の活性化にもつなげていきたいと考えています。また、故那須良輔氏を題材とした漫画が完成しました。今後、それを教育現場等で活用していきます。

次に、情報化社会への対応についてです。これまで町による公設公営のインターネット接続サービスを実施してきましたが、整備後10年が経過し、光ケーブルや設備が老朽化しています。また、加入者の増加、動画視聴やオンラインゲーム、GIGAスクールなどへの対応にはケーブルの増強が必要であり、現時点での再構築が不可欠な状況となっています。そこで、令和5年度からの民間サービスへの移行に向けた取組みを進めたいと考えています。

最後に、今後、財政需要は更に高まることが予想されますが、引き続き、行財政の健

全化と持続可能な財政運営に努め、「オール湯前」を旗印に、「マイ ホームタウン ゆのまえ」～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～を目指し、職員一丸となって、新しい湯前の未来に向けたまちづくりを進めて参ります。なお、令和4年度の当初予算書からは、総計予算に基づき、1年間の現時点で見込める可能な限りの歳入、歳出額を予算（見積額）として見積計上し、国・県の予算成立後の交付決定等に予算の動向がわかり次第、適宜補正予算にて再調製（減額、増額）を行うこととします。予めご承知いただきますようお願いいたします。また、これまで申し述べた主な取組みのうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した取組みについては、補正予算案を4月に提案したいと考えていますので、併せてご承知をお願いいたします。

以上で施政方針を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時02分
再開 午前11時25分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

施政方針及び予算編成方針の途中です。発言を許します。

○町長（長谷和人君） それでは、令和4年度湯前町一般会計予算編成方針を述べます。国の令和4年度の地方財政対策については、一般財源総額は、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、交付団体ベースで令和3年度を上回る62兆円を確保しています。中でも地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を令和3年度の5.5兆円から1.8兆円へ大幅に抑制しました。本町の財政状況については、令和2年度一般会計決算の実質収支が約3億4900万円の黒字となったものの、新型コロナの影響もあり、歳入面では、個人所得が若干落ち込んだものの、全体では令和2年7月豪雨災害による地方交付税などの増額財源に依存する形となりました。また、歳出面では、会計年度任用職員制度導入による人件費の増額、災害復旧費の大幅な増額その他、新型コロナ交付金事業や特別定額給付金などの大型の事業に取り組みました。結果的に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度の97.4%から、令和2年度は89.7%へ好転しましたが、これは一時的なもので、依然として硬直的な財政状況が続いているものと認識しています。令和4年度は、歳入面では、コロナ禍の収束が見通せない中、個人所得税、法人税等の町税や地方交付税の増額は見込まれず、引き続き厳しい状況になると予想しています。また、歳出面では、新型コロナ対策に必要な予算とともに、早急に進めなければならない災害復旧事業等の予算を優先させる必要があります。厳しい財政状況下でも、町民サービスの質を低下

させず、疲弊しかねない町民生活や地域経済を支援する取り組みについて、国や熊本県の動きを注視しながら、迅速かつ積極的・戦略的に実施していくことが重要です。また、新型コロナが町民生活や地域経済に大きな影響を与えるとともに、感染防止対策、災害復旧事業など、多額の財政需要が継続される中、町民の安全安心な生活を守るため、引き続き防災減災対策を重視することとし、以下の方針に基づき、予算を編成いたしました。以下、重点項目ごとに説明申し上げます。

1. 命を守る安心安全のまちづくり

(1) 防災消防

近年、全国各地で災害が多発化、激甚化する中、本町は令和2年7月豪災害の経験をもとに、今後も発生を予測した風水害等の大きな自然災害から町民の命と暮らしを守るためにも、地域防災力を高める必要があります。地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団員等に積極的に携わっていただくため、そして団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解を得るため、報酬等の処遇改善を図るとともに、老朽化した消防ポンプと積載車の更新を行ってまいります。また、令和3年度にB&G財団防災拠点及び災害時相互支援体制構築事業で配備した油圧ショベル等の操作研修のほか、防災士の資格取得等を積極的に行い、災害支援活動が実施できる仕組みづくりに取り組み、災害への備えの強化を図ってまいります。集中豪雨や台風接近等が予想できる場合は、国や県、気象台等の情報収集に注力し、早期の避難指示を発令するとともに、「町民には自然と戦わせない」という使命感をもって防災減災の業務に努め、地区の自主防災組織等を主体とした総合防災訓練を計画するとともに、大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限に図れるよう努めてまいります。また、老朽化したIP告知放送端末の情報通信システムから、災害に強い新たな情報通信システムとして、防災ラジオのシステム整備に着手するとともに、これまで公設公営で運用してきたインターネット接続サービスは、これからの高度情報通信の進化に対応するため、そして災害時の通信障害等の復旧時間短縮に対応が可能となるよう民間によるブロードバンド接続サービスに移行する予算を計上しております。

(2) 防疫対策

新型コロナウイルス感染症については、出現し続ける変異株により今なお収束の見通しが立たない状況であり、社会経済活動の停滞が続き、日本経済全体に大きな影響を及ぼしています。また、令和3年度には県内での高病原性鳥インフルエンザ発生も確認され、県主導による防疫措置が取られました。新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防対策については、インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国や県の情報を収集し、町民の皆様に迅速な情報の提供と共有を図り、町民が新しい生活様式を継続、実践できるよう引き続き普及・啓発に取り組みます。また、ワクチン接種事業について

は、引き続き、国の方針に基づいた接種体制の整備を図るとともに、集団接種をメインとした接種事業に取り組んでまいります。高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病については、発生状況等の把握に努め、関係機関と連携した防疫対策に取り組んでまいります。

(3) 交通安全と防犯

交通事故の多くは高齢者の方が巻き込まれる割合が高くなっており、事故多発箇所の安全対策が必要となっております。また交通指導員会との交通事故を未然に防ぐ対策の意見交換を密に行い、町道の劣化した区画線の修繕やカーブミラーの新設、及び修繕を計画し、交通事故防止施策を進めてまいります。また、重大な事故や犯罪に発展しないよう、警察や学校との危険個所調査等を行い、通学路に重点を置いた防犯灯の新設、または既存照明のLED化による照明効果を高める施策を進めてまいります。

2. 次世代につなぐ持続可能な産業づくり

(1) 農業の振興

農業・農村を取り巻く情勢は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に向けた取り組みの開始に伴い、燃油や生産資材の高騰が続いている状況に加え、農業後継者や担い手不足、高齢化等の生産現場においても依然として厳しい状況が懸念されています。また、みどりの食料システム戦略の策定を受け、農業の目指す方向性を農業者・関係団体等とともに変化する情勢を注視していかなければなりません。このような中、国は今までの農業次世代人材投資事業に変わり、新規就農者育成総合対策事業が設けられます。本町は令和3年度に4名の新規就農者がありました。新規就農に対する相談等では、この事業や町単独事業により支援を行い、就農者の確保と支援を行ってまいります。また、令和4年度も水稻の新品種「ぴかまる」の試験栽培を行い、販売促進も視野に入れた取り組みも検討してまいります。農業振興関係では、令和3年度から農業振興検討委員会による、町の総合計画に掲載している、農業の振興の項目に掲げている施策を具体化するための意見交換と対応策の検討が進められており、この答申書が提出される予定です。答申されたものは地域農業者の現場の声になります。関連計画と整合性を図りながら今後の農業振興を図っていく上での町の農政の行動計画といたします。農業公社にあつては、公益性を重視し農作業受託を中心とする事業展開からリスタートを開始することとします。これに伴い事務所移転、受託作業の機械等の設備が整ってきました。これらの施設・設備を充実・発展させ、地域農業を支える組織を目指してまいります。畜産振興においても、輸入原料の高騰が経営の圧迫、また、担い手の高齢化等の課題と国際貿易関係などの要因も影響を受け、厳しい状況が続くことが予想されます。畜産業は基幹産業の位置付けばかりでなく、自給粗飼料生産により農地維持にも寄与しています。今後、耕畜連携、畜産奨励事業を推進するとともに家畜防疫にも努めてまい

ります。農業生産のための農業基盤整備は、県営事業で第二蓑谷ため池整備事業に取り組みと、上溝・中溝の用水路改修事業では、県が実施するハード事業採択に向け、町ではソフト事業である農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標などの定める基盤整備関連経営体育成等促進計画書の策定の予定です。この地区では農業振興の方向性等の検討、当地区ではスマート田んぼダム等の実証実験も継続して実施されます。農地集積も含め、事業完了後を想像した基盤整備事業を進めてまいります。なお、団体営事業では大谷地区の老朽化した用水路改修事業を熊本県へ新規要望を行っており、事業化できるように努めてまいります。令和3年度は、農地利用の集積・集約化の基礎となる人・農地プランの実質化に取り組みました。これは集落における農地利用を担う中心経営体への農地の集約化等の方針になります。農地利用の最適化を図るためには多くの課題がありますが、令和4年度に導入する農地情報システム等を活用し、農地集積のマッチング活動を農業委員や農地利用最適化推進委員がコーディネーター役となり活動を行い、成果を示すことができるように行政側も連携を図ってまいります。この他、令和2年7月豪雨による農地、農業用施設災害復旧事業は一部を繰越すこととなりますが、引き続き災害復旧工事を進めてまいります。

(2) 林業の振興

町有林は、管理計画に基づき伐採を実施していますが、伐期を迎えているにも関わらず伐採ができていない町有林も多くあります。令和3年度は、今後の伐採等の計画性を持たせ、かつ地形や周辺の条件・環境に配慮した町有林伐採の検討会を有識者等と行いました。この検討結果を踏まえ、伐採後には再生林を通じての森林の若返りのため、伐って、使って、植えて、育てるという循環利用サイクルに取り組んでまいります。その他の森林整備事業は、森林資源の活用と適切な管理の両立のため、森林経営管理法に基づく森林経営意向調査や、林道台帳整備及び森林解析・地形解析を令和3年度に引き続き実施することとしており、更なる森林整備、保全等に努め、併せて林業事業者の育成・支援への検討も行ってまいります。なお、この財源には森林環境譲与税を活用することとしております。林業生産基盤である林道の災害復旧事業については、令和2年7月豪雨で被災した5路線について引き続き復旧工事を進めてまいります。なお、詳細設計ができていない3路線は令和4年度に着手し、条件が整った路線から復旧工事に着手することとしています。

(3) 商工業の振興・観光の振興

新型コロナウイルス感染症は、飲食業や観光業をはじめとする商工業者の経営に多大な影響を及ぼしています。町はこれまで商工会と連携し各種支援策を講じてきたところですが、災害級ともいえる影響を受けながらの事業経営は依然厳しいものとなっています。令和4年度においても、商工会との連携により事業者の実情把握に努めるとともに、

国や県の動向を注視しつつ、引き続き町として必要な対策を講じてまいります。商工会が昨年度から取り組んでおられる国補助事業である伴走型小規模事業者支援推進事業は、商工業者の販路開拓等への支援が目的となっています。その取り組みに町も関わりを持ち、必要に応じた支援を検討してまいります。商工会預託金については、国・県等の融資制度が充実する中、利用が低迷している実態を踏まえ、既存貸付残高の償還終了をもって制度を廃止する方針としています。町単独事業である小規模事業者持続化補助金事業は、継続して実施し、意欲ある小規模事業者への支援を行ってまいります。また、年々深刻化する後継者不足問題に対応するために、令和3年度に創設した事業承継サポート事業は、すでに複数の採択を行っているところです。制度の周知を図り、計画的で確実な事業承継への支援を進めてまいります。広域連携による企業誘致活動をさらに推進するため、令和4年度から熊本県企業誘致連絡協議会に参画することといたします。また、企業の地方移転の機運の高まりを好機と捉え、ワーケーションやサテライトオフィスといった新たな事業にも着手したいと考えておりますので、まずは既存施設や遊休施設を活用した事業展開を模索し、地域経済活性化や雇用創出につなげてまいります。観光振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年以上にわたって誘客促進のための事業が思うように展開できていないのが現状です。特に、恒例となっている各種団体によるイベントの相次ぐ開催自粛により観光入込客は激減しているところです。そのため、コロナ禍でも対応できる新しい形のイベントの実施に取り組むことといたします。その中で観光資源や地域特産品の情報発信を行い、地域経済への波及効果を目指してまいります。本町唯一の温泉宿泊施設である湯楽里についても、新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい経営が続いています。国・県の各種支援制度の活用を図るための情報提供等に努めるとともに、町民の皆様はじめ関係各位のご理解をいただきながら経営持続化の支援を検討いたします。そのような中、湯楽里の施設全体にわたる電気設備の更新時期の到来に伴い、その対応が急務となっています。厳しい経営環境ではありますが、施設存続のための整備を行ってまいります。一方、グリーンパレスについてはコロナ禍におけるキャンプ場人気や公園人気の高まりを受け、令和3年度の売り上げは堅調となりました。この好機を生かし、新しい観光需要にマッチした環境整備にも取り組んでまいります。また、官民で構成する人吉球磨観光地域づくり協議会は、管内10市町村との連名により観光庁の候補DMOへの登録申請を行いました。今後、さらに広域連携によるスケールメリットを生かし、民間主導のもとマーケティングの視点に立って、新たな食、土産物、体験メニューなどの開発に取り組み、地域資源の発掘と効果的な磨き上げを図りながら地域経済への波及効果を目指してまいります。

3. ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり（住環境の整備）

道路対策については、通学生や住民の方が安全に通行できる環境整備としまして、町道新村線歩道整備を引き続き取り組んでまいります。町道舗装修繕工事については、個別施設計画に基づき実施することとしており、橋梁については、定期点検業務委託及び点検結果に基づく下町橋等の補修工事に取り組むこととしております。さらに、道路維持、河川管理に関する事業として、道路側溝などに溜まる土砂除去のための予算、また大雨等の際、河川敷地内で災害の起因となり得る竹木の除去のための予算を計上いたしました。令和2年7月豪雨の災害復旧事業については、最優先事業として鋭意取り組んでいくこととし、災害の発生が懸念される箇所については、防災・減災に資する事前対策として実施してまいります。農道を町道に移管するため、道路台帳作成業務委託1路線を対象とし、交付税算定の基礎資料の整備を行ってまいります。熊本県事業については、国道219号歩道整備事業上里工区、県道幸野染田線、錦湯前線道路改良事業が引き続き予定されていることから、今後も熊本県と事業推進に向けた協力関係を保ち、事業に伴う負担金を予算化して対応を行ってまいります。公共交通については、くま川鉄道の全線復旧に向け、くま川鉄道再生協議会における取り組みを着実に推進するとともに、本年3月に策定する人吉・球磨地域公共交通計画に基づく施策を実施してまいります。町営住宅については、令和4年度については、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の建設を開始することとし、今後も多様な要望に応えるため、住環境の整備を推進してまいります。環境衛生については、環境にやさしいごみ処理体制の実現のため、一般廃棄物処理実施計画に基づいて、人吉球磨広域行政組合と連携しながら適正なごみ処理を推進するとともに、広報等によりごみ排出量を減らすための意識啓発のための周知を行ってまいります。また、生ごみ処理容器等設置事業補助金の活用により、生ごみの減量化と堆肥としての再資源化を図ってまいります。

ペットの適正飼育についての意識啓発を行うとともに、畜犬の登録及び狂犬病予防接種の徹底などを推進してまいります。熊本県の事業を活用し、引き続き、湯前町ブロック塀等耐震化支援事業及び耐震改修等事業補助にも取り組んでまいります。合併処理浄化槽設置補助につきましても同様に、環境改善のために推進を図ってまいります。昨年度から内容を一部見直して実施しております住宅リフォーム・空き家リフォーム等事業のほか空き家バンク事業は継続して実施いたします。平成30年度に実施した空き家実態調査の追跡調査について、区長様のご協力や本年2月に着任した地域おこし協力隊の協力をいただきながら実施することといたします。実態把握により空き家の利活用を促進し移住定住の促進を図ります。

4. ささえ愛で心温まる福祉づくり（健康・福祉の増進）

第6次湯前町総合計画における、健康・福祉の増進については、「ささえ愛で心温まる福祉づくり」をキャッチフレーズとし、子どもから高齢者までが安心して生活が送れ

るよう健康増進・福祉施策の推進を基本方針に掲げ各種施策に取り組んでまいります。健康増進については、「健康増進計画」に基づき各世代のライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。栄養・食生活に重要となる歯と口腔の健康づくりとして幼児から高齢者までの歯科検診やむし歯予防の充実を図ってまいります。疾病の予防・早期発見・重症化予防につながる各種がん検診や総合健診などの受診勧奨に取り組み、生活習慣病対策を推進するとともに各種保健事業、介護予防事業などを実施し、健康寿命延伸を目指してまいります。また、令和3年度から開始した若年層健診についても、対象者への周知を図り健康づくりの意識向上と40歳到達後の特定健診受診率向上を目指してまいります。未だ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症については、令和3年度に引き続き64歳以下の新型コロナワクチン追加接種を実施するとともに、5歳から11歳の小児に対するワクチン接種についても医療機関等と連携し取り組んでまいります。また、各種予防接種や乳幼児健診を通して、子育て世帯支援施策の充実を図ってまいります。地域福祉の推進については、第4次湯前町地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動の要である社会福祉協議会のほか、民生委員・児童委員協議会などの関係機関や老人クラブ連合会・各種ボランティア団体等と連携しながら高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など福祉分野毎の個別計画に掲げた施策に取り組んでまいります。障がい福祉では、共同生活援助（グループホーム）や就労継続支援などの障害福祉サービス利用の増及び報酬改定等による扶助費の増に対応するため、必要な障害者介護給付・訓練等給付扶助費を確保し、事業所や関係機関等と連携を図りながら障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。また、障害児の支援についても対象児童の把握と適切なサービスの提供を図るため、事業所や関係機関等と連携してまいります。高齢者福祉については、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者の生きがいと健康づくりに対する各種支援のほか、介護予防・健康づくりのための地域の通いの場の活動支援等に引き続き取り組んでまいります。また、令和3年度に引き続き特別養護老人ホーム福寿荘の施設改修への補助を行い、施設の維持・継続入所者の生活環境整備・安全確保のための支援に取り組んでまいります。児童福祉では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、引き続き地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの各種支援施策に取り組んでまいります。未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況下にある中、就労する子育て家庭の保育の受け皿である保育園、こども園、学童クラブが果たす社会的機能の維持を図るため、令和4年度も引き続き各施設の状況に応じた感染症対策への支援を講じてまいります。また、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の各種事業を活用し、保育園、こども園の保育士や学童クラ

ブの児童支援員等の賃上げに対する補助事業にも取り組み、新型コロナウイルス感染症対策と少子高齢化に伴う人材不足への対応が重なる現場の最前線において働く職員の処遇改善を図ってまいります。

5. 地域をつなぐ人づくり（教育・人材育成）

まちづくりを進めていく中で、人づくり、その中でも教育は避けて通れない最も重要な核として位置付けられています。町民の皆様が、常に学び、常に親しく、つながりの持てる明るい地域を目指し、各事業の推進を図ってまいります。学校教育については、小中連携を深め、小中一貫教育を推進していきます。併せて、地域と学校を結ぶ湯前町学校運営協議会と、学校と地域が連携した地域学校協働活動を引き続き支援し、小・中学校共通の教育目標である「ふるさとを愛し、一人一人が輝く徳・知・体の調和のとれた児童・生徒の育成」に努めてまいります。学校関係になりますが、令和3年度には、小学校校舎の外部改修工事に着手し、雨漏りや老朽化対策を行い、校舎の長寿命化を図りました。令和2年度に実施しました、中学校校舎の外部改修工事と合わせまして、長寿命化事業が済んだこととなります。また、英語教育推進のための英検等受験料補助と、給食費の補助を引き続き実施し、さらに令和3年度から新たに制度を創設した小・中学校へ入学される児童生徒の保護者の方への入学祝金、そして、子育て世代の就学環境支援を目的とした高校生等通学定期券の補助、さらに小・中学校の修学旅行の補助も引き続き実施することとし、保護者の皆様のご負担の軽減を図り、子育て支援を進めてまいります。更に、新型コロナウイルス感染症対策として、ICT関連の機器、設備、ソフト等の効率的な活用を図ってまいります。社会教育については、引き続き、生涯学習等の事業を通じて町民の皆様一人一人が、心健やかに、学び合い、高め合い、生きがいの持てる交流の機会や場の提供を行い、また、各公民分館活動の支援を行ってまいります。令和2年度から実施をしている下里御大師堂保存修理工事をはじめ、文化財の保護及びその地域活動等の支援を図ってまいります。湯前まんが美術館においては、湯前まんが美術館等活用計画によるアーカイブ事業やデジタルミュージアム構想により、ウィズコロナ・アフターコロナの事業展開を意識しながら、町民の皆様に、より親しまれ誇れる美術館になるよう努めてまいります。社会体育については、小学生の社会体育として放課後に実施されている総合運動クラブの活動を継続して支援してまいります。また、各関係機関や地域体育組織などと連携を図りながら、B&G海洋センターを拠点とした事業を展開していく中で、令和3年度からの「地域活性化起業人制度」を活用し、各種教室の開催と指導者・担い手の育成、各種団体との連携など、町民の皆様の健康づくりを強力に推進してまいります。

6. みんなで描き育むまちづくり（行財政運営）

町の最上位計画であります第6次総合計画に定める施策や事業計画の取り組みを着実に進め、その進捗状況や実施工程を確認しながら推進してまいります。令和4年度の一般会計予算については、令和2年7月豪雨災害で被災した河川や町道・林道等の災害復旧と、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を引き続き優先させることとしております。なお、前年度の当初予算を上限とした上で、経常的経費等の削減を考慮した予算編成を行い、さらに、町単独の補助金等は、事業の目的・内容・効果の精査を行い、補助率等のほか、制度そのものの必要性和見直しを継続して実施するとともに、第7期行財政改革計画等に基づいた事務事業の改善に取り組み、その進捗状況、各年度の目標及び実施行程を確認しながら推進してまいります。ふるさと納税については、制度本来の趣旨を念頭に引き続き全国のみなさまに応援していただけるようなプロジェクトの企画立案とその情報発信に注力してまいります。若い世代の人口流出、出生率の低下などは町の重要課題であると捉えております。そのため、昨年度に引き続き若者会議を開催する中でまちづくりに対するご意見をいただき、政策に反映していくことといたします。併せて各分野で活躍できる若い人材の育成にも努めてまいります。

令和4年度湯前町国民健康保険特別会計予算編成方針

国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、かかった医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより県が全額負担する仕組みとなっています。この納付金の算定については、過去3年間にかけた医療費が基準となっていますので、その医療費を抑制するためには、病気の早期発見、早期治療が重要となっています。特に国が義務付けている40歳以上を対象とする特定健診についても検診受診の更なる周知を行い、新型コロナウイルスの影響で、多くはできませんでしたが、これからも受診勧奨を継続し、医療費の適正化を図るとともに、町民の健康増進を進めてまいります。また、納付金の財源となります保険税につきましては、加入者の減少が見込まれる中、未就学児の均等割りの減額等が始まる所です。これから全国的にも保険料水準の統一の向けた動きが活発になっていくと予想されるため、将来的な見通しが立たないところではありますが、今後も、適正な賦課、適正な徴収を行い、収納率向上に努めながら、財政的にも安定した運営に取り組んでまいります。

令和4年度湯前町下水道事業特別会計予算編成方針

本町の下水道の接続率は、令和2年度末現在、83.0%となっています。下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設であります。今後も接続率の向上に努めてまいります。下水道サービスを持続的に提供していくためには、施設の点検・調査による健全性の把握と、健全性に応じた施設の修繕・改築による機能の維持・向上といった計画的な施設管理が求められ、本町の施設管理計画である「下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、施設の点検、修繕等を実施してまいります。

また、経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や収益率の向上に努め、将来を見据えた経営状況の的確な把握に努めてまいります。そうした中、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくための手段のひとつとして、下水道事業における、公営企業法適用については、昨年度から取り組み、令和6年度の法適用（公営企業会計化）を目指し、4ヶ年計画の3年目として計画的に取り組んでまいります。また、公営企業会計化と併せて、現在の人頭制による料金体系を、従量制の使用料金体系に見直しますが、その料金水準についても検討を進めてまいります。

令和4年度湯前町介護保険特別会計予算編成方針

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けられるように社会全体で支えあう仕組みとして平成12年に導入された介護保険制度も早23年目を迎えようとしています。令和4年度は、3年を一期とする「第8期湯前町介護保険事業計画」の中間年度であります。団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進してまいります。介護予防・重度化防止を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、リハビリ専門職や歯科衛生士を活用した各種介護予防教室の充実及び地区公民分館等の通いの場での継続的活動支援を図ってまいります。また、要介護状態等になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築・深化のため、上球磨地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係機関等と連携を図り、「在宅医療と介護の連携推進」、「認知症施策の推進」、「地域包括ケア会議の推進」、「生活支援体制の整備」に取り組んでまいります。平成28年度から開始した公民分館等における住民主体の通いの場の取り組みは町内のほぼ全域に広がり、参加者の体力の維持向上や外出機会と会話の増加による認知症予防、参加者相互の見守りなどの支えあい生まれ安心した地域につながっています。また、高齢化率が上昇しつづける状況の中、介護予防と保健事業の連携を図るとともに、介護保険事業の適正な運営のため、要介護認定及び介護給付費の適正化と健全な財政運営に努め、介護保険制度の理念である高齢者の自立を支援することに取り組んでまいります。

令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算編成方針

後期高齢者医療保険は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、健康に過ごすために国民全体で支えあう医療保険制度です。運営は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担い、町は被保険者と直接接する窓口としての業務を担っています。制度発足時の町の

総人口に占める加入者割合は、20.8%でしたが、令和2年度末では、25.8%となっており、5.0%の上昇、一人当たり医療費についても、15万円ほど増加しています。令和4年からは団塊世代の年齢到達による加入が始まり、その団塊世代のジュニア世代が加入となる令和32年頃にはこの制度のピークを迎えることとなりますので、将来を見据えた運営を図っていく必要があります。そのため、加入者各々が自己管理や各種検診等を確実に受診して頂けるよう勧奨を強化し、健康に対する自覚を促進していくと共に、健康増進に資する保健事業を積極的に図ってまいります。また、令和4年度途中から、一定以上の所得のある加入者の方は、医療費の個人負担の割合が現在の1割から2割への引き上げされるようになりますが、引き続き収納率100%達成を目標といたします。これからも、運営主体となる熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を強力に進め、将来に亘って、健全で安定した財政運営が継続できるよう努めてまいります。

令和4年度湯前町水道事業会計予算編成方針

令和2年7月豪雨において、水道施設についても被害を受けましたが、幸い、長期の給水停止には至らず、水道の配水については早期に復旧させることができました。令和4年度については、災害防止対策として浄水場フェンス設置及び取水堰の改修を計画しております。また、継続して取り組んでおります管路の布設替えについては、令和2年度から生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、老朽化した配水管の更新と併せて管路の耐震化を進めています。令和4年度は山ノ口地区から上村・下村地区を計画し、配水管更新、施工延長約1,900mを予定しているところです。今後も水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努めてまいります。将来的な人口減少による水需要の減少に伴う収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれる中、将来も安定的に安全な水を供給するための努力を継続していくことを使命として、今後も取り組んでまいります。

以上、令和4年度施政方針並びに令和4年度一般会計、特別会計の予算編成方針を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「一般質問」を行います。

本日は、味岡議員、西議員、遠坂議員の3名を予定しております。なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、質問者・答弁者共に自席にて発言ください。

それでは、順番に、発言を許します。

一つ、免許返納の環境づくりについて、味岡議員の質問を許します。

○7番（味岡 恭君） 7番議員の味岡です。通告書に従い、免許返納の推進と環境づくりについて、一般質問をします。

全国で高齢者ドライバーによる重大事故や、高速道路での逆走などが相次いでいます。運動機能や判断力の衰えが原因となるケースも多く、警察や自治体は免許の自主返納を促していますが、なかなか進まないそうです。多良木署管内での湯前町内の免許返納者受付数は、令和元年33件、令和2年24件、令和3年が20件だそうです。免許返納は県運転免許センターでも受け付けているので、はっきりとした数字はわからないそうです。

また、県全体の返納者数は、新聞等によりますと2013年度は1,623人で、2020年度の返納者は6,689人、本年度も昨年の10月末時点で4,890人の免許返納者があるそうです。あくまでも運転免許返納申請者数です。返納申請をなさらない方も多くおられると思います。多良木署の話では、管内でも免許返納者が令和元年度までは伸びていましたが、コロナの影響か何か分かりませんが、免許返納率が少し下がってきたように思われるとのことです。地域によっては車は生活の足ですといわれます。手放せない事情はよく分かりますが、高齢者の事故等も増えており、機会あるごとに返納の申請を推進されておるそうです。

なお、交通係の話では、70歳以上の免許返納者は警察や県運転免許センターで、運転経歴証明書が公的な身分証明書として交付されているそうです。

では、湯前町では免許返納について、どのように把握され、どのような免許返納の推進をなされているのかをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、免許返納者の把握についてですが、福祉タクシー券の交付申請の中に、利用対象者の区分欄を設けております。その中に、運転免許を未取得または失効、または返還により不所持という項目がございます。令和3年度の申請者数、これは1月末現在ですが、396人のうち未取得が202名、失効が44名、返還が146名という状況でございました。

それから、免許返納の推進ということですが、現在総務課のほうですけれども、年に1回旬報に記事を掲載しております。直近では、令和4年2月1日発行の旬報湯前におきまして、運転免許返納を検討しませんかという記事を掲載しております。

それから、保健センターにおきまして、認知症の症状などで相談に来られた場合など、免許返納についての説明なども行っている状況です。

○7番（味岡 恭君） 質問がダブるかもしれませんが、令和2年9月の湯前まちづく

りアンケート調査の、公共交通サービスの状況調査で、どちらともいえない、どちらかといえば不満が約 65 パーセントの方がおられます。免許返納と移動支援について、先ほども言われましたが、アンケート調査とか高齢者の移動支援助成金のときに項目を決めて、どういうことを聞かれているのかをお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） アンケート調査について、最近の実施したものにつきましては、まず平成 28 年度に 65 歳以上の町民を対象にしまして、移動手段に関する実態調査を実施してございます。次に平成 30 年度、この時には福祉タクシーの申請者を対象に、窓口申請に来られた際にアンケート調査を実施しております。

それから、今年度ですが、これは福祉タクシーの利用券につきまして、タクシー業者に運行経路を詳しく記入していただくよう依頼しておりまして、目的地の調査を実施しております。

○7番（味岡 恭君） 今後です、アンケートや聞き取り調査などをされ、今後も活気ある地域創生に取り組むためにも、活用されればと思います。高齢化率も各町村 40 パーセント以上です。湯前は 45 パーセントと聞いています。これからもまだまだ高齢化が続くことだと思います。各自治体も高齢者の移動制度は各町村で支援がなされています。高齢者の足を確保できれば、交通事故防止だけではなく健康や経済面、何よりも地域の活性化に繋がるのではないのでしょうか。湯前町では移動支援に先ほども言われましたが、高齢者等移動支援助成金がなされています。2020 年度の助成金の決算が 672 万 5,500 円でした。バスとタクシーの利用割合をお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和 2 年度決算におきましては、バス利用が 0.1 パーセント、金額が 7,000 円でございます。タクシー利用が 99.9 パーセント、金額にしまして 671 万 8,500 円という状況でございます。

○7番（味岡 恭君） バスの利用は数千円ということですが、あとはタクシーということですか。なぜバスの利用が少ないのかお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） バスにつきましては、時刻表が決められております。またバス停が固定されておりますので、そういう自由度が聞かないということが原因であると推察しております。

○7番（味岡 恭君） では、多くの方がタクシーを利用、金額が約 670 万円です。何名ぐらいの方が利用なのか、またタクシー利用助成券 1 冊利用者が何名で、2 冊利用者が何名なのか、また利用者は町の中心部と以外の割合はどうか、分かる範囲でお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和 2 年度の福祉タクシー利用者数ですが 407 名です。そのうち 1 冊目の交付の方が 139 名、2 冊目も交付した方が 268 名、その中で 2 冊目を全て使い切った方が 142 名おられました。それから町の中心部とそれ以外の割合という

ことですが、まずは町の中心部を上里1区、2区、3区、中里1区、2区、それから上染田、下染田、下里、植木とした場合に割合を出しますと、町中心部の利用者は約3割、それ以外の利用の方が7割という状況であります。

○7番（味岡 恭君） では、令和4年度も高齢者の方も増えており、高齢者等移動支援助成券の利用者も増えておりますので、今年度はどれくらいの見込みなのか、予算はあがっておりますけれども増える予定なのか、どうなるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和3年度の実績見込みということで、まず1月末現在にタクシー助成額が563万1,500円となっております。2月、3月を見込みまして、2月、3月の利用が令和2年度と同じぐらいと見込みますと、ちょうど令和2年度の決算額670万円ほどになるような見込みを立てております。

○7番（味岡 恭君） では変わらないということですね。はい、分かりました。

利用助成額は、一人1年間1冊1万2,000円が2冊までです。町の中心部から離れた地域の高齢者夫婦または高齢の一人暮らしの方々は、年間2万4,000円では足りない方もおられるんじゃないかなというふうに思います。

まちづくりアンケート調査で、あなたの年齢調査は、70歳以上が今年の2月末で約36.5パーセントだそうです。高齢者、免許保持者も多いのだらうと思います。生活の足として高齢者等の環境整備としては、コミュニティバス等がいいのかなと思いますが、経費など課題もあると思います。

話は少し変わりますが、ありがたいことに町民の方々による高齢者や障がい者の方々のサポートに、ちょこっとボランティアや移動販売などもあり、日常生活に大変助かるサービスです。

しかし、高齢者の方に話を聞けば、何回も話しますように「車は生活に欠かせない生活の足です。」と話されます。

そこで、町長にお伺いします。免許返納を後押しするために、移動支援の環境整備をどのように考えておられるのか、また新たな支援制度の導入計画はないのでしょうか、お伺いします。

○町長（長谷和人君） 現在、人吉球磨におきましてはですね、公共交通計画が今年度末に策定予定となっておりますのでございます。これはくま川鉄道の全線復旧後の将来像といたしまして、あさぎり、水上のくま鉄と産交バスの重複する区間の、産交バスをコミュニティ交通への見直しというかたちで進めるというふうなことでございまして、そのため、この関係町村が連携したコミュニティバスの運行などにつきまして、今後の協議が必要となってくるという形になってきます。これまで幹線扱いとなってきました、あさぎり、水上間でございますけれども、これも併せまして、加えて町内の公共交通の在り方についての議論が必要となってくるということで、今後の形が見えてくるの

かなというふうには思っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 町長、新たな移動支援制度導入の計画はないのか、ちょっとお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。現時点におきましてですね、この高齢者等の移動支援助成事業につきましては、利便性の観点で最適な支援制度だというふうにも考えておりますし、他の支援制度の導入については考えていない。ただし、支援額がこれ以上大きくなった場合につきましてはですね、財政面を考慮した見直しの検討も必要になってくるかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申しましたように、今後公共交通計画が立てられますので、それとも整合性を含めながら行っていかなくてはならないというふうに思っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 阿蘇地域のある町で、免許返納者等の後押しするために、高齢者用電動椅子を利用したシニアカーの貸出制度を、条件付きでちょうど1年前より取り組んでおられます。生活の足を手放すのは難しいのか課題もあるように聞いています。

湯前町は阿蘇の町の約3分の1の面積で、急な坂道等も少なく導入はやりやすいのではないかと思います。シニアカーは近くの買い物等に利用するには十分ですが、遠出ができない不便さがあります。シニアカーの貸し出し、シニアカーの購入時補助金制度を設けるなどできないものか、生活の足を確保し免許返納の推進に努めてはと思います。制度の導入について、町長に意見をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 今、シニアカーの貸し出し、または購入の補助という考えについてということでございますけれども、高齢者ドライバーの免許返納を後押しするために、自治体によりましては貸出事業等をやられている自治体がおられるところがございます。その現況を調べますと、貸し出しが低調に推移しているようでございます。近場での利用では十分ではございますけれども、町内におきましての遠出となるような、いわゆる移動時間がかかる場合については、不便さを感じていらっしゃるというような実態もあるようでございます。

また、貸し出した場合につきましてはですね、当然管理者側のシニアカーの整備等が必要になってまいりますし、いわゆる管理者側の責任でございますけれども、もし整備不良になります事故が発生した場合、または自損事故であったとしても管理者側の責任が追及されるケースも考えられるところでございます。このシニアカーにつきましては、遅い速度でございます、であってもですね歩行者と接触ということであればですね、重量もございます。そのため相手を負傷させるケースもあるようでございます。また、運転ミス等による側溝への転落、それから上り坂、下り坂での転倒、踏切内で電車と接触するような事故も報告されているようでございます。このためですね、先ほど

も申しましたけれども、最悪の場合でございますが、民事上の責任を問われる恐れもあるということでございます。

また、このシニアカーも経年劣化いたしますので、当然、整備費も嵩むことも考えられるところでございますので、この点につきましては、貸出制度につきましては慎重にならざるを得ないのかなというように、私は思ったところであります。

また、導入補助金でございますけれども、ちょっと調べさせてもらったんですけども私自身、補助対象となる要件、条件等も必要となつてまいりますので、先ほど申しました他の自治体の事例もあるようでございますので、調べさせていただければというふうに思っている次第でございます。

○7番（味岡 恭君） もし、導入するとすれば、車と違って身体はむき出しで、見守る側としては不安が募るでしょう。そのためにも、利用者の安全確保や道路整備、利用者の安全講習、また、シニアカー専用の駐車スペースを設けるなど、対策が必要だと思います。利用環境の整備について、町長にお伺いします。

○町長（長谷和人君） このシニアカーにつきましてはですね、道路交通法では歩行者というふうにみなされているところがございます。歩道の通行が義務付けられております。運転免許は不要でございます。ヘルメットの着用義務もございません。味岡議員のおっしゃるとおりでございます。

先ほど私答弁いたしましたように、運転のミスによります側溝への転落、それから上り坂、下り坂での転倒の事故も報告されております。ですから道路におきます安全施設の整備につきましては、国・県道におきまして引き続き安全施設、歩道の改良整備を引き続き要望していかなければならないのかなと思っております。

また、町道におきましても、現在、小中学校そして保育園のですね、登下校時の歩道の整備も一部完了しておるところでございます。こちらのほうも引き続き、必要な安全施設、そして歩道等につきましてもですね整備を進めていきたい、かように思っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 最後に、免許返納推進のために、シニアカー補助金制度と環境整備を要望して、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一、免許返納の環境づくりについて、味岡議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、免許返納の環境づくりについて、関連質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、一つ、攻めの施策による地域の活性化に向けて、西議員

の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） 皆様、お疲れ様です。ただいま議長の御指名をいただきました。議席番号2番、西靖邦でございます。本日は通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問事項、攻めの施策による地域の活性化に向けて。要旨1、「道の駅」将来構想の考えはないかについて、3つの質問をします。

1つ目、「道の駅」は制度創設以来、四半世紀が経過し、令和4年2月9日現在、全国で1,194駅、熊本県では35駅が登録されております。これまで「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設となっていました。しかし、近年では、地元の資源を生かし、農林水産業や観光と連携して地域振興に資するだけでなく、地域住民のための交流施設や防災施設、そして今や地域活性化の拠点へと、その役割は大きく変貌しています。国土交通省では、2020年からは第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」として位置づけており、新たに加わった道の駅と共に、機能強化に乗り出しています。

地域に与える効果ですが、成功事例として、群馬県川場村の道の駅「川場田園プラザ」は、地域資源を生かし、村民と来訪者の交流の機会を提供しており、人口約3,200人の村において道の駅への来訪者は年々増加し、現在年間の利用者数は約190万人となっており、その7割がリピーターといわれています。正に、経済・地域活性化の効果は、地域に広く波及しているといえます。

当町においても、道の駅を拠点とした湯前町のまちづくりは考えられないか、観光振興としての、町の玄関としての位置づけは考えられないでしょうか。商工会や地域団体、住民たちとの連携をうまくとっていくことで、地元の積極的な参加により多くの人が取り組み、地方創生に成功すれば、地域住民の満足度が上がることはもちろん、地域への移住者も増え、より一層地域を盛り上げることができるのではないのでしょうか。町の賑わい創出を目的とした施設で、地元の特性を生かし、例えば、ぶどう本来の個性を抽出するワイナリーを併設するなど、特色のある道の駅を整備することで、地域の核が形成され、活力ある地域づくりにつながっていくのではと思っております。

今、令和2年7月豪雨災害の復旧や新型コロナウイルスの感染防止対策等で大変な時期にありますが、未来を見据えた構想のうち、道の駅は最も有効性のある施策の一つであると考えています。道の駅の整備に向けた事業構想を、攻めの姿勢で臨み進めるべきと考えます。町長のご見解についてお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） ただいま西議員のほうから、未来を見据えた構想のうち、道の駅は最も有効性のある施策の一つであると、攻めの姿勢で道の駅の整備に向けた事業構想を進めろというふうに言われたところでございます。今回、議会におきます道の駅関係の質問は初めてでございます。先ほどのお話の中で成功事例も、それから地域活

性化の効果もお聞きすることができたところでございます。

私この道の駅に関しましては、まだ知識が浅いというところもでございます。それで、この事業構想というふうな質問に対しましては、これから新しく始める事業でございまして、その内容、それから規模、実現方法など、具体的に考えて骨組みを求めることになります。そして、事業について更に深く考え、問題点も細かく分析するというのが、事業構想に入ろうかなというふうに思っております。

このため、道の駅の構想につきましては、私といたしましては、肯定的には考えていければというふうには思っております。ただ、いかんせんまだ私知識が浅くございますので、私はその方向でいきましょうという発言をした時点から、既に独り歩きが始まってしまうということになりますので、ここは慎重にというふうに思っております。西議員の攻めの姿勢の質問に対しまして、私慎重な答弁ということで御理解を賜ればというふうに思っている次第でございます。

○2番（西 靖邦君） 答弁ありがとうございます。町長の心の思いに込めた目的や目標に向かって、肯定的に答弁をいただきましてありがとうございます。

道の駅は、多様な形で地域を支える来訪者にとりまして、また訪れたい、住んでみたいと思う賑わいのある空間を提供する施設となることを目指していただきたいと思います。

2つ目、今後、人口減少と超高齢化の時代を迎え、急激な労働力の減少と高齢者の爆発的増加という、誰も経験したことのない社会がやってきます。その対応として、地域再生の積極的展開に向けた重点施策の必要性など、政策の試行錯誤を繰り返して答えを見つけることで、直面するリスクに迅速に対応することが望まれます。

そこで、今後を見据えた観光・経済・人的交流の拠点として、道の駅事業は将来の住民全体の利益を守る砦になると考えています。湯前町のゲートウェイとして、企画から事業完了までの期間において、5年以内を目途にスピーディーに推し進めるべきかと思っております。町長のご見解についてお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 最後に、5年以内を目途にスピーディーに推し進めるような御質問でございますけれども、私先ほど道の駅の構想につきましては、肯定的に考えていければというふうに発言をしております。それと、道の駅につきましては、いかんせん知識が浅いというふうにも言っておりますし、慎重な答弁をしております。なぜかと言いますと、今回御提案いただいておりますのは当然ビッグプロジェクトでございまして、道の駅の整備につきましては大変大きな事業費になります。これは、億単位の事業になります。先ほど、西議員からもゲートウェイという発言があっておりますが、西議員の考えておられるタイプ、これは交流型・観光型の道の駅になりますと、更に事業費は膨らんでまいるところでございます。

これも先ほど西議員がおっしゃったのですけども、令和2年7月豪雨災害の復旧に傾注をしております。そのことが、令和4年度の予算のほうにも表れておるということでございまして、これらを考えますと、先ほど申しましたように、慎重にならざるを得ないということも考えておりますので、肯定的にはということでお考えいただきまして、私としては慎重にということと答弁させていただきたいと。申し訳ございませんが、そういう答弁とさせていただきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 先ほどゲートウェイと言いましたけども、道の駅は2つのタイプがありまして、類型化してしましてね、地域外から活力を呼ぶ「ゲートウェイ型」と地域の元気を創る「地域センター型」の2通りが類型化しています。このへんゲートウェイ型を選ぶのか、地域センター型を選ぶのかというのは、いろんな調査・検討をしないとちょっと分からないところが多々あると思っておりますけども、施策の優先順位もいろいろあるかと思っておりますが、停滞することがないように、肯定的に推し進めていただきたいなと思っております。

3つ目、道の駅に求められる役割と効果を検討するために、道の駅整備に関する調査・SWOT分析等を行う検討プロジェクトチームを立ち上げ、移住したくなるような、リピーターができるような施設に向かって進み出すステップとして、早々な発足を検討してみたいかでしょうか。町長のご見解についてお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 令和4年度からのプロジェクトチームの立ち上げという御質問でございます。私としては、まず隗より始めよという言葉がございまして、道の駅がどのような仕組み、補助制度で整備されているか、そのような運営形態とか運営状況などを担当課にちょっと調べさせてみたいというふうに思っておるところでございます。ここから始めてみたいというふうには思っておるところでございます。

○2番（西 靖邦君） 先ほど、SWOT分析等と言いましたけども、湯前町の強みとか弱みを、組織のビジョンや戦略を立てる際の過程において、いろんな方法で検討して生かしていただき、着実に進んでいただきたいとは思っております。また、地域の賑わい創出を目指す拠点づくりのために、できるだけ早く発足する検討を重ねてお願いいたします。

3つの質問をさせていただきました。最後ですけども、地域活性化のためには、外から人が入ることに抵抗がなく、協力があることが、事業を進める上で最も大切なことではないかと思っております。

以上、迅速かつ真摯で、丁寧な対応を心から望みまして、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、攻めの施策による地域の活性化に向けて、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 町長にお尋ねします。町長の答弁の中に、町長としては初めて道の駅の提案を受けたということで答弁がありました。ただ、町長が副町長時代、平成26年以降、私であったり、倉本議員であったり、何人かの方が道の駅について提案された経緯があります。

また、直近では、平成30年に、遠坂議員も予算の質疑として、質問されております。ということは、これまで数々の議員の方が提案をされてきて、本当にまだ浅い知識しかないのか、過去にどこまで調査ができているのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 現状、県のほうにこれまでお聞きした経緯はございますけども、ただ現況の今どうなっているのかとか、そういうふうなのは聞いておりません。

それと、新しく国の制度あたりが変わってきているだろうと思いますので、直近の制度あたりもよく調べておりません。

それと、先ほどの最後の質問の中でお答えしたのですが、県内とか九州管内の中で、道の駅が今どういうふうにして運営がなされているのか、こういうのも私全く調べておりませんものですから、まずそこらへんの実態もやっぱり調べるべきではないだろうかと。これは先ほど言いましたように、ビッグプロジェクトでございますので、これは先ほど私が言いましたように、簡単に答弁してしまいますと、独り歩きするのですよ。そして、いつまでにするのだとか、そういうふうなものがすぐ出てしまうので、ここは私としては慎重にさせていただけないかということで、始終答弁させていただいたことを御理解いただければというふうに思います。肯定的には捉えているということだけ、お答えさせていただければというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 前町長時代に、実は同じような答弁がありました。まずは調べたいと。ただ、調べた結果が、議会のほうに報告されていなかったということもあります。今回も町長は調べさせたいということでしたので、是非これは議会のほうにも調査結果を報告いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） これは一応調べましてね、お知らせしますよ。ただ、その先は、調査したからといって、それは私肯定的というふうに捉えておるのですが、それが前に行くか、そのまま止まるかということもございますので、そこは私が慎重に答弁していることを十分御配慮していただければと思います。何かすぐ突っ走っていくようなふうに捉えておられるのかもしれませんが、私ここは慎重にというふうに思っておりますので、その点十分よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 西議員の斬新な質問で、関連して質問します。町長が道の駅のことを言われて、調べます、検討しますとかいうことをおっしゃられていますけども、そもそもこの道の駅という事業の起こりは分かっておられるのかというところをお聞き

したいと思います。道の駅というのは、国道の隣地にしかできないのです。なぜかと言うと、この事業は国土交通省事業です。熊本県が、他県に比べたら、道の駅というのがものすごく多いのですよね。皆さんもご存じだとは思いますが、これは縛りがあって、休憩所がないと駄目だとか、便所が何基以上ないと駄目だとかいう縛りがあるので、すけども、そもそも道の駅ですね、何のかんの駅というのはたくさんあるのですけども、この道の駅構想というのは国土交通省事業でしたので、そこの縛りというのもご存じで答弁されているのか、そこの一点だけ伺います。

○町長（長谷和人君） 補助制度についてはあるということで承知しておりますけど、ただ深掘りをまだしていないということを僕は言っているわけですね。詳細については、僕はまだ知識が浅くございますものですから、そこらへんは慎重に答弁しているわけでございまして、当然補助率もあるだろうし、どこまで補助の対象になっているのかどうか、正直ここは私勉強していないので、そこらへんもまだ分かりません。そこを申しているわけでございますので、そこをちょっと御了解いただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、攻めの施策による地域の活性化に向けて、についての関連質問を終わります。

これで、西議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、一つ、農業の振興策について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さんこんにちは、3番議員の遠坂です。

3月に入り朝夕の冷え込みも和らいできたこの頃でございますが、新型コロナウイルス感染症第6波の中、発生力の強いオミクロン株が、湯前町においても2月ごろから急激な発生となりました。現在でも若干発生しているということです。政府は、3月5日にまん延防止等重点措置について、熊本県など、18都道府県の期限を3月21日まで延長することを決めました。コロナ禍の中で迎える3度目の送別シーズンです。政府からは、「年度末の各種行事を控えるように」との声が聞こえてきます。歓送迎会や謝恩会を期待していた飲食店の落胆は、さぞや大きいのではないのでしょうか。九州では、熊本県だけが延長されることになり、足並みもそろっていません。延長の効果を疑いたくもなりますが、ここは、もうしばらくの間我慢するところであります。町民の皆様も、感染に注意を払った日常生活を送っていただきたいと思います。また、ワクチン接種については、65歳以上が2月10日から始まり、3回目の接種が行われています。また、65歳以下の町民の方への、ワクチン接種については4月5日から行われる予定です。そこで、ワクチン接種に係れる関係者の皆様に感謝申し上げる次第でございます。

現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます舵取りが難しくなる地方自治でございます。その一翼を担う議会の力をいかに引き出せるかは、議員一人ひとりの意識にかかっていると思います。住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い、質問いたします。

一つ、農業の振興策について、要旨1、最適化活動を進めるために、農地利用の最適化（人・農地プラン策定も含む）に関する集落（地域）座談会を行った結果はどのようなのか、また、今後、どのように活用するのか、について伺います。

昨年の11月に、農業委員会において、人・農地プランについての集落（地区）座談会が行われました。まずは、将来の人と農地についての意見を求め、将来、5年先、10年先の地域の農地を、誰が、どうやって守っていくのか。について話し合いが行われましたが、その結果につきまして、伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 実質化された、人・農地プランということで策定をしております。これにつきましては、令和4年3月1日で、町のホームページのほうで公表したところでございます。この策定に当たりましては、令和元年度に農地の所有者の方々に、まずアンケート調査を行っております。調査の内容といたしましては、今後5年後、10年後の農地の貸付、売買等の、農地に対しての意向調査、農地を借り入れ等による規模拡大、また維持ということで意向調査を行いました。また年齢区分による農地の所有状況を地図化したものを基に、町内を7つの地区に分け、それぞれの地区における現状や課題等について話し合いを行ったところでございます。地域の話し合いのなかの結果といたしまして、共通する点といたしまして、農地の農業の継続をしたいが高齢化や担い手が不足している。農地の維持管理が大きな負担になっている。山間部に近い地区では、耕作放棄地化、鳥獣被害、畑地帯では区画整理ができておらず、筆数も多く相続もできておらず集積や集約が難しいとの意見がございました。この実質化された人・農地プランの話し合いのなかでは、認定農業者の方57名をはじめとする合計で102名の方を、中心経営体とするということになったところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長より、結果につきまして答弁をいただきました。実質化するには、農業者へのアンケートを実施、地域の現状把握をして、地図に落とし込んで5年先10年先に農地を担う中心経営体に関する方針をそれぞれの地域で話し合っ決めていくということです。

そこで、結果内容について町長の見解を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、人・農地プランにつきましては、農業者の高齢化や後継者不足など、農業が厳しい状況に直面しているなかで、地域の持続可能な農業の支援するための未来の設計図となるということで、5年後10年後までに誰がどのように農地を農業を進めていくのか、これから地域においてどのようにして話し合いに基づき農地を

活用、維持していくのか、その実態をまとめた計画でございまして、今でいいますその実態を見える化したものだろうというふうに思っております。そこで分かりましたのが、私自分で試算したんですけども、この人・農地プランを集計して、そのなかで地域における70歳以上の農業者の耕作面積が、地域内の農地所有者、又は耕作者の耕作面積の割合で見ますときに42パーセントの方が70歳以上の方で耕作されているという実態が見えてきております。また70歳以上の農業者の耕作面積の内、後継者未定の農業者の耕作で見ますと64パーセントが後継者が未定であることが見えております。また地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、わずか7パーセントの数値でございました。これからしまして現在耕作されている農家、農業者がこれまで高齢化が進んでいるというふうにいわれておったんですけども、この数値として事実が判明したところでございまして。そして70歳になっても、これまで農業生産を支えていただいたというところになるところでございまして。今後、高齢者の農家、農業者の耕作地を引き受けていただく経営体がいかに少ないのか、非常に危機感を感じたところでございました。以上でございまして。

○3番（遠坂道太君） ただいま町長より、結果内容についての見解をいただきましたが、農地の条件もあります。まず、集落で担ってもらえる農業者が不足していることが問題ではないかと思っております。

そこで、集落における担い手の状況について、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 集落の担い手の状況ということでございまして。人・農地プランにおける7つの地区に分けたというふうには先ほど答弁いたしましたが、その状況におきまして説明したいというふうに思っております。まず年齢別でございまして。20歳から30歳の方が2名、31歳から40歳の方が5名、41歳から50歳の方が13名、51歳から60歳の方が37名、61歳から70歳の方が38名、71歳以上が1名というふうなことで、平均年齢にいたしますと58歳ということになりました。また人・農地プランの実質化で7つの地区に区分を分けて行ったところでございましてけれども、少ないところで9名、多いところでは28名となり、この人・農地プランの実質化では7つ全体になりますが地区内の農家だけで担っていくのは困難である。地区内で受け入れができない場合は、地区外や法人へお願いするというふうな方針としたところでございまして。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長より担い手の状況について答弁いただきましたが、どこの地区でも、多いところもございましてけれども、担い手について不足ということが言えるんじゃないかというふうに思っております。山間地域では、農地の整備ができていない地域もあり、水路の問題等もあります。このような問題のある地域では、担い手もないのではないのでしょうか。

そこで、今後、人・農地プランをどのように活用していくのかにつきまして、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 今回の人・農地プランの策定の背景は、先ほど申し上げた内容と重複するかと思えますけども、多くの地域で農家の高齢化が進み、現在の営農体制については、少し大げさかもしれませんが崩壊の危機に瀕しているのかなというふうに思っております。誰かに農地を任せようというふうに思っていた高齢化の農家などが、例えばでございますけども、これまでにつきましては、各種交付金をもらえることになったからここ数年間は頑張ってきたというふうな実態があるかもしれません。しかし寄る年波には勝てぬとのことわざがございますけども、老化には逆らえないということになります。農地を手放すことになる。しかしその時には周りも同様に集積する農業者は減少しているということになります。それで私としては危機的な状況というふうな言葉をつかわせていただいたところございました。そこでですね地域の皆さんが主役となって話し合いを行っていただき、この策定されたもの、これが人・農地プランでございます、これから数年間でございますでしょうか、地域で話し合いをもつていただき、経営体で集積ができるような協議を行っていただく、その後は実情と計画部分の乖離等を検証しながら、その実現に近づけるような、積極的な話し合いを行っていただく、そのプラン実現につきましては、連携して町のほう、それから農業委員会、または経営体、または県、JA、土地改良区などの関係機関が一様となって、将来の方針の実現に向けて支援していかなければならないのかなというふうにも思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま町長に、今後の活用について伺いましたが、現状は、農地の条件が良い農地等は、担い手、借りてはありますが、山間地域の農地、排水の悪い農地等は特に難しいと思います。今後、担い手、借りての対応ができるように生産基盤の整備が必要かと思えます。また、土地条件に合った作物の選定も必要かと思えます。先ほどから述べておりますが、人・農地プランは、「自分は、あと何年農業を続けていけるのかな」「この先、耕作をやめてしまう仲間が増えていきそうだな」「いざという時、だれか農地を引き受けてくれる人はいるのかな」といったことを、5年先、10年先の地域の農地を「だれが、どうやって守っていくのか」地域で話し合いをされて、人・農地プラン実質化の取り組みを行われると思います。

人・農地プランの取り組みが地区によって温度差があると思えます。農業委員、推進委員や農業者が主体となって、農地の流動化、農地の集積等にますます取り組んで行かれますことと、未来に向けて農地を農地として残せる農業支援を期待します。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時57分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、農業の振興策について、遠坂議員の質問の途中です。

○3番（遠坂道太君） 次の要旨に移ります。

要旨2、営業の活性化のために、水田の排水対策（乾田化）を進めるようになっているが、計画はあるのか。について伺います。

植物を育てるには、丈夫な根を作ることが大切です。植物の根が元気に育つには、3つの条件があります。

- 1、土の中に新鮮な空気があること。
- 2、根の生育に適した温度であること。
- 3、土の酸度（pH）が最適であること。

多くの植物の根は土の中で伸び続けて、水分や栄養分を吸収してくれます。根が活動する土壌は、植物にとって活動の基盤になるということです。根が活動しにくかったり、住みにくかったりすれば、植物は元気に育ちづらいということになります。よい土づくりは、よい環境づくりにもつながります。いい作物を育てるには、よい環境づくりを行うことです。

水田の環境づくりで排水対策は、いい作物を育てるのに一番大切なことだと思います。湯前町では、中山間地域で深田地区の一部の水田に強制排水対策の整備がされております。湯前町には、中山間地域が日本版で26地区、湯前版で5地区、合計で31地区あります。深田地区以外の中山間地区にも排水の悪い水田があると思います。第6次総合計画に水田の乾田化を進めるようになっております。今後、取組計画があるのか、伺います。

○農林振興課長（稻森一彦君） 現在、環境排水等事業の要望があっている地区があるというわけではございません。今後、用水路改修事業の要望や中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでおられる地区から相談があった場合には、環境排水等の整備への取組について、国の事業や制度について役場側の方から説明を行い事業化の取組を進めていければというふうには考えているところでございます。この水田の乾田化につきましては、農業生産基盤として、所得向上や農業経費の負担にもなるものだというふうには思っております。国の補助事業で高収入作物の導入にあっては、事業に関わる地元負担の軽減、または事業要件を満たすようであれば、機械等の導入事業もあるようですので、水田の汎用化ということで、こういう事業は必要ではないかなというふうには思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 排水対策は豪雨対策や湿害防止に加え、微生物のバランス改善による病害抑制や土中への酸素供給など、土壌を健全な環境に整える大切な作業です。

総合計画に、収益性の高い作物の導入、裏作などの協議をするようになっていますが、現在、協議をしておられるのか伺います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 取組といたしましては、令和4年度の予算のほうで、県営事業による二溝地区の用水路改修工事のハード事業が計画されています。令和4年度の予算におきましては、町のほうでソフト事業といたしまして受益地域の農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標などを計画する基盤整備関連経営体育成促進計画というものを作成するようになっております。この作成につきましては、地区との話し合いを行う場を設けることとしておりますので、この場でそういう協議を行っていききたいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 令和4年度でのソフト事業でということというふうな話でございます。私もいろいろと自分なりに検討してみたわけですが、やはり今後、排水対策を行ってできる作物ということになってきますと、いま現状、ロシアがウクライナのほうに侵攻しております。ウクライナといえば穀倉地帯でありまして、世界で麦の生産が世界で第4位の国でございます。そういったかたちで、今後も麦の価格も高騰していくというふうなかたちが言われております。そういったかたちで、やはり乾田化にもっていくと小麦等の栽培、そのなかで、うどんとかパンの原料、そういうあたりの商品を作っていく、それとそば、それが一つの形と思います。それともう一つは、農地転換ということで、これは新潟県の農業ファームの例ですが、ここは200ヘクタールの規模の農業ファームでございます。ほとんど米だけです。一昨年ほどからメーカーの業務米についても需要が減ったということで、その穴埋めをどうしようかというふうな話で、農地転換を行い果樹栽培、ここはブドウのほうを取り組んでおられるファームもございました。やはりそういった一つは農地転換のほうも今後考えていくというふうなかたちも検討されればというふうに思うわけでございます。そういった作物を作っていくなかで、一つの6次化産業につながっていく、町の特産品を作り出せることもあるのではないかとというふうに思います。そこで町長に伺いますが、今後、もしそういうふうな作物を導入したなかでの6次化の取組ということを考えておられるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 営農によります所得向上の一つに、6次産業化が考えられるのかなというふうに思っております。このためにはやはりいま遠坂議員がおっしゃっているように、生産基盤の整備、これが関連があるのかなというふうに思っております。どのような作物が所得向上につながっていくのかということもございまして、その地域の方が得意とする作物が何なのかというのもあるかというふうに思っております。そこ

らへんも計画し実行しながら、その先に見えてくるのがやはり6次産業化ではなからうかなというふうに思っております。先ほど遠坂議員のほうで麦のお話もされたところでございますし、大豆、そば等につきましても、水田の乾田化に併せて重要な品目ではないかなというふうには思っている次第でございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今後、6次化も町長も考えなければという答弁でございましたけれども、現状、湯前町にはクマレイという加工施設があるわけです。これを利用するという一つの価値観もございます。これは前芦北の組合長でありました高峰組合長とお話したときに、そういったかたちで、湯前町にはこういうものがあるだろう、これをうまく使ったらどうかという話を伺いました。やはり町の特産品を作るのであれば、そういう施設を使って、商品を開発したり、それをふるさと納税の返礼品にも対応するといったかたちも考えていかれるのではないかなというふうに思います。湯前町の農業振興を図るためにも、排水対策を行い収益性の高い作物や裏作の作物を導入して、現在休止している杵つき精米所の活用ができるのではないかなと思います。このことにつきまして、町長のお考えを伺います。

○町長（長谷和人君） こちらの杵つき精米所でございますけれども、杵つきにつきましては、付加価値ということで、通常米との差別化によります特産品開発ということで、先ほどちょっとダブルかもしれませんけども麦ということで、押し麦、それから製粉、そば粉の加工等も可能な施設でございまして、そういうことで整備したのが建設の目的でございました。加えまして、観光や農産加工体験との連携による活用も必要になってくるのではなからうかと、必要であるのではなからうかというふうに思っております。湯前町にある施設の活用を図ることによりまして、作物の振興も図っていかねばならないのかなというふうにも思うところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） やはりいろんな裏作で作物を導入することで、精米所の活用も今後活かせるというふうにも思います。そこで町長に水田の乾田化（排水対策）について最終的な見解を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほども遠坂議員のほうからも質問の中にも回答が入っておったんですけども、乾田化することによりまして圃場の多面的な利用が可能になるということでございます。そしてひとつには作業性が高くなるということでございます。それから水稻栽培におきましても水の管理が容易になるということでございます。それから農業機械による管理も可能になるということで、それに加えて施設園芸等の導入も可能になる。そして品質の向上にもつながる。また農産物生産物の多品種の栽培も可能になるということでございます。そして先ほどからの質問に関連するんですけども、農地の集積におきましても、どの圃場においても条件面においても平準化が可能になってくる、できると、いわゆる農地利用の増進が図られるということでございます。これに

よりまして連担換地または減反におきます構造化が可能になるということで、この農地の集積が高くなるということも考えられるのではないだろうか、乾田化によりまして考えられるのではなかろうかということで私は思ったところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま町長より見解をいただきました。排水対策の大切さを理解していただいたと思いますが、収益性の高い作物や裏作の導入を行うことで、休止している杵つき精米所の活用ができると思います。

次の質問に移ります。

要旨3、農業公社事業向上のために、WCS用の専用収穫機等の導入を考えてはどうか。について伺います。

米政策改革の定着と、水田フル活用の推進に向け、食料自給率、自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物を作付けすることで、水田活用の交付金が直接支払いされます。その中の飼料用米等に、稲発酵粗飼料のことをWCSといいます。

交付金は10アールあたり8万円となっております。湯前町のWCSの現状は、作付面積の状況として、R1年は64.24ヘクタール。R2年は66.45ヘクタール。R3年は65.65ヘクタールとなっております。

また作付け戸数は、R1年は75戸。R2年は70戸。R3年は69戸であります。契約畜産農家数は、町内外合わせて17戸、町内14戸、町外3戸です。牛の飼養頭数を見ますと、町内849頭、町外206頭となっております。

現在の刈り取りは、町内の契約畜産農家、町外の専門業者等が作業を行っています。刈取料金は10アールあたり1万2,000円から1万4,000円程度ではなかろうかと思えます。

1日の牛の給飼量は、大体8から10キログラムだそうです。時期によっては15キログラム程度もあるそうです。

現在、農業公社には、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、農業経営持続や作業の省力化や負担軽減を図るために、町において機械購入及び機械管理倉庫が整備されました。購入した機械と整備した機械管理倉庫については、町から農業公社へ無償貸付を行い、農業公社においてこれらを活用して草刈り等の受託作業を行うことになっております。また、農作業負担軽減機械等利用事業において、田植え機、ウイングハロー等の農業機械を整備されました。畜産農家においては、農業機械等の整備が経営の負担になっております。今後、畜産関係に必要な機械等を農業公社に整備し、必要時に活用できるようにすることを行うべきではないかと思えます。

そこで、農業公社の事業向上のために、WCS用の専用収穫機械等の導入を考えてみてはどうかにつきまして、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） この水田農業におきましては、現状の米政策でございます水田活用の直接支払交付金等の活用によりまして、米の生産調整が進んでおります。特にいま遠坂議員おっしゃったようにホールクロックサイレージですね、いわゆる飼料稲、WCSといたしますけども、この導入につきましては畜産農家には、地域内で生産される安定した品質と価格の飼料が入手できるというようなメリットがございます。また稲作農家にとっては、所得確保や作付分散による安定した稲作経営が可能となっているところでございます。いま遠坂議員のほうから御提案いただきました件、農業公社の今後の運営を考えたいという積極的な御提案ということで聞かせていただいたところでございます。今回お預かりしております農業公社関連予算、これ令和4年度予算関連についてでございますけれども、私に町政を預からせていただいた段階で、もう既に休止状態でございます。このため、これまで公社を存続するために3年間の月日を費やしております。遠坂議員御存知の1年目につきましては、各種団体からの意見を聴取しております。そしてこのときには基本理念及び取組方針の確認を行わさせていただきました。2年目につきましては、経営改善に向けた取組を行うよう予定しておりましたが、御存知のとおり令和2年7月豪雨によりまして、災害対応のため、1年間協議を中断させていただいたところでございます。加えて3年目でございますけれども、令和3年度につきましては、経営改善に向けた事業の協議を実施したところでございましたが、しかし今年の4月からリスタートということで、議会の議員の皆様方にもお願いしているところでございますが、公社の現状といたしましては、これ車のエンジンというふうに例えさせていただきたいんですけども、どのパーツも動けるような部品がないところでございまして、それはどういう意味かと言いますと、人材不足でございます。人の手当て、それから休止しておりました影響によりましての農家への周知不足、信頼回復など、非常にスムーズにいくことが大変、公社の運営については今後厳しくなるのではないかとということで、農業公社理事会におきまして、そして私もその点について、大変心配しているところでございます。私正直このリスタートをさせて、この3年間どのように動かしきれるのか、令和4年度が初めての年度となるところでございまして、事業計画、収支計画についても、これ毎年、その都度修正させていただきながら運営を行わせていただけないかと、かように思っているところでございます。今回、遠坂議員から御提案いただきました件、私もその動きあたりを見ながら、しっかりと確認しながら行っていかなければならないというふうにも考えております。ですので、まずは、先ほど言いました無難にですね、これあんまり慎重すぎるかもしれませんけども、リスタートを無難にスタートさせていただけないかと、そのことにまずは集中させていただけないかと、そういうように思っているところでございます。その先に、今おっしゃっているようなことも考えられるのではないだろうか、そんなことも思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 農業公社の事業を5年先、10年先を見通した取組ということだと理解していただいたのではないかと思います。

現在、令和2年7月豪雨災害の復旧工事に取り組んでいるなかで、財源の確保をしなければならぬ問題があるかと思えます。そういう事業を興す場合ですね、その時何らかの補助事業もあるかもしれませんので、それも必須として考えていただきたいというふうに思います。最後に、今後の農業振興策について、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 先ほど遠坂議員から質問がっております人・農地プラン。私としては、これまでの農水省の事業のなかの制度におきましては、大変期待できる制度ではなかろうかなというふうに思っております。これまで以上に農地の集積の流れを促進することが考えられるのではなかろうかというふうに思っております。それは何よりも農地の集積と担い手の育成がかなり進んでいくのではなかろうかということでの、予想での発言でございます。この農地の集積に向けた新しい動きということで、これまで地域の稲作を担っていただきました、高齢化などによって農業を継続していくことが非常に困難になっております。そのことが再三申し上げておりますけれども、現実化しております。5年先、10年先ではなくて、ここ数年間でリタイアされる農家が増加する傾向にあるのではなかろうかなというふうにも予測いたします。これによりまして今後耕作できない農地が急速に発生することが予想されます。このことはたぶん国あたりでも新たな制度あたりも設けられることがあるのではなかろうかというふうにも予測いたすところでございます。そこで地域の若手農家とか、それから法人化などを見据えた組織づくり、これ農業公社も含めるということで私は思っておるんですけども、こうした方々が農地を引き受けていただきながら、生産から販売まで一元化を担っていくという考えあたりが出てこないかなということも期待するところでございます。また法人化しておけば、現在の若手が高齢化する将来も、次に、若手が地域の農地を守り持続的な営農システムあたりができるのではなかろうかということでございます。人・農地プランを積極的に活用し、この取組事業に向けた支援をする。しかしそのためにはやはり地域の農業者の皆様が本当にこの日本の農業の行く末を真剣に考えていただき、実行していただくこと、このことが最も私は大事じゃなかろうかなというふうに思っております。そのことが行政主導ではなく、真の底力を発揮することになるのではなかろうかと、そういうふうにも私としては思っているところでございます。ちょっと私、先を見すぎているかもしれませんが、本当に現実に来ているんだということを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 町長より、今後の農業施策につきまして、答弁いただきました。

やはりこう5年先、10年先、それよりもっと先、30年先、50年先を見たかたちを考えて進めていかれればと思います。

人・農地プランの実質化を行うことで、要件になっている事業に取り組むこともできます。また、営農の活性化のために、水田の排水対策を進めることで、収益性の高い作物を栽培することで、農業所得向上が図られます。現在、農業公社が除草作業用に所有している機械等とともに、WCS用の専用収穫機械等の導入、また、畜産関係の機械を整備することで、農業公社の事業向上が図れると思います。

今後、5年先、10年先、もっと先の農業を目指し、未来ある湯前町の農業振興策に取り組まれることを期待しまして、一つ、農業の振興策について、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、農業の振興策について、遠坂議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○議長（倉本 豊君） 関連質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、農業の振興策についての関連質問を終わります。

予定された質問がすべて終わりましたので、これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、10日午前10時に開きます。

議事は、一般質問を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時40分

第 2 号

3 月 1 4 日 (月)

令和4年第2回湯前町議会定例会

[第2号]

令和4年3月14日
午後 1時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 一般質問

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 総務課主事 黒木 あさみ

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷和人	副	町	長	富安	智詞			
教	育	長	中村富	総	務	課	長	高橋誠			
税	務	町	北崎真	教	育	課	長	中園誠二			
保	健	福	高木堅	建	設	水	道	課	長	赤池昌信	
企	画	観	本	山	り	か	消	防	主	任	椎葉泰裕

開議 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第2回湯前町議会定例会、第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。本日は、椎葉議員、金子議員の2名を予定しております。

一つ、町の公共交通対策について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。町の公共交通について、一般質問を行います。

初めに、人吉球磨において、平成22年度以降、平成28年度、令和4年度と、計画の名称を変えながら、公共交通の在り方が検討されています。令和4年度からは、人吉・球磨地域公共交通計画という名称になっているところです。

本町においては、平成8年度から、80歳以上の高齢者を対象に、福祉タクシー事業が始まりました。平成29年度に、公共交通の見直しの中で、65歳以上の高齢者も対象になりました。平成30年度には、障害のある方も対象に加えられ、福祉タクシーから高齢者等移動支援に事業名を変更しています。令和元年度以降、タクシー利用券を24枚から48枚まで増やしているところです。皆様の御承知のとおりです。

タクシー利用券の助成事業は、本町の公共交通として、大きな役割を果たしています。本制度を導入して早5年、いくつかの課題が見えてきたこと、人吉球磨管内の地域公共交通に動きが出てきたことから、検証も兼ねて一般質問を行います。

要旨1、タクシー利用助成を65歳以上に拡充して5年になるが、この制度の課題をどう考えているかについてお尋ねします。令和4年度の人吉・球磨地域公共交通計画（案）の中で、コミュニティ交通の定義が示されています。コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型の運行、そして本町が取り組んでいるタクシー利用助成などです。本町のタクシー利用助成は、一応コミュニティ交通に位置づけられています。

では最初に、障害のある方への対応を見てみましょう。身体障害者手帳や療育手帳などをタクシー乗車時に提示すると、料金の約1割引が適用されます。これに加えて、本町のタクシー利用券を助成しています。本町の利用助成の対象者は、比較的症状が重い方、あるいは運転免許証をお持ちでない方です。

保健福祉課の調査によりますと、障害のある方は、令和4年、マイクの調子が悪いのでちょっと中断します。

では、続けます。保健福祉課の調査によりますと、障害のある方は、令和4年2月7日時点で延べ383人、障害のある方へのタクシー利用券の配布人数は38人です。これまで旬報やホームページなどで周知をされているところですが、想定よりも少ない印象を受けました。

そこで、担当課のほうにお尋ねします。障害のある方へのタクシー利用助成の周知は、行き届いているでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 福祉タクシーの周知方法について、いくつか申し述べます。

まず、毎年4月1日発行の旬報に制度の周知をしております。

それから、毎年度3月の民生委員・児童委員定例会におきまして、制度の説明を実施しております。その際、警察署、上球磨地域包括支援センター職員等にも併せて周知しております。その際には、対象者の把握ですとか申請書の代筆・提出、あとタクシー券の受渡し等の依頼も併せて行っております。

また、毎年度、介護保険事業所や介護予防事業などを取りまとめました湯前町社会資源確認シートというものを作成しております、地域包括支援センターと連携しまして各居宅介護支援事業所などにも提供しております。

それから、多良木警察署安全協会とも連携しまして、担当職員へタクシー券の実物の見本ですとかチラシを届けまして、免許返納の際などに、対象者に周知をしてもらうように依頼もしております。

こういうことで、民生委員の方にも周知依頼をしておりますので、障がい者の方へもある程度の周知はできていると思っております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 私なりに、二人の方にちょっと確認してみました。お二人の方ともタクシー利用助成の対象だったわけですが、この制度のことをご存じありませんでした。つまり、担当としては周知ができているほうだという御答弁でしたが、やはりどうしても説明が漏れている方もいらっしゃるような感じがします。障害のある方については、特に丁寧な周知というのをまた改めてお願いしたいところです。

湯前町のまちづくりアンケート調査報告書の中で、問28の御意見・御提案というのがありました。その中から、公共交通関連を紹介します。

まず、駅や病院などへ行くにも、交通手段がなくて不安という御意見です。これは、65歳未満で免許がない方ではないでしょうか。次に、タクシー利用券を、免許証を返納しなくても頂けるようにしてほしい。何かあったときに、病院に行くこともできないという御意見でした。これは、免許はあるが、一時的に移動手段がない方ではないでしょうか。この2つのケースは、いずれもタクシー利用助成の対象にならない方です。

そこで、担当課のほうにお尋ねします。タクシー利用助成の対象とならない方で、移

動が困難なケースは把握できていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 65 歳未満で運転免許証を持っていない方など、移動困難な方ですね、そういう方につきましては、タクシー利用助成対象外となります。そういうことで、65 歳未満で移動困難なケースは様々にあると考えられますので、全ての把握はできておりません。以上です。

○4 番（椎葉弘樹君） これを担当課で全て把握するというのは、非常に困難、事務作業の負担になると思っております。

参考までに、乗合タクシーを導入しておられるあさぎり町の年代別の利用状況を確認してみました。64 歳以下の利用が、全体の 8.5 パーセントありました。運用開始された令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までのデータです。つまり、64 歳以下の利用の需要もあるということになると思います。

そして、タクシー利用券が 2 冊、500 円の 48 枚で足りない方もいるのではないのでしょうか。令和 3 年 6 月の吉田議員の一般質問におきましても、タクシー利用券を 2 冊から 3 冊に増やす提案がありまして、その時の答弁は、利用者のニーズを把握し、制度を検討したいということでした。例えば、湯前駅から公立多良木病院への片道が 2,000 円だとしますと、タクシー券は往復で 8 枚、6 回往復しますとタクシー利用券 48 枚が無くなる計算になります。

味岡議員の一般質問においても、407 人中 142 人、約 33 パーセントの方が 48 枚のタクシー利用券を使い切ったという課長からの御答弁がありました。その目的地については、令和 3 年度分を確認中と聞いています。

担当課のほうにお尋ねします。タクシー利用券 48 枚では足りないケースや、タクシー利用券の目的地の傾向は分析できていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和 4 年 1 月末現在におきまして、令和 3 年度のタクシー利用券の集計をしております。1 月末時点で、交付申請者 396 人のうち、タクシー利用券の 48 枚、2 冊目終了の方が 77 人おられました。19.4 パーセントとなります。2 冊目終了の方の利用目的の内訳を申し上げますと、多い順に、町外病院が 39 パーセント、次に町内商店が 20 パーセント、町内病院が 10 パーセント、その次に町外商店が 9 パーセント、次に役場等が 3 パーセント、1 パーセントが金融機関、その他という状況でございます。これは 2 冊目終了にかかわらず、全体の内訳でも、2 冊目終了の方とほぼ同じ割合となっております。以上です。

○4 番（椎葉弘樹君） 今の御答弁の中で、一番多いところは町外への病院ということがありました。この傾向は、実はよその自治体のほうでも似たような傾向がありまして、例えば大津町さんがタクシー利用状況の目的地のデータを出しているのですが、その時も大体 4 割が病院ということになっていまして、恐らくこの病院関係が、やっぱりタク

シー利用券が一番多いのではないかと推察しております。

タクシー利用券においては、利用枚数や年代、目的地の傾向を分析することが重要になってきます。この件は、後ほど町長のほうにも御答弁を求めたいと思います。是非この分析を進めていただき、現行制度や今後の対策に生かしていただきたいと思います。

タクシー利用助成の状況についてです。令和元年度以降、400人前後で推移しています。あさぎり町、人口1万5,000人ほどですが、こちらの乗合タクシーで、65歳以上の利用者は300人弱しかいないのですが、本町のタクシー利用券の利用者は400人ということで、本町のほうが65歳以上のタクシーを利用する方は多くなっております。これは、世帯の状況にかかわらず、免許を持たない方へ一律にタクシー利用券を配布しているためではないでしょうか。移動手段の確保がとて難い方、家族で移動手段はあるが、とりあえず貰っておこうという方等々、様々に世帯状況の格差があることが想定されます。

担当課のほうにお尋ねします。タクシー利用券の世帯状況というのは、把握できていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 利用券を交付しました内訳を確認しております。独居又は高齢者のみの世帯が231名、60パーセントになります。その他の世帯の方が149名、40パーセントという状況でございました。

○4番（椎葉弘樹君） 課長が所属しておられます保健福祉課のほうで出されている湯前町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を見ましても、今後も利用者数・利用件数の増加が見込まれることから、適正な利用がなされるよう、利用実態の把握に努めるとあります。必要に応じた利用がなされるように、世帯状況の確認も今後必要と考えているところです。

次に、本町と他町村を結ぶ幹線について確認します。平成28年の人吉・球磨地域公共交通網形成計画というのがありました。本町の課題は、公共交通における幹線と支線の連携が不十分であること、この課題が現在も継続しているところです。

タクシー利用助成は、町のコミュニティ交通であり、くま川鉄道や産交バスの幹線を結ぶ支線の位置づけのはずです。しかしながら、タクシー利用券で多良木町方面へ行く場合、支線である町のコミュニティ交通と幹線である産交バスやくま川鉄道とで、同じルートを走ることがあります。本町と人吉方面を結ぶ幹線ルートには、くま川鉄道、産交バス、タクシーの3本が存在することになります。令和4年度予算案において、町はそれぞれ626万円、400万円、そしてタクシー利用券756万円を支出しています。

ここで、町長にお尋ねします。タクシー利用助成と公共交通の幹線、これは人吉・湯前間の国道219号線になりますが、ここにおいて重なるルートがあることをどのように考えておられるでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在、タクシーの利用助成につきましては、先ほど椎葉議員の

ほうからも質問があっておりますように、これまでいろんな改正をやってきているのですけども、高齢者と障がいのある方のみが対象の事業であるということでございます。

一方、公共交通の幹線につきましては、路線バス、これは今国道 219 号線というふうなことをおっしゃったのですけども、路線バスの運行となっておりますということで、交通手段のない方が全て対象になっているという事業でございます。

どちらにも該当する方にとっては、選択肢を広げているというふうな状況になっておるといところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） 味岡議員の一般質問の際に、これはタクシー利用券が拡大したことで、産交バスからタクシー利用券の利用者というのが、多分大方がそっちのほうに行っているのではないかというような答弁があったところです。この影響で、バスの利用者というのは、タクシー利用券の導入で年々下がっているという状況が見て取れます。幹線ルート of 選択肢が多いほど、町長がおっしゃいますとおり、利便性は高まります。しかしながら、財政面や公共交通の機能分担の視点から見ますと、最適な選択なのかは疑問が残るところです。

実は、湯前・多良木方面のルートと同じく、水上・湯前間においても同じ課題があります。平成 22 年の地域公共交通総合連携計画、これは 10 年前の計画になりますが、湯前駅から水上村方面への産交バスの利用は大きく落ち込み、水上村方面からの利用区間は公立多良木病院までの利用に集中しているということでした。つまり、もう 10 年以上前から、水上方面からの産交バスというのは公立多良木病院の利用が多かったということが示されています。

水上村においても、産交バスとタクシー利用助成の運行ルートが重なる部分で、本町と同じ課題があります。平成 30 年 3 月以降の本会議質疑において、水上村との協議を進めるよう、同僚議員の山下議員からも提言がありました。その後の経過は分かっているところです。

そこで、町長にお尋ねします。先ほどと似たような質問になりますが、水上・湯前間、国道 388 号線の公共交通の在り方をどう考えておられるでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在、産交バスによります路線バスが運行されておりますけども、非常に利用者が少ないということで赤字路線になっております。本町と水上村につきましては、毎年補助金も交付して路線の維持を図っておるところでございます。

平成 31 年 4 月から、利用状況に応じた減便や路線の短縮を行いまして、負担金については 3 割以上の減額というふうになったところでございます。今般策定しております人吉・球磨地域公共交通計画では、くま川鉄道の復旧後におきますあさぎり・湯前間についても、市町村が運行するコミュニティ交通への見直しを進めるというふうな方針になっております。そのために、水上・湯前間をはじめ、あさぎり・水上間の公共交通の在り

方については、関係町村との協議を進めるというふうになるのではなかろうかというふう
うに思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これから関係町村との協議・調整が進んでいくだろうという御
答弁でしたが、この課題というのは先ほども言いましたとおり、平成30年度から議会か
らも指摘をしている部分でありまして、協議はある程度進んでいるのかなと考えており
ました。ただ、ちょうど鶴田前町長と長谷町長の入替えの時期でもありましたので、う
まく引き継げていなかったのかもしれない。

先ほど町長から御紹介いただきました令和4年度からの人吉・球磨地域公共交通計画
には、産交バスの動向が少し示されております。ただ、示された内容というのは、まだ
議会のほうでも情報が共有できていなくて、その計画のほうを見て、そういうふうに話
が進んでいくのかなというのをその時に初めて知ったところでした。これは是非、公共
交通ルート为重なり部分について、関係町村との協議を進めていただきたいと思いま
す。そして、議会から提言していた部分でもありますので、議会とも協議をしていただ
きたいと思うところです。事後報告ではなく、こういうふうに進めて良いかというところ
の方向性を、議会とも共有していただければと思います。

これまでの質問を通じまして、町長の課題の受け止め方を確認したいと思えます。タ
クシー利用助成を65歳まで拡充して5年、この制度の課題をどう受け止めておられるか
について、町長にお尋ねします。なお、現行制度のメリットというのは十分理解できて
おりますので、課題の部分のみ御答弁をお願いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 過疎地域におきます公共交通の体系については、これはもう全
国的に、利用者の減少によりまして赤字系統が拡大し、この影響で、先ほども一部答弁
しておりますけれども、運行本数の減少や赤字系統が廃止されておりました、非常に利便
性の低下になっていると。そのことによりまして、利用者の減少という負のスパイラル
になっているということで、公共交通の弱体化が進行しているのが現状ではなかろうか
なというふうに思っております。

これまで地域公共交通におきましては、市町村との連携、これは歩調を合わせながら
運行に努めてきたところでございます。しかしながら、これはやはり人口減少、高齢化
率が高いなど、各種の要因がございまして、これは毎年補填が増加してきたところ
でございます。ただ、先ほど言いましたように、運行本数あたりが減少したり、赤字系統
を廃止したりということで、一旦は今落ち着かせてはおるのですが、やっぱり利用
者が少ないというふうな現状が見えてきております。財政負担の抑制も見据えながら、
今後はいかにして効率良く、効果的な施策を展開するのが重要ではなかろうかなとい
うふうに思っております。

また、莫大な費用を伴わない運行形態も必要でございますし、本町におきましては福

祉タクシーを選択して、利用券を発行しております。これは、これまでも議員の皆様方からの調査をしていただいております。本町におきましては、大変コンパクトタウンということで、車の移動に関しましても、駅からの移動時間が30分もかからないような移動距離になっておるといふところになっております。このことが一つ、大変大きな特徴かというふうに思っております。

高齢者をはじめとした移動に制約を受ける交通弱者の日常生活の足になるタクシーにおきましては、公共施設、それから医療施設、それから商業施設とかが集中します街部、又は改善センターや役場庁舎におきます各種手続きにおきまして、利便性を考えると、現在のドアツードアを堅持すると。これがベストではなかろうかなというふうに思っております。

また、これは以前、今の福祉タクシーになる前の話でございますけれども、乗合タクシー、それからコミュニティバス事業においても当時試算がなされておるのですが、運行に必要な車両、それから保守点検、人件費等において事業費が大変高くなる試算がなされておまして、これも議員の皆様方も承知されておるところでございます。今そういうふうな形で、私といたしましては、この制度を何とか堅持しながら、より良いものに持っていかなくてはいけないのかなというふうには思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、現行のタクシー利用券を続けていくのかどうかの質問ではなくて、町長が現行の制度に対してどのような課題を認識しているのかについてお尋ねをしたところでした。町長は、課題意識・問題意識というのは、今現状の福祉タクシーではあるとお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現状、今500円でございますか、そして初乗りが630円でございますか、そこに若干の差額が出ておりますので、こういう点あたりも当然一つの課題なのかなというふうには思っておりますし、それから先ほど言いましたように、30分で行けない町域はございませんので、こういうところも少し見据えるべきなのかなというふうには思っております。

○4番（椎葉弘樹君） ここまで私が担当課の課長とやり取りをしてきた質疑・答弁の中で、例えば利用券48枚が足りるのかとか、あと目的地に対して適正なタクシー券の出し方はできているのかとか、あるいは幹線ルートの重複があるけどここはどうするのかとか、そういった課題というのは認識されていますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員ごめんなさい。私タクシー利用助成あたりをこれまで65歳に拡充して、この制度についての課題はということで申されたので、私も今現状のところも、背景も申し上げさせていただきましたし、それから先ほどドアツードアということも堅持すべきではないだろうかということでお話しをさせていただいたので、私としては現状タクシー助成につきましては、現時点ではこの制度がベストで

はなかろうかということで先ほど答弁はさせていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） すいません、ちょっとかみ合っていないのですが、私は今の現行のタクシー利用券について、問題点とか課題点というのはないのですかねというところを確認したところでした。

今の答弁を聞いていますと、今の現行制度でばっちりだから、特に問題・課題はないのだよというふうに聞こえてくるのですが、そこを改めて伺いたいと思います。町長ですね、現場主義とか、要は現場の声を聴くということも言われていますので、例えば町民のアンケートを取られた声とか、あるいは議会からの声とか、そういったところの問題意識に対して、素直に受け止められているのかどうなのかといったところを確認している質問になります。

○町長（長谷和人君） これまで、最近では、令和元年度から今の現制度に変わってきておりますね。ここも議会のほうにもいろいろお話をさせていただきながら、今があるのではなかろうかなというふうに思っております。

おっしゃっているのは、この制度自体を見直せというふうにしか私には聞こえないものですから、そうではなくて現状の制度自体が私としてはベストだと、ドアツードアだから、このタクシー利用券の助成制度については、私としては堅持していきたいということで答弁させていただいているところでございます。多分今おっしゃっているのはタクシー利用券の枚数を増やしてくれとか、そういうこともおっしゃっているのかなというふうに思っているのですが、私としては現状分析をまだ行っておりませんので、この後の質問にもなってくるのかなと思うのですが、今の時点ではそういうふうに答弁させていただくところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長の答弁を聞いて、よく分かったことがあります。それは、これまでタクシーの利用助成制度、もう5年になるわけですが、これまで検証結果というのが議会のほうに報告されていない。本来は、これは3年間ごとに、大体助成事業としては検証して報告するといったところがあるはずなのです。検証すれば、おのずと課題や問題点が出てくるというところにおきまして、やはりこの検証をしっかりとやらないと、町長も恐らく課題の認識、問題の認識というのはできないのではないかと思いますので、是非ここは町として検証をやっていただきたいと思います。ここは余り強く言うところではなかったのですが、余りにも町長が問題意識、課題の認識がないものから、ちょっとこういう強めの発言とさせていただきます。

総合計画の目標値を見ますと、公共交通サービスの状況に対する住民満足度、これは「満足」若しくは「どちらかと言えば満足」という数値が、令和2年度で24パーセントしかありませんでした。これは、令和元年度に48枚に増やしてからのアンケート調査ですので、かなり低いものとなっています。これは何も改善しなければ、そのまま24パー

セントでいくのではないのでしょうか。でも、目標値は、令和5年度で40パーセントを目指すというふうになっています。現行維持では何も進捗しないと思います。是非この目標達成に向けて、課題をしっかりと分析する必要があると思っています。

そこで、一点だけ提案しますと、まず現行制度、タクシー利用券の課題を解決することが先決だと思っています。免許を持たない高齢者や障害のある方だけの世帯において、タクシー利用券48枚ではどうしても足りない。本当に困っている方がいらっしゃいます。本町の財源が厳しいことは重々承知しておりますが、現行のタクシー利用券を続ける間は、本当に必要な方への支援、繰り返し言いますが、本当に必要な方への支援、そこが早急に必要ではないのでしょうか。

町長にお尋ねします。課題の中から条件を絞り、本当に困っておられる町民の方へ、タクシー利用券を追加で支給する考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 本町におきましては、交通手段の確保が困難な高齢者や重度障がい者に対しまして、タクシーの利用券の助成をしております。平成28年度には、先ほどちょっとまた同じことになるかもしれませんが、65歳以上の住民を対象といたしました交通手段に対する実態調査の結果を踏まえまして、平成29年4月より福祉タクシー事業を見直し、対象者及び助成額の拡充・拡大を図っております。加えまして、令和元年度には、制度の拡充を更に図っておりまして、現在3年が経過したところでございました。

メリットといたしましては、また同じ言葉を申し上げますけども、ドアツードアで利用者の利便性が高い。そして、利用実績に応じた助成となっております。それと、コンパクトタウンの長所が活かされているものというふうに思っております。さらに、令和元年度からは4つのパターンを示しておりまして、町内外からの交通手段への助成も拡充しているのが経緯でございます。

先ほどとまた同じかもしれませんが、今後、人吉・球磨地域公共交通計画におきまして、地域間幹線系統路線バスとくま川鉄道のサービス圏が重複する区間、そして地域間幹線系統路線バスの見直しが進められるものというふうに思っております。その制度の見直し次第によっては、今御質問いただいておりますタクシー利用券の助成制度についての見直しを行うことが考えられるのではないかなと、そういうふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） ほかの自治体とかを見ますと、条件を絞って最大72枚、本町という3冊分であったり、4冊96枚分を交付している自治体もあります。これは、かなり条件を絞っておられます。本当に困っている世帯に対しては、やはりそういった拡充をするという考え方もあるのではないのでしょうか。先ほどの答弁では、余りその辺が触れられておりませんでしたので、再度町長にお尋ねします。本当に困っている方に対して

は、まず拡充を検討して、もし必要であれば早急に対応するというところの考えについて、町長にお伺いします。

○町長（長谷和人君） 今早急というふうな言葉もありました。それから、拡充というふうな言葉もあったところでございますけども、公共交通計画が見直されるということでございますので、それに併せながら、私のほうも条件整備ですか、それを絞りながらというのはあるのかなというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 令和4年度の計画はこれから検討されていくわけで、そんなにゆっくりしていることで良いのでしょうか。数名の方から、タクシーの利用助成48枚では足りないよという声も実際あります。実際そういう調査もせずに、今のような計画の中で検討していくという、そういう悠長なことで良いのでしょうか。制度が始まって、もう5年目です。

町長、改めて伺います。これについては、やはり現状の利用状況を把握していただき、もしそういう足りないケースがある場合は、町としても拡充を検討していく考えが必要ではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 申しておりますように、私この部分については、交通計画の部分と併せながら、見直しが可能であればそういうふうにして制度の見直しも可能になってくるのではないかなということでございますので、椎葉議員は今すぐしろというふうなお話でございますけども、そこらへんは私のほうも担当課と見ながら、そういうふうなお話を聞きましたので、私としてもその部分については担当課のほうに指示はしておきたいと思っております。見直しをしないと私は言っていないので、そこらへんはちゃんと交通計画との整合性をとりながら、可能になるようならば、できるならば見直しが必要になってくる、また見直しも行っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これは余り言っても町長のやる気を削いでしまいますので、まずは現状把握を是非やっていただきたいと思います。何回も言いますように、これはもう5年目ですよ。補助制度・助成金制度は、3年ごとに適正化をするというのは、長谷町長が補助金の適正化方針を作っておられるわけですから、その方針に基づいてしっかりと対応していただきたいと思います。

本町のタクシー利用助成は、一般財源から700万円を経常的に支出する事業となりまして、これが現行制度における最大の課題となっています。コミュニティ交通とはいいいながら、65歳以上の高齢者と障害のある方に利用者が限定されています。また、利用券の枚数制限や公共交通の幹線ルートと重なるルートがあるなどの課題もあります。所管課において、タクシー券の利用状況、特に世帯状況を把握することは、多大な事務負担ともなります。この制度を続ける限りは、状況確認というのは必要になってきます。

現行制度を継続しながらも、新たな対策の検討が必要ではないでしょうか。次の要旨の2で、今後の対策を考えてみたいと思います。

要旨の2、本町のコミュニティ交通はタクシー利用助成で対応しているが、くま川鉄道の全線開通に向けて見直す考えはないかについてお尋ねします。

本町が目指すコミュニティ交通の将来像を確認させていただきます。人吉球磨の幹線となる公共交通は、産交バスとくま川鉄道です。幹線以外のコミュニティ交通は、各市町村でコミュニティ交通の整備が進められています。第6次総合計画、令和3年度からですが、この地域福祉活動の中で、地域の実情に応じた事業の見直し、新規展開も視野に入れた検討を行っていくと書いてあります。そして、地域の公共交通機関などとの連携も必要とあります。実は、これは令和3年度からうたっているもので、令和3年度から検討がもう進んでいるのかなと思ったら、令和4年度からの計画の中でやっていくという町長からの答弁でしたので、先ほど私はちょっと強く申し上げたところでした。

そこで、保健福祉課の課長のほうに伺います。地域の実情に応じた事業の見直しや新規展開、公共交通との連携など、令和3年度の進捗状況はいかがでしょう。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、福祉タクシーの利用実態を、令和3年度分につきまして分析中でありまして、概況を先ほど申し上げたところです。今後は、そこを更に詳細に分析を進めていきたいと考えております。

それから次に、新しい展開といいますか、今回多かったのが町外病院と町内の商店ということで、移動支援の中の買い物支援につきまして、ゆのまえちょこっとボランティア「ささえあい」との連携を考えております。具体的には、令和4年度の福祉タクシー利用申請の際に、ゆのまえちょこっとボランティア「ささえあい」の案内も行う予定です。ちょこっとボランティア「ささえあい」では、30分以内100円のチケットで買い物代行とかもできますので、福祉タクシーの利用申請の方はこちらも併せて利用会員登録をしていただくと、福祉タクシーでの買い物というものをこちらで補完できるのではないかと考えております。

それから、移動支援・外出支援関連の研修会がっております。これは、全国での移動支援サービスの事例とかの紹介もあってございまして、様々な支援形態がございまして、例えば、社会福祉法人でのバスを活用したものですとか、あと住民ボランティアが運行するものですとか、そういうものがありまして、これまで直近では3月2日に研修会もっておりますので、担当職員が参加しまして今後の参考にしたいということでやっております。

先ほどありましたように、公共交通との連携については、今現在は未検討ですが、公共交通の担当課の企画観光課も一緒に今後検討を進めるという状況でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 是非企画観光課と共に、課題の確認と今後の対策について検討

をいただきたいと思うところです。

平成 30 年 5 月の総務常任委員会で、町の公共交通計画の調査が行われております。当時、乗合タクシーではなく乗合バスの検討内容が示されました。これは、午前・午後の 2 回ずつ、2 路線の試算で、約 2,000 万円かかるということでした。ただし、担当課長からは、2,000 万円かかるかどうかの検証はしていないとのことでした。人吉球磨管内においては、6 市町村が既に乗合タクシーを導入しています。当時は、概算の概算だったと思いますが、2,000 万円を大きく下回る負担で運用ができています。本町の当時の 2,000 万円という金額というのは、ちょっと高すぎたのかなという印象も受けます。担当課に伺います。他市町村で運行している乗合タクシーというのは、検討できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 乗合タクシーにつきましても、一応他町村の状況とかも参考にさせていただきながら、検討は行っているところです。

申し添えますと、先ほどの 2,000 万円という数字につきましては、これは運行する車両ですね、こちらのほうの導入経費も含むところでお答えしたかと思っておりますので、運行経費についてはそれ以下ということになろうかと思えます。

○4 番（椎葉弘樹君） 平成 29 年度に、タクシー利用助成に大きく舵を切った一つの分析が、この乗合バス 2,000 万円というところもありましたものですから、その後乗合タクシーの検討はまだ本格的には進んでいないのだろうというところが考えられますので、是非このところは検討を進めていただきたいと思えます。

高齢者等移動支援助成金、現行制度の予算・決算を見ますと、平成 29 年度、平成 30 年度は 300 万円前後だったものが、令和元年度から 2 冊に増冊を始めてから、約 700 万円前後に倍増しております。全て一般財源からの持ち出しとなっております。令和 4 年度当初予算においても、756 万円が計上され、前年度を上回る支出となっております。先ほどの高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画におきましては、令和 3 年度から令和 5 年度の計画値が 450 人、うち 80 歳以上が 300 人と増えているところです。タクシー利用券の配布状況が増えますと、更なる財政圧迫が懸念されます。

国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業により、地域の公共交通の確保・維持・利便性の向上等の取組を支援しています。また、熊本県においても、生活交通維持・活性化総合交付金があるようです。

そこで、担当課にお尋ねします。乗合タクシーなどのコミュニティ交通であれば、特別交付税などの対象になるのではないのでしょうか。国・県からの支援が受けられるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 乗合タクシー制度につきましては、議員おっしゃいますとおり、例年、3 月の特別交付税分として対象事業となっております。

○4番（椎葉弘樹君） ちなみに、何割ぐらいが交付税の対象になっていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これでは乗合タクシーを運行した際、損失が出てくるかと思いますが、その損失に対して、一応約8割が理論上は示されているところですが、何分これが3月の特別交付税ということもございまして、配分的な要素も正直あるかと思われまので、8割がそのまま来ているのかどうかというのはちょっと計算してみないと分からないということでございまして、また申し添えますと、例年ですと3月ということでございますが、これにつきましては年度ごとによって発出されるものでございますので、必ずしも毎年度対象事業となるかということについては、その年にならないと分からないというような状況も一応お伝えをしておきます。

○4番（椎葉弘樹君） 恐らく全国の自治体では、8割の交付税措置があるがために、乗合タクシーという制度を積極的に導入しているのではないかと思います。

令和4年度からの人吉・球磨地域公共交通計画の案を見ますと、人吉球磨管内10市町村のうち、本町だけが公共交通の幹線を結ぶ支線の運行がないとされています。本計画において、地域公共交通の今後の方向性が、湯前町は現行維持となっております。

町長に伺います。これから5年間、本町の公共交通は現行維持で良いのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 新しく今出来上がりつつございます地域公共交通計画によりますと、くま川鉄道の全線復旧も将来像といたしまして、あさぎり・水上間のくま川鉄道と路線バスが重複する区間におきまして、路線バスをコミュニティ交通に見直しを進めるという方針となっております。そのため、関係市町村が連携して、このコミュニティバスの運行などについて、今後協議が必要になってくると。これまで幹線扱いとなっておりましたあさぎり・水上間の路線バスの代替となる公共交通の在り方も併せながら、町内の公共交通の在り方についても検討が必要になってくるというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 検討が必要になってくるということであれば、今計画の案にあります現行維持という言葉はもしかしたら見直しが必要なのかもしれませんので、それは担当課のほうで確認をいただければと思います。

これまでの質問を踏まえまして、ドアツードアのデマンド型乗合タクシーを提案させていただきます。デマンドとは、御承知のとおり、予約制のことです。あさぎり町などで導入されています。乗合タクシーは、平成25年度に311市町村だったものが、令和2年度で何と700市町村に倍増しています。ここまで普及した要因は、先ほど申し上げました特別交付税の措置があるからだと思っております。

熊本県内のコミュニティ交通の導入状況、令和2年9月の公表データによりますと、45市町村中32市町村で乗合タクシーが運行されています。半数以上です。コミュニティ交通がない町村は、5町村とあります。これは、南小国町、西原村、嘉島町、氷川町、そ

して湯前町、この5町村が、コミュニティ交通がない町村として挙げられています。くま川鉄道沿線の6市町村のうち、本町を除く5市町村で乗合タクシーが既に運行されています。いわゆる公共交通の支線があるという状況です。

町長にお尋ねします。くま川鉄道の全線開通に向けて、ドアツードアのデマンド型乗合タクシーの導入をまずは検討する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 予約型の乗合タクシーでございまして、現在本町が実施しております移動支援助成事業、つまりタクシー利用助成制度に比べまして、事前の予約が必要でございます。それから、時間の制約もあるということでございます。それから、車内が狭く、荷物を持ち込みにくいなど、利用者の利便性も低下する可能性もあると。加えて、車の購入、それから予約システムの構築など、初期の費用のランニングコストもかかると。かかったわりには、いざ運行したら利用者が少なかったという事例もよく耳にしておるところでございます。

一方、先ほど椎葉議員の御質問がございましたけども、乗合タクシーについては特別交付税の措置があるところでございます。ただ、これは理論値等でございます、考えている分だけが果たして来ているかどうかというのは疑問も残るところでございます。利用者の利便性も確保しつつ、財源も確保できるような仕組みが必要になってくるということでございます。

先ほど答弁しておりますように、今後交通計画あたりが同時に進行するという形になりますので、今後の検討課題かなというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 検討課題ということですが、実際検討はされるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたように、乗合タクシーが全て良いような感じで見るとは思いますが、何せ今までドアツードアということで、我が家の庭先まで車が入って行って、すぐそこで降ろしていただくということでございます。

今回、乗合タクシーになりますと、各行政区のある公民館の前で降ろすという形になりますので、そういうふうな部分を見ましたときに、ちょっとそこはデメリットにもなってくるのかなと。それから、時間の制約もあると。例えば、9時、10時とか、午前中に2回、午後から2回というふうな形になってこようかというふうに思っておりますので、このへんについては他町村の状況等も十分見ながら、調べてからになるのかなというふうには思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長、乗合タクシーの種類にも幾つかあるというのはご存じでしょうか。私が提案しているのは、ドアツードアのデマンド型乗合タクシーのことです。町長が今答弁されたのは、定刻型のバス停のような感じで運行する乗合タクシーのことです。それだと確かに利便性が悪いのです。でも、あさぎり町がやっているようなドアツードアのデマンド交通であれば、予約が当日ではなく前日になるといったところ、あ

と何人か複数で乗り合わせるというところが、今の利便性からすると少し下がるのですが、これは公共交通ですので、完璧な利便性を追求するのか、若しくは町の財源と相談しながら考えていくのか、そのあたりはやはり検討する必要があると思っていますのですが、やはり町長、ドアツードアのデマンド型乗合タクシーをまずは検討をしていただけないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員、大変失礼いたしました。私ドアツードアのほうと、もう一つのタイプで今ちょっと混同して説明したところで、申し訳ございませんでした。

それで、今御質問がございますように、今後の検討課題というふうに申し上げているのですが、幾つかのデメリットもあるし、メリットもあろうかというふうに思っております。ですから、その部分を十分見ながら、そして検討の課題としていきたいということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 是非タクシー利用助成と乗合タクシーのどちらが本町にとって最適な公共交通になるのか、これは比較検討してみないと分からない部分もありますので、これはほんと前向きに検討をしていただき、もしかしたら現行制度のほうが良いという結論になるかもしれませんが、そこはまず同じ土俵に上げて検討をしていただければと思います。

最後の1問ですが、令和4年度からの人吉・球磨地域公共交通計画におきましては、各市町村において地域公共交通計画の検討というものがあります。町長からも、答弁の中で少し御紹介があったのかもしれませんが、水上村が平成29年度に策定、多良木町が平成30年度に策定をしておられます。本町のコミュニティ交通というのは、これまでの事業を検証して、くま川鉄道や他町村との連携も視野に入れた将来像を明確に示したほうが良いと考えております。手の込んだ分厚い計画書は要りませんし、要点だけが整理されていれば良いと考えています。

最後に町長に伺いますが、本町においても、こういう現状の課題や分析、そして今後こういうふうに進めていくといった完結型の計画書、地域公共交通計画を策定する考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどから何回も言っておりますけれども、今回の人吉球磨10市町村におきます地域公共交通の計画を策定するということでございます。この中で、あさぎりから水上までの路線バスをコミュニティ交通に見直すという方針も出ております。今後、関係市町村とも協議が必要になってきます。ですので、この協議を経た後に、やっぱり策定の有無、そこも必要になってくるかなというふうに思っております。あえてドアツードアのデマンド型のタクシーという形になりますと、当然地域公共交通の計画も必要になってくるというパターンになってまいりますので、一つ上の10市町村の公共交通計画の様子を見ながら、本町におきましても策定の有無を判断したいというふうに

思っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これまでの総括になりますが、検証をしっかりとやっていただいて、課題をしっかりと分析していただいて、今後町が進むべき公共交通の在り方を、計画を通じて策定していただければと思うところです。また、場合によっては、現行の福祉タクシーを当時の80歳以上に戻して、そしてデマンド型の乗合タクシーと併用するという案もありますし、いろんな案が考えられますので、そこは湯前町独自の考えとして、他町村との連携も大事なのですが、湯前町としてはこういう公共交通にしたいのだという町長の強い考えを示していただき、将来像をしっかりと出していただきたいと思います。

結びになりますが、今回の調査に御協力いただいた皆様には感謝を申し上げるところです。町長には、是非本町のコミュニティ交通の未来を創造していただきたいと思えます。公約である未来を創造するといったところ、最後の一年になりましたので、もう本当に町長のリーダーシップを発揮していただき、公共交通についてもしっかりと考えていただければと思うところです。

一つ、本当に困っている方へのタクシー券の追加支給、一つ、ドアツードアのデマンド型の乗合タクシーの検討、一つ、湯前町地域公共交通計画の策定、以上の3つを提案しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、町の公共交通対策について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 椎葉議員の2番目の要旨、結局コミュニティ交通をあさぎりから水上まで考えているとかおっしゃったようですが、路線バスが通っているところは、地域の交通網はそこを重複しては走られない、そういう路線は認められないというふうに考えたわけで、実際そうになっていると思うのですが、国道219号・388号のそこはバスの路線ですね。そこを横切るのは良いのですが、同じところを通ってはいけないというふうに規制の中でなっていたと思うのですが、そういうことを考えていくということであれば、路線バスを廃止して、あさぎりから水上までを上球磨町村で共同運行という、そういう考えになるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 鉄道路線と、それから国道219号線が並行して走っておりまして、その中にくま川鉄道、それから地方バスが運行しているという、今全国的にも珍しいそうございまして、それに今椎葉議員のほうの話にちょっと戻ってしまうかもしれませんが、重複して財源を使って運行しているのではないかと、それはもったいないのではないかと、このことを多分椎葉議員もおっしゃったのではないかなと。そこらへんを、今おっしゃっているくま川鉄道は今度再生しますので、運行時におきまして、一

方のほうの地方バスについては一旦廃止して、そしてあさぎりから水上までの新しいコミュニティ交通を確立しても良いのではないかというふうな計画で、今出てきているのではないかなというふうに思います。

深掘りした計画にはなっていないのですが、表面上に出てきているのはその見直し論が今出てきていると。それを今からやっていくのですよというふうな話になっておるところでございますので、そこのも少し御理解いただければというふうに思っております。まだその深掘りまではいっていないというところでございます。これからということでございます。

○5番（森山 宏君） 今のところで再確認ですけども、今町長がおっしゃったように、主軸路線といいますかね、確かに盆地ですから、鉄道と国道と路線バスが並行して走っています。ですから、逆に言うと、縦の路線はあるんですけども横の路線がないのですよね。ですから、皆横の路線で中心部とか病院等に行くように、横の路線がコミュニティバスで作っておられるわけです。ですから、お聞きするのは、結局シティバスのようにサイクル的に横にも行く、主軸の道路ではない、今までの路線ではない横のほうにも走るような考え方をされているわけですかね。あくまでも、路線バスの代替手段で考えられるのですか。そこだけです。

○町長（長谷和人君） 森山議員がおっしゃっているのは、デマンド交通のことをおっしゃっているのでしょうか。例えば、駅を回して、ずっと23の行政区を全部回る代替バスのことを横軸というふうに思われているのでしょうか。ちょっとごめんなさい、私もそここのところ、質問のところがよく分からなかったんですけど。ただ、今出ているのは、タクシー利用助成関係につきましてはさっきから答弁しておりますように、今の制度自体がベストではないかということをおし上げておりますので、私が先ほど申し上げましたのは、あさぎりから湯前までについては、くま川鉄道と、それから国道219号線の地方バスが走っておりますので、この見直しが今から始まるということをおし上げておりますので、横軸の部分については申し訳ございませんが、今後の計画の策定よっての動きになってくるのかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、町の公共交通対策について、椎葉議員の一般質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時21分



○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

一つ、消防・防災力の向上について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） それでは引き続き8番議員の金子です。本定例会ラストの一般質問をさせていただきます。マイクの調子もいいようですので、ほっといたしました。どうぞよろしく願いいたします。ちょうど先日3月11日で東北東日本大震災から丸11年が経過いたしました。被災された多くの方々、また使命感のなか職務中に殉職された消防団員の方々を想いながら、通告しておりました消防・防災力の向上について、質問させていただきます。

まず、要旨1の団員減少に向けた取組について、質問いたします。コロナ禍ということもあり、去年は消防団の行事開催もなく、非常に残念な1年でありました。しかし本年当初には、本町の消防団出初め式は、コロナ第6波前ギリギリでしたが、開催されたことは、本町消防団の活躍見守る議員の一人として、非常にうれしく思ったところでありました。しかし併せて整列した団員の減少については、残念な思いでなりませんでした。全国的な傾向といわれておりますが、団員減少のなか、それでも頑張ってくれている現団員たちには心から感謝するところです。町の消防・防災力の要であります消防団員の確保について、どう取り組んでいく予定なのかお伺いするにあたり、まずは現状の団員数と、近年の団員数の増減について、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 消防団員については、議員御指摘のとおり年々少なくなっております。タブレットの議案説明資料の中に、その数値を入れてきました。その中に昭和60年度から令和2年度まで、5年間ずつ国勢調査やっている数値がありますので、その5年間の流れですか、推移を掲載しております。まず普通団員につきましては、昭和60年度につきましては267名。令和2年度には169名ということで98人の減少になってございます。また機能別団員につきましては、平成22年度ですから71名から101名に増えているところがございます。団員の数字については、合計しますと267人から令和2年度は270人というふうになってございます。

○8番（金子光喜君） まあいわゆる機能別団員の方々がおられるうえで、かなり団員の減少というのは食い止められているというのはお分かりいただけるかと思えますし、町民の方も「ああそうなのか」ということで理解されるかと思えます。改めて消防団員の減少については、驚くくらいのものかなと感じておりますが、残念でなりませんけど、人口の減少率より多少は多いような気がしますけど、これはいわゆる若年層といわれる若い世代が減ってきたというのが、大きな要因なのかなと思うところです。未加入の団員ということでよくいわれますが、対象年齢であるのに入団しておられない方々、データに出てきているのかなと思えますが、対象者で未加入の方々、何人位おられるのか調

査された経緯はございますでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 同じタブレットのページですけども、対象年齢、入団可能な人というかたちで、20歳から44歳という数値を使わせていただきました。昭和60年度では775人対象者いるんですが、令和2年度は313人という対象年齢いらっしゃいますが、一番右側の7番、8番の行にいきますと、人数という捉え方ではなくて、加入率というかたちで述べさせていただきますと、昭和60年度では34パーセント、いま現在54パーセントということで、まあ現在でいきますと54パーセントですから、約半分というかたちの数値かなと思っております。

○8番（金子光喜君） そういった方々の加入を促していく、団員へお願いするというのを進めていくというの、また一つの団員獲得の手段なのかもしれません。ただ様々な要因があって、これがなかなか増えないのがあるのかもしれませんが頑張りどころかなということを理解できればなと思います。

町の防災計画書というのを見てもみますと、意外と消防団に対する記述は少ないんですね、10ページにですね、消防団の強化、促進計画というのが数行あるくらいでして、「あーもうこれくらいなのかな」と感じたところでした。また町の総合計画には、団員の減少は喫緊の課題と記されております。しっかり課題としては捉えられておるということですけども、なかなかその結果につながっていないということです。まあようやくといいますか、町の団員確保の対策として、本年度から団員への大幅な処遇改善といいますか、手当の増額が示されております。このことは大きな一歩だと思いますし、評価するところです。後の予算審議でも出てくると思いますので、詳しくは省かせていただきますが、処遇改善という意味では大きい前進だと捉えます。また併せて団員増加につなげるためには、消防団のイメージアップというの也非常に重要と考えます。消防団の重要性や必要性、その理解とともに、やっぱりかっこいいと思わせる取組が必要ではないかと思うところです。本町には以前から保育園児を対象とした幼年消防クラブがありまして、年長さんになると、出初め式や運動会で通常点検を披露して、消防と接してくれています。しかし小学校、中学校ではほとんどの接点がなく、非常に残念な限りです。成長過程で最も多感で、吸収力の強い義務教育の期間に、もう少し消防団を身近に感じるチャンスを設けるべきだと思います。今年の出初め式の来賓挨拶のなかで、緒方県議が、保育園、小学校、中学校は幼年少年消防クラブがあるのに、何故に高校ではないのかと、高校での消防クラブの設立への想いを語っておられました。若いときに消防団を理解することは、将来の団員確保や、理解者を増やすためには、必要なことで、防災教育のなかでは、最も重要なことだと思います。小学校や中学校での、少年少女への消防クラブ活動について、何らかの形で取り組む考えはないか、まずは教育長にお伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） いま金子議員の意見につきましては、趣旨をよく理解できずし、賛同する部分もございます。詳細について課長のほうが答弁いたします。

○教育課長（中園誠二君） 私のほうから説明させていただきます。まず少年消防クラブという組織ですけど、人吉球磨管内では、あさぎり中学校と、人吉の西瀬小学校に組織があるようです。ただし少年消防クラブの組織に関しましては、学校教育の範囲から離れておるようです。部活動などとも違う扱いになります。あくまでも学校教育とは管轄が違う校外活動であり、任意団体活動になります。したがって教育課のほうで組織する、しないの回答はできないのかなと思っております。ただ結成の可能性としましては、自発的に保護者から声が上がるとか、例えば上球磨消防署から要望が上がるとか、そういうのが上がったあと、学校や生徒の了承があれば可能かもしれないなどは考えております。

○8番（金子光喜君） 非常に事務的な答弁でがっかりした部分もありますけれども、この件については町長にも同じようにお伺いさせていただきたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 現行、保育園におきます慈光それから湯前保育園におきまして、幼年消防クラブがあつておまして、上球磨消防署の職員によります指導がなされまして、運動会でございますか、それからさっきおっしゃった出初め式等について発表していただくということで火災予防の知識あたりに貢献しているというところでございます。いま御質問がございますクラブでございますか、そちらのほうについて、学校単位で組織することができないかということでございました。私もいろいろ考えてみたんですけども、学校側から離れるということになりますと、例えば農林振興課が担当しております緑の少年団、こういうふうな組織の活動になってくるのかなというふうに思っております。今後、町の消防団の幹部あたりともですね、こういうふうなお話を伺いましたので、どうのお考えなのかということで、意向もちょっと聞かせていただければというふうに思っているところでございます。

○教育長（中村富人君） 先ほど金子議員のほうに趣旨について理解できるというお話をしましたので、さっきの課長に付け加えまして答弁させていただきます。消防団といえますと防災教育という、そういう言葉が出て参るわけですが、実は防災教育というのは学校の事務文書、公務文書にちゃんと位置づけてありまして、担当者もおります。防災教育というのは、基本的には小中学生、やはり命を守る立場なものですから、自分の身を守るというのが、防災教育の大きな流れになっております。そういうことで避難訓練等も実施をしております。今日の質問の趣旨には、消防団を身近に考える、そういうのはということでございました。そこら付近は非常に私も理解というか共感できる部分がございます。そういうことで防災教育とは違う立場で、例えば小中学校の学校教育目標というのがありますが、これは小中一貫校でございまして、目標の内容は同じ言葉で

ございますが、そのなかに、どちらも「ふるさとを愛し」という言葉が書いてあるんです。小学校も中学校もそういう活動を総合的な学習の時間にやっております。避難訓練等のなかでの行事でございますが、小中学校一緒にやりますが、その中に消防団の方をお招きしてやるとか、例えば防災教育の中心ではございませんが、それに関わってくるようなかたちでは可能ではないか、これは次年度からでも、今年からもちょっと可能かも分かりません。学校長ともお話をいたしました。要綱等も学校長は、今のように身近に感じるとか、いわゆる感謝の気持ちを持つとか、そういうことにとても同意できる内容だというのがございましたので、どういう立場で消防団の方を関わっていただくか、ただ昼間です消防団の方はお仕事されておりますので、いろんな障害があるかも分かりませんが、そういうかたちであるならば可能じゃないかなと、今考えるところでございます。ただ反対でございませぬが、現在部活動も令和5年から社会体育のほうに移行というか、いわゆる働き方改革があって、学校の職員を離そうという動きがあっております。その件について両校の校長から、なにかあると学校の校長とすれば、そういうクラブができた場合、例えば教育委員会じゃないところが主催されてできた場合は、やっぱり学校担当者を付けなければならないので、先ほど町長が御答弁されました緑の少年団と同じ扱いなんです、そういうときも担当者を付けることが、今の働き方改革の流れのなかでどうかなという、そういう意見もありましたので、参考に述べさせていただきます。以上です。

○8番（金子光喜君） 教育長の答弁にありました、ふるさとを愛する、いわゆる地域を守るということにつながるのかなと思いますけども、そのへんをキーワードに、前向きに捉えれば、小学校、中学校それぞれ、子どもたちのカリキュラムとか様々な活動がいっぱいで難しいのであれば、団長や団員が、年に一度でもいいですから学校に出向いて、いわゆる消防団が行っている通常点検を披露したり、操法を披露したり、また消防機材や装備を説明するとか消防に触れていただく機会を、年に1～2回でもいいですから設けることで、その消防団の取組の活動の理解が増えてくるのかなと思います。その効果は大きいのかなと思います。また親が団員の家庭であれば、親子の語らいの話題の一つになったり、お父さんはすごいなと見直すようなことがあるかもしれません。おそらくここにおられる消防団経験者の方々も、同じように、自分の背中をそのお子さんが見てくれることは、大きな消防団に対する理解につながったものだと思っております。しっかりそのことを広めていくことは、将来湯前町に残ってくれる子どもたちが、すんなりと消防団に入団してくれるようなかたちになるのかなと想像するわけですが、この点については担当課長にもお伺いさせていただきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 若い方が少ないなかでスムーズに地元に残る方が、消防団に入ってくる取組というものは、やはり必要かと思っております。あさぎり町のクラブ

のほうは、教育課からもありましたように保護者の理解のもと、町の消防団と総務課が所管している取組のようであります。現在、その消防団幹部会のほうでも、そういった少年消防クラブですか、その話題はなっていないようですが、ぜひ幹部会のほうでも、団の認識をちょっと確認させていただいて、また併せて小学校、中学校の校長先生、また教育長もいらっしゃいますので、そういったところのコンセンサスも図りながら、本町での必要性等実現可能かどうかも含めて、ちょっと調査させていただきたいと考えております。

○教育課長（中園誠二君） すみません私のほうからも説明させていただきます。小学校、中学校におきまして学校経営案の中の教育訓練の項目に従いまして、年に2回避難訓練等を行っております。そのなかで例えば消防団員の方に来ていただいて、きびきびとした規律訓練を見せるとか、実際に水を出しての操法など、そういう実演を行うことなどは可能ではないかなとは思っております。ただし授業ということで平日になります。そのあたりの学校側と消防団側の協力があれば可能かなと思っております。

○8番（金子光喜君） 次の世代の町を守る消防団員を育てるためにも、ぜひ現役の消防団員の皆さんには御協力いただいたかたちで実現すればいいなと心から思うところです。

イメージアップというところで、もう1点お伺いさせていただきます。出初め式での防寒着ですけれども団員の法被の下は、実にまちまちでありました。式典というかたちでしたので統率がどうのかなという印象を受けたわけです。町村によっては防寒用のパイロットジャンパーといいますか、カッコいい服を着用して統率されているところもありますので、団員の防寒作業着として、またカッコよさの演出として、ジャンパーの装備とかはお考えにならないのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 冬場、年末警戒など、夜中の活動、また出初め式等々での寒いなかでの出席に団員の方には大変感謝しているところでございます。まず正装というかたちで法被だと私は思っておりましたので、世の流れでしょうか、この法被を生産するメーカーがかなり少なくなっているということでございます。これは全国的に法被というものが少なくなっているようでございます。法被をやめて消防活動服で式典に出席する。またその上にジャンパーを着るというふうなところもあるように聞いております。団員の処遇改善の一つということであれば、ここも幹部会にも協議しますが、法被なのか作業服なのか、またジャンパーを着る、そういった対策として、またイメージアップとして可能であれば、良い方向に改善できればいいかなと思っております。またこれは予算も伴うことでございますので、財源も含めて前向きに考えられればいいかなと私は思っております。

○8番（金子光喜君） 法被については、私は非常に大事なものだと思っております。

これは代々受け継がれていくべきものだと思っておりますので、法被の必要性を除いたわけではありません。法被の下に着るものをしっかり合わせたほうが、式典としての統率が取れるのかなと、また見栄えとしてもしっかりするのかなというところでお伺いしたわけでございますので、そのへん対応できるのであれば、してもらほうが普段の消防活動で集まる時も、法被では行かない方がいいのかなという場面もあつたりしますので、そういうときにはそのジャンパーを着ることで対応できますので、様々に TPO を考えれば必要性はあるのかなと思っております。しっかりご検討をお願いしたいと思います。今後もいわゆる団員のイメージアップや理解につながるような取組を希望しまして、次の質問、機能別団員の現状と今後について、お伺いさせていただきます。

機能別団員の制度ができて、約 10 年が経過いたしました。消防団全体に占める割合や活動の状況について、どう認識をされているのか担当課長の答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 機能別団員の現状と今後でございます。制度の概要はタブレットに載せてございますが、まずタブレットの 4 ページほどに機能別団員とはとあります。そこに機能別団員の目的が書いてあります。火災予防、後方支援、それと右側のほうに OB 団員として、消防団を引退した方が、その豊富な経験を活かして、この消防団の活動に携わることができるということで載せております。そしてその次のページが機能別団員の募集について、当時の平成 21 年、22 年に行った通知でございます。昼間の活動を中心に加入していただきたい、また普通団員と違って、知識習得、訓練などが無い。防火パレード、年末警戒などが無い、式典には出席していただくなくてもいいですよというふうなことで、条件で呼びかけをさせていただいた、その当時の呼びかけの資料です。いま現在もこの考え方で来ていたところでございます。またページを元に戻しまして、現在の各部の団員数ということで、2 枚目のほうに、普通団員と機能別団員の各部の状況を載せております。普通団員が第一分団一部から最後までで 170 名。機能別団員が同じく 100 名いるわけですが、これを見ますと、通常であれば普通団員のほうが多くて、機能別団員が少ないというふうなバランスなんでしょうけど、ある部については逆転しているような部もあるところがございます。機能別団員の団員数も含めて、その役割というのが大変重要視されているような構造になっているのかなと思っております。

○8 番（金子光喜君） 機能別団員の重要性をしっかりと御認識いただいているということが分かりまして、非常に安心したところであります。しかし今回の消防団員の処遇改善にあたっては、一般の団員を対象にしたものであって、機能別団員については対象外と伺っております。個人的には十分な議論がされているとは思いませんし、解せない部分も多いです。そう判断された経緯について御答弁ください。また再検討してみる考えはないか、改めてお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 機能別団員の方々、火災現場などでは普通団員の後方支援

といえども、危険な所で活動していただく部分では、ほぼ同じだと思っております。そういったなかで、令和4年度当初予算のことで申し上げますと、機能別団員への平日昼間の火災など出動された場合の出動報酬、費用弁償は見積もっていないところでした。見直し前の、これは出動手当になりますが、機能別団員に支給されていなかったという理由もありますが、出動されたかどうかの報告や確認ができていなかったという理由もありました。また上球磨消防団連合会、4町村ですけれども、この制度は多良木町、湯前町だけの制度でございまして、この中での議論として深掘りされていなかったのではないかなと思っております。私の深く反省するべきところでした。条例上支給は可能でございます。支給しないということも書いてございませんので、この令和4年度中の運用上で見直しをできれば早めに行うべきものかなと考えております。そうなった場合、まず機能別団員が現場で出動されたかどうかの確認の方法、こういった人員報告、そういったものは普通団員と同じに、各部の部長さんが、ひと手間、ふた手間増えることになろうかと思っておりますので、ここもまた幹部会のほうで、そういった確認方法も含めて、御意見も確認してみたいと思っております。この令和4年度中での、運用上での見直しというかたちで、幹部会に諮ってみたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 総務課長の答弁も非常に前向きな答弁でありまして、本年度中の運用によって、しっかり御検討いただいて、明るい方向に向くのかなと受けたところですが、一般団員と同じように厳正に対応すれば、あまり問題はないのかなと思えますし、人数も何十人とおられる部はありませんので、しっかりそこらへんは対応をクリアできるように議論していただければと思っております。

機能別団員は一般団員とは違うというところで捉えられていると思えますけれども、その観点から年齢の制限というのは、確か詳しくはなかったのかなと思うところですが、10年も経ちますと入団当時は60歳でしたが、70歳になられる方もおられます。様々に不都合な部分も出てくるのかなと思えますけれども、いわゆる卒業とか定年とか、そういう規定はありませんでしたかね、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 本町においては、年齢制限は設けてないところでございます。ですが体力に自信がある方もおられると思えます。まあ一般的な考え方で、他町村で上限年齢を決めておられる地方自治体、町村があります。こういったものも参考にさせていただきながら上限を決めるか決めないか、これについても団の判断もいるかと思っておりますので、ここをまた調査させていただきたいと考えております。

○8番（金子光喜君） その調査をぜひしっかりしていただいて、不都合がないようなかたちで対応されることを希望します。

もう一つ団員減少で課題となるのが、いわゆる組織の再編についてです。これについては執行部と消防団で協議するものであり、一般質問には馴染まないものであるのかな

とは思いますが、先送りすればするほど、現団員の負担が増えたり、部の運営や活動が難しくなることを考えれば、避けては通れないことかと思えます。具体的なことは、団内で決められるとは思いますが、現状どのようにお考えであるのか、御回答願います。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどタブレットの資料でもありましたが、消防 15 部ございます。それぞれに団員数にばらつきがあつておるようでございます。極端に少ない部があります。これについては本町の若い世代の人口が少なくなっている現状、また地区、地区によつても、その大小あるのかなと思つておりました、各部とも団員確保については、かなり苦労しているのが現実でございます。更に極端に少ない部と申し上げましたが、実際には消防ポンプの操法大会、操法に出られないとか、実際現場での連結、筒先持ち、またポンプ操法も含めまして、出初め式等も、出動団員を揃えることができない部も確かにあります。これも団のほう、この直近でも課題とされていることでございまして、再編の考え方、これも幹部会を中心に協議をするというふうを考えておりますので、これも令和 4 年度中の中で、よい方向が見出せばいいかなと思つております。喫緊の課題かなと思つております。この表からみますと、それが見て分かるかと思えます。

○8 番（金子光喜君） いわゆる先ほど言った機能別団員と協力し合うことで、ようやくその部としての有事の対応ができるのかなと、そういうような事例も、そういう部も多いのかなというものが、以前から感じておりました。現団員の負担があまりにも大きくなることのないように対応していくことも行政としては必要なかなと感じているところです。責任感を持ってしっかりと歳が 50 になつても団内に残ってくれる団員は数多くおられると聞いております。そういうような団員のためにも対策をしっかりと講じていただければと思えます。

次に、要旨 2 の団員の訓練と安全確保について、お伺いさせていただきます。本町消防団規則には、団員は消防学校において、職務に応じて教育、訓練を受けさせるとありますが、現状は以前と違い消防学校での訓練、教育等はなされていないと聞いております。どう対応されているのでしょうか。消防活動に必要な安全確保や消化技術など、いわゆる現場力は、どう教育されているのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） この件については、令和 3 年の当初予算でも私答弁したかと思いますが、しっかりとこの令和 3 年度でやりたいと申した記憶がございます。ですがコロナの影響が大きいようでございます。操法訓練も今回中止したことでもございますし、団員の知識習得訓練もここ 2 年間、実はできていない状況が続いているということで、我々も不安に思っているところでございます。特に若い団員への訓練ができていない。これについては御指摘のように県の消防学校の講習会もいまのところ中止されておりますし、上球磨消防署での訓練、そういったものもできていない、これについては、コロナ感染が落ち着かないと、この訓練計画というものも作れない、また知識習

得の研修会なども派遣できない、計画が全てにおいて立てられていない状況を御理解いただきたいと思います。この第6波が明けましてからは、令和4年度については、やはりコロナの落ち着いた状況を見て、そういった若い団員への教育、ベテラン団員も含めて、知識習得訓練はやるべきところで心構えは持っているつもりでございます。

○8番（金子光喜君） しっかりした心構えを総務課長が持っておられますので、今後の取組に期待させていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる消防学校ですけれども、以前から非常にカリキュラムのほうで、本科生の方が多くて、各消防団からの受け入れというのができていないような話を聞いておりました。それはコロナ前からもですけども、これは今後改善されるような方向はあるのでしょうか。お伺いします。

○消防主任（椎葉泰裕君） 消防学校の訓練につきまして、消防学校のほうからは訓練の日程等が通知されるわけですけども、課長が答弁しましたとおり新型コロナウイルスの影響で、人数が制限されたり、もしくはワクチンの接種証明の提示が必要になったということで、様々な制約がかかっております。これにつきましては令和4年度どのようになるかについては、まだ学校のほうからは通知があっておりません。

○8番（金子光喜君） コロナで見えにくくなっているのかなと感じますけども、本来の消防学校の役割というものを、しっかり果たしていただけるような流れというのを希望するところです。安全確保の観点から、もう一点、緊急走行時の対応について、お伺いさせていただきます。火災発生時の出動については、一分一秒でも早く現場に到達するため、サイレンと赤色灯を点けて緊急走行します、ある意味危険と隣り合わせの状態かと思えます。事故等がないように、しっかりと注意したかたちで運転されていると思っておりますけれども、現状どういうふうに指導されているのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 私も総務課、長うございますが、この期間で緊急車両の知識習得訓練、またそういった車両の講習会を行ったことはないと認識しております。県の消防学校なり多良木警察署、上球磨消防署、講習会など実施可能かどうか、今お尋ねしているところでございます。また講師派遣ができれば、湯前町のほうに来ていただいて知識習得訓練と一緒に実現可能かどうか相談させていただきたいなと思っております。まずは、今までやってきていない講習会に代わるようなことということで、緊急自動車運行要領というものを、私、消防主任と作ってみてはどうか、それをまずは団員に周知するというのを、紙ベースではございますが、まずはそちらから取り組ませていただいて、このコロナ禍が収束といいますか、落ち着いた状況のなかで、実際の知識習得訓練、そういったものも計画はしてみたいと考えております。

○8番（金子光喜君） これまでは経験に頼ってきたり、先輩からの指導とか、そういうかたちでクリアされてきたのかなと感じているところですけども、非常に社会的な危険性といいますか、そこらへんを鑑みますと、要領を作られるのは大事なことかなと思

いますので、しっかりとした対応をしていかれることを強く望むところです。

安全つながりでもう一つお伺いさせていただきます。消防車両の整備についてです。老朽化した現車両の更新についてです。本年も確か1台ですかね、更新の予算が計上されておりました。本町消防団には軽の積載車両に関しましては、11台ありまして、それだけでも今のペースでは、なかなか更新が進みません。更新計画等もされていると思いますけども、詳しいことは、なかなかお示されておりませんので、本日御答弁いただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 同じタブレット資料のほうに消防積載車とポンプ更新計画というのを載せております。ご覧いただければと思います。令和2年度から開始しまして、これは水力発電交付金のほうを活用しながらの更新ということで、ポンプと積載車を一つのセットとして、年度一セットでいきますと、全部の更新が終わるのが令和12年ということでございます。そのなかで更新の優先度としましては、やはりポンプの老朽化が先に出たほうから更新をかけていく。積載車も同じ考えでいきますと、この更新計画のとおりでやっていきたいと思っております。ただ故障などで、もう修理がかなり頻繁に起きていて、早く更新した方がいいものは、先送りで更新する方がいいというような考え方をしております。ただ財源としては、その水力発電交付金を使っているところございまして、年次計画というかたちで、計画を持っているところでございます。

○8番（金子光喜君） 答弁のなかで、先送りとありましたが、前倒しの間違いでしょうか、前倒してでもですね、しっかりと対応していただけるような対応を望むところです。計画のほうが示されておりますので、その通りになっていけばいいなと思っておりますけれども、できればもう少し早めにしないと、非常に現状が厳しいような状況というのも見えておりますので、前倒しのできる部分は、前倒しで考えていただければと思うところです。またですけども、平成29年度の免許制度改正で、普通免許での運転可能な範囲が、確か総重量が3.5トン未満と変わったと聞いております。29年度以降に免許を取得した若い団員についてですけども、本町の消防車両を運転することが可能なのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 現状申し上げさせていただきます。上里の1-1については、以前役場に置いておりました。多機能消防車両というものを配備させていただいております。これについては準中型免許が必要ということでございます。調査しておりますが、在籍していますいまの団員の方は準中型免許以上を持っているということで、運転はできますが、これから入団される1-1の団員については、準中型免許が必要となってきます。その次に、下村と野中田、4-2と4-3でございますが、ここは普通の車両の積載車両、これについては普通マニュアル免許が必要でございます。オートマ限定の免許の方は運転できないということで、各部で運転できる方を固定する必要がある

ということでございます。軽トラの積載車両、これについては普通自動車マニュアル免許が必要ということ。現在、令和2年、令和3年度で馬場と中猪、4-3と3-2の車両はですね、オートマ車両に更新したので、これについてはオートマ限定の免許でも可能です。これからの入団される方を配慮したところでのオートマ車両にしております。またこういった免許制度の改正に伴って、運転できる、運転できない、またこれからの団員についても配慮しなければいけないということで、そういった手だてがあるかどうかも含めて、検討を始めてようかというところで、消防主任とは話しているところでございます。

○8番（金子光喜君） 団員が免許がなくて、無免許運転というかたちで指摘されることがないように十分な検討をしながら対応をしていただければと思っているところです。

積載車繋がりでお伺いさせていただきますけれども、現在の軽積載車の新しいのはスズキだったかなと思いますけれども、これは団内で検討されて選定されているのでしょうか。価格差というのがあるかと思えますけれども、大事に使ってもらうためには消防団への意向も必要なのかなと思いますけれども、そのへんどういうふうなかたちで決定されているのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） これも納入業者選定の際に、車種の限定はしていませんで、排気量660ccで四輪駆動、4WDでオートマというところでしております。メーカー名、車種名は限定せずに行って、見積もりを入札で行っております。

○8番（金子光喜君） では車種に関しては、例えば団のほうから、うちの部、今度入るのであれば、是非こっちをお願いしますというような話があったときに、対応できるのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） これも水力発電交付金のほうで、補助事業を受けている以上、そういったメーカーの指定はできないと考えております。先ほどいいましたように、排気量、四輪駆動、オートマという条件の下で行うということしか考えられていないということでございます。

○8番（金子光喜君） 価格が合えば対応できるということで、判断させていただきたいと思います。もう一つ安全確保という点で、お伺いさせていただきますけれども、消防車両のタイヤについてです。比較的走行距離の少ない消防車両につきましては、通常のタイヤ交換の目安となる摩耗による溝の減少が少なく、長い間交換されないという特徴がございます。以前どこかの消防では、走行中にタイヤがパンクするという事例もあっております。また通常タイヤの場合、冬場の路面凍結などのときには、走行自体が危ぶまれる状況かと思えます。現状、タイヤの交換等の対応はどうされているのか、少々高くても、今後は冬場でも安心のオールシーズンタイヤに変えていく考えはないか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 現在の車両、やはり普通のサマータイヤと呼ばれるものを付けているかと思えます。オールシーズンタイヤにつきましては、スタッドレスタイヤとの中間的な両方の良さを持ち合わせたタイヤかなと思っております。ノーマルタイヤに比べてやはり少量の雪や泥では力を発揮する。立ち往生しないタイヤになろうかと思っております。そういったタイヤの種類を考えたことございませんでした。また自動車関連のお仕事をされている団員も幹部会にいらっしゃいますので、そういった方々に詳しい話を聞いて、費用なども含めて、調査をさせていただきたいと思えます。この湯前町の現状を見ますと、年間、雪が降るタイミング、日数、回数等々、豪雪地帯とはまた違ってきますので、そういったことも含めながら、考えたいと思っております。

○8番（金子光喜君） 雪の降る日数、凍結する日数、考えながら検討すると、安全が、なおざりになるようでは、非常に残念な結果だと私思いますので、そこは是非前向きに検討していただくことを希望するところです。タイヤなど様々な車に関する交換とか、そういうことに関しては、車の整備台帳の管理をきちんとする等の対応が必要かと思っております。消防団規則には、文書、簿冊類で消防資機材台帳というのが一つありましたけれども、車両については別枠で管理してはございませんでした。このへんについての運用について、現状での総務課長の考えを御答弁願います。

○消防主任（椎葉泰裕君） 消防車両につきましては、毎年12か月点検を受けまして、そこで見つかった不具合、必要な修理については、修繕料をお支払いして自動車整備工場で行っていただいております。12か月点検以外につきましては、今度は車検のときに修理が必要なところは、自動車整備工場にお願いして修理をしていただいております。

○8番（金子光喜君） じゃあ一台、一台の車の管理の台帳というのは、存在しないのでしょうか、確認させてください。

○消防主任（椎葉泰裕君） 一台、一台の管理台帳というものは、持ち合わせておりませんが、消防車両すべての一覧表を持っておりまして、そのなかで車検が必要な月、それから法定点検が必要な月、お願いする業者さん、そういったところを取りまとめているところでございます。

○8番（金子光喜君） 消防車両については、きめ細かな対応といいますか、管理が必要な部分、多いかと思えます。言われたように車検であるとか、法的にしなければいけないこともあるかと思えますけれども、それをしっかり別枠で管理するというのは非常に分かりやすいのかと思えますし、一台、一台の状況というのを把握するうえでは必要かと思えますけれども、別枠でする必要はありませんでしょうか、再度お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 備品台帳、また整備台帳あるかと思えます。ポンプ点検日

誌等もございますので、そのなかにそういった車両の点検項目ができれば、定期的に、月2回になりますでしょうか、そういったことが可能かもしれません。そこはまたちょっと幹部会に諮って、やはりこういった車両の大切さ、器具愛護という観点からも、事故防止も含めた上で、そういった点検の項目も含めて、整備できるか考えたいと思います。

○8番（金子光喜君） 消防車両もある意味、消防の団内では、部内では一人の団員だと思って扱っていただくことが大事だと思います。それくらい消防活動には大事な存在であります。そういうことを、消防団の中でもしっかりと協議いただいて、消防車両のパフォーマンスをしっかりと引き出せるような状況で管理していただくことが重要ななと思っていますので、しっかりした対応を求めるところです。

それでは、最後の要旨3の婦人会との連携について、質問させていただきます。災害時の対応ということで、避難所の運営では、いわゆる炊き出しが想定されているかと思えます。そのことだけではないと思いますが、女性の細やかな気配り等が求められる場面が多い状況のなか、婦人会の位置づけは、以前からその活躍が求められ、災害時には、確か赤十字奉仕団としての位置づけがされていたように記憶しております。有事の際には頼れる存在かと考えるところですが、現在はどのようにされているのか、お伺いさせていただきます。

○教育課長（中園誠二君） お聞きしたところ、婦人会イコール、赤十字奉仕団イコール、交通安全母の会、イコール更正保護女性の会という位置づけのようでございます。赤十字奉仕団の活動の中に、災害救護、防災活動というのは謳ってあるようでございます。

○8番（金子光喜君） ではいわゆる災害時の対応という部分で、婦人会という位置づけは現状どうされているのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 湯前町の地域防災計画書に関係する部分を、これもまたタブレットのほうに抜粋して載せてきました。発災直後の炊き出しの役割で、婦人会、また青年団の方にお問い合わせするところで記載、計画されております。毎年5月下旬に実施している防災会議のほうで、婦人会長さん、また青年団長さんに出席いただいて、その部分をお願いしているところでございます。

○8番（金子光喜君） いわゆる災害時のボランティアということで、対応いただくかたちになると思いますけれども、現状、いざ災害があったときに、十分な対応ができるような、計画なり訓練がなされているのか、非常に疑問に思うところなんです。どれくらいの人数が要るとか、どれくらいの食材が必要とか、そこまで計画とか載せられているのでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 発災直後、3日間ほどの備蓄のほうで、緊急食料を持って

いるところでございます。それには炊き出しというよりも、配膳というかたちのもの、お湯を沸かして、入れれば非常食ができるというタイプのものを保持しております。それが3日間分、そのあと支援物資のほうが各地区から届くような想定であります。会員さんのほうが少なくなっている状況で、この発災直後の避難所での援護活動といいますか、そういったものにどれだけの人数が要るかというのは想定しておりませんが、足りない場合は、一般ボランティア、婦人会、青年団さん以外の、一般ボランティアを募るといふふうなことで、防災計画のほうには載せております。それでも足りないようであれば自衛隊等々の救援活動のほうも、この防災計画のほうに入れておりますので、そういった流れになっております。そういった炊き出しの方法等の訓練については、過去に平成30年の総合防災訓練、その時にも行っております。ただその時は非常食をお配りする。先ほど言いましたように、お湯を注いで非常食ができますよと、そういった物の紹介と作り方、そういったものを訓練しております。本格的な釜に火を通して、具材を入れて汁物を作ったりとか、おにぎりを作ったり、そういったものの訓練は、今のところやっていないところでございます。

○8番（金子光喜君） 令和2年7月豪雨を、本地域では経験いたしました。特に球磨村でありましたり、人吉市でありましたり、被害の多かったところでは、避難生活も長期に渡るなどして避難所運営というのが、非常に身近なこととして捉えられてきているのかなと感じているところです。婦人会の方々の組織率が低いということであれば、何らかの対策を取る必要があると思いますし、今後の防災上の活動のなかで、防災士の養成とか、いろいろ計画の中に載ってございました、そのなかにも本町では、まだまだ女性の防災士の誕生も入っておりませんので、そのへんも含めて、しっかり対応をしていただくことを希望するところです。何事もないというのが、もちろん一番いいことかもしれませんが、いざあったときに対応できる力を備えておくということが、町民の安心安全につながるかと思っておりますので、婦人会の方々の組織率の向上も、できる範囲で強化していただきたいと思っておりますし、また防災ボランティアということで答弁ありましたが、まだまだ防災ボランティアの登録とかも十分にできているとは聞いておりません。そこへんコロナが収まりますと、なんとか対応ができるかたちになるのかなと思っておりますので、予定されております防災訓練のほうでも、そのへんしっかりテーマとして訓練活動をしていただければと感じているところです。総務課長の答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 令和4年度についても、この総合防災訓練といいますか、実施を計画しております。そのなかでも、婦人会、青年団の皆さまの協力も必要かと思っております。この訓練の中に必要かと思っております。その時に、訓練の振り返り等も意味した意見交換もすることも可能かなと思っております。

もう一つは、先月でしたか、町の広報誌を見ていただくといいと思っておりますが、婦人会

の自主的な活動で、熊本赤十字会館、熊本市のほうで開かれた「球磨郡地域赤十字奉仕団研修会」に、本町のほう支部長ほか4名の方が、自主的に参加されたようでございます。大変ありがたいことかと思っております。

この研修の中で、奉仕団の使命、役割、目的、災害への備えなど学ばれたということで、大変意義のある研修だったとお聞きしております。そういった婦人会様の自主的な意識があらわれるようございますので、この防災訓練の中で、また更に高めるような取組ができればなと思っております。

○8番（金子光喜君） お支えいただくかたちになるかと思います婦人会でありますとか、青年団でありますとか、ボランティアの団体の方々の、組織率なり、訓練が充実したかたちで執り行われることは、非常に大切だと思いますので、そこをしっかりと進めていただきたいと思えます。いずれにしても町全体でしっかりとした取組がなされたうえで、災害や火災のない平和な時が続きますことを心から願っているところです。また加えて世界全体が平和になりますことをお祈りしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、消防・防災力の向上について、金子議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、消防・防災力の向上について、金子議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告された質問が、すべて終わりましたので、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、3月15日午前10時に開きます。議事は、条例改正、補正予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

延会 午後3時26分

第 3 号

3 月 15 日 (火)

令和4年第2回湯前町議会定例会

[第3号]

令和4年3月15日
午前10時04分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第 13号	令和3年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について
日程第 2	議案第 3号	町道路線の認定について
日程第 3	議案第 4号	工事請負契約の締結について
日程第 4	議案第 5号	工事請負契約の変更について
日程第 5	議案第 6号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 6	議案第 7号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 8号	特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 9号	湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 10号	湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 11号	湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 12号	湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 14号	令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 13	議案第 15号	令和3年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 14	議案第 16号	令和3年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 15	議案第 17号	令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 16	議案第 18号	令和3年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 17	議案第 19号	令和4年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 総務課主事 黒木あさみ

7. 説明のため出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
税	務	北崎真介	保健福祉課長	高木堅介
企	画	本山りか	農林振興課長	稲森一彦
消	防	椎葉泰裕		

開議 午前10時04分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第2回湯前町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第13号 令和3年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第13号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。議案第13号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、43億8,505万7,000円とするものです。

主な補正につきましては、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

また、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金、情報通信関連事業整備基金の増額計上、障害者介護給付・訓練等給付扶助費などの民生費予算の補正、地域優良賃貸住宅建設予算の追加、道路橋りょう災害復旧費予算の追加の補正等を行うものでございます。併せて、繰越明許費の説明、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。事項別明細書の歳出26ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、給料、扶養手当、通勤手当などの職員手当、そして市町村共済組合負担金など共済費、そして会計年度任用職員を含め、職員の人件費は、一般会計のすべての項目にわたり3月末までの支出を調整して計上しております。

主なものにつきまして御説明申し上げます。

款1 議会費は、3月の年度末までの支出見込みにより、それぞれ更正減額いたしました。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましても、職員給料ほか人件費を、3月の年度末までの支出見込みにより、それぞれ更正減額いたしました。

27ページです。

目2 文書広報費、節10 需用費、印刷製本費101万5,000円の減額は、ページ単価が減額できたことなどにより、3月の年度末までの支出見込みにより、それぞれ更正減額いた

しました。

目3 財政管理費、積立金は、財政調整基金ほか利子分をそれぞれ計上しております。減債基金積立金 1,820 万 3,000 円は、国の補正予算第1号において、普通交付税の臨時的費目として「臨時財政対策債償還基金費」が創設され追加交付されるものです。今後交付される普通交付税の一部を前倒しで交付されるものということで、償還財源として積み立てるものでございます。

公共施設等整備基金積立金 2,001 万 7,000 円、ふるさと応援基金積立金 1,999 万 9,000 円、湯前町情報通信関連事業整備基金積立金 3,000 万円をそれぞれ補正計上いたしました。

目6 公有林管理費は、節12 委託料、町有林造成事業委託料 2,851 万 7,000 円の減額です。令和2年7月豪雨災害による林道災害により国有林分収林契約地での間伐ができなかったこと、また牧良地区の作業道開設に森林管理署との調整が必要で令和3年度での整備が難しくなったことなどによる減額でございます。

28 ページです。

目8 防災諸費は、B&G財団の防災拠点事業のソフト事業が主なものでございますが、今年度実施する中で、新型コロナウイルスの影響により実施できなかったものの補正でございます。

節8 旅費、自主防災組織訓練に伴う費用弁償 16 万 7,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり3月末までの実施ができないと判断したため、更正減額いたしました。

また、避難所運営等研修費用弁償 12 万円の減額は、防災士資格取得研修の「ひのくに防災塾」が、感染拡大の影響で開催中止となったため、やむなく更正減額いたしました。以下、B&G防災拠点事業関連の各費目もコロナ感染症の影響による更正減額が主なものでございます。

目9 企画調整費、地域おこし協力隊報酬 185 万 1,000 円の減額は、先月2月1日での着任になったため、10 か月分の報酬を更正減額し、併せて職員期末手当、保険料、旅費の費用弁償、役務費、使用料及び賃借料ほか、地域おこし協力隊関係の費目をそれぞれ更正減額しました。

節7 報償費、ふるさと納税返礼品代 30 万円は、3月末までの寄付金額の見込みを 3,300 万円としていますが、若干の増額も予想されることから追加による補正を計上いたしました。

29 ページです。

節18 負担金及び補助及び交付金、住宅リフォーム補助金、空き家リフォーム補助金の減額は、実績により更正減額しました。住宅リフォーム 12 件、空き家リフォーム 1 件とな

っております。

くま川鉄道経営安定化補助金 90 万 5,000 円は、線路施設関係の修繕、踏切関係、車両検査含め、総額 1,866 万 8,000 円の施設整備事業を実施されておりまして、人口、線路キロ数、財政規模などで按分し、市町村負担金を算出された額を計上しました。

30 ページです。

目 11 情報通信管理費、節 12 委託料、光伝送路電柱移転に伴う保守委託料 40 万円は、住宅新築等に伴う光ケーブルの移設など、3 月末までに見込まれる不足額を計上いたしました。

また、ICT 講習会業務委託料 92 万円の減額は、委託業者のほうで総務省の補助事業を確保され事業を行うことができたことから、町の持ち出しが不要となったため更正減額を行うものでございます。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節 12 委託料、家屋評価業務委託料 6 万 1,000 円は、3 月末までの 3 棟分の増が見込まれることから補正計上いたしました。

軽自動車税システム改修業務委託料 54 万 1,000 円は、軽自動車税関係手続の電子化に伴いシステム改修が必要ですので補正計上いたしました。3 月末までに完了はできる見込みです。

項 3 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料、住民記録システム改修業務委託料 211 万 2,000 円は、住民基本台帳法の一部改正によるもので、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで転出届・転入予約を行うことができること、転出証明書情報の提供が行えるもので、システム改修が必要なものです。これには歳入のほう、国庫補助 10 分の 10 の事業ですので歳入予算を併せて計上いたしております。なお、令和 4 年度への繰越事業を前提とした補正計上となります。

項 4 選挙費、目 3 衆議院議員選挙費は、10 月 31 日執行の投開票日および期日前投票ほか選挙事務の実績確定により、それぞれの節の項目について不用額を更正減額いたしました。

31 ページです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料、新型コロナワクチン接種移動支援業務委託料の 152 万 6,000 円の減額は、高齢の方の集団接種会場までの移動支援でございます。実績により更正減額いたしました。

節 19 扶助費、重度心身障がい者医療費助成金 61 万 6,000 円の減額ほか、実績により 3 月末までの所要見込み額をそれぞれ減額また増額いたしました。その中で、障害者介護給付・訓練等給付扶助費 1,155 万円が増となっておりますが、サービス利用人数の増が要因となっております。

目 2 老人福祉費につきましても、実績により 3 月末までの所要見込み額をそれぞれ減

額また増額いたしました。

そのなかで、節 19 扶助費、老人福祉施設入所措置費は養護老人ホーム入所分であり実績見込みにより 320 万円を更正減額しました。

32 ページです。

目 5 後期高齢者医療費、節 12 委託料、健康診査委託料 81 万 4,000 円は実績により更正減額し、節 27 繰出金、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金、保険基盤安定負担金 81 万 7,000 円の確定により更正減額いたしました。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金 12 万 9,000 円の減額ほか、保育体制強化事業補助金 20 万円の減額は実績によるもので、出産育児特別定額給付金の 20 万円の減額は、国の新型コロナ関連の 10 万円給付金のもので、年度はじめ 4 月 1 日出生予定のお子様が 2 名いらっしゃる情報でしたが、出産が令和 3 年 3 月中に無事お生まれになり令和 2 年度分の予算で支給できたことによる当年度の減額でございます。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金 93 万 9,000 円、そして、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 25 万 3,000 円です。これは、新規ですが国の経済対策で、コロナ感染症対策に最前線で従事する保育士職員、また学童クラブ支援員の処遇改善、賃上げを実施する施設への補助事業でございます。国庫補助 10 分の 10 でございます。湯前保育園、慈光こども園がそれぞれ取り組むことから計上いたしました。

項 3 災害救助費、目 1 災害救助費、節 22 償還金利子及び割引料、令和 2 年度災害救助費負担金返還金 27 万 4,000 円は、令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う災害救助費の熊本県が受けた国の監査指導により、警報発令時の職員の待機業務、災害対策本部の業務を含めていましたが対象外となったものでございまして、その部分の返還金確定額を計上いたしました。

33 ページです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 の予防費でございます。節 12 委託料は、基本健診委託料、胃がん検診委託料ほか、実績に基づき更正減額し、併せて、節 18 負担金補助及び交付金のインフルエンザワクチン接種補助金、おたふくかぜワクチン予防接種補助金も実績に基づき更正減額いたしました。

目 3 環境衛生費、合併浄化槽設置補助金 86 万 3,000 円は実績により更正減額いたしました。併せて歳入の国庫補助金と県補助金も更正減額しております。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費の 797 万 4,000 円の減額は、まず、節 1 報酬から節 8 旅費までの減額でございますが、医師会議報酬、費用弁償の会議実績によるもの、そして会計年度任用職員報酬ほか人件費について、3 月末までの実績見込みにより更正

減額しました。

34 ページです。

節 10 需用費、節 11 役務費、節 12 委託料についても減額いたしております。

なお、ワクチン接種事業費のすべてにおいて、国庫補助金で充当されますので、歳入のほうの国庫補助金も同額を更正減額いたしております。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の報酬は、最適化推進活動実績に応じた報酬として、農業委員の活動実績により交付されるもので、348 万 9,000 円を増額計上しました。

なお、歳入の県補助金に農地利用最適化交付金を計上しております。

35 ページです。

節 17 備品購入費、農業委員用タブレット購入費 16 万円は、農地最適化交付金で購入するもので、農地の集積と集約化を加速する目的でございますが、農業委員に情報収集を速やか行うこと。そして委員が現地で紙媒体の地図などに記入していただいたものをタブレットに直接入力できるなどの目的でございます。費目については事務実績に基づき更正減額をいたしました。

目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 25 万 2,000 円は、処理単価の高騰により増額になったものでございます。

多面的機能支払交付金 386 万 6,000 円の減額は、資源向上の長寿命化部分の交付金の交付率の減額改正によるものでございます。

有害鳥獣捕獲補助金 150 万円の減額は、捕獲頭数の減少、そして農林業経営持続化支援事業補助金 300 万円の減額は交付対象者がいなかったため更正減額いたしました。

目 4 畜産業費、節 14 工事請負費の畜産センター改修工事の入札残の不用額のほか、次の 36 ページになりますが、酪農ヘルパー制度補助金、畜産奨励補助金とも実績に基づき不用額をそれぞれ更正減額いたしました。

目 5 農地費、節 14 工事請負費、深田 2 地区排水路工事 200 万円は、本工事費の敷き鉄板や人件費等の工種単価の増により工事費の増額を行うものでございます。なお、これには歳入のほう、県補助金の農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金の増額も認められており、併せて受益者分担金 20 万円も増額計上してございます。令和 4 年度への繰越工事となります。

県土地改良事業団体連合会特別賦課金 40 万 9,000 円、県営農村地域防災減災事業負担金 652 万 7000 円は、団体営事業、県営事業による町負担金が確定しましたので計上しました。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 12 委託料、森林経営意向調査委託料ほか 3 事業は、森林環境譲与税の対象事業でございますが、事業実績により更正減額いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金、球磨スギ・ヒノキ需要促進事業負担金 20 万円は、現在 4 棟の申請があつているところですが、3 月末までにさらに 1 棟が申請されるところで補正計上いたしました。

37 ページです。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費は、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業の実績によるものが主ですが、需用費・役務費・委託料は、ゆのまえもっとおいしか券、くらし応援券の発行における印刷代や郵送代、換金業務委託料の事務費を実績により不用額を更正減額いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金、湯前町小規模事業者持続化補助金 12 万 5,000 円は、町内の事業者による申請がありますので計上いたしました。事業費には県からの補助金がございます。

湯前町事業承継サポート事業補助金 120 万円は、町内の商工業者の方が該当しておりますので、令和 3 年度の下期分 6 か月分を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対象商工業者経営持続化支援金 286 万 3,000 円の増額、感染防止設備等導入補助金 100 万円の減額、雇用維持奨励金の 20 万円の増額、新しい生活様式対応商品開発補助金 65 万 4,000 円の減額、いずれも、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業ですが実績により増減して補正計上いたしました。

項 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金、ゆのまえ GOTO トラベル事業支援金 199 万 3,000 円は、新型コロナ感染症拡大によるまん延防止措置が発令されたため事業ができなかったことにより更正減額いたしました。

38 ページです。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 18 負担金補助及び交付金、国県事業負担金 569 万 9,000 円は、県道幸野染田線等の改良事業に伴う町負担金を計上しました。

項 2 道路橋りょう費と項 3 河川費、それぞれ事業費調整等に伴う地方債の同意額変更により一般財源との財源更正を行うものでございます。

項 4 都市計画費、下水道特別会計繰出金は 163 万 3,000 円を更正減額いたしました。

目 5 住宅費、節 12 委託料、地域優良賃貸住宅（駅前団地）工事管理委託料 280 万円、節 14 工事請負費、地域優良賃貸住宅建設工事 5,850 万円、付帯工事 2,000 万円は、駅前公園の隣、元 J R 跡地のところですが、全体整備計画戸数 6 棟のうち 2 棟を建設するものでございます。

財源は、歳入のほう社会資本整備総合交付金、補助率 45 パーセントでございます。そして住宅整備債の起債を併せて計上いたしました。これについても令和 4 年度への繰越事業となります。

39 ページです。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節 18 負担金補助及び交付金、上球磨消防組合負担金 160 万 4,000 円の減額は、人件費等の減額があったことによるものです。

目 2 非常備消防費、節 8 旅費、訓練手当 141 万 9,000 円の減額は、感染症拡大の影響により各種大会の開催中止などが主な理由による減額でございます。

目 3 消防施設費、節 10 需用費の減額は、各部の消火栓ホースなど不足品の精査により必要購入数を見直したことで、積載車の車検による修繕など実績により更正減額しております。

節 21 補償補填及び賠償金 520 万 9,000 円は、上水道敷設工事に伴う消火栓設置も併せて行うことで、水道事業会計への負担金を計上しました。

40 ページです。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、そして目 2 事務局費については、3 月末までの事業実績を見込み、それぞれの不用額を更正減額しました。

目 3 学校施設整備費、節 14 工事請負費は、小学校外部改修工事 125 万 6,000 円、中学校鉄骨構造改修工事 196 万 1,000 円とも工事完了のため不用額を更正減額し、中学校放送室改修工事 69 万円は、工事内容の変更が必要ですので補正計上いたしました。

項 2 小学校費から、42 ページですが、項 3 中学校費まで、会計年度任用職員の報酬など人件費ほか、3 月末までの支出見込みと実績によりそれぞれの費目を更正増減して補正計上いたしております。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、節 7 報償費の生涯学習開校式が出来なかったこと、偉人マンガ検討委員会等有識者謝金なども、3 月までの実績見込みにより不用額を更正減額いたしました。

目 2 公民館費は、節 1 報酬の公民館運営審議会委員報酬ほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた事業を減らしたことなどで不用額を更正減額しました。

目 3 文化財保護費の各費目の減額については、3 月末までの支出見込みと実績によりそれぞれの不用額を更正減額して計上いたしました。

43 ページです。

目 4 美術館費は、美術館協議会委員報酬ほか、地域おこし協力隊報酬などの人件費、活動費など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったことから、3 月末までの支出見込みと実績によりそれぞれの費目を更正減額して計上いたしました。

44 ページです。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の各費目の減額についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、スポーツ推進委員会会議の減、公認奥球磨ロードレース大会、奥球磨駅伝大会が中止となるなど、大会負担金など更正減額をいたしました。

目 2 体育施設費、そして、次の目 3 給食費について、各費目の減額は、3 月末までの

支出見込みと実績によりそれぞれの不用額を更正減額して計上いたしました。

45 ページです。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費、そして目 2 農業用施設災害復旧費とも、それぞれ事業費調整等に伴う地方債の同意額変更により一般財源との財源更正を行うものでございます。

次に、項 2 公共土木施設災害費、目 1 河川災害復旧費、節 12 委託料、河川災害復旧工事測量設計業務委託料 300 万円の減額、そして節 14 工事請負費 600 万円の減額、蕨谷川災害復旧工事等の金額が確定したことにより、不用額を更正減額いたしました。

目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費 2,100 万円は、町道牧良線災害復旧工事分で工事内容の変更により増額する必要がありますので補正計上するものでございます。

款 11 公債費、償還元金の 49 万 2,000 円は、臨時財政対策債など 10 年元利償還見直し設定によりまして、元金が増え利子が減るといふ地方債のものがありますことから、調整のうえ更正いたしました。

また、目 2 利子の 1,027 万 8,000 円の減額は、当初予算で新規借入分を利率 1 パーセントで見込んでいましたが、実績では 0.08～0.3 パーセントという低い実績により更正減額しました。

次に、歳入です。18 ページをご覧ください。

歳入につきましても歳出の事業実績などに伴い、財源となる歳入の調整を行い計上しております。

款 1 町税、項 6 入湯税 8 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響も続いているようでございます。更正減額いたしました。

款 2 地方譲与税、項 3 森林環境譲与税は、交付額の確定により、9 万 8,000 円を更正減額いたしました。

款 10 地方交付税につきましても、今回の補正予算の財源の調整分として、1 億 5,240 万 3,000 円を計上しました。

款 12 分担金及び負担金、農林水産業費分担金は、深田 2 地区排水路改修事業受益者分担金でございます。

目 2 負担金は、保育所広域入所児童保護者負担金 4 万 6,000 円ほか、3 月末までの実績を見込み、更正増減のうえ計上いたしました。

款 13 使用料及び手数料についても、インターネット使用料 117 万 5,000 円ほか、3 月末までの実績を見込み、更正増減のうえ計上いたしました。

19 ページです。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、目 1 民生費国庫負担金、子どものための教育・保

育給付負担金 8 万円の減額ほか、3 月末までの事業実績を見込み、国庫負担金の交付申請また決定等の状況により更正増減して計上いたしました。

目 2 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 241 万 8,000 円についても、3 月末までの事業実績を見込み、更正減額いたしました。

目 3 土木費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 6,671 万 9,000 円は、河川災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費への国庫負担金の調整があり補正計上いたしました。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の住基システム改修分 211 万 2,000 円、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 116 万 9,000 円計上いたしました。

20 ページです。

目 2 民生費国庫補助金、子育て世帯臨時給付金給付事業費補助金、3,090 万円と事務費 37 万 3,000 円は、国の令和 3 年度コロナ予備費を活用した 10 万円の給付分でございます。当町においては、年内一括で給付する方法で行ったところでございます。

目 3 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費国庫補助金 576 万円の減額ほか、事業実績と国庫補助金の交付申請また決定により更正減額いたしました。

目 4 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金 2,994 万 4,000 円は、地域優良貸住宅駅前団地建設工事における国庫補助金を計上しました。

目 5 教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金 28 万 5,000 円は、G I G A スクールサポーター配置促進事業分（I C T 支援員）で、事業実績と国庫補助金の決定により更正減額いたしました。

款 16 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、熊本県障害者自立支援給付費等負担金 356 万 9,000 円ほか、老人福祉費負担金までの各項目について、また、目 2 衛生費県負担金について、県の負担金決定額により更正増減いたしました。

21 ページです。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金 397 万 4,000 円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、予定していた事業を実施できなかったことにより更正減額いたしました。また、生活交通維持・活性化総合交付金 31 万 2,000 円は、くま川鉄道安定化補助金に充当するもので補助金額の確定により計上しました。また、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 603 万円は、事業実績により増額された分を計上いたしました。

目 2 民生費県補助金は、社会福祉費補助金の市民後見推進事業補助金ほか、各節の県補助金について、事業実績と県補助金の決定により更正増減した金額をそれぞれ計上しました。

22 ページです。

目 4 農林水産業費県補助金は、農業委員会等交付金 33 万 2,000 円の増額、機構集積支援事業補助金 24 万 4,000 円の減額のほか、県の補助金決定により更正増減した金額をそれぞれ計上しました。

なお、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業 16 万円は農業委員のタブレット購入分であり、また農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金 280 万円は深田 2 地区排水路改修事業分でございます。

林業費補助金で、間伐等森林整備促進対策補助金 2,276 万 9,000 円は、熊本県から、その上の項目ですが、森林環境保全整備事業補助金に一本化されたことで減額いたしました。

23 ページです。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金は、財政調整基金ほか基金利子をそれぞれ計上いたしました。また、上球磨森林組合から 131 万円、球磨プレカット株式会社から 78 万 9,000 円の配当金を収入しておりますので計上しました。

款 17 寄附金、指定寄付金は企業版ふるさと納税の実績により計上いたしました。

24 ページです。

款 18 繰入金の森林環境譲与税基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金は、事業実績により、それぞれ更正減額いたしました。

款 20 諸収入、目 4 雑入、新型コロナウイルス住所地外接種費用負担金 20 万 4,000 円は、他町村の方が湯前町の集団接種会場で接種された場合の、接種者の住所地町村からの負担金を受け入れるものです。

くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金 20 万 9,000 円の減額は実績により更正減額いたしました。

款 21 町債、目 1 総務債の臨時財政対策債は、許可額が 6,642 万 7,000 円と示されましたので 2,257 万 4,000 円を更正減額しました。

目 4 土木費、住宅建設債 4,590 万円は、地域優良賃貸住宅駅前団地建設事業分、そして、緊急自然災害防止対策事業債 1,550 万円と緊急浚渫推進事業債 2,200 万円は、各工事費等への起債分の調整により計上いたしました。

目 5 教育債、教育施設整備債 130 万円は、小学校外部改修工事の起債分の調整により計上いたしました。

25 ページです。

目 6 災害復旧費、公共土木施設災害復旧債 1 億 7,890 万円の減額は、農林施設災害復旧債 1,620 万円の減額は、事業費確定により起債分の調整により更正減額いたしました。

次に、8 ページに戻っていただきたいと思います。

第2表の繰越明許費は、令和3年度から令和4年度へ繰越明許費の内容です。

総務費のLED防犯灯設置事業から、次の9ページの災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費まで、総額8億5,674万1,000円の繰り越しを行うものでございます。

10ページから12ページに繰越理由を載せております。

次に、15ページをご覧頂きたいと思います。

第3表、地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました、臨時財政対策債、ほか事業費ごとに限度額を変更するものです。町債の総額は、3億3,042万9,000円となります。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 33ページなんですけども、項1の保健衛生費、目4の新型コロナワクチン接種事業費797万4,000円ですかね減額がされているんですけども、これは理由としたら、当初の接種予定人数よりも接種率が低かったということなんですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君） 新型コロナワクチン接種事業費につきましては、総額で797万4,000円の減ということで、この大きなところでいきますと、節12委託料の、新型コロナウイルスワクチン接種委託料になります。これにつきましては、まず当初予算で、接種対象者の人数を多く見積もっていたことに併せまして、委託料の単価を一人当たり2,277円、これ国が示している単価になります。これで見積もっておりました。実際集団接種では、時間で医師報酬を決めまして、1時間当たり3万円だったですかね、というのでやりますので、個別接種の一人当たりの2,277円よりも、実際の集団接種では、委託料がだいぶ抑えることができたということが主な要因でございます。

○2番（西 靖邦君） ということは、最初の予算組まれるときは一人当たり、次は、集団接種ということで、その差額分が下がったということなんですね。はい、ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 28ページの報償費30万円について、お尋ねします。ふるさと納税返礼品代です。このふるさと納税返礼品代30万円を増額した理由について、まず伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） ふるさと納税の寄附金に伴います経費につきましては、12月に補正をさせていただいたんですが、その補正以降に、また実績を見込み直したときに、増額という見込みをしましたので、その分の今回増額補正をさせていただくところです。

○4番（椎葉弘樹君） 補正は1月だったですかね、1月に300万円寄附額が増える見込みがあるということでの補正だったと思いますが、今回、返礼品代を30万円更に増額

したということは、寄附額が更に 100 万円ほど増える予定なんですか。

○企画観光課長（本山りか君） そのように試算した結果でございます。

○4 番（椎葉弘樹君） そうしますと通信運搬費であったり、ポータルサイトの決済手数料、そしてポータルサイトの業務委託料なども、これ追加しなくてはいけないんじゃないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） そちらのほうも一律にというわけではございませんで、例えば通信運搬費ですと発送する先ですとか、そういったところの若干のこう、いろいろあるものですから、その分を試算しました結果が、ほかの経費については必要がなかったということになります。

○4 番（椎葉弘樹君） 通信運搬費については御答弁のとおりだと思います。ただポータルサイトの決済手数料、これたぶん寄附額の 4 パーセントほどだと思いますし、ポータルサイトの業務委託料も 12 パーセントに消費税 10 パーセント、これがかかってくるかと思うんですが、これは一律ではないんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） それにつきましても、ポータルサイトの委託料もサイトが今 3 つございまして、それもちょっと若干受託業者によってパーセンテージが変わることがございます。決済手数料につきましても、こちらも寄附される方が、どちらを選ばれるか、それによって若干の利率が変わってくるものですから、そういった詳細な計算を行った結果が、今回の補正額ということになります。

○4 番（椎葉弘樹君） ということは、1 月の補正をした時点の補正額では、なんとか賄えたということで理解してよろしいでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい 1 月に補正したばかりで、また補正ということで、疑問があらわれることは、そうかと思えます。もろもろの計算をしまして、すいません再計算をした結果、3 月がこの実績を見込んだということで、御理解をいただけたらと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3 番（遠坂道太君） 27 ページですね、公有林管理費の中で、委託料、町有林造成事業委託料 2,851 万 7,000 円、先ほど要因につきましては 7 月の災害のために間伐ができなかったということで分かりましたけども、造成できなかった面積につきまして、どのくらいの事業ができなかったのか、それにつきましてお尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 面積についてですけども、大谷地区になります。面積につきましては 12.88 ヘクタールを当初予算では見込んでいたところでございます。12.88 ヘクタールができなかったということでございます。

○3 番（遠坂道太君） できなかった部分につきましては、今年度中の予定はないのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この大谷地区につきましては、国有林内でございます。ここにつきましては、令和2年の豪雨による災害で、国の方で災害復旧がされております。その完了の見通しを行ってからということですので、令和4年度ではまだそこは見ておりません。その後、その災害復旧の状況を見てから計画したいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 国との話し合いというのは、今もやられておられると思いますけれども、大体いつ頃先になるのかについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 国のほうでの大谷地区の治山関係の復旧工事については、もう発注済みというのは聞いています。ただ工期の終わりのほうですね、そこまで確認しておりませんので、そこをちょっと確認はその後したいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 31ページの社会福祉総務費のところで、扶助費が上がっております。障害者介護給付・訓練等給付扶助費というのがあります。1,155万円ほど増額になっております。その要因は人員の増ということでお伺いしたんですが、何人位増で、こんなにいっぺんに増えるものなのかなというふうに感じたものですから説明をお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） サービス増、利用人数の増は、5名でございます。当初予算見込みよりも5名の増ということで、内訳は療養介護サービスが2名から3名に、1名増、共同生活援助、グループホームになります。12名から14名で、2名の増、それから就労継続A型サービス、5名から6名の1名増、それから療養介護医療費分というところで2名から3名のプラス1名の増、年間でこれだけの増になっているところでございます。

○7番（味岡 恭君） そしたら全体で何名位おられるのか、総利用者が、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 申し訳ありません。ちょっと調べさせていただきます。

○7番（味岡 恭君） 金額が1,100万円程度、増額になっているものですから、これにしても何名位でしょうかね。ちょっと多すぎるんじゃないかなと、何かがほかにも理由があるんじゃないかというふうに感じたものですから、そのへんをついでに教えてください。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 33ページの予防費について、お尋ねします。委託料で検診の金額ですけれども、減額になっておりますが、検診数が減少したということになっていると思いますけれども、実は、公立多良木病院では、令和3年度は1,800万円の検診の増額になっているわけですね、湯前町で減額になったのはなぜなのかと、理由につきまして

お尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 委託料の基本健診から、それぞれ委託料がございませけれども、一番大きいものが総合健診委託料で、176万6,000円の減となっております。この主な要因は、令和2年度がコロナ感染が拡大しているということで、例年5月の集団検診を12月に実施しました。次の令和3年度は、また5月に戻しまして、場所を改善センターで変更したところですが、またそういうことで、間隔が12月から5月ということで、短かったことが、一番大きな要因ではないかと思っております。そのほかの各種検診委託料につきましても、当初見込みの人数よりも、例えば胃がん検診が70名で見込んでいたところが49名の実績見込み、あと人数が多いところでは、金額でいきますと超音波検診委託料530名で見込んでいたところが360名の見込みで、マイナス170名というところで、そういうところで減になっている状況です。

○3番（遠坂道太君） 今詳しく課長のほうから御説明いただきました。一つは原因としては、コロナが原因として検診を5月から12月にしたと、間隔が短かったことが、ひとつ受けようと思ったが、受けないでおこうという人たちが多かったというふうに理解します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 37ページの観光費の中で、ゆのまえGOTOトラベル事業支援金199万3,000円残金になっております。これは利用者が少なかったと言われればそれだけで済むんですが、それにも何か理由があるのではないかと、かかりが遅かったとか、コロナの関係で時期がなかったとか、何かほかにもあるんじゃないかと思っておりますので、そのへんをお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） このゆのまえGOTOトラベルにつきましては、1月1日から実施をする予定でありまして、1月1日にもう着手をしたんですが、事業開始をしております。ただしコロナのリスクレベルですね、こちらの県のリスクレベルが上がりまして、それに伴いまして県では不要不急の外出を慎むようにというような指示がなされましたことから、県の宿泊助成事業についても新規予約、それから既存予約についても、順次停止を行ったところですが、それに習いまして、本町におきましても1月13日に、このゆのまえGOTOトラベルの新規予約の停止、それから1月24日に既存予約の停止、これを行いましたことから、ほとんど事業が、事業期間が取れなかったということが、大きな要因となっているところでございます。

○7番（味岡 恭君） そのシーンをずらして、1か月とかずらしてはできなかつたんでしょうか。お尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 本事業につきましては、コロナの臨時交付金を活用しております。令和3年度ということになっておりますので、現在もまん延防止が発令中

のままでございます。3月21日に一応解除の見込みということで聞いておりますけども、それ以降の実施というのは厳しいということで、国等への実績報告がございますことから、もう断念したということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 同じく37ページの商工振興費について、お尋ねします。商工振興費の財源内訳を見ますと、一般財源の中に235万5,000円ということで上げられていますが、この235万5,000円に充当されている事業がどれなのかについて、お尋ねしたいと思います。この中でぱっと見ますと、小規模事業者持続化補助金と事業承継サポート事業、これは一般財源からだ分かるんですが、あとは減額補正が主ですので、どれがいったい一般財源から充当されているのかについて、確認をしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 休憩のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時59分
再開 午前11時13分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの椎葉議員の御質問にお答えいたします。ここに商工振興費に上げている事業のほかに、臨時交付金事業は全体で見ますと、ほかにもございます。御承知のとおり交付金の配分額、それよりも超えて、町のほうでコロナ事業を実施しております。そのことから全体の調整、その超えた分についての充当率をいろいろ調整しております。実は商工振興費のところはソフト事業で、なかなか見込額が把握が難しいということもございますことから、ここの充当率を下げ調整しております。要はその全体事業費の中で、この商工振興費で、結構充当率を調整をしたということでございます。

○4番（椎葉弘樹君） その関連で、下のほうに雇用維持奨励金というのがあります。これは当初予算で15事業所分の150万円を計上してしまして、12月の補正予算で、確か10事業所分100万円減額をしているところでした。この20万円というのは、いつぐらいの応募があったぶんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 1月に入りまして、5件の申請がございました。実は商工会さんとか、こちら商工担当のほうでも聞き取りをやっておりまして、見込み額を調整していたところなんです、やはり把握できていなかった方々からの申請があったということになります。

○4番（椎葉弘樹君） これ旬報で、締切が12月28日になっていたところでした。1月以降に、これ受け付けられたということでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、申請期限を延長したかと思っております。ちょ

っと調べさせていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど味岡議員の質問のところで、民生費、社会福祉総務費の中の、障害者介護給付・訓練等給付扶助費についてお答えします。当初予算では、10種類のサービスで、合計が89名。給付費の当初予算額で、1億4,438万円でした。今回プラス5名の94名、今回の補正額1,155万円で、約8パーセントの増ということになります。

○総務課長（高橋 誠君） 9ページのほうでございます。私のほうが繰越明許の総額の数字を間違っただけでございました。正確には8億6,474万1,000円ということで訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 32ページです。児童福祉費ですけども、18の負担金補助及び交付金で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金ですけども、これは国のほうから経済事業のかたちで、給料を少しでもというかたちで出されたとは思いますが、これは単年度だけなんですか。そのへんについて、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この2つにつきましては、令和4年2月から9月までが、国が10分の10で実施するというところで決まっております。令和4年10月以降につきましては、市町村にも負担が発生するということで、そこは今から国から、どういう割合でとかが示されるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 2月から9月までは、国のほうからということですね、そうすると今後続くのであれば、財源についてはどのようなかたちでされるのか、それについてお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 10月以降の財源につきましては、先ほど少し申し上げましたけども、例えば、子ども子育て交付金ですとか、そういうところで、県、市町村の負担も求めるというところで、今、県と国のほうでその割合を検討中というところになります。

○1番（吉田精二君） 29ページの住宅リフォームと空き家リフォームの件ですが、住宅リフォームのほうで12件ということですけども、抽選になっていると思いますが、何件応募があつて12件なのか、説明をお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） すいません。ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 34ページですけども、農業委員会の報酬費で348万9,000円最適化推進活動実績に応じた報酬となっています。そこで活動実績につきまして、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度につきましては、例年以上に、人・農地プランのリストの策定ということがございました。このなかで、各農業委員、最適化推進委員につきましては、各集落での出席をいただいております。7日間で延べ25名の方が参加していただきまして、話し合いの司会であったり、意見交換会の際のコーディネイト役を担っていただいております。また非農地判定につきましても21筆ということで、調査期間は3日、24名の方の調査をいただいております。あと農地パトロールにつきましても、例年以上に、しっかりとした農地パトロールを行っていただいております。これにつきましても延べ17名の方で、7日間の実施をいただいているということで、これが活動の実績というふうになっております。

○3番（遠坂道太君） 今活動の実績につきまして、ご報告いただきましたけれども、令和3年度、最終的に農地の集積、課長としてはどのくらいになると思っているのか、そのへんについてお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 皆様には、12月末のところ、いまのところ数字を出しておりますが、大体65パーセント程度かなというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 今一応65パーセント程度ということで考えておられるのであれば、今後ですね、やはり80パーセントというかたちを目指していただければというふうに思っております。

○企画観光課長（本山りか君） まず椎葉議員の御質問の件なんです、雇用調整助成金につきましては、申請期限を延長してございまして、1月いっぱいでお知らせをしていたところです。

また、吉田議員の御質問につきましては、住宅リフォームの申請件数は13件ございまして、抽選の結果12件の採択ということになりました。

○4番（椎葉弘樹君） 1月末まで締切を延長されたということですが、今回、補正予算には雇用維持奨励金が、また20万円追加されておりますので、新たに2件分追加されるのではないかなと思っているんですが、これについてはいかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応もう追加はございません。もう締め切りになりましたので申請はないということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 1月までに、5事業者分が最終的にあって、それで今回また20万円がまた3月補正で追加されておりますので、これ2件分の事業者分ですよ、そうしますと、これは3月末まで、更に期間を延長されたのかなと思ったものですから、確認をしています。

○企画観光課長（本山りか君） 一応、現予算が50万円ということでしたので、2件がオーバーしたということで、今回20万円の補正ということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 前の答弁で、結局、調整したら5事業者だったので、当初予算

が 150 万円ですよね、そして 5 事業者だったから 100 万円 12 月に減額して、50 万円の予算に変更しましたと、今回、新たに 20 万円追加ということで、トータルすると 7 事業者になるわけですが、5 事業者の分は 1 月末で期間延長されましたという答弁でした。更に 20 万円追加ということは、これはどうなんだろうという質問です。

○企画観光課長（本山りか君） トータルで 7 事業者からの申請がありました。申し訳ございません。私の説明不足でございます。

○1 番（吉田精二君） 空き家リフォームのほうが、当初予算 290 万円に対しての 52 万 2,000 円ですか、ということで、住宅リフォームのほうは、審査の結果、1 件の方は見合わせしていただいたというようなことで、令和 3 年度の実績と比べまして、非常に空き家リフォームのほうの利用が少ないんですけども、そのへん今後の見通しと予算等はどうか考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 確かに空き家リフォームのほうの御活用がないということなんですが、やはりそういった空き家を改修して、実際使えるような空き家バンクへの登録も少ないことから、改修を少しすれば住めるような空き家、これについての情報発信をすべきかなと思っております。今、令和 4 年度の当初予算でも空き家の実態調査を何年ぶりかに行わせていただくような予算も計上しておりますので、更には 2 月に、移住定住に専門に携わっていただく協力隊をお願いしております。それらの方々と、区長さんのご協力もいただくようなやり方もさせていただければと思っておりますが、そういった様々な情報の集約を行いまして、その活用をやっていただくように、そして外からの移住者が来ていただけるような情報発信をきちんとやっていけるような体制を整えて、実施を行っていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第3号 町道路線の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第3号、「町道路線の認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第3号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。2つの路線を、町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第3号、町道路線の認定について、御説明申し上げます。

整理番号129、路線名、中高沖線、起点、湯前町字中高沖4600番地63先から、字東高沖4646番地1先まで、延長224.3メートルになります。

続いて整理番号130、路線名、中永野中央線、起点、湯前町字中永野3705番地先から、字上永野4056番地1先まで、延長529.8メートルになります。

農道から町道への認定をお願いするものです。議案説明資料に位置図を付けておりますので、併せて参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 2路線ありますけれども、それぞれの道路の種類は何ですかね。要は町道でも1級町道、2級町道、その他の町道がございますけれども、そのどれに含まれるんですか。

○町長（長谷和人君） 今回のぶんについては、いま説明しましたように、農道でございまして、集落間を結ぶ、一定要件の農道を、今回、町道に認定させるというところでございます。1級、2級というのは、農道でいいますと、それが一定の、いわゆる集落間を結ぶ農道だということで御理解していただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、「町道路線の認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

日程第3 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第4号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第4号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第3092号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第1工区）の契約について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第4号について、御説明いたします。工事請負契約の変更についてですが、契約の目的は、R2災補道第3092号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第1工区）でございます。契約の方法は指名競争入札です。契約の金額は5,596万2,500円でございます。契約の相手方は、熊本県球磨郡湯前町2587番地3 青木建設株式会社湯前営業所 所長 代表取締役副会長 神崎 弘光 様でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第5号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第5号、「工事請負契約の変更について」を議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第5号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補農第208号 蓑谷ため池災害復旧工事（単独合併）の契約について、工期に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第5号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。契約の目的、契約の方法、契約の金額については、変更前と同じです。工期につきまして、履行期間である令和4年3月25日までに完了することが困難であるため、令和5年3月20日までに工期を変更するものです。契約の相手方につきましても変更前と同じです。

2ページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 工期がほとんど1年延長になっていますけども、公共工事においては、発注者が工期を決定しているんですけども、国土交通省の工期設定支援システムとかいう、そういうのを適宜に参考にさせていただいて、適正な工期を確保して、発注に努められているんですね。そのへんをお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の、この変更の現場につきましては、災害復旧に伴うものでございます。災害復旧のほうで、土捨場のほうを重要変更のほうで認められたことがございます。そこで工期の変更。もう一点につきまして、ここにつきましては、県営事業のほうで、ため池の整備のほうが計画されております。これにつきましても、県のほうで入札を行っておられますが、そこが不落が生じているというところで、ため池のほうの水を落水することができなかったというようなこともございまして、この2点が大きな理由で、工期のほうが変更を生じたというふうなことになっております。

○2番（西 靖邦君） 理由は分かりましたけど、普通の工期の支援システムというのは、大体使用されているんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 工期につきましては、標準工期というのがございますので、それはちゃんと参考にしておりますけども、先ほど言ったような、想定していなかった、別の理由が出てきたというところがございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第6号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第6号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があります。提案するものであります。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第6号について説明します。

タブレットの2ページの新旧対照をご覧ください。左側が変更後でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するものです。

別表第2ですが、規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって「宇城市」が脱退されるため、組合規約を変更されるものです。

附則として、この規約は、令和4年7月1日から施行するものです。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、県下の他の加入団体との同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第7号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第7号、職員の育児休業等に関する条例一部を改正する条例について説明申し上げます。

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が実施され、本町の非常勤職員が育児休業、部分休業を取得する際にも同様の措置が必要なため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第7号について、御説明申し上げます。

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日適用されることとなり本町の職員の勤務条件について、国家公務員の措置と同様の内容に改正するものでございます。

3ページの新旧対照表により説明いたします。

育児休業をすることができない職員の取り決めですが、第2条第1項、第3号のカタカナのアのうち、カッコ書きの（ア）の条文を削除するものです。併せて、第16条第1項、第2号、列記事項のカタカナのアの条文も同じですが削除するものでございます。これは、育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止するもので、これにより会計年度を跨ぐ継続的な勤務が見込まれる会計年度任用職員については、採用当初から育児休業が取得でき、妊娠・出産・育児との両立ができる支援を図ることができるものです。

右側、改正前のカッコ書きの（イ）の条文は、特定職という職について、左側、改正後のカッコ書きの（ア）に今度はなりますが、「引き続き任命権者を同じくする職」と詳しくしたものでございます。

第16条第1項、第2号は、非常勤職員の説明を、勤務日数、勤務時間の考慮をして規則で定めるという説明を明確にしたものでございます。

第20条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため新たに設ける条文でございます。

第1項は、妊娠出産を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を行うことを定めるものでございます。

第2項は、取得した職員に不利益が講じないようにするための条文でございます。

第3項は、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を定める条文になってございます。

施行日は、令和4年1月1日からとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） ちょっと確認なんですけども、男性の職員の方も育児休業ができるということなんですかね。

○総務課長（高橋 誠君） 女性、男性、関係なく取ることができます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 第21条の勤務環境の整備に関する措置について伺います。本町において、(1)から(3)の中で対応が必要になってくるものというのは、どれが該当しますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） まず(1)の1号ですね、職員に対する研修のほうは、やはり実施はしていく。周知も含めて、実施していくということでございます。相談体制については、各課にそういった職員がいた場合ですね、やはり総務課のほうで、相談体制を設けて、そこでも職員の相談窓口というのは総務課のほうで持っていますので、そこで相談を受けるというところでございます。(3)については、その他ということで、それ以外の勤務体制措置についても、これは何かあった場合は、講ずるところでございます。それぞれに関係するところかなと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） (3)については、今後あるかもしれないということで、現状、今ないということだと思いますけれども、(1)の研修については、これというのは、予算等は、必要はないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 総務費の諸費のほうに、職員研修費がございます。その中に全体研修も含めた予算でございますので、そのなかで対応ができればと考えております。予算の範囲の中で対応ができればと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） これは上位法の改正で、条例改正というのは分かるんですけど、本町において、過去にこの育休の実績等はどのようになっているのでしょうか。取得状況ですね。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の制度というのは、非常勤職員ということで、湯前町でいえば、会計年度任用職員のことを指している改正でございます。この会計年度任用職員の育児休業は、まだ実績はありません。正規の一般の職員については経験ありますし、男性の育児休業の取得も実績がございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第8号 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第8号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第8号、特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国から、新たな「非常勤職員の消防団員の報酬等の基準」が示され、本町の消防団員の報酬等について見直し、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第8号について御説明申し上げます。

令和3年4月13日付け消防庁長官より、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、国から新たな「消防団員の報酬等の基準」が示されました。これは、「国及

び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた報酬、及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされております。

このことから、本町を含む上球磨消防団連合会での会議、また本町消防団幹部会での説明会議を経て、消防団員の報酬、出動報酬、および出動に対する費用弁償の見直しを行ったことから、条例の改正を行うものでございます。

なお、国の基準の内容では、「非常勤職消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬、そして出動に応じて支払われる出動報酬、この2種類でございます。しかし、ただし書きで、地域の実情に応じ、報酬等の費用の支出を妨げないということも示されておまして、本町では出動に対する費用弁償も支出することとしております。

4 ページの新旧対照表により説明いたします。別表第1の改正です。改正後を申し上げます。

団長 年額 11 万 6,000 円
副団長 年額 9 万 4,000 円
分団長 年額 7 万 3,000 円
副分団長 年額 5 万 7,000 円
部長 年額 4 万 6,000 円
班長 年額 3 万 9,000 円
団員 年額 3 万 7,000 円
機能別団員 年額 1 万 2,000 円

そして、出動報酬を新設しまして、2時間につき2,000円としました。

出動報酬に対する費用弁償は、別表第2を省略しておりますが、会議に出席し、または職務に従事した場合の費用弁償1,600円を支給することとしてありますので、この費用弁償1,600円を出動報酬に合わせて支給することとします。なお、別表3のこれまで支給していた消防団員の出動手当と呼んでいたものですが、訓練手当1日につき2,600円、火災以外の出動1日につき3,000円という表3は削除するものでございます。

施行日は、令和4年1月1日からとするものです。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） これは3ページのほうに、「別表第3の表を削る」とありますので、そうなりますと、この第3条というのが、この条例改正では見えていないんですけども、第3条のところの、別表第3という表記も削除になるんじゃないでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○総務課長（高橋 誠君） 消防団の報酬関係の、この条例の中の別表3の取扱についてでございます。別表3については、消防団員のほか選挙管理委員会の日当分も含んだ別表3になっています。今回の改正につきましては、消防団員の部分の費用弁償のほうを削除するというところでございます。説明が不十分でございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） お尋ねさせていただきます。団員というくくりで、以前の別表第1の消防団員の区分けの中に、ポンプ班員というのがありましたけれども、今回からは、ポンプ班員という扱いはなくなって、団員というだけでくくっていますけれども、実際、ポンプ班員というかたちで、部の中で組織されるのが難しくなってきた、編成しにくくなってきたということで、団員というひとくくりになったのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 金子議員の御見解に、お見込みどおりかと思えます。ただ、あと上消連のほうで会議をやったところ、このポンプ班関係の年の報酬があるのが湯前町だけでございました。そういったところの調整を、上球磨に合わせたところで、今回ポンプ班等の年額については、団員の中に含めた、統一したところの報酬になっております。

○8番（金子光喜君） 以前は、ポンプ班というのが消防団の中でも花形のような感じで、班員になった方は士気も高く、一生懸命やっていたという経緯もあったように記憶しておりますが、そういったかたちで、団員全員で取り組まなければならなくなったというのは、現状に合わせなければしょうがないのかなと思うところです。

もう一点お伺いしますけども、報酬の増加額が、団長に比べまして、副団長、分団長は増加額が多くなっております。ほかの団員とかに関しましても、ちょっと比べても副団長と分団長に関しては、増加額が多く設定されているんですけども、その理由についてお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） これについても上球磨消防連合の話し合いの中で、各町村ばらばらの報酬額でございました。これを統一したところの、高い水準に持っていくところでの処遇改善ということで、今回、団長以下団員まで設定させていただいたところ です。

○8番（金子光喜君） であれば、団長、一番トップの方ですけども、増加率というの

がそうないわけです。おそらく推察するに上球磨消防団連合会で集まって報酬を決めるなかで、団長さんがおられて、担当がおられて話し合う時に、団長の分は、そう上げるような話には持っていきにくかったかなと推察するところです。いまの現状鑑みれば、団長の報酬というのは、もう少し上げてもいいのかなと、個人的には思うわけですが、御答弁をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 上球磨消防連合の会議中に私入っているわけではないところですが、そういったところで、団長自らの報酬というのを切り出せないというところ、ご事情があるかと思います。これについてはまた、令和4年度中の上消連の会議等々で、消防主任を通じて、そういった議論ができればと考えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 一つだけお聞きしたいと思いますけども、各部で、毎月ポンプの点検等をされているわけですが、それにつきまして、出動には当たらないと思いますけれども、手当等はどのようなふうになるのかについてお伺いしたいと思います。

○消防主任（椎葉泰裕君） ポンプ点検につきましては、ポンプ点検の出動に係る費用弁償は、現在出しておりません。令和4年度におきましても、ポンプ点検において出動いただいたぶんについて、費用弁償を出すところでは考えておりません。通常、機械の点検ということで、こちらについても自主的な取組によって、ご協力をいただいているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今まで、ポンプ班の手当というのは、ほかの団員よりも上乘せしてあったわけですね、そのへんを含んだなかで、やられていたんではなかろうかと私は考えたわけですが、今後そういうことはないということで、よろしいでしょうかね。

○消防主任（椎葉泰裕君） ポンプ点検に係る費用弁償につきましても、管内の市町村の状況を伺いまして、ほかの町村で出しているということであれば、本町でも検討してみたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第9号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第9号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第9号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の国民健康保険税の均等割を軽減するため条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第9号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は、主に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、その中で子ども・子育て支援の拡充施策の一つとして、子どもに係る国民健康保険料等の均等割り額の減額措置の導入がされたことによります。国民健康保険税の未就学児均等割に関して、その額を半額とする保険税条例の改正となります。

所得の状況により、軽減のあるものは、その軽減後の額が半額となり、最大85パーセントの軽減となります。

今のところ、令和3年度課税分で試算してみますと、対象未就学児は、7名程度、軽減される税額は総額、10万5,000円程度ではないかと想定されます。

また、減額相当額の全額が、公費で支援されます。特別調整交付金となると思われます。

5ページの新旧対照表からご説明いたします。

第3条、第4条、第5条の見出しについては、地方税法第703条の4に合わせて基礎課税額を入れた字句に改める、規定の整備、明確化です。

第5条は、今回の未就学児の均等割に関する法律、政令改正に合わせた改正で、第23条に第2項を追加する事により、「第23条」を「第23条第1項」に改める所要の規定の整備、明確化のためでございます。

第6条は、規定の整備でありまして、不要な規定の削除となります。

6ページをご覧ください。

第13条は、同様に法律・政令改正に合わせた所要の規定の整備です。

第23条は、7ページにかけて、法令改正にあわせた改正で、法規定の新設に合わせた

未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定を第 2 項として新設し、その他、「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、所要の規定の整備、明確化を図ったものです。

軽減の各段階により減額される額の項目の追加となります。

9 ページになります。

第 23 条の 2 は、法改正にあわせて、第 23 条第 2 項が新設、追加となったことなどによる所要の規定の整備です。

以下、15 ページまでの附則 2 から 13 までの改正は、同様に法改正にあわせた、所要の規定の整備となります。

2 ページに戻りまして、

附則において、この条例は公布の日から施行としていますが、

第 5 条第 1 号、第 13 条第 1 項、第 23 条及び第 23 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項から第 13 項までの改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 10 号 湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、議案第 10 号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 10 号、湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農産物加工施設の現状の利用状況に即した、設置目的に改正するため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第10号、湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、第2条、設置の目的の一部改正と、第3条、名称及び位置で、位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。新旧対照表により御説明いたします。表の左側が改正後です。まず、第2条の設置の目的になります。現在の指定管理者は、町内外から幅広く地域の農産物を仕入れ、加工品を販売している状況です。このことから、今後も、湯前町農業の活性化を図るとして、湯前町内農家等の水稲から他作物への転作の促進及び農産物の活用による生産振興、特産品の開発を地域農産物等を、地域農産物を活用した加工品の販売及び特産品開発の促進に改めるものです。

次に、第3条ですが、表の中で、改正前は小字の表示がなく、地番には区切を付けないとなっているため、改めるものです。なお、今回小字名を表示したのは、湯前町では大字がなく、同じ地番が2つあるため、小字名を表示することにより、位置を正確に表示することとしたためです。なお、3条の表の2段目ですが、地籍調査後の位置の地番になるものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 今回の条例改正は、農産物加工施設の利用促進も図る意味で、この目的の改正をされているのかなというふうに認識しております。その時に、目的だけの変更で、果たして杵つき精米所などの借り手があるのかというところが、ちょっと心配しております。この農産物加工施設の利用料、こちらの改定も併せてした方がいいんじゃないかという考え方もあるんですが、町長はこの辺どうお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） この元々の条例の本文の分なんですけど、元々下村婦人会の農産加工施設がございまして、それでまず始まったんじゃないかと私記憶しているんですよ、それで今回は、その設置目的のほうが、私に言わせれば、ちょっと狭義的、狭く解釈しているような向きがございましたので、これをやはり広く意味を捉えるという観点から、まずは一つは条例改正をさせていただきたいというふうに思ったところでございました。御質問がございましたように、使用料が実は謳われておりまして、そのなかで

両方の農産加工施設、精米所も含めたところでございますけども、これまで旬報等におきまして、精米所関係につきましては、募集をしたわけですが、結果、出てきていなかったというところがございます。そのなかで、先ほど申しましたように、広義的に広く意味を解釈して、他町村からも農産物を入れて、そして町内で加工して、それを販売促進につなげようという意味合いもございましたものですから、こういうふうにさせていただいたところでした。それで今後は、今おっしゃっている部分、使用料、これについても見直しをさせていただけないか、そういうふうに思っております。中身についても、下村婦人会等についても、厳しい状況が続いているという部分も承知しておりますので、そこらへんも含めたところで、今後の見直しというのがあるかなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 11 号 湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、議案第 11 号、「湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 11 号、湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

畜産センターを「畜産業の振興」から、「農畜産業の振興」に目的を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第 11 号、湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、畜産センターは総合的な畜産業の振興を図るとして設置されましたが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用した、機械管理倉庫の建設や、湯前町農業公社の事務所移転を行うなど、今後は農業全般の振興を図る拠点となることとしています。このことから畜産センターを畜産業の振興から農業全般の振興に目的を変更するため、条例の題名、目的の一部などを改正するものです。

3 ページをご覧ください。新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。まず題名ですが、今後の湯前町農業全般の振興を図る拠点としての目標とするため、畜産をアグリと改めるものです。

第 1 条の設置の中に、「畜産」を「アグリ」に改め、第 2 条の目的の中に、「畜産」を「農畜産業」に改め、「畜産の改良を進め」を削るものです。第 3 条の名称及び位置の中の「畜産」を「アグリ」に改め、位置の表示が又番の表示になっているため、現在の表示に改めるものです。第 10 条を、第 11 条とし、第 3 条の次に、第 4 条に、アグリセンターの位置は、事務所及び集会所、機械管理倉庫、繋留所、計量所とするものです。第 4 条は第 5 条に、第 5 条は第 6 条とし、それぞれ畜産をアグリに改め、第 6 条は第 7 条に、第 7 条は第 8 条に、第 8 条第 1 号中、第 6 条を第 7 条に改めるものです。

次のページになります。第 9 条は第 10 条とし、畜産をアグリに改め、第 10 条は第 11 条とするものです。

2 ページに戻っていただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） まずこの本条例には、使用料という定めはございません。ここには農業公社のほうに移転を予定されているということで、おそらく水道光熱費等が発生してくるかと思いますが、この扱いについては、どのようにお考えですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和 4 年度の当初予算の中で、款 5 の農業費の中の畜産業費のなかで、畜産センターの光熱費等を計上するようにしております。その計上にあたりまして、今まで農業公社が利用していた、農業公社のほうの料金を参考にして令和 4 年度の予算を計上しております。上水道等につきましても、今までは畜産センターにつきましても、基本料金というふうな徴収でございました、今後、今までの料金を基本にいたしまして、それから超過した分を、別に一般会計のほうで歳入するというふうなことで考えております。

○4 番（椎葉弘樹君） これは公社が支出するものではなく、町が公社の水道光熱費を

支払うというお考えなんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町のほうで、畜産業ということで、そちらほうから畜産センターの料金を頂きまして、超過した分、いったん、毎月の料金は町のほうから、一般会計のほうから支出をいたしまして、令和3年度分までを基準といたしまして、超過した分を農業公社の方から別途歳入するというふうなかたちになります。

○4番（椎葉弘樹君） 第5条で、アグリセンターは、町長が管理を行うということで定めてあります。これまでは畜産関係でしたので、年に数回、管理すればよかったのかと思うんですが、農業公社が入って参りますと、これ毎日使用されますので、町長が毎日管理をするということになるのかなと思っております。そうしますと管理者として、そうした時に、役場から公社まで、毎回管理をしに行くのか、といったところが気になるのですが、この管理方法については、どのようにお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 確かに議員おっしゃられたようなことが発生してくるかと思いますが、毎日の管理につきましては、農業公社のほうにお願いするかたちになるかと思いますが。そこで何か異常等があった場合、役場のほうにご連絡いただいて、そこで対応していくというふうなかたちになろうかなというふうに思っております。

○4番（椎葉弘樹君） いま答弁の中に、公社のほうに管理をとという話だったんですが、公社は指定管理でもなんでもないので、あくまでも第5条の条文だけ見ると、町長が管理するということになっていると思います。これはやっぱり、いまの条文ですと町長が責任を持って管理することになっていると思います。例えば山江村のアグリセンターの場合は、指定管理の条件も、どちらでも対応できるようにうまく変えてあるところがありまして、本町で、この指定管理の条文を入れたらどうかなという考えもあるんですが、これについては町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回アグリセンターということで、一部を農業公社が使わせていただくという条文にしているところがございますので、これまで同様、町長が管理するというかたちにして、ただ、今担当課長が申しましたのは、現状、畜産センター敷地の中、広うございまして、その場合、草が夏場なんか、ぼうぼう生えております。非常に管理が不十分な点がございましたので、これからは事務所をお借りすることが可能になって参りますので、その場合については、公社が草刈り等も行うことができますし、その場合は当然、それなりの燃料あたりがかなり使う場合については、町のほう負担をしなければいけないのかなと思うんですけども、一応町のほうで管理をさせていただきながら、公社のほうでも一部そこをやるということで、並行したやり方で、早く言えば、許可を出すわけございまして、使用許可を農業公社に出すというかたちで、財産の使用許可という制度でいきたいというふうに思っているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今、御答弁にありましたように、敷地がかなり広いです。農業

公社からすれば、農機具が管理してある倉庫、あるいは事務所、そのあたりを管理すればいいと思うんですが、それ以外のところも管理となってきますと、やはり将来的には、今後は指定管理というあり方というのにも検討しなくてはいけないのかなという考え方があります。第5条が今、町長の管理となっていますので、そのあたり今後の考え方についてもちょっと方向性を示していただきたいのですが。

○町長（長谷和人君） おっしゃる通りで、私もその想いでございますもので、あそこに実は、奥の方に、酪農ですか、畜産の方々の機械等も入っていたりとかいうかたちになっておりまして、非常に広く敷地がなっております。先ほど言いましたように、ちょっと荒れているところもございますので、そこらへんも含めて、今後そういうふうな管理をする場合については、それなりの負担も生じて参りますので、その部分も含めたところで、今後の動きをちょっとさせていただければと思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、「湯前町畜産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第12号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、議案第12号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第12号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

元町住宅1棟、並びに、上牧原住宅の1棟を解体したことに伴い、条例を改正するものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第12号について、御説明申し上げます。

3 ページの新旧対照表により御説明いたします。別表 3 となります。元町住宅の欄でございます。改正前の戸数 3 戸を 2 戸に、また備考欄の 1 戸建 3 棟を 1 戸建 2 棟に改めるものでございます。

また、上牧原住宅の欄でございますが、2 段目の昭和 39 年建設分の欄、改正前の戸数 3 戸を 2 戸に、また備考欄の 1 戸建 3 棟を 1 戸建 2 棟に改めるものでございます。

2 ページになりますが、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 14 号 令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、議案第 14 号、「令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 14 号、令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,731 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4 億 4,816 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険事業費など、年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 14 号、令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算 第 3 号について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費については、節 18 負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費 4,000 万円、同じく目 3 一般被保険者療養費、節 18 負担金補助及び交付金に 1 万 2,000 円を、また、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、節 18 負担金補助及び交付金に 700 万円を計上しました。

これらは、令和 3 年度は高額となる案件や件数が多く、療養給付費をはじめ、2 か月遅れで請求が来る 12 月診療分以降の負担金に備えるためには、今後の予算が不足する可能性があると思込まれるためでございます。

款 5 保険事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、節 12 委託料では、これまでの実績見込みにより 20 万円を増額計上しました。

項 2 保険事業費、目 1 保健衛生普及費、節 7 報償費では、蔓延防止期間にあたる、2 月下旬に実施予定の健康推進委員会を中止としたため、33 万 6,000 円更正減額しました。

款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国民健康保険給付基金積立金、節 24 積立金は、利子額の確定により 3 万 4,000 円を更正減額しました。

9 ページをご覧ください。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算、目 1 一般被保険者保険税還付金、節 22 償還金利子及び割引料では 4 万 6,000 円を計上しました。これは、被保険者の資格が、過去へ遡り社会保険の資格に適用されたためです。

目 4 国庫支出金返還金、節 22 償還金利子及び割引料では、令和 2 年度国民健康保険災害等臨時特例補助金の実績により 9 万 6,000 円計上しました。

目 5 一般被保険者還付加算金、節 22 償還金利子及び割引料では、還付加算金として、2,000 円を計上しました。

目 7 県支出金返還金、節 22 償還金利子及び割引料では、令和 2 年度保険給付費等交付金の特別交付金の実績が確定しましたので、その返還金として 32 万 5,000 円を計上しました。

続きまして、歳入を説明します。

7 ページをご覧ください。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金に、歳出で計上しました療養諸費の対応分として、4,701 万 2,000 円を計上しました。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金に、利子額が確定したため、3 万 4,000 円を減額しました。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保健基盤安定繰入金（保

除税軽減分) 6万4,000円、節2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)として、22万7,000円を計上しました。これは、いずれも実績が確定したためでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金には、財源として不足する4万2,000円を計上しました。

歳入歳出それぞれ4,731万1,000円を追加した補正予算となります。
以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(倉本 豊君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。
[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 令和3年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(倉本 豊君) 日程第13、議案第15号、「令和3年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(長谷和人君) 議案第15号、令和3年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ402万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,230万円とするものでございます。

主な補正につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金など、年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

また、地方債の補正を行うものです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長(高橋 誠君) 議案第15号について、御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。10ページをお願いします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては、316万2,000円の更正減額となります。節12委託料は下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託の入札残分59万1,000円を更正減額しました。節18負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金、257万8,000円を更正減額しました。当初予算で計上しておりました負担金分の事業については、令和2年度補正予算として令和3年度予算が前倒しされたことと、脱水機改築更新工事が予定されていましたが、その詳細設計に時間を要しているようでございまして、工事实施を後年度以降に実施することになったためでございます。令和3年度予算の事業実施額としては支出がなかったことにより、負担金が発生せず、全額を更正減額するものです。

また、款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費につきましては、節10需用費、光熱水費としてマンホールポンプ電気料の不足が見込まれるため、4万円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、流域下水道維持管理負担金については、水量実績により更正減額しました。

また、合併浄化槽からの転換分として下水道接続補助金6万円を計上しました。

次に、款3基金積立金につきましては、節25積立金に基金積立金利子として、4,000円を計上しました。

次に歳入になります。9ページをお願いいたします。

款2繰入金、項1他会計繰入金については、一般会計事業費繰入金163万3,000円を更正減額しました。項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、9,000円を計上しました。款5町債につきましては、球磨川上流流域下水道事業債240万円を更正減額しました。これは先ほど歳出で説明しました、流域下水道事業工事負担金が不要となったことによるものです。款6財産収入につきましては、積立金利子として、4,000円を計上しました。

次に地方債の補正になります。5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正、限度額の変更となります。

補正前の限度額1,340万円を補正後の限度額1,100万円に変更するものです。

次に債務負担行為の補正になります。6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正の限度額及び財源内訳の変更となります。

事項名、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託です。

上段が補正前、下段が補正後になります。契約金額が確定したため、変更するもので、補正前の限度額2,529万3,000円を2,470万2,000円に、またその財源内訳、補正前は全額を基金からの繰出金を予定しておりましたが、公営企業会計適用債を充当することとしたことによる変更となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号、「令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 16 号 令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、議案第 16 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 16 号、令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,631 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8,609 万 2,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険給付費の補正、地域支援事業費の補正など、年度末であり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、全項目にわたり、年度末までの実績を見込み、不用額につきましては更正減額し、不足が見込まれるものにつきましては、追加計上するものでございます。

主なものにつきましては、事項別明細書歳出から御説明いたします。9 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金の各種介護サービス給付費は、要介護 1 から 5 までの認定者を対象とした介護サービス給付費の内、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの居宅介護サービス給付費が当初の見込み

より大幅に増加しており 2,250 万円を増額計上しました。

そのほか、介護老人福祉施設などの施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費などについて、決算見込み額に基づき増減額を計上しました。

項 2 介護予防サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金の介護予防サービス給付費は、要支援 1、2 の方の介護予防サービス給付費で状態の維持改善と予防を目的としたサービス給付であり、介護予防短期入所生活介護などの介護予防サービス給付費が当初の見込みより減少しており 146 万 2,000 円を更正減額しました。

そのほか、介護予防福祉用具購入費などについて、決算見込み額に基づき増減額を計上しました。

10 ページをお願いします。

項 5 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等所得が低い方が施設サービス等を利用した際にかかる食費・居住費について、負担限度額を超える部分の補足給付であり、決算見込み額に基づき、要介護認定者にかかる特定入所者介護サービス費を 470 万 3,000 円、要支援認定者にかかる特定入所者介護予防サービス費を 14 万円、更正減額しました。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、各種介護予防事業の専門スタッフとして募集していた会計年度任用職員の応募がなかったため、その人件費分、報酬 158 万 4,000 円のほか、職員手当等及び共済費合計 205 万 8,000 円を更正減額しました。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 3 任意事業費は、紙おむつなどの介護用品購入補助にかかる家族介護用品支給事業を決算見込みに基づき 22 万円を更正減額しました。

11 ページをお願いします。

款 5 基金積立金は、介護保険給付基金の利子分 2,000 円を計上しました。また、歳入には、款 6 財産収入に基金積立金利子を同額計上しました。

次に歳入について御説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款 1 保険料、項 1 介護保険料は、調定見込み額に基づき増減額を計上しました。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、変更申請額に合わせて増額計上しました。また、目 2、目 3 地域支援事業交付金は、交付申請額に合わせて増額計上しました。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金は、変更申請額に合わせて増減額を計上しました。

8 ページをご覧ください。

款 5 県支出金、項 2 件補助金は、交付申請額に合わせて増減額を計上しました。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、給付実績見込み額に基づ

く町負担分の増額および国・県の介護給付費負担金不足分を含めて 975 万 1,000 円を増額計上しました。

なお、国・県の介護給付費負担金不足分につきましては、実績報告により追加交付を受け、一般会計へ繰出し返戻処理を行います。これは令和 4 年度に行うものです。

目 2、目 3 地域支援事業繰入金、目 4 低所得者保険料軽減繰入金は、国・県の交付申請額に合わせて町負担分の増減額を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 17 号 令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号) について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、議案第 17 号、「令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 17 号、令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 50 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6,527 万 6,000 円とするものでございます。主な補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 17 号、令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 第 1 号について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節 18 負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金に、これまでの実績と年齢到達分等の見込みなどを勘案して 30 万 8,000 円を計上しました。また、保険基盤安定負担金の交付額の確定により 81 万 7,000 円を更正減額しました。

次に歳入を説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料、節 1 現年分に、これまでの実績に今後の見込みを加え、30 万 8,000 円を計上しました。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金に、歳出で御説明しました負担金の交付額が確定したため、同額 81 万 7,000 円を更正減額しました。

歳入歳出それぞれ 50 万 9,000 円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、「令和 3 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 18 号 令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、議案第 18 号、「令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 18 号、令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、上水道工事に伴う消火栓設置工事負担金等の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 18 号につきまして御説明いたします。

2 ページをご覧ください。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正になります。

湯前町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入第 1 款、水道事業収益 7,668 万 9,000 円に 520 万 7,000 円を追加し、8,189 万 6,000 円とし、支出第 1 款、水道事業費用 5,517 万 1,000 円に 5 万円を追加し、5,522 万 1,000 円とするものです。

9 ページをお願いいたします。

令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）見積の基礎により、御説明いたします。

収益的収入

第 1 款、水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 受託工事収益、節 3 他会計工事負担金に 520 万 7,000 円を計上しました。

これは本年度実施の配水管布設工事に伴う山ノ口地区消火栓設置工事 7 箇所に必要な費用を一般会計から収入するものです。

収益的支出

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費、節 2 手当に時間外手当の不足見込み分、5 万円を計上しました。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号、「令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第17 議案第19号 令和4年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第17、議案第19号、「令和4年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、先に町長から予算編成方針の説明があったところです。

ここで、本案の審議の方法について、お諮りします。

最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとに説明を求め、質疑は款、一部項ごとに行います。

次に、議決に付された各表と歳入全科の説明及び質疑をし、附属調書等の説明は省略します。最後に、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとの説明、質疑は款、一部、項ごとに行い、次に、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑をすることにいたします。

最初に、事項別明細書の歳出、款1、議会費の説明をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 款1 議会費を説明いたします。 27・28 ページをご覧ください。

令和4年度予算額として、6,989万7千円を計上しました。令和3年度と比較して、51万5千円の増となっています。令和4年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は、1.6%となっています。増の主な理由は、事務局職員の人件費の定期昇給と、全国議長会主催の議会広報研修会の受講に関する旅費等3名分を計上したことによるものでございます。なお、議会広報調査特別委員会の委員は6名でありますので、令和4年度と令和5年度に分けて受講を予定しております。それでは、節1報酬から順にご説明します。

節1報酬から節4共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上しております。なお、会計年度任用職員市町村共済組合負担金が新たに計上されておりますが、これまで会計年度職員の社会保険料は、協会けんぽに納めておりましたが、法律の改正により、令和4年10月から、市町村共済組合に変更されるためでございます。また、議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しております、令和3年度と比較して38万6千円減の888

万 8 千円を計上しました。節 8 旅費は、本会議・全員協議会・常任委員会・特別委員会
が対象となります議員会議出席に伴う費用弁償 103 万 1 千円、それ以外の会議出席や出
張に伴う費用弁償 231 万 8 千円、事務局職員の普通旅費 53 万 2 千円を計上しました。節
9 交際費は、議長交際費として 63 万円を計上しました。節 10 需用費では、議会だより
と会議録の印刷製本費 100 万 8 千円などを計上しました。節 12 委託料では、会議録電子
データ化業務委託料として 130 万円を計上しました。法律で永久保存を義務付けられて
おります本会議の会議録であります、古い時代の会議録は紙媒体のみの保存となつて
おまして、腐食し朽ち果てる前に、マイクロフィルムで永久保存するためのものでご
ざいます。令和 4 年度は、昭和 19 年から昭和 33 年までの分を行う予定であります。節
1 8 負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協
議会負担金を計上しております。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 1、議会費の質疑を行います。27 ページから 28 ペ
ージです。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款 1、議会費の質疑を終わります。
次に、款 2、総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 28 ページです。款 2 総務費を御説明申し上げます。

款 2 総務費全体は、11 億 1,306 万 8,000 円を計上しました。
前年度と比較して、5 億 5,622 万 3,000 円の増であります。歳出に占める構成比は 25.2
パーセントになります。増の主な要因は、インターネット接続サービスの民営化、また
防災ラジオシステム導入に要するものが主なものでございます。

目 1 一般管理費につきましては、1 億 8,589 万 7,000 円を計上しました。前年度と比
較して、3,796 万 2,000 円の減でございます。

なお、これまで庁舎内の電算関係を含む費用項目については、別途、目を新しく設けま
して、目 11 電算情報管理費に集約しました。後ほど御説明いたします。

それでは、節毎に主なものを御説明いたします。

節 1 報酬 198 万 3,000 円は、情報開示審査会ほか各種審査会の委員報酬、会計年度任
用職員 1 名の報酬を計上しました。

節 2 給料 5,644 万 3,000 円は、町長・副町長及び総務課職員の給料を計上し、節 3 職
員手当等、7,884 万 7,000 円についても同様に町長・副町長及び総務課職員の期末手当の
ほか、時間外勤務手当、日直手当等を計上しました。

29 ページです。

節7 報償費、11万1,000円は、区長会開催の出席における謝金を計上いたしました。

節8 旅費、185万3,000円は、費用弁償にて、情報開示審査会等の各種審査会の費用弁償ほか、普通旅費は町長及び職員の出張旅費を計上いたしました。

節9 交際費、町長交際費は令和3年度と同額の180万円を計上しました。

30 ページです。

節11 役務費、80万5,000円は、一般文書の切手等の通信費ほか、令和4年度に新しく災害対策費用保険料54万8,000円を計上しました。これは、集中豪雨や台風接近の際の避難指示や高齢者等避難を発令した場合に、避難所の設置、飲料水や食料の提供、対応に要した職員人件費に要した費用に対して保険金が支払われるもので、近年の警報発令頻度の多さ、避難所開設の実績を考慮し、保険加入が最善と考え判断したものでございます。

節12 委託料、1,199万円は、電算関係の経費を、新しい目の「電算情報管理費」のほうに予算を移したため、令和3年度当初予算との比較で減額になっております。

健康診断委託料111万1,000円、行政人事評価システム保守委託料132万円、区長業務委託料848万9,000円を計上いたしました。

例規整備支援委託料49万5,000円は、国家公務員法の改正、地方公務員法の改正がなされ、公務員の定年の段階的引き上げが令和5年度から開始されますことから、多岐にわたる条例や規則の関係例規の整備を委託して行うものでございます。

節13 使用料および賃借料、438万2,000円でございます。これも電算関係の経費を、新しい目の「電算情報管理費」のほうに予算を移したため、令和3年度当初予算との比較で減額になっております。

FAX複合機、高速印刷機の使用料、職員の出張等での有料道路使用料を計上しました。

節17 備品購入費、143万9,000円は役場応接室の椅子の更新が主なものです。

次のページです。

節18 負担金補助及び交付金、103万3,000円でございます。ここも電算関係の経費を、「電算情報管理費」のほうに移しております。令和3年度当初予算との比較で減額になっております。

そのため、県町村会負担金、郡町村会負担金などの計上になっております。

目2 文書広報費につきましては、510万5,000円を計上しました。

主なものは広報・旬報の作成印刷に要する経費、また、町例規データベースシステム保守委託料を計上しております。

節10 需用費には、広報紙印刷費、旬報印刷製本費をそれぞれ計上しました。前年度比較にて減額での予算計上でございます。

節12 委託料は、町例規データベースデータシステム保守委託料223万1,000円を計上

しました。

目 3 財政管理費につきましては、6,321 万円を計上しました。

節 12 委託料に、新地方公会計の連結財務諸表、町の財務状況を表す財務書類を公表するための、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、併せて統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上いたしました。

節 24 積立金でございます。減債基金積立金 4,335 万 7,000 円は、令和 4 年度に実施する防災ラジオ整備事業の財源には緊急防災減災事業債を借り入れますが、後年度の償還金に 70 パーセントの交付税措置がされます。残る 30 パーセントが町一般財源となりますが、熊本県は、この町 30 パーセント分に対して 3 分の 2 の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を支出されることから、減債基金積立金に計上いたしました。また、貴重なふるさと納税の寄付金を「ふるさと応援基金」への積立金 1,500 万円を当初予算で計上いたしました。

目 4 会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上しました。

32 ページです。

目 5 財産管理費につきましては、3,402 万 3,000 円を計上しました。前年度と比較して、876 万 1,000 円の増額でございます。

節 1 報酬から節 8 旅費まで、町長車運転の会計年度任用職員の人件費を計上しました。

節 11 役務費、726 万円については、庁舎電話料、町有建物災害保険、公用車保険など、それぞれ計上いたしました。

33 ページです。

節 12 委託料、906 万 7,000 円は、役場庁舎電気工作物保安業務委託料 28 万 7,000 円ほか、役場庁舎の警備委託料などを計上しました、また、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料 222 万円は、平成 29 年度に策定し、10 年間で 1 期とされており、中間点の 5 年ごとのローリングによる計画見直しの時を迎えておりまして、試算条件の変更、公共施設の改修、追加、解体撤去の検証に伴い見直しを行うものでございます。

町有施設解体工事設計業務委託料 50 万円、および工事請負費の町有施設解体工事 171 万 9,000 円は、用途を廃止している下里区と中里区にある 2 つの古い消防詰め所の建物が老朽化もあり危険ですので解体撤去を行わせていただきたく計上いたしました。

また、役場庁舎屋根防水工事設計業務委託料 450 万円は、本庁舎の雨漏りが年々広がっている状況で、屋根防水シートの劣化が進んでおり、屋根修理を重ねてきましたが、今回、全面にわたる屋根防水シートの改修を計画したく、その設計費を計上いたしました。施工は令和 5 年度以降を考えております。

節 14 工事請負費は、先ほど説明した古い消防詰め所の解体工事ほか、庁舎改修等工事 124 万円は、庁舎西側にある屋外倉庫の鉄製ドアが老朽化により破損がありますので修繕

を含め改修を行うものでございます。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの目6．公有林管理費です。

目6 公有林管理費につきましては、5,196万4,000円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なもので、令和3年度と比較しまして3,875万9,000円の減額となりました。

主な減額の要因として、令和4年度では間伐の計画がなく、また、令和2年度の豪雨災害による作業道5路線の補修が令和3年度をもって完了したことにより減額となりました。

節11 役務費に、町有林840.43ヘクタール分の森林災害保険料323万4,000円を計上しました。

次のページをお願いします。

節12 委託料に、4,575万円を計上しました。

内訳としまして、町有林造成事業委託料は2,323万7,000円で、下刈り11.78ヘクタール、除伐6.35ヘクタール、作業道開設1路線1,362メートルを計画しています。

くれないの森造成事業委託料は58万9,000円で、保育間伐1.62ヘクタール、下刈り1.3ヘクタールを計画しています。

J Tの森造成事業委託料は492万6,000円で、下刈り20.11ヘクタールを計画しています。

J R九州商事の森造林事業委託料は、令和4年度からは2期目となり989万8,000円を計上し、人工造林4.34ヘクタール、防護柵設置1,068メートル、下刈り9.21ヘクタールを計画しています。

公有林管理委託料は350万円を計上しました。

林道台帳整備及び森林分析委託料は、令和3年度からの継続となり、360万円を計上しました。これは、現在の台帳は手書きであり、起点、終点の位置、林道敷地内の構造物設置などの表示もなく、災害復旧工事等の履歴も管理できていませんので、レーザ測量等により令和4年度は2路線の林道台帳を整備するものです。また、森林分析委託は林野庁による航空レーザ測量が実施されており、このデータを元に町内の民有林の森林資源解析等を行い、森林経営の効率化を図るもので令和4年度で完了する予定としています。なお、林道台帳整備及び森林分析委託の財源は、森林環境譲与税を活用した事業です。

節13 使用料及び賃借料に、森林GISシステム使用料73万2,000円を計上しました。令和3年度と比較し27万円の増額となります。これは、通常の利用管理費と別に地番データと林地台帳データの定期的な突合を行うようになっており、令和4年度に、この突合等を行うこととしています。

節 18 負担金補助及び交付金は、145 万 6,000 円を計上しました。この中で、J T の森、J R 九州商事の森づくりなどに要します経費として、144 万円を計上しました。

節 21 補償補填及び賠償金は、令和 4 年度で実施する作業道開設において一部、国有林敷地内を利用するための立木補償費があり、この売払いで国有林分として 30 万円を見込み計上しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 34 ページです。

目 7 交通安全対策費です。962 万 5,000 円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節 7 報償費、交通指導員報償費 348 万円は、これまでの実績ベースを勘案して計上してございます。

節 10 需用費の光熱水費は 235 万円の計上で外灯の電気料でございます。実績の電気料を勘案して計上しております。

また修繕料は、111 万 5,000 円と令和 3 年度当初より 51 万円ほど増額していますが、現在の蛍光灯タイプの外灯は、子供たちの通学路の外灯に修繕が必要な場合は優先して LED 照明に交換しています。また、水銀灯タイプの外灯は、水銀灯の生産が廃止されており、修繕が必要であれば LED 照明に交換を行っていますが、高額なため増額予算となっております。

節 14 工事請負費 80 万円は、交通安全施設設置工事として、町道の区画線、カーブミラー新規と取り換えを予定しています。

LED 防犯灯設置工事 130 万円については、ふるさと応援基金、いわゆるふるさと寄附金を活用させていただき、子供たちの通学路を主体に学校側、地区要望箇所等を考慮して新規と取換えを計上しました。

35 ページです。

節 18 負担金補助及び交付金 35 万 4,000 円は、各種協会等の負担金を計上しました。

目 8 防災諸費は、2 億 2,249 万 4,000 円を計上しました。防災ラジオシステム整備に関する経費が大幅な増額の要因でございます。

まず、節 7 報償費の講師等謝金から節 10 需用費までの項目は、令和 3 年度から取り組んだ B & G 財団防災拠点整備に関するもので、今回、令和 4 年度は導入した油圧ショベル、ホイールローダー等の消防団員等を主体とした操作研修や、防災士資格取得、また、総合防災訓練を計画実施することから自主防災組織向け説明会の開催などの予算を計上しました。

需用費の消耗品費は、総合防災訓練のものほかに、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、補助率 3 分 2 のものですが、これを活用し防災備蓄品の購入、具体的には、保存ごはん等の食料品や飲料水などを主体に購入し、また避難所運営での効果的なものを

抽出して、予算の範囲内で補充する形で備蓄も含め、必要なものを考えたいところがございます。

節 11 役務費は、衛星携帯電話ほか、災害発生時における住民と役場との非常用通信手段の確保、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信手段の確保のための通信機器の通信料などを計上しました。

36 ページです。

節 12 委託料、特別教育等委託料 107 万 2,000 円は、B & G 財団防災拠点整備で導入した油圧ショベル等の操作研修を委託するもので、倒木処理、家屋等処理、整地処理など基本的な操作が主なものになります。

防災ラジオシステム整備事業設計監理業務委託料 1,040 万円は、現在の全世帯に設置している IP 告知放送端末の製造廃止、また庁舎内情報センター機器群の老朽化により、次期システム更新が必要です。防災情報を確実に各家庭に届けられるよう、有線システムよりも、災害に強い防災無線、その通信方法を利用した防災ラジオの導入を行うため、工事請負費に計上する 1 億 6,700 万円の工事費、そして備品購入費に計上する 3,940 万円の防災ラジオの本体の購入費を計上いたしました。なお、工事費の中には各地区の屋外地区放送スピーカーの高性能化・高音質化を含めた改修費も含めております。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 目 9 企画調整費は、1 億 2,128 万 4,000 円を計上しました。前年度に比べ 4,803 万 4,000 円の増額となります。増額の主な要因は、くま川鉄道安定化補助金やくま川鉄道安定化補助金災害復旧費分について令和 3 年度は存目計上としていたものを実績見込み額で計上したことによるものです。

予算の内容は、企画振興係・ふるさと納税係の職員及び地域おこし協力隊の person 費のほか、計画策定、移住定住促進、ふるさと納税、公共交通に係る費用が主なものです。

節ごとに主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬に計画策定審議会報酬 16 万 7,000 円を計上しました。これは、総合計画、総合戦略、過疎計画の検証のための審議会開催分です。節 9 にも会議開催のための費用弁償 10 万 3,000 円を計上しています。

同じく、節 1 報酬に地域おこし協力隊報酬 222 万 2,000 円を計上しました。これは移住定住促進に携わっていただく協力隊 1 名分の報酬 12 か月分となります。令和 4 年度は空き家の実態調査のほか空き家バンクの運営、移住相談、町情報の発信に携わっていただくこととしています。協力隊に係る費用は報酬のほか、活動費用として旅費、消耗品費、携帯電話使用料、車のリース料などをそれぞれの節に計上しています。なお、協力隊の活動に係る費用は特別交付税で措置されます。

37 ページをお願いします。

節7 報償費にふるさと納税返礼品代 900 万円を計上しました。ふるさと納税 3,000 万円を見込み、その3割を返礼品代として計上しました。ふるさと納税に係る費用は返礼品代のほか、節11 役務費の通信運搬費として返礼品発送費用 200 万円、ふるさと納税ポータルサイト決済手数料 39 万 6,000 円を計上し、節12 委託料にはふるさと納税ポータルサイト業務委託料 524 万 3,000 円を計上しました。

戻りまして、節7 報償費に若者会議講師謝金 30 万円を計上しました。令和3年度から始めた若者会議は、農業者、商工業者、青年団、町若手職員の総勢 14 名のご参画をいただきました。令和4年度は講師をお招きし実践事例を交えた講義をいただきながらまちづくりについての活発な議論をいただき、町長への政策提言を行っていただきたいと考えています。

同じく報償費に空き家調査に係る謝金を計上しました。これは平成30年度に実施した空き家調査から3年を経過しましたため、最新の実態を把握したいと考え調査に係る費用として計上しているものです。地域の実情をよく把握していらっしゃる区長様方および2月に着任いただいた地域おこし協力隊のご協力をいただき実施したいと考えています。調査結果は、令和5年度に建設水道課で策定予定の住環境マスタープランや今後の空き家対策に反映していくことといたします。

節12 ふるさと納税ポータルサイト業務委託料は、先ほど御説明しましたとおりふるさと納税に係る費用となりますが、前年度に比べ増額計上しております。増額の理由は、企業版ふるさと納税の募集に係るマッチングサイトへの登録をするためです。本町のプロジェクトをこのサイトに掲載し情報発信を行うことで町へのご支援をお願いしてまいります。

同じく節12に婚活イベント委託料 100 万 1,000 円を計上しました。本町の未婚率の上昇や晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する人に対して出会い・交流できる場を提供する婚活イベントを実施したいと考えています。民間企業のノウハウを活用して企画・運営し、若者の結婚へのきっかけづくりを支援することで若者の移住定住につなげていきたいと考えています。この事業には県から 10 万円の補助がありますので歳入に計上しています。

38 ページをお願いします。

節13 使用料及び賃借料にマイナポータル用パソコンリース料 6 万 6,000 円を計上しました。これは、現在国から支給されているマイナポータル等の登録支援用端末を使用していますが3月までに一旦返却しなければなりません。そのため、継続して登録支援を行うための専用パソコンリース料1年分を計上するものです。この費用は国の100パーセント補助対象となっていますので歳入に計上しています。

節18 負担金補助及び交付金に人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金 195 万

3,000円を計上しました。令和元年8月に供用開始となったスマートインターチェンジの整備費用のために借り入れた資金の本格償還が始まり、前年度に比べ127万5,000円の増額計上となっています。償還は令和16年度まで予定されています。令和8年度までの年度別、市町村別負担金一覧表を議案説明資料として掲載しておりますのでご確認をいただければと思います。

住宅リフォーム補助金360万円、空き家リフォーム等補助金290万円は令和3年度と同額を計上しました。平成30年度から開始したこの事業は3年間の検証を踏まえ令和3年度から一部見直しを行って実施しています。令和4年度は、住宅リフォーム補助金を1件あたり補助上限額30万円の12件分、空き家リフォーム等補助金については、改修補助金1件あたり補助上限額50万円の2件分、解体補助金1件あたり補助上限額80万円の1件分、家財道具処分補助金1件あたり10万円の3件分を見込み計上しました。財源としてふるさと寄付金を活用させていただければと思っております。

地方バス運行等特別対策補助金は400万円を計上しました。これは産交バスへの運行補助金です。例年、補正予算で計上しておりましたが、令和4年度はこれまでの実績を踏まえて当初予算で計上しました。補助申請時の実績に応じて補正をさせていただければと思います。

くま川鉄道経営安定化補助金は626万4,000円を計上しました。この補助金はくま川鉄道の前年度事業の経常損失額に相当する経費と、くま川鉄道の鉄道事業に必要な車両及び施設の更新等のための経費などについて補助するものです。例年、補正予算で計上しておりましたが、令和4年度はこれまでの実績を踏まえ当初予算で計上しました。申請時の実績に応じて補正をさせていただければと思います。

全国過疎問題シンポジウム熊本開催負担金3万5,000円を計上しました。これは、令和2年度に開催が計画されていましたが、コロナと7月豪雨災害の影響によりまして延期されていたものです。令和4年度に開催されることが改めて決定し、開催費用を県内関係市町村で負担するものです。費用総額100万円を均等割りで算出した額を負担するものです。

くま川鉄道再生協議会負担金（運営費）19万4,000円を計上しました。これは協議会事務局の運営費で、事務所賃借料のほか要望活動に伴う旅費など総額194万円を構成10市町村の均等割りで負担するものです。

39ページをお願いします。

くま川鉄道再生協議会負担金（人件費）80万4,000円を計上しました。これは協議会事務局職員3人分の人件費負担金です。負担割合はくま川鉄道経営安定化補助金の負担割合となっています。くま川鉄道再生協議会負担金（災害復旧費）3,346万円は、令和2年7月豪雨による被災個所の令和4年度復旧工事に係る負担金です。令和4年度工事の

主な内容は、第4橋梁の残存構造物の撤去、第4橋梁の左岸側の下部及び上部の一部工事のほか、あさぎり駅給油設備の設置などとなっています。総事業費は20億2,353万6,900円、補助対象経費は消費税を除きます18億3,957万9,000円となっています。このうち国が2分の1の9億1,978万9,000円、県が4分の1の4億5,989万5,000円を補助し、残り4分の1の4億5,989万5,000円を構成10市町村が補助することとしています。これをくま川鉄道経営安定化補助金の負担割合で算出した3,346万円を本町の補助額として計上しています。

結婚新生活支援補助金180万円を計上しました。これは新たに提案する事業で、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより地域における少子化対策の強化に資することを目的として住居費及び引っ越し費用の一部を支援するものです。29歳以下のご夫婦で所得合算額が400万円以下のご夫婦3組からの申請を見込み、1組あたり60万円の3組分を計上しました。この事業には県から3分の2の補助がいただけますので歳入に計上しています。

地域おこし協力隊住宅費補助金として18万円を計上しました。協力隊の住宅料12か月分を補助率100パーセントとして計上しています。この経費は特別交付税で措置されます。

以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 39ページです。

目11情報通信管理費につきましては、2億6,996万2,000円を計上しました。現状の光ケーブルとIP告知放送端末での行政防災情報を発信する情報通信システムの維持管理費に要する費用のほか、先の防災ラジオ導入のところでご説明しましたが、IP告知放送端末の製造廃止、また庁舎内情報センター機器群の老朽化により、公設公営で運営してきた町民向けの光インターネットの運用が難しくなり、また回線速度が今後の速度進化にも対応が難しいこともあって、民設民営化、いわゆる行政サービスから、民間サービスに移行させる費用が増の主なものです。

まず、節1報酬と節8旅費、光ブロードバンド整備事業審査会委員報酬は、光インターネット接続サービスを民営化するために、電気通信時事業者選定にプロポーザル方式を採用するところがございます。有識者として第三者の立場から意見をいただく方の経費を計上しました。

節10需用費から節13使用料および賃借料までの各項目の予算は、現状の光ケーブルとIP告知放送端末での行政防災情報を発信する情報通信システムの維持管理費に要する費用でございます。

40ページです。

節14工事請負費123万2,000円は、宅内IP告知端末機器設置工事費の新築など新規世

帯への設置工事費を計上しました。

節 17 備品購入費 350 万 4,000 円は、I P 告知端末 30 台分の購入費を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金、2 億 4,650 万円は、先に説明しましたが、公設公営で町が直接運営してきた光インターネット接続サービスの運用が難しくなり、また、回線速度が今後の速度進化にも対応が難しい、災害があった場合の復旧時間が増大となることもあって、民設民営化に移行させる費用が増の主なものです。

今回、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用させていただき整備するものでございます。なお、この予算の財源は、過疎対策事業債を活用し、これには後年度の償還金に交付税措置 70 パーセントがありますので、町は 30 パーセントの一般財源の負担となります。

目 11 電算情報管理費は、4,946 万 4,000 円を計上しました。

一般管理費等に、職員が業務で使用する庁舎内電算運用関係の費用、国や県、及び町内の公共施設間のネットワーク費用などを別にして、集約し見える形で、今回新しく目を設けさせて予算化いたしました。

節 11 役務費は、議会会議用タブレット 33 台の通信費となります。

節 12 委託料 1,625 万円は、電算運用支援委託料 868 万 6,000 円ほか、職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係の保守経費等を計上しております。

社会保障税番号制度システム改修委託料 45 万 6,000 円は、マイナンバー制度に関するもので標準レイアウト対応のため、団体内統合宛名システム、個人住民税システム、障害福祉に関するシステム改修費用になります。

オンライン申請管理システム構築委託料 231 万円は、国がすべての地方公共団体に子育てと介護に関する申請のオンライン化を進められるもので申請管理システムの構築を行うものです。国は 2 分の 1 の交付税措置を行われるものです。

メール送受信システム変更設定作業業務委託料 33 万円は、セキュリティ管理上、現在、庁舎内のメール、庁舎外のメールを分割して送受信してきましたが、そのセキュリティ管理を万全としたうえで統合できる仕組みが可能となりましたのでその設定作業を委託するものです。職員の業務効率化につながる経費でございます。

ホームページ保守委託料 136 万 2,000 円は、現行のホームページサーバー利用を含む障害対応と軽微なシステム修正に対応する経費を計上しました。

なお、令和 3 年度より増額になりますが、インターネット 익스プローラーという管理ソフトのサポート終了に伴いその対応改善、そして総務省が公表している自治体情報セキュリティ案件項目が必須項目になったため、今回、臨時的対応分として追加してございます。

シニア向けデジタル活用支援業務委託料 97 万 7,000 円は、I C T タブレット、パソコ

ン、スマホなどの操作、スマホからのマイナンバーカード申請方法等に関する講習会と相談会の開催に要する委託料を計上しました。

41 ページです。

節 13 使用料及び賃借料、2,800 万 4,000 円は、職員の通常業務に使用する総合行政システムに係る電算機器関係の経費等が主なものでございます。

電算機器リース料の 912 万 5,000 円は、電算関係の庁舎内サーバー機器、職員用パソコンの使用料でございます。

総合行政システム A S P 使用料 1,273 万 8,000 円は、職員が扱う総合行政システムで、システムベンダー会社との専用回線、データセンターと基本ソフトの使用料になります。

オンライン申請管理システム利用料 25 万 6,000 円は、先ほど使用料のところの説明したところですが、国がすべての地方公共団体に子育てと介護に関する申請のオンライン化を進められるもので申請管理システムの使用料でございます。

外字管理ソフト使用料 52 万 8,000 円は、国が進める標準化システム移行に向けて、現在使用しているソフトが準拠していない（適用されない）ため新しいソフトへの利用料でございます。

ソフトライセンス使用料 39 万 6,000 円は、議会会議用タブレット端末の文書共有システムのアプリ使用料でございます。

節 17 備品購入費 32 万 5,000 円は、情報系専用パソコンの老朽化により更新するものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金、中間サーバー整備負担金 209 万 6,000 円を計上しました。これは、国が東日本と西日本の 2 箇所を設置する中間サーバーの整備費負担金です。自治体規模により負担率は異なって算出されますが、本町の負担金を計上しました。

目 12 災害復旧管理費につきましては、936 万 9,000 円を計上しました。建設水道課、農林振興課のそれぞれの災害復旧係が使用するプレハブ事務所の経費、公用車リース料パソコンリース料が主なものでございます。

なお、土木技術の会計年度任用職員の雇用に要する人件費を計上いたしております。

42 ページです。

目 13 諸費につきましては、1,144 万 1,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合運営費負担金ほか、各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。

職員研修費は、新型コロナウイルス感染症対策も考慮したうえで、オンライン研修での受講が増えてきています。研修メニュー選択も工夫し、また法制度や財政研修、ハラスメント対策研修など考慮して実施していきたいと思っております。

目 14 地域活性化事業費につきましては、節 6 商工費に予算更正したので廃目いたしま

した。以上です。

○税務町民課長（北崎真介君） 引き続き、43 ページからになります。

項 2 徴税費について御説明いたします。

目 1 税務総務費については、前年度比、933 万 8,000 円増の 4,732 万円を計上しました。職員等 7 名の人件費、物件費等の経費が主なものとなります。増の主な要因は、各節による軽微な減があった事に関わらず、節 12 委託料への新規計上や、節 18 負担金補助及び交付金の増額計上があったことによります。

節 11 役務費では、主な通信費の他、税務担当で管理しております軽自動車の車検が令和 4 年度はありませんので、検査にかかる経費として法定検査手数料 7,000 円のみを計上しました。

節 12 委託料に、家屋評価業務委託料 80 万 6,000 円を計上しました。令和 3 年度当初予算においても、過去 3 年間の調査棟数にて計上しておりましたが、補正を必要としております。令和 4 年度もその実績を基に計上しており、増額計上いたしております。年末ごろには実績が出てまいりますので、更に不足が見込まれる場合には、補正予算をお願いしたいと思います。

その 2 段下ですが、地方税共通納税システムに係る改修業務として 553 万 6,000 円を計上しました。地方税ポータルシステム、所謂 eLTAX による電子申告に追加された電子納税を可能とする地方税共通納税システムは、これまでは個人及び法人住民税、事業税が対象であったものですが、令和 5 年度課税分から固定資産税や軽自動車税、その他、都道府県税の一部に拡大される事になったためです。

もう少し具体的に申しますと、これまで、役場会計室の他、特定の金融機関窓口や、口座振替でしか納付できなかったものが、パソコンやスマホ等でも納付決済が出来るようになるということです。これは、納付書に「案件特定キー」、「確認番号」、「QR コード」を追加印字し、それを入力、又は読み込む事によって、納付決済手続きが出来るという事でございます。今後、クレジットカードの必要性やペイアプリの研究も必要ではありますが、場所や時間に制限されず、決済可能となる予定です。財源につきましては、総務省より、「交付税での地方税財政措置を行う努力をする。」という回答がっております。

次に、44 ページをお願いします。

軽自動車税システム改修業務委託料 92 万 4,000 円を計上しました。軽自動車に関する車検や登録などの手続きが、令和 5 年 1 月から電子化運用開始される事に伴い、自動連係できるツールをインストールして、納付状況に関する自動連係機能の追加、疎通確認、連携テスト等を行う改修になります。今のところ、かかる費用分担については、都道府県と市町村で 1 対 1 という情報しかございませんが、相応分、それぞれでという事であ

ろうと思われます。今後、何かありましたら補正予算にてお願いしたいと思います。

節 13 使用料及び賃借料については、令和 3 年度と同じ内容で計上している他に、口座振替回線使用料 13 万 2,000 円を計上しました。各税、使用料の口座振替には、インターネットを利用した電送手続きにて行ってきましたが、一部、金融機関の回線が有料となるためです。その後、令和 6 年 1 月末に予定されている INS 回線の廃止により、インターネットに接続しない安全な閉域ネットワーク（LGWAN 等）を利用した ADP 回線へ変更された場合、増額が見込まれております。

節 18 負担金補助及び交付金については、令和 3 年度と同じ内容にて計上していますが、地方税電子化協議会負担金を 49 万 4,000 円増の 57 万 6,000 円で計上しました。

これは、先ほどの関連で、軽自動車の車検時の納付情報の電子化に伴い本町で作成した納付情報ファイルを自動的に軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）に登録する機能の初期費用として増加したもので、令和 5 年度以降は 3 万 4,000 円に下がる負担金となる予定です。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に、過去 3 年間の実績を勘案し算出した 58 万円を計上しました。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、前年度比、1 万 3,000 円減の 61 万 8,000 円を計上しました。各税の口座振替への移行をお願いするとともに、納付書等印刷物の適切な在庫や単価の管理を行い、経費節減に務めながら、収納率向上につなげてまいりたいと思います。

45 ページになります。

項 3 戸籍住民基本台帳費については、職員等 3 名の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費 2,611 万 6,000 円を計上しました。

前年度比 101 万 9,000 円の減となりました。主に人件費、委託料の減によるものです。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費、節 8 旅費に、窓口業務に係る会計年度任用職員 1 名の人件費分を、令和 3 年度同様、計上しました。

節 3 職員手当等の時間外勤務手当等を 10 万 6,000 円、節 11 役務費の通信費を 8 万 4,000 円増額しました。令和 3 年度におきまして、マイナンバーカード交付事務を強化してきましたところ、実績が上がってきており、休日交付での窓口での待ち時間回避のため、複数で対応し、通信費も増加していく見込みのため、計上しました。

現在、一般的な窓口申請方法の他、役場窓口で本人確認後、申請、マイナンバーカードの受領を本人限定受取郵便で行う申請時来庁方式に加え、休日、平日の時間外交付を実施しており、その費用分となります。

本町のマイナンバーカードの交付率は、2 月末現在で 38.9 パーセントとなっており、熊本県平均から 0.9 パーセント下回り、郡市平均を 0.6 パーセント上回っております。

国は、令和4年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しており、町でも目標値はございますけれども、令和3年度末で、交付率52.7パーセントを目標としていましたが、大きく下回っております。ただし令和3年同月比較では、20.44パーセントの増で、倍増しております。

普及率が上がった要因としましては、令和3年度から、税務町民課の窓口において、職員が役場のタブレットで、写真を撮って申請する取り組みを行った結果、多くの利用があったということです。前回の期間以降に申請された方も含めて、マイナポイントの付与など、特典もございますので、まだ、申請のお済でない方は、ぜひ、ご利用いただければと思います。

節12委託料で、住基ネットプログラム修正委託料については、89万1,000円を計上しました。57万7,000円増となっておりますが、対応工数の見直しにより、1回あたりの対応価格が上昇しているためです。また、戸籍情報システム改修業務委託料として、132万円を計上していますが、法務省が整備する戸籍情報連携システムにおいて必要となる情報提供個人識別符号の取得にかかる作業経費となります。国の補助対象となっておりますので、歳入の款14国庫支出金に同額を計上しています。

46ページをご覧ください。

節13使用料及び賃借料が、令和3年度より35万7,000円減となっております。

これは、コピー機のリース期間の終了によるものですが、この継続使用については、一般的な保守等も含まれております。

以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 46ページです。

項4選挙費でございます。

目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、21万6,000円を計上しました。

目2選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として6万2,000円を計上しました。

目3参議院議員選挙費は、令和4年度に実施される選挙の、節1報酬から、次の47ページ、節17備品購入費までの予算項目について、選挙管理委員会の開催、期日前投票、また当日の投開票日の経費について、必要な経費をそれぞれ計上いたしました。

目4衆議院議員選挙費は、廃目としております。

項5統計調査費、目1統計調査総務費の、2万4,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などの負担金を計上しております。

目2指定統計費は、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査について必要な事務経費をそれぞれ計上しております。以上です。

○監査書記（西村洋一君） 48ページをご覧ください。続きまして、項6 監査委員費を説明いたします。監査委員費は152万7,000円を計上しました。令和3年度と比較して34万5,000円の増となっておりますが、代表監査委員のお住まいが人吉市から熊本市に転居されましたので、その分の旅費が増となっております。監査委員費では、年間の監査実施計画に基づき、決算審査、定期監査、例月現金出納検査にかかる経費や、県及び郡の監査委員研修会への参加費用を計上しています。以上で終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時27分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま款2、総務費の説明が終わったところです。

これから、款2、総務費の質疑を行います。まず、項1 総務管理費の質疑を行います。28ページから42ページです。発言を許します。

○3番（遠坂道太君） 30ページですけど、委託料の職員健康診断委託料111万1,000円について伺いたいと思います。皆さんの健康管理をされると思いますけれども、受診先につきまして、どのような状況になっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 職員健康診断、会計年度任用職員まで含めまして75名おります。この受診先につきましては、公立多良木病院のコスモのほう、人間ドックでいうなら、県内の各機関あるかと思われまして、それぞれに受診をしているところでございます。

○3番（遠坂道太君） なぜこれを私お尋ねしたかと申しますと、私も病院の議員をしております。そのなかで、やはりこう公立多良木病院のコスモの充実化を図っていかなければならないという点もありますけれども、やはり皆さんの利用が多くなっていかないと、やはりそのへんもうまくいかないということでございますので、そのへんにつきまして、今後町長はじめ職員も検討していただければと思います。

○町長（長谷和人君） 今、遠坂議員のほうから、健康診断関係の委託先ということでの御質問がございましたけれども、私も率先して人間ドックについては、コスモを利用させていただいているところでございますので、人間ドックの受診あたりを、これまでそれぞれにやっていた経緯もございまして、過去の記録等もあるところですが、そこは、なるべくコスモを利用させていただくということで、コマースをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 36ページの防災ラジオ関係について、お尋ねします。まず、法人など、2台端末が欲しいという方に対するご対応というのは、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） これまで法人関係については、IP告知端末の場合ですと貸与というかたちで、お貸ししていました。ただ接続の費用、最寄りの電柱から宅内までのドロップケーブルの光の配線、そういったものは、有料にさせていただきました。ただ今回の防災ラジオ、有線放送ではなく、無線になってきますので、その防災ラジオの取り扱いについては、これから協議をするということですが、この防災ラジオはやはり地震、台風、風水害ありますので、住民を守るうえでは、そういった事業所への配慮はやはり必要かなと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） ほかの自治体でも例えば2台目、半分自己負担とか、そういうものもありますので、それも含めて検討していただきたいと思います。

あと聴覚障害のある方に対しては、おそらくそのラジオの種類として、文字放送のぶんもあるのではないかなと思うんですが、そのあたりの確認はできていますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） これも前回の全協のほうでも説明した記憶が私あるんですが、聴覚障害者、文字放送で見える別のオプションの表示板があります。それを防災ラジオと連結させることで、そういったことに対応できるシステムになりますので、その台数というのは、今から把握していくんですが、台数は今のところ見込みでは30台ですが、この30台についてはまた精査させていただきたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、今回の予算の中には、まだ聴覚障害の分の予算というのは、まだ含まれていないということでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど言いました、30台を含んだうえでの予算計上になってございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと送信局側のランニングコスト、防災ラジオの、そのランニングコストというのは、どのくらいかかっているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ランニングコスト、令和4年度に整備しますので、令和5年度以降に発生するものでございます。これは電波塔も含めて、ベンダーのほうにお支払いする費用が当然かかって参ります。その費用については、ちょっと持ち合わせしておりませんので、今から持ってこさせますので、よろしくお願ひします。

○4番（椎葉弘樹君） あと最後に一問だけ、端末を故意に、あるいはご家庭でちょっと故障をさせてしまった場合については、これは有償なのか、それとも無償で交換していただけるのか、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 電気設備ですからコンセントがつながっていれば、雷とか

そういったものについての保険はあろうかと思えます。これは、これまでの I P 告知端末も同じで保険に掛けてございます。ただ故意に壊した場合には、どういった状況で壊れたのかというのを含めまして、修理する、できないというのものもあるかと思えます。交換が必要であれば、交換が必要になります。そこで保険に掛けて、保険で補えるものであれば、それで対応したいと考えております。

○6番（黒木龍次君） 37 ページですかね、婚活イベントの委託料、これ課長の説明によりますと、湯前町単独で事業をするのか、それとも広域でするのか、どちらになりますか。

○企画観光課長（本山りか君） 主催のほうは、町単独になります。

○6番（黒木龍次君） そうしますと町単独でやるというふうなことであれば、要するに出会いの場というのが少ないんじゃないかというふうに私は理解しますが、今年までにおいては、負担金を出してやっていた事業じゃないかなと思うんですよ、それを今度、湯前単独でやるということであれば、やっぱしよっぽどやり方を考えて出会いの場を多くしてやらないと、実効性がないのではなかろうかというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 広域で、球磨郡の9町村で実施しております協議会の事業の中でのイベント、これについては継続して実施の予定でございます。町単独でやる今回の婚活イベントについてですが、主催はあくまで単独でございますが、参加者の方につきましては、広く募集を行いまして、出会いの場をできるだけ広い範囲から募集をかけて、出会いの場を作っていきたいと思っております。

○6番（黒木龍次君） 参加者を広く募集するというふうなことでございますけれども、その参加者というのは、要するに町外も該当するというふうに理解してよろしいですか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応予定としましては、男性の方は町内の方、女性につきましては、広く県内ぐらいからを想定しております。募集をかけていきたいと思っております。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほどの椎葉議員からの質問ですが、防災ラジオのランニングコストにつきましてです。令和5年からを想定しておりますが、年間830万円ほどで試算、概算予算として捉えていただければと思います。

○1番（吉田精二君） 30 ページの一般管理費の役務費ですが、災害対策費用保険料について、どのような事項が対応になるか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 今回新しく災害対策費用保険料を54万8,000円計上しております。これは近年、先ほど説明しました集中豪雨、台風襲来、そういったときには避難指示等発令します、これに対する避難所の設置費用と食料品や飲料水を避難所に出した場合、その補充に対する費用、あと避難所運営に要した人件費、職員の時間外が出て

きます。そういった費用の時間外に対して保険金が支払われるということでございます。1事故といいますか、支払限度額が100万円でございますが、年間1案件100万円ですが、年間支払限度額が500万円ということで設定されております。県内の25市町村が加入されていて、未加入なのは、この球磨郡内では水上村、湯前町、五木村だけだったということでございまして、今回本町のほうも、これを掛けて、そういった費用に保険が支払われるものであれば、有利なことだなと考えたものでございます。

○2番（西 靖邦君） 29ページの節8旅費の1. 普通旅費180万円なんですけど、このべ人数とか、のべ回数とか、そのへんの積上げの回数があると思うんですけども、一人当たり1回おいくらとか、そのへんの積上げの回数とかはあるんですかね基本的に根拠とかは。

○総務課長（高橋 誠君） これは町長、副町長、または職員の出張です。主に町長、の出張が大部分になってきます。これは年間の実績ベースで積み上げたもので試算しております。ただ近年コロナ関係で出張が控えられたり、また収束すれば、また出張もあるかと思えます。オンラインもありますけども、近年の実績ベースで上げさせていただいている積み上げでございます。

○8番（金子光喜君） 33ページの役場庁舎の屋根の防水工事についてお伺いさせていただきます。現庁舎の屋根の防水工事を何年位前にされたのかは分かりませんが、非常に経年劣化ということが原因かと思えますけども、この次、工事されるのであれば、かなり工事される内容についても、また工法とかについても、かなり進化していると思えますけども、今回どういったかたちでの対応をされているのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 大規模な庁舎の防水工事はやってございまして、部分部分の補修工事をやってきています。ただそれだけではやはり陸屋根の防水は、雨漏り等は見つけにくいところでございます。業者の方にご相談したところやはり全体しないと、やはり我々では分からないと、補修しようがないということで、今回屋根全体の補修工事に踏み切った設計を上げさせていただいたところでございます。それに合わせまして、やはりどこまでできるか分かりませんが、外壁とかそういったタイルが貼ってございまして、そういった落下物までちょっと手をつけられれば、屋根部分だけでも考えられればという思いはございます。

○8番（金子光喜君） 庁舎全体ですね、いわゆる長寿命化といいますか、そういう流れのなかで、今回防水工事をされると思うんですけども、言われたように非常に劣化している部分も多くございます。昨日でしたか傍聴の方が上って来られるときの階段ですね、非常に階段の手すりも苔だらけで、苔むしておりまして、どうなのかなと感じましたので、そのへんの対応とかも含めまして、落下物がないようにとか、そういうことも対応できるようなしっかりとした屋根の防水工事であってほしいと思っております。ま

たできるだけ長く持つような工法といたしますか、そういうかたちでしていただくのが大事だと思います。構造上、非常に雨漏りしやすいような陸屋根の構造だと思っておりますそれをどうにかできるような今の技術とかも進化していると思いますので、しっかり厳選した上で対応をお願いしたいと思います。

○2番（西 靖邦君） 39 ページの節 18 負担金補助及び交付金で1. 結婚新生活支援補助金 180 万円なんですけど、これは町内の方に限らず、転入される方とか、町内からよその市町村に転出される方とか、それも適用されるのですか。

○企画観光課長（本山りか君） 町内在住の方、もしくは町内のほうに転入されて来られる方が対象となります。

○2番（西 靖邦君） 42 ページの目 13 諸費、節 18 負担金補助及び交付金の職員研修費が 200 万円上がっているんですけども、これは職員の資質向上のための研修と思うんですけども、どのような内容の研修を計画されて、その 200 万円というのは計上されているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 研修のほうも、やり方が変わってきてございまして、個別に研修、また集合研修、オンライン研修、いろいろございます。その種類のなかで、初任者研修、役場新入職員の研修もメニューがございます。また専門的といいますか各職場でスキルをアップするための研修、例えば税務課の職員向けの研修であったり、建設課向けの住宅管理の研修であったり、そういったスキルアップのための仕事に活用できるための研修、それと集合研修、外部から講師を派遣していただいて、課長さん方に向けた研修であったり、ストレス関係をなくすような研修、またはハラスメントの研修、そういったものの研修もあります。また法務関係、条例、法政研修も含めて、研修の種類がございます。年間を通じてそういったメニューを職員に選ばせて、また我々もそういったものを紹介して行う研修費でございまして、この予算の中で対応するものでございます。

○2番（西 靖邦君） 新人の方、中堅の方、管理職の方、全てが含まれるということですね。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 40 ページの電算情報管理費ですけども、宅内 I P 告知端末機器をまた 30 台購入されるということでしたよね、これは、防災ラジオに移行するのに、まだ 30 台も年間にいるわけですか。

○総務課長（高橋 誠君） 防災ラジオに完全に移行するのが、令和 5 年でございます。インターネットが完全に移行するのが令和 6 年度でございます。あと 2 年間は I P 告知端末を入れて重複するような運用をしなければならない期間がございます。このための I P 告知端末放送の購入でございまして、ですが、近年 I P 告知端末の故障が取替えが

多ございます。そのための新規の購入が、どうしてもやらなければならない台数は確保しなければならない。ただ令和6年度だったと思いますが、完全な生産中止があるまでは、これを何台か確保する必要最低限で確保していくという予算を確保しなければいけないと考えております。

○議長（倉本 豊君） 続いて、項2徴税費、項3戸籍住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は一括して質疑を行います。43ページから48ページです。

○2番（西 靖邦君） 44ページです。徴税費4,793万8,000円上がっていますが、これは税収入の何パーセントになるんですか。また割合としては、類似団体と妥当な数値なんですか、その割合は、そのへんをお願いします。

○議長（倉本 豊君） ちょっと計算しないと分からないそうなので。

ほかにありませんか。

西議員、総括のところよろしいか。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、お諮りします。これで本日の会議は延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、3月16日午前10時に開きます。

議事は、当初予算等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時50分

第 4 号

3 月 1 6 日 (水)

令和4年第2回湯前町議会定例会

[第4号]

令和4年3月16日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 議案第19号 令和4年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 企画観光課主事 坂本 好

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞							
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	高	橋	誠						
税	務	町	民	課	長	北	崎	真	介	教	育	課	長	中	園	誠	二		
企	画	観	光	課	長	本	山	り	か	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介
農	林	振	興	課	長	稲	森	一	彦	消	防	主	任	任	高	橋	葉	泰	裕

社会体育係長 工藤陽平

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第2回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第19号 令和4年度湯前町一般会計予算

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第19号「令和4年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款2総務費の質疑が終わったところです。款3民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。それでは、款3民生費を御説明いたします。49ページをお願いします。

民生費は9億1,797万円を計上しました。令和3年度と比較して5,145万4,000円の増であります。歳出に占める構成比は20.8パーセントになります。

以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、3億6,836万9,000円を計上しました。令和3年度と比較して2,359万4,000円の増であります。

増の主な要因は、51ページの節19扶助費、障害者介護給付・訓練等給付扶助費などの増によるものです。

50ページから51ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,245万2,000円、高齢者等移動支援助成金756万円などを計上しました。

節19扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を令和3年度の実績見込みに基づき、2億2,201万3,000円を計上しました。

障害者の居宅介護、生活介護、施設入所、共同生活援助、就労継続支援などに要する経費である障害者介護給付費・訓練等給付扶助費は、利用者の増および各種サービスの報酬改定により令和3年度と比較して2,470万8,000円増の1億6,908万8,000円を計上しました。

障害児の放課後等デイサービスや児童発達支援事業などに係る障害児通所事業扶助費については、利用者の減により、令和3年度と比較して215万4,000円減の3,351万2,000円を計上しました。

節27繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,134万9,000円を計上しました。

目2老人福祉費につきましては、高齢者の福祉施策を検討するための会議開催経費、敬老祝金、高齢者の自立した生活を支援する高齢者生活福祉センターの指定管理料、敬老会開催及び各地区老人クラブ活動補助金、老人福祉施設入所措置費、及び介護保険特別会計への繰出金など令和3年度より608万1,000円増の1億6,729万5,000円を計上

しました。

増の主な要因は、節 18 負担金補助及び交付金、湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の増によるものです。

節 7 報償費は、敬老祝金など 600 万 9,000 円を計上しました。

52 ページの節 12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料など 899 万 4,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金 100 万円、敬老会開催補助金 110 万円、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 635 万 6,000 円など合計 1,125 万円を計上しました。

節 19 扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、人吉球磨管内の 3 箇所の養護老人ホームへの令和 4 年度入所者数を 10 人と見込み、令和 3 年度と比較して 204 万円減の 2,196 万円を計上しました。

53 ページの節 27 繰出金は介護保険特別会計への繰出金 1 億 1,863 万 9,000 円を計上しました。

目 3 社会福祉施設費につきましては、老人憩いの家及び年輪館などの維持管理費として節 10 需用費の修繕料に 27 万円を計上しました。

○税務町民課長（北崎真介君） 続きまして、目 4 国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として、8 万 1,000 円を計上しました。前年度比 28 万 5,000 円の減となっています。

節 12 委託料に、令和 2 年度に税制改正に伴う 2 つのシステム改修分の費用があった事が主な要因です。

目 5 後期高齢者医療費については、前年度比 715 万 7,000 円増の 1 億 360 万 2,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります。6,693 万 9,000 円を計上しました。うち、療養給付費負担金は、過去 3 年間の湯前町の医療費実績により熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額になります。本年は 2 年に一度の改定がございまして、当初、広域連合の示した、あくまで、概算、予定の数値をもとに計上しております。その後の通知にある確定値は、これから 500 万円ほど下がっておりますので、今後、他にも補正が必要な時に、減額補正をお願いしたいと思っております。

節 27 繰出金 2,924 万 2,000 円は、後期高齢者医療保険特別会計へ繰り出すものです。以上です。

○保健福祉課長（高木堅介君） 次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費については、子ども子育て協議会及び児童虐待等の対策に係る会議開催経費、出生祝い金、学童

クラブの運営補助金など、8,499万1,000円を計上しました。

節7報償費の出生祝金は出生児1人当たり15万円の20人分を計上しました。

54ページの節12委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料1,175万8,000円、一時預かり事業委託料837万1,000円など合計2,038万8,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、子ども子育て支援事業計画に基づき放課後児童健全育成事業補助金、病児保育事業補助金、放課後児童クラブ支援事業補助金など子育て支援のための各種補助金など6,101万7,000円を計上しました。令和3年度と比較して515万7,000円の増であります。増の主な要因は、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金および令和4年2月から実施された国の経済対策による保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金などの増です。

学童クラブの運営に係る放課後児童健全育成事業補助金は、町内二つの学童クラブそれぞれ2支援、合計4支援に対する補助金2,767万9,000円を計上しました。

学童クラブに従事する職員の賃金等を改善する放課後児童支援員等処遇改善事業補助金は、基準額の増により令和3年度と比較して257万9,000円増の671万2,000円を計上しました。

保育園・こども園に登園中に体調が悪くなった児童を一時的に保育するための看護師を配置するための病児保育事業補助金は、町内2園に対する補助金815万4,000円を計上しました。

国の経済対策として保育士等処遇改善臨時特例交付金を財源に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金事業補助金191万4,000円および放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金79万2,000円を計上しました。この事業の対象期間は、令和4年2月から9月までとなっており、10月以降の必要経費については、国の財源措置が未定のため、要綱等が示されてから補正予算で対応する予定です。

55ページ、目2児童措置費は、湯前保育園および慈光こども園の運営費、児童手当など令和3年度と比較して916万8,000円増の1億9,252万9,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、広域入所運営費負担金をそれぞれ入園見込み児童数などにより、1億4,752万9,000円を計上しました。

広域入所運営費負担金は、5名分を計上しました。

節19扶助費は、児童手当4,500万円を計上しました。

目3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金など38万7,000円を計上しました。

項3災害救助費は、福祉避難所開設の際の福祉避難所運営負担金など44万6,000円を計上しました。

以上で款3民生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款3、民生費の質疑を行います。49ページから55ページです。

○2番（西 靖邦君） 民生費総額9億1,797万円の予算は、前年度より5,145万1,000円の増額になっています。これは増額されたのは、住民の安定した社会生活を保障するための経費に重点をおかれた、私としては、思いやり予算かなと思うんですけども、どのような基本的な考えで、その予算編成をされたんですかね、その増額分は。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほども申し上げましたように、増の主な要因がいくつかございます。障害者のサービスですと利用者の増に対応するとか、保育園関係でも、その児童福祉に関する新しい事業に取り組むことに対応するとか、そういう児童福祉、老人福祉、障害者福祉、そのサービスを満足するためという方針で予算編成をしています。

○2番（西 靖邦君） 今おっしゃったのは分かりますけれども、今度の予算、どこを重点的に思って予算をつけられたのか、なんですかね、その全部が全部じゃなしに10あったらどこか一つか二つかを重点を置かれたと思いますけれども、そのへんはないんですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 予算編成につきましては、最上位計画の総合計画がございまして、総合計画に基づいて、その下の各種個別計画がございまして。子どもですと、子ども子育て支援計画、高齢者に対しましては高齢者福祉計画、障害者には、障害者福祉計画等がございまして。どれに重点を置いてということですが、それぞれに必要であり、重要な事業でありますので、最上位計画の総合計画及び個別計画にそって編成しているということでお答えしたいと思います。

○2番（西 靖邦君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 52ページの敬老会開催補助金についてと、あと51ページの敬老祝金を関連で確認させていただきます。この敬老会の開催で、ずっと補助金を出されていまして、これは運営費の補助金ということになっています。この敬老会のあり方の検証等はできていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 敬老会につきましては、これまで婦人会が主催でやっておられます。ただし、このコロナ禍のなかで、令和2年度と3年度におきましては、敬老会を集まっての開催ではなく、記念品のみの配布をされております。敬老会の主催団体の婦人会から、婦人会の組織もちょっと会員数も減ってきて、婦人会だけの主催がちょっと難しい状況もございまして、令和2年度と令和3年度に意見交換会をさせていただいております。そのなかでもいろいろあったんですが、これまで長年やってきた湯前町が全体でやっている開催形式なんですけども、これは是非とも続けたいという婦

人会の意向がございます。あとは運営の方向につきましては、先ほど言いましたように、婦人会の会員数も少なくなっているということで、何かいい方法はないかということで、今月中にも、来年度から実行委員会を立ち上げて、実行委員会形式で、そこで検討してやってみてはどうかということで、今、話を進めているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） その実行委員会の立ち上げに伴って、一番大事なのは、参加される高齢の方だと思っておりますので、婦人会さんは前向きで、ぜひ全体でやりたいという前向きな意見でしたので、あとは参加する側の意見等も確認をいただきながら、より良い敬老会の開催に向けて取り組んでいただきたいと思うところなのですが、あと一点、敬老祝金なのですが、これ昨年度 6,000 円に減額となっております。この支給の方法については、例えばほかの町村のように節目節目、例えば 90 歳とか 100 歳で支給する方法であったり、例えば 85 歳以上にちょっと年齢を引き上げるとか、そういったいろんな考え方が出てきているのではなかろうかと思えます。特にこの制度ができてからは、平成 20 年度に、この敬老祝金というのができていまして、それから平均寿命が、男性も 70 歳代から 80 歳代に超えて参りました。こういった見直し等も、今後必要なんじゃないでしょうか。町長のほうにお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） いまおっしゃるとおりでございまして、実は他町村の状況等も担当課に調べさせているところでございまして、それぞれによって支給方法、いま椎葉議員がおっしゃった節目節目にお祝いというかたちもありましたし、それから支給金額のほうも様々にあったところでございます。いまおっしゃるようなかたちで、毎年本町のほうは支給をやっていたんですけども、そこらへんもいまの敬老会の開催と併せながら、いま対象者の方 80 歳以上でございましたか、そこらへんもちょっと聞きながら、どうしたいのかというふうなことも考えなければいけないのかなと考えております。ただ一点だけ、私、実は昨年、制度を変えさせていただきまして、敬老祝金の話をさせていただくんですけども、その際に対象者の方にお聞きしたんですけども、この敬老祝金があることも大変うれしいことかもしれないけども、我々にとっては、また別の使い方もあるのではなかろうかと、そういうふうな、私がお話を聞いたときに、何人かそういうふうなことをおっしゃっておいりましたので、いま椎葉議員がおっしゃったようなかたちのなかで、改めてちょっとお話を聞かせていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 55 ページの児童措置費、18 の負担金補助及び交付金で湯前保育園と慈光こども園の運営費があがっておりますが、そのなかで約 1,000 万円近く増えています。なんでかという説明がありました。公定価格算出の見直しとあったんですが、保護者のほうも負担金が増えてくるんでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保護者の負担金は増えることはありません。

○7番（味岡 恭君） それなら安心しました。増えるなら、できるだけこの厳しい時に負担金がないように、下げるようにしてほしいということがお願いでございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 49 ページの報償費の中に、男女共同参画推進懇話会委員謝金というのがありますけども、そもそも男女共同参画事業ですね、これを保健福祉課のほうでされる意味がちょっと分からないんですけども、この男女共同参画事業というのをどういうふうに捉えられているのでしょうか。社会における女性の参画事業ということでは、ここの庁舎では達成率が高いとは思っていますので、この事業というのは、そもそも保健福祉課でされている、どういう事業なのかお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） この男女共同参画推進懇話会につきましては、男性、女性関わらず、昔は男だから、女だからというのがあったんですけども、今は逆に性別に関係なくということで、そういう意識啓発、普及啓発等の意見交換だったり、そのなかでは、女性の参加率とか、そういう数値とかは出てくる場所ではありますけれども、普及啓発的な意味合いの会議が内容が多い状況です。今月の月末に本年度の会議の開催を予定しているところです。

○5番（森山 宏君） 私が聞いているのは、男女共同参画事業というのは、保健福祉課のほうで取り組まれて、女性の参加率、この目的は結局女性も男性も関係なく、公正に地位向上といいますか、職制の上でも平等に扱って下さいよというのが男女共同参画事業だったと思います。この事業というのは、大体総務課のほうで取り組んでいくべき事業であり、自治体で取り組むよりも、その上のほうで取り組んでいるのが男女共同参画事業というふうに理解しておりますので、ただ女性の参加率を上げるため、何の参加か分かりませんが保健福祉課のほうでする健康相談会とかの女性の参加率を上げるための事業なんですか、総務課のほうではこれがないんですよ、ここの職制では達成していますよ、参画事業というのは、保健福祉課のほうでするのは、そういう健康相談とかいう女性の参加率だけの話なんですか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整ため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時28分

再開 午前10時33分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 男女共同参画懇話会の担当が保健福祉課ということですが、これにつきましては、地域福祉の中のひとつということもございます。もう一つ

は、この男女共同参画の中に、湯前町DV防止基本計画、その中でも関連しているところがございます。あと県の担当課も保健福祉課のほうが、担当が近いということで、保健福祉課が担当しているところでございます。予算につきまして、昨年度から3倍ほどになってございます。これは令和4年度に計画策定を開催するために、懇話会の回数を3回に増やしているところでございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） お伺いしますけど、民生費、災害救助費というのがありまして、55 ページですけども、今回初めてになるんですかね、福祉避難所運営負担金が出ております。障害を持った方などの避難をされる場所を、新たに設けられたのかなと思いますけれども、詳しいことをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この福祉避難所運営負担金につきましては、令和3年度も補正予算を計上させていただきました。これにつきましては、町内に、現在3か所に福祉避難所としての協定を町と結んでございます。社協と福寿荘と美空さんのほうで組ませていただいております。これは通常、大雨ですとか台風の際、避難所開設するんですが、保健センターとか、役場、改善センター等で設置するわけです。その際に一般の避難所ではちょっと対応が難しいといえますか、介助が必要な方、そういう方向けに利用するのが福祉避難所となります。この運営負担金につきましては、令和2年7月豪雨の際には、湯愛のほうで長期で避難された時のかかったものにつきましては、消耗品ですとか、いろんな日常生活に必要なものとかを積み上げまして、その3か所分ということで、今回予算を組ませていただいております。以上です。

○8番（金子光喜君） 3か所分ということで、概算で大体の金額を積まれたということですね、分かりました。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほどの森山議員の関連で、男女共同参画推進懇話会委員謝金の件なんですけど、先ほどの答弁で14万4,000円と言われましたが、令和4年から3年間の実施計画を見ますと、令和4年が4万8,000円、令和5年が4万8,000円の、計9万6,000円の2か年計画となっています。今回3回分を計画されたということで、ちょっと実施計画のほうと合っていないんですが、そのへんはどう考えればよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 実施計画のほうに誤りになってございます。

○4番（椎葉弘樹君） そうした場合に、じゃあ令和5年、令和6年といった予算は、これはどうなっていくんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和4年度が14万4,000円で、計画策定がない令和5年、6年につきましては、元の4万8,000円になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 先ほど椎葉議員からもお話がありました、敬老会関係ですけど

も、いま現在、どれくらいの方が今まで参加されておられたのか、敬老会の方が、それをまず聞きたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 敬老会の参加者数につきましては、主催されておりました婦人会のほうに確認しております。直近ですと令和元年度が、参加者が 267 名となっております。その前の年度、平成 30 年度が 320 人ということで聞いております。

○3 番（遠坂道太君） 敬老会の方が、大体 700 から 800 位いらっしゃるんじゃないかと思っております。75 歳以上の方が。であれば年々参加者が減ってきているというふうには私は解釈しているところでございます。先ほど課長からも、今年は実行委員会を立ち上げたという話がありましたけれども、今後の考え方としては、地区の行事として取り組むような予算の編成あたりも考えてはいかかなというふうには私は考えるところでありますが、それにつきまして町長にお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） いま遠坂議員がおっしゃった地区ごとのお祝いというんですかね、それもこれまでに確かいろんな意見があったんじゃないかなというふうには私は思っております。そのなかでやっぱり地区単位になりますと、その分館長さんですか、あたりが主導的になっていただきましてお祝いの会を催していただくというかたちになるということで、なかなかそこもやはり賛同が得なかった経緯があるんじゃないかなと思います。ちょっと私も突然の質問でございますので、整理ができていないかもしれませんが、そういう経緯があったということで、これまでやっぱり中央に集めて、一堂に会したお祝い会が開催されてきたんじゃないかなというふうには思っております。今おっしゃられるような見直しをやった場合、やはり改めて皆さま方の、分館長さんの御意見も伺うべきかなと、ただやっぱりその場合については、想像でございますけれども、なかなか受け入れるというのも、立場も厳しいところもあるのかなというふうにも今の、ちょっと私が思った感想でございますので、今度実行委員会も開催するようにしておりますので、その中でも、こういう考えもありますけど、どう思われますかというふうなお話もちょうとさせていただこうかなというふうには思っているところでございます。

○3 番（遠坂道太君） 今、町長から意見頂きましたけれども、やはり地区の行事も減ってきている。敬老会を町のほうに集めるとしても、年の方も遠いから、そこまで行きたいという気持ちがないと考えていらっしゃる年寄りも多いです。やはり地区であれば、今までの地区の方との付き合いもありますので、参加も増えていくというふうには私は考えるところでございますので、先ほど町長言われましたように、今後の実行委員会とか分館長あたりの会合の中で協議していただければというふうには思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7 番（味岡 恭君） 54 ページの児童福祉費の中の負担金補助及び交付金の中で、保育体制強化事業補助金というのが、240 万円予算が組んであります。昨年度 120 万円だっ

たかと思います。今年度倍額しておりますので、その保育体制強化事業の目的と、倍額になった理由をお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず保育体制強化事業の予算が倍額になっている理由は、令和4年度に湯前保育園のほうでも実施するというので、2園での実施で、予算が令和3年度120万円から、240万円に増額しております。事業内容につきましては、通常の保育の際に保育士の資格を持った人ではなくてもいいんですけども、保育にかかる周辺業務、例えば、散歩の際の見守りですとか、園での園庭で活動中の見守りですとか、そういう保育士さんの仕事をカバーするというような内容でございます。

○7番（味岡 恭君） 今そういう見守り作業については、保育事業の中に入ってきているわけではないんですか、あくまでもこれは分けてあるんでしょうか、保育事業と、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保育士の方たちが、保育業務に専念できるための、その周辺業務を行うということで、そのための加配という補助金になります。

○7番（味岡 恭君） また一方から考えますと、昨年度も120万円でやられたと、それが倍になって240万円だと、あまり内容が良すぎるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この補助事業につきましては、保育補助の1名の10万円の12か月分で120万円。その令和4年度が2か所ということで240万円という内容になってございます。

○7番（味岡 恭君） それは1保育園だけなんでしょうか。湯前町には2保育園ありますけども、2保育園とも要望されているんでしょうか、お尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 2園での実施になるものでございます。令和3年度は慈光こども園1園だけだったものが、令和4年度に2園とも実施ということになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） 50ページのシルバー人材センター運営補助金、これが例年だと100万円だったと思うんですが、これが90万円に減額された、その経緯についてお伺いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） シルバー人材センターの補助金につきましては、補助団体への補助金の見直しの一つでもございます。ほかの補助団体も同じように事業計画を出していただいて査定を行いまして、事業を行う収支を見たところで、前の100万円から90万円に、これは令和4年度に90万円としているところでございます。

○6番（黒木龍次君） それでは、今から先シルバー人材センターというのは、高齢者が多くなれば多くなるほど、仕事の量は増えてくる、また経費も必要となってくる。仕事が増えれば、依頼者から経費なんかも徴収できますから、この運営補助金というのは

減額される可能性もあるわけですが、ただ補助金の見直しを行って減額するのはいかなものかと、私は今から先必要性が高くなってから、これは減額するんじゃないかと、まして増えてくるんじゃないかというふうな心配をするんですが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） シルバー人材センターの収支計画の中で、まず予算額が2,200万円ほどございます。その内の町の補助金が90万円ということになっております。そのほかの収入としまして、事務費収入ですとか、作業を行った際の依頼者からの収入、そういうものがございまして、例年の繰越金も考慮しまして、補助金の減額となっております。

○6番（黒木龍次君） そうしたら、シルバー人材センターの運営については、令和4年度からは、別に支障はないというふうなことで理解してよろしいんですね。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません。私資料を持ってきていないんであれなんですけども、R3年度の当初予算の中で、既にシルバー人材センターについては90万円ございまして、その同額を今回R4年度についても90万円を予算化させていただいております。加えまして、いま黒木議員がおっしゃるようにシルバー人材センターについては、大変厳しい状況で運営を行っているというのもおっしゃるとおりでございます。その点補助金等の見直し要項等もございまして、その部分については、十分運営の中を見定めさせていただきまして、担当課のほうで、そこは予算査定のヒアリング等で、十分そこを見ながら、補助金につきましては、強弱、アンジュレーションをつけて補助金をつけさせていただきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

次に、款4衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款4衛生費を御説明いたします。55ページからです。

衛生費は1億9,861万9,000円を計上しました。

令和3年度と比較して1,642万円の増であります。増の主な要因は、公立多良木病院企

業団負担金の増であります。歳出に占める構成比は 4.5 パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など 7,959 万 8,000 円を計上しました。令和 3 年度と比較して 2,477 万 6,000 円の増であります。

節 1 報酬、節 7 報償費及び節 8 旅費に乳幼児等の各種健診事業などの医師報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。

56 ページの節 10 需用費は、各種保健事業に使用する消耗品費、保健センターの光熱水費・修繕料など 252 万 2,000 円を計上しました。

57 ページの節 12 委託料は、妊婦健康診査委託料 210 万 6,000 円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料など 426 万 9,000 円を計上しました。人吉医療センター発達外来事業委託料 74 万 1,000 円は、湯前町が令和 4 年度の事務局のため人吉球磨圏域管内市町村の負担金を委託料として支出するものです。

節 17 備品購入費は、在宅歯科検診などに使用する検診用イスの購入費 5 万円を計上しました。

負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金のほか、各種協議会や共同運営事業の負担金など、4,810 万 5,000 円を計上しました。

公立多良木病院企業団負担金は、病院事業分と介護老人保健施設事業分を合わせて、4,714 万円計上しました。令和 3 年度と比較して 3,044 万 4,000 円の大幅な増となりました。これは、公立多良木病院の敷地が浸水区域に指定されたため、災害時の拠点病院としての機能維持に要する経費、具体的には非常用電源設備（自家発電設備）の整備や DMAT：災害時派遣医療チームにかかる経費などの特別交付税分が、3 億 1,592 万円の増となり、本町負担金も大幅な増となりました。これは、令和 4 年度限りの臨時的な経費であります。

節 19 扶助費には、高校 3 年生までの子ども医療費助成金について直近 3 年度分の実績を基に、1,268 万 4,000 円を計上しました。

目 2 予防費につきましては、各種がん検診や総合健診及び各種予防接種委託料など 3,897 万 9,000 円を計上しました。令和 3 年度と比較して 212 万 2,000 円の増となりました。増の主な要因は、予防接種委託料の増によるものです。

節 12 委託料は、5 月に実施する集団健診及び各医療機関で行う総合健診の委託料と各種がん検診委託料、各種予防接種委託料など、3,728 万 6,000 円を計上しました。

総合健診委託料は、3 か所の健診機関における対象者を合計 437 人と見込み 1,254 万 2,000 円計上しました。

59 ページをご覧ください。

令和3年度から高齢者の季節性インフルエンザ予防接種なども含め、各種予防接種をまとめた「予防接種委託料」は、1,670万6,000円を計上しました。令和3年度と比較して402万2,000円の増となります。増の主な要因は、16種類のワクチン接種のうち、子宮頸がん予防ワクチンについて令和3年11月から積極的勧奨が再開され、平成18年度から22年度生まれの定期接種対象者及び定期接種の期間に接種を受けていない平成9年度から17年度生まれの救済対象者の約5割、80名分の接種を見込み、令和3年度当初見込みの対象者8名から大幅に増となったためです。

節18負担金補助及び交付金には、令和3年度に創設しました子育て支援施策のインフルエンザワクチン接種補助金など116万4,000円を計上しました。

目3環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理に係る経費703万3,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金(斎場分)につきましては、水上斎場待合室利用料収入の減などにより60万8,000円増の477万円を計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金は5人槽3基分198万6,000円を計上しました。

目4新型コロナワクチン接種事業費は、主に64歳以下の3回目の集団接種及び5歳から11歳の小児に対する2回分の接種に係る経費1,414万2,000円を計上しました。令和3年度と比較して1,208万4,000円の減であります。主な減の要因は、接種対象者数及び接種回数の減によるものです。

節1報酬、節2職員手当等、節4共済費、節8旅費に会計年度任用職員3名、6か月分の経費をそれぞれ計上しました。また、節7報償費、節8旅費にワクチン接種の際の医師、看護師の報酬、費用弁償などを計上しました。

節2職員手当等の時間外勤務手当等は、通常業務を行いながらワクチン接種関係業務に当たらなければならないため、その日数と時間、担当人数を基に計上しました。

節12委託料は、改善センターにおける集団接種及び医療機関における個別接種に係るワクチン接種委託料370万5,000円、集団接種会場の運営スタッフに係るワクチン接種運営業務委託料313万4,000円など、合計713万2,000円計上しました。

節13使用料及び賃借料は、接種会場の改善センターにおいて健康管理システムを使用するためのパソコンリース料及び保健センターに設置している印刷機リース料を計上しました。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など4,786万7,000円を計上しました。

令和3年度と比較して469万2,000円の増であります。増の主な要因は、ごみ処理に係る人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

節 12 委託料は、ごみ収集運搬業務委託料 693 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として 4,043 万 8,000 円を計上しました。令和 3 年度と比較して 443 万 2,000 円の増であります。増の主な要因は、赤池ごみ処理施設の第 2 期大規模改修工事に伴う増によるものです。また、ごみ処理容器設置事業補助金として令和 3 年度と同額の 27 万円を計上しました。

目 2 し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等に係る人吉球磨広域行政組合への「し尿処理負担金」として 1,100 万円を計上しました。

以上で款 4 衛生費の予算説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 4 衛生費の質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 60 ページですけども、衛生費で塵芥処理費の 18 の負担金補助及び交付金で、人吉球磨広域行政組合負担金（ごみ処理）で 4,043 万 8,000 円につきまして質問します。昨年度よりも 443 万 2,000 円の増となっております。これは、ごみの量が増えたことによる増でしょうか。それについてお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） この負担金の増につきましては、説明でも申し上げましたとおり、赤池ごみ処理施設の第 2 期大規模改修工事に伴うものであります。

○3 番（遠坂道太君） 失礼しました。改修工事についての増ということですね。

湯前町のごみの量ですね、増えてきているのではなかろうかと私も危惧をしているところですけど、そのへんにつきまして、お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 湯前町のクリーンプラザへのごみの搬入量について、少し説明いたします。まず令和 2 年度と 3 年度で、可燃ごみにつきまして、令和 2 年度から 3 年度で比較して 4 万 9,500 キログラムの増となっております。不燃ごみが令和 2 年度から 3 年度と比較しまして、1,450 キログラムの増となっております。粗大ごみにつきまして、6,880 キログラムの増、合計で 5 万 7,780 キログラムの増となっております。

○3 番（遠坂道太君） やはり増えてきているのが事実だと確信しているところですが、やはり今後の対策ですよ、令和 4 年度からの対策について、どのようにお考えをされておられるのか、それについてお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） ごみにつきましては、毎月の広報のほうでも、ごみの搬出量の情報を出しております。その際に、こういうことをしましようということで、いろんな取組を周知しております。私が一番思いますのは、家庭ごみにおきましては、ごみは重さでカウントしますので、特に生ごみ（残飯類）の量が減ると重さが減ると思いますので、3 切る運動というのを家庭では力を入れていただきたいと思います。これは、食材を使い切る、食べきる、残飯の水を切るということで、使い切る、食べきるで、残飯になる量を減らす。残飯がもし出た場合でも、水を切って重さを減らすことに取り組むことをお願いしたいと思います。あと、先ほど申しました、ごみの増量でいいます

と、事業所系のごみが増えているというのが見えております。ですので、一般家庭でもなんですけれども、事業所のほうでもごみを減らすような取組を、行政としても周知をしていきたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 課長から今後の取組について、説明いただきましたけれども、この前私たち議員も、鹿児島県の大崎町のほうに行って、研修をさせていただいたこともあります。そのなかでやはりこう、あそこまで徹底してやるのが本当だと思いますけれども、やはりそこまでに行くまでに、町としてやっぱり、課長が言われたことを実践して町民の方に伝えるようなことを、今後取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 57 ページ節 12 の委託料、1. 救急医療対策委託料 43 万 1,000 円は、夜間及び休日の救護対策費なんですけど、在宅当番医の委託件数は、どのくらいあるんですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 申し訳ございません。いま数値を持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 59 ページですけれども、目 2 の予防費、節 18 の負担金補助及び交付金で、インフルエンザとおたふくかぜのワクチン接種補助金が 116 万 4,000 円ありますけれども、これは対象者全員の方が受けられるように配慮されているんですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君） まずインフルエンザワクチン接種補助金につきましては、これは令和 3 年度から新設したものでございまして、対象者は 6 か月から 12 か月の方 278 人の 4 割程度を見込んでおります。それから 13 歳から 18 歳まで 180 人の 4 割程度ということで、合計の 183 人を見込んでおります。実際令和 3 年度の実績につきましては、インフルエンザ自体が、ほぼかかった方も、流行しなかったものですから、かなり少なかったということもあります。そういうことで 4 割程度を 4 年度当初で見込んでおります。おたふくかぜワクチンにつきましては、30 名を見込んでおりまして予算を立てております。令和 3 年度実績で、1 回目が 19 人、2 回目が 15 人という状況でございます。

○2番（西 靖邦君） インフルエンザが 4 割程度、もし仮に 5 割になったら今度は補正予算で計上されるわけですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 予算を超えるような申込みがありましたら、補正予算で対応したいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） お尋ねですけど、私がちょっと分からないものですから申し訳ございません。58 ページの不妊症治療の助成が、昨年度までありました。今年は廃目に

なっているものですから、なんでかということでお尋ねしたいんですが、例えば国のほうで面倒をみるようになったからと、少子化問題を国のほうでもあげておられたものから、今年度から国のほうの保険がきくのかなというお尋ねなんですが。

○保健福祉課長（高木堅介君） 不妊治療につきましては、令和4年4月から保険適用となるために、不妊治療助成のほうを除いております。

○7番（味岡 恭君） 確認のとおり、保険適用になったということですね。分かりました。

○3番（遠坂道太君） 58 ページです。保健衛生費、予防費の委託料で総合健診委託料についてお尋ねしたいと思います。本年度に入りまして、健診の予約要望は取られたかと思いますが、その結果についてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和4年度の健診希望につきましては、現在、集計中でございます。

○3番（遠坂道太君） 健診先として、町の集団健診と、多良木のコスモと、あとは、日赤ですかね、それと高野病院。集計が出来次第ですね、報告をお願いしたいと思います。

○9番（山下 力君） 公立多良木病院の健診事業について、町長にお伺いしたいと思います。公立多良木病院は、コスモ健診センターでの受診率を高めようと、健診業務を行う上で基本的なスペースが確保できていない。2つ目に健診する環境が確保されていない。あるいは、IT関連設備が整備されていない。構成4町村の保健予防活動の拠点のスペースを確立したいという理由で、平成21年に、コスモ健診センターの改築は計画されたというか、話が上がってございました。その後立ち消えになっておりますけれども、この間12~3年の動きと町長が分かっている範囲でお聞かせいただければと思います。

○町長（長谷和人君） 今、山下議員が言われました健診センターの計画があったということも私もお話は聞いていたんですが、私になりまして、3年が過ぎようとしているんですけども、現状の状況のなかでは、いま新しく改築しようとか、整備し直そうかというのは、ちょっと上がってきていないところではございました。

○9番（山下 力君） 私が考える一つの理由として、平成24年25年に、いわゆる前の企業長が、公立多良木病院を東京の某協会に、指定管理をお願いしたいという話を2年間にかけて町村長、いろんな議会と話をしてですね、99パーセント近くまで、その指定管理の話が進んだんですよ、しかし最後の最後に指定管理になれなかったと、そうした経緯があって、前企業長が退任されて、企業長が代わられたと、その後、健診センターの改築事業の話が立ち消えになっていると思います。しかし健診の重要性は、私が説明するまでもなく、誰もが分かっている重要な課題だと思うんですよ、そこで今後4か町村長、開設者協議会でもいいんですけども、このコスモ健診センターの改築につい

て、いわゆる、コスモ健診センターでの地域住民の健診率を高めるために、もう一度、改築について議論を再開していただけないかなという考えを持っているんですけども、その件についての町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今、山下議員おっしゃるように私健診の重要性というのは認識しております、私もいくつか病気をしまして今の体があるわけでございまして、それもやっぱり早めの人間ドックに行きまして、それやっぱり予防を講じたからなんとか元気でやっているというところでございますので、非常に重要な部分だと思っております。それからちょっと付け加えさせていただくんですけども、これまで健診センターについては、ちょっと収益的に非常に3年間あまり結果が良くなかったものですから、その点もやっぱり今おっしゃっている部分についても後回しになった経緯があるのかなというふうにも、今お話聞きながら思ったところでございました。ただようやくここにきて、黒字に移行するような原資もございますので、今お話を伺いましたので、今度の開設者協議会の中で、お話をさせていただこうかなというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

○9番（山下 力君） 健康を守るというのが、やはり4か町村長の大きな使命だと思います。ですから是非早急にその協議を開始していただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費の説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 款5、農林水産産業費について御説明いたします。ページは、61ページから、67ページまでです。

農業費につきましては、前年度より8,378万1,000円増の2億6,858万1,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は6.1パーセントになります。

次に項・目ごとに御説明いたします。

項1目1農業委員会費につきましては、2,219万円を計上しました。令和3年度と比較しまして、事務局職員の体制が変わったことが主な要因で、407万3,000円の減額となりました。

節1報酬から節4共済費までは、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名並びに事務局職員2名と会計年度任用職員1名の人件費等を計上しました。

節8旅費につきましては、委員費用弁償、委員出張に伴う費用弁償、普通旅費を計上しました。

節11役務費にタブレット通信費9万円と節13使用料及び賃借料2万1,000円は、農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するとともに、農業委員会が農地等の出

し手・受け手の意向を効率的に把握し、関係機関と情報共有するため、タブレット通信費、モバイル端末管理、デバイス機能管理等の利用に関する費用で、国費の対象となります。

節 12 委託料につきましては委員研修会参加のためのマイクロバス運転委託料と、農地地図システム、農地台帳システムの保守点検委託料を計上しました。

節 18 球磨郡市農業委員会協議会等負担金を計上しました。

次に、目 2 農業総務費につきましては 4,955 万 2,000 円を計上しました。令和 3 年度と比較しまして 280 万 4,000 円の増額となりました。

主な増額の要因は、農林振興課職員の人件費の増額によるものです。

農林振興課職員給与などのほか、節 1 報酬、節 8 旅費の費用弁償に、農振整備促進協議会委員 9 名の 2 日分、人・農地プラン検討委員会委員 3 名の 2 日分と会計年度任用職員の人件費 1 年分を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、球磨川漁協へ稚魚放流補助金として 10 万円を計上しました。

「経営所得安定対策」「担い手育成」等を協議・執行していきます、湯前町農業再生協議会の補助金 128 万 9,000 円は、国からの経営所得安定対策推進事業、県からの水田産地化総合推進事業、また、町単独事業として新規就農者、後継者などの育成、支援に努めていくこととします。

次に、目 3 農業振興費につきましては、1 億 664 万円を計上しました。令和 3 年度と比較し、1,273 万 3,000 円の増額となりました。主な増額の要因は、節 18 負担金補助及び交付金で、農業機械・施設導入支援等で要望額調査等により見込み額を当初予算から計上したことによるものです。

節 1 報酬、節 8 費用弁償は、農業振興検討委員分で、9 名の 3 日分を計上しました。また、令和 2 年度からの取り組みとなる、水稻試験栽培を令和 4 年度も行う予定です。令和 4 年度からは、単なる試験栽培だけではなく、試験栽培している「ぴかまる」など本町の米の販売促進等を目的に県内の大学等連携地域魅力発信事業として、関係するところで、需用費の消耗品費、マイクロバス燃料費、食糧費をそれぞれ増額計上しました。このほか、節 12 委託料は、水稻試験栽培は令和 3 年度よりも拡大する予定で 49 万円を計上し、大学等連携地域魅力発信事業による、学生さんによる作付け・収穫等の体験や販促用の動画作成等による来町の際の送迎のためのマイクロバス運転委託料等 5 万円を計上しました。

また、節 15 原材料費は、水稻試験栽培を令和 4 年度より拡大するための種子購入費 8 万 8,000 円を計上し、大学等連携地域魅力発信事業による試作品等に要する材料購入費として 1 万円を計上しました。

次のページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金に 1 億 473 万 3,000 円を計上しました。

主な内訳としまして、農業用廃プラスチック類処理対策補助金は処理費が高騰しており、令和 3 年度の単価と処理量を見込み、59 万 7,000 円を計上しました。中山間地域等直接支払交付金は 26 集落分 3,134 万 9,000 円を計上しました。鳥獣害防止対策協議会補助金は、鳥獣被害調査や被害対策の検討に加え、令和 2 年 7 月の豪雨により被災した防護柵の補修を協議会事業に行うもので、109 万 2,000 円を計上しました。

環境保全型農業直接支払交付金は、環境に優しい農業に交付されるもので、約 47 ヘクタール分 529 万 8,000 円を計上しました。次世代人材投資事業補助金は、就農 5 年目の方と就農 2 年目の方、計 2 名分 262 万 5,000 円を計上しました。多面的機能支払交付金は農地維持・資源向上共同活動及び長寿命化分まで含めまして 3,426 万円を計上しました。

町の単独補助事業である農業機械施設等導入補助金は、事前の要望調査等により見込み額として 1,000 万円を計上しました。事業申請内容等のヒアリングを行い、町単独事業で該当するものを執行させて頂きたいと思えます。

農業後継者等支援補助金は、国の農業次世代人材投資事業に該当せず、町単独事業になるものですが、就農 2 年目の方 4 名、就農 3 年目の方 2 名、計 5 名の方分として 528 万円を計上しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金は 5 集落分 326 万 1,000 円を計上しました。

狩猟免許取得支援補助金 3 万 8,000 円は、これまでの補助実績を踏まえ当初予算で計上しました。

鳥獣被害防止柵事業補助金 130 万円、農耕車資格取得補助金 6 万 7,000 円もこれまでの補助実績を踏まえ当初予算で計上しました。

有害鳥獣捕獲補助金につきましては、シカ 500 頭、イノシシ 180 頭、サル 10 頭、カラス 50 羽、アナグマ 100 頭分で令和 3 年度の実績を参考に、727 万円を計上しました。

県水土里情報利活用協議会負担金は 13 万 8,000 円を計上しました。土地情報システム、オルソ画像等農地情報として活用するものです。

熊本県農業制度資金利子等補給費助成金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金に伴います、県と町が利子補給等を行うもので、令和 4 年度分として 15 万 1,000 円を計上しました。

農業公社運営補助金は、地域の農業振興事業を担う湯前町農業公社が行う公益性事業に対して 300 万円の補助金を計上しました。

次に、目 4 畜産業費につきましては、484 万 6,000 円を計上しました。

令和 3 年度と比較しまして、295 万 5,000 円の減額となりました。

主な減額の要因は、令和 3 年度は畜産センターの改修工事関係の予算を計上していまし

たが、改修関係が完了したことによるものです。

節7 報償費に、各種品評会の賞品代、令和3年度の実績を参考に、22万5,000円を計上しました。

次のページをお願いします。

節10 需用費の光熱水費は令和3年度より増額し11万1,000円を計上しました。これは、令和4年度から農業公社の事務所移転に伴うもので、令和3年度の農業公社が使用した、水道、電気料を参考にして計上しました。これまでの畜産センターで使用していた料金より超過した分は農業公社から別に収入することになります。また、同様に節13 使用料及び賃借料の下水道使用料も農業公社の事務所移転に伴い増額し5万2,000円を計上しました。これも、これまでの畜産センターで使用していた料金より超過した分は農業公社から別に収入することになります。

節18 負担金補助及び交付金に、438万4,000円を計上しました。

主なものとして、料金の4分の1を補助する農業ヘルパー制度補助金に過去の利用実績などを参考にし、100万円を計上しました。

畜産奨励補助金につきましては、繁殖素牛、乳用牛素牛、肥育素牛導入事業等で、令和3年度の実績を参考にし、333万8,000円を計上しました。

次に、目5 農地費になります。

農地費につきましては、5,381万5,000円を計上しました。

令和3年度と比較して、5,088万2,000円の増額となりました。

主な増額の要因は、上溝、中溝の県営二溝用水路改修整備のハード事業の採択に伴い、町の方では、受益地区の農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標などを計画するソフト事業に取り組むことになり関係する予算と、令和2年度からの継続事業である深田地区排水路工事の令和4年度の事業費などを当初予算から計上したことにより増額となりました。

節1 報酬22万1,000円は、上溝、中溝の県営二溝用水路改修整備のハード事業の採択に伴い、受益地区の農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標などを計画する、基盤整備関連経営体育成等促進計画にあたり、検討・作成を行うための委員10名の5日分と節8 旅費の費用弁償8万円を計上しました。

節10 需用費の修繕料は、農道・排水路などの維持管理的な修繕、改善に要します経費で、令和3年度と同額の200万円を計上しました。

節12 委託料450万円は、上溝、中溝の県営二溝用水路改修整備のハード事業の採択に伴い、受益地区の農業経営の変化と展望、農業構造再編の目標などを計画する、基盤整備関連経営体育成等促進計画書作成業務委託料を計上しました。

次のページをお願いします。

節 14 工事請負費 4,300 万円は、令和 2 年度からの継続事業で、深田 2 地区の老朽化によるブロック積による排水路改修工事費の令和 4 年度分として計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県土地改良連合会負担金一般賦課金 1 万円と令和 3 年度の県営、団体事業に伴います特別賦課金 38 万 7,000 円を当初予算から計上しました。

また、農業農村地域防災減災事業負担金は、第二蓑谷ため池整備事業に県が事業実施に要する町負担金となり、県の通知により 22 万 4,000 円を当初予算から計上しました。

以上です。

○教育課長（中園誠二君） 同じく、66 ページをご覧ください。

目 6 農村環境改善センター管理費につきましては、298 万 3,000 円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものです。

令和 3 年度より 11 万 1,000 円の減となっております。節 10 需用費の光熱水費の電気料減が要因となるものです。

以上で、目 6 農村環境改善センター管理費の説明を終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの目 7 干害対策費につきましては、猛暑等による干ばつとなった場合に、農作物等への被害を軽減、応急対策として農業用渇水対策、かん水用機械等の整備に要する予算として、毎年、存目計上していましたが、長年、補正予算を行ったこともないため廃目としました。今後、猛暑等による干ばつによる予算措置がある場合は、目 3 農業振興費で予算化し対応させていただきたいと思えます。

次に 67 ページの項 2 林業費、目 1 林業振興費につきましては、2,855 万 5,000 円を計上しました。

令和 3 年度と比較し 2,513 万 7,000 円の増額となりました。

増額の主な要因として、林業事業体を実施する、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金を当初予算から計上したこと、林業成長産業化地域創出モデル事業を実施していく奥くまみらいの森づくり創造協議会の事務局が規約により令和 4 年度は湯前町となり、この協議会への補助金を当初予算から計上したことにより増額となりました。

節 12 委託料は、森林経営管理法に基づく森林経営意向調査の 2 年目となり 100 万円を計上しました。

民有林内路網改良業務委託 200 万円は、路網のコンクリート舗装等の改良を行い、林業基盤を強化するものになります。

地域森林整備計画管理図作成業務委託料 33 万円は、県が策定する地域森林計画に適合して、市町村は市町村森林整備計画を策定するようになっており、令和 3 年度に策定しましたが、令和 4 年度で地域森林整備計画管理図作成するようになりました。この委託料における予算の財源は、森林環境譲与税を活用した事業です。

節 18 負担金補助及び交付金に、2,425 万 5,000 円を計上しました。

主なものとしまして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金 10 万円を計上しました。協議会では湯前・水上の林業振興等に関する協議会で、近年は新型コロナウイルス感染症対策により、協議会の事業ができておらず令和 4 年度に予定する協議会活動に不足する分のみを計上しました。

上球磨森林組合が実施します、労働安全大会や作業班育成対策研修事業負担として、湯前・水上林業者大会負担金 6 万 2,000 円を計上しました。

林業・木材産業振興施設等整備事業補助金 1,752 万 4,000 円を計上しました。持続的林業確率対策の推を支援する事業で、町内の林業事業者が整備する苗木生産施設に対し国 2 分の 1 を補助するものです。

球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金は、令和 3 年度の実績を参考に 90 万円を計上しました。

みなと森と水ネットワーク会議負担金 5 万円は、令和 4 年度からの新規の取り組みになります。これは、東京都港区と森林を有する自治体が国産材の活用を通じて森林整備の促進、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、低炭素社会の実現に貢献することを目的としています。全国で 81 の自治体が参加し熊本県内からは本町がはじめてとなります。本町もこの協会の会員として、低炭素社会の実現の貢献、球磨スギ・ヒノキ需要拡大等に努めてまいりと思えます。

奥くまみらいの森づくり創造協議会補助金 542 万円は、木材の生産等の森林情報整備、流通・販売等の需要拡大や林業労働者の人材育成等を推進していく、ソフト事業に対する補助金となります。令和 4 年度は協議会規約により湯前町が事務局となり、協議会の運営、球磨スギ・ヒノキのブランド化推進のための PR ツール作成、新規需要開拓のための試作品試験、人材育成としてドローン講習会などを計画しています。

節 24 積立金は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、令和 4 年度の譲与税額は 782 万 3,000 円を見込んでおり、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 公有林管理費の林道台帳整備及び森林分析委託料で 360 万円、款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 12 委託料で、森林経営意向調査委託料など 333 万円、合計 693 万円を活用することにしており、残りの 89 万 3,000 円を積み立てるものです。

以上で、款 5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 12 時 59 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどの説明の中で、3か所ほど間違っ御説明したところがございます。訂正をお願いしたいと思います。

まずタブレットの64ページでございます。農業振興費、節18負担金補助及び交付金のところで、農業後継者等支援補助金につきまして、就農2年目の方が4名、就農3年目の方が2名と、計5名と申しましたが、6名の間違いでございました。

同じく64ページになります。鳥獣被害防止策事業補助金のところで、13万円のところ、誤って130万円と説明いたしました。13万円になります。

もう1か所ですけれども、65ページ畜産業費の節18負担金補助及び交付金のところで、酪農ヘルパーと表現のところで、農業ヘルパーと間違っ説明をいたしたところございました。大変失礼いたしました。

○議長（倉本 豊君） これから、款5農林水産業費の質疑を行います。61ページから67ページです。

○3番（遠坂道太君） 63ページの農業振興費で、委託料の水稻試験栽培委託料49万円につきまして、一応面積を増やすということで、お聞きしたところですが、販売促進も大学と連携をして取り組んでいくというふうなお話でございますが、今年は何名の農家、面積、また栽培履歴等の作成あたりに取り組んでおられるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度、昨年度でございますけれども、4戸の農家の方で1ヘクタールをしておりましたが、面積につきましては、2ヘクタールほどに増やしたいというふうに思っております。戸数につきましては、まだ正式に決めてはおりませんが、昨年度まで取り組んでいただいた方の拡大とか、あと1名、2名程度であれば近頃新規就農された方をお願いできないかなというふうには思っているところがございます。あと栽培履歴等につきましては、県のほうの協力もいただいておりますので、そこらへんも、水田のほうでもいろいろな調査のほうもいたしているところがございます。

○3番（遠坂道太君） 今年度は2ヘクタールほどの計画ということで、人数も若干増えていくということですが、栽培履歴で耕種基準あたりも作成するにあたりまして、やはりこう新しい品種のぴかまるの品種の作成等もあります。そのなかでの設計とか、そういうあたりも踏まえたかたちで、今まで2年間やって来られたなかで、やはり面々、肥料のやり方も違ったんじゃないかなろうかと思っております。そしてひとつの湯前町の特産の米として取り組むのであれば、やはりこだわったかたちでの設計あたりを考えなければいけないのではなからうかなと思っておりますが、そのへんにつきましていかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 栽培基準につきましては、ひのひかりのほうも基準と

させていただいたところです。ただ、初年度取り組んだときに、ひのひかりよりもちょっと遅めに収穫ですかね、それが必要じゃないかという結果が出ましたので、令和3年度は、基準よりも若干遅く刈り取りをしたところでした。と言ってもたぶん1週間程度だったとっております。昨年度につきましては、生産者の方4戸、それぞれ一緒に、それぞれの圃場を巡回しながら、収穫時期などを一緒に決めていったというふうな経緯もございます。

○3番（遠坂道太君） この品種は、ひのひかりよりも若干遅い、JAで扱っているくまさんの耀き等の品種でございます。だからやはりそういうようなかたちの捉え方のなかで、県との連携は取っておられると思いますので、今後やはりこう湯前町の特産品だとかたちをですね位置付けを持ったかたちでの設計と、そして安心安全で食べられるとかたちを今後取り組んでいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 61ページの農業委員会費ですけども、報酬と旅費につきまして、農業委員さんと最適化推進委員さんの候補者の選考委員の報酬費用弁償が、今年はないようですが、その点について、いかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 改選が来年度になっておりますので、令和5年度で計上するようになろうかと思っております。

○1番（吉田精二君） 来年任期でしょうけども、例えば年の途中で欠員になった場合に、候補者を選ばなければならないと思いますが、例えば農業委員さんの場合には、過半数以上がもし欠けた場合には、会議を開けなくなりますので、早急に補充しなければならないと思いますが、そのような場合のことを想定して予算を立てておかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 予算査定の際に、そのへんの議論をちょっとしたところでございますが、令和3年度は、その分を存目で計上しておりましたが、先ほども言いましたとおり、当初予算の計上で令和4年度からについては、存目の計上の仕方を議論したところございまして、もしそういうようなことがあった場合は、補正で対応したいというところを出しております。

○2番（西 靖邦君） 65ページですけども、目4の畜産業費、節18の負担金補助及び交付金、1.酪農ヘルパー制度補助金100万円が予算されています。これは非常に私としては、いい施策だと思っております。これは酪農ヘルパー活用の費用ですね、一人当たりどの程度の予算を見込まれて、4分の1の補助率とされたのですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この酪農ヘルパー補助金につきましては、酪農協同組合のほうで4分の1、町が4分の1、残りが農家の方の負担というふうな負担割合となっております。費用の見込みにつきましては、例年の過去の数字と実績で、100万円とい

たしておりますが、農家さんにおきましては、本人の疾病であったり、御家族の方の都合によって、中にはたくさん使用される方も、家庭の諸事情によって、多く利用される場合もありますので、ただ、予算の組み方としては、近年の数字を見ての予算の計上の仕方というふうになっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 65 ページ農地費ですけれども、委託料で二溝地区基盤整備関連経営体育成等促進計画作成業務委託料 450 万円につきましてお尋ねいたします。令和4年度は事業計画策定となっておりますが、工事は令和6年度から9年度にかけて計画されております。それで一昨年調査されておられたと思いますけれども、どういう傷みとか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度につきましては、漏水箇所などの調査がされております。これにつきましては県のほうで実施ということで、申し訳ございません。結果というのは、こちらのほうで入手しておりません。また入手をしてお知らせできるものはお知らせしていきたいというふうに思います。

○3番（遠坂道太君） 県のほうの事業ということでございますけれども、受益者面積で102ヘクタールほどありますね、そのなかで上溝と中溝ございますけれども、計画的に工事を行きますと、どちらを先に考えておられるのか、それにつきまして、分かり次第でよろしいです。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和3年度に漏水等の調査がされたということで、今から、実際のその調査等をもとに基本設計、実施設計という流れになってくるかと思えます。またそこらへんについても県のほうにお伺いしなければなりません。基本設計とか実施設計の段階にまだ行っていませんので、そこもまた情報が入り次第、皆さま方にもお知らせしていきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 先ほどの遠坂議員の質問に関連することですけれども、ぴかまるの件です。試験栽培されて2年になるわけですけれども、いわゆる本格的な栽培といえますか、農家の方に普及を図るのは、どれくらいの年度を目途にしておられるのか、まずお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） このぴかまるにつきましては、種子の入手が、球磨管内におきまして、1か所というふうなことになっておりまして、その種籾を作られる方も球磨管内でも数か所ということで、要は種籾の量がどれくらい入るかということが一番の課題かなというふうに思っております。そこにつきましてもしも種子のほうのお願いをしている業者さんをご相談を申し上げまして、その種子の量によって拡大というか、ほかの方にも普及ができていければなあということで、まだ申し訳ございません。この

段階では、この答弁しかできないところでございます。

○8番（金子光喜君） 要は、町のほうが、しっかりそのことに取り組むということ、かたちとして表さないと、取引業者のほうも前向きにならないのかなあとと思いますので、作ることを増やしていくのであれば、何年位までには、どうしたいということ、ちゃんと相手には伝えていくのが筋なのかなと思うところです。そういうことで一步一步進めて行かないと、ずうっと試験栽培で終わってしまう可能性もあるのかなと危惧するところでございますので、そのへんちょっともどかしいところが私的にはありまして、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） いま金子議員がおっしゃった部分、私も実は、本格的に導入と行った場合に、いつなのかということで、担当課ともいろいろ打ち合わせしたんですが、なかなか先ほど課長が答弁しましたように、この種籾の部分が、今回何とか2ヘクタールを確保することができたというところでございますし、それからもともとお話をいただいていた業者さんとも、ちゃんと契約栽培を行っております、できた分は全て入荷していただく、取っていただくということで、値段もそれなりに単価もちょっと高うございまして、農家の方も、大変その点については、同調して、毎年、この2年間についても協力いただきまして積極的に参加していただいているという部分がございます。いまおっしゃっている部分については、十分承知しているところでございますので、なんとかここを軌道に乗せたいと思っているところでございますので、ご理解の程一つよろしく願いしときます。

○8番（金子光喜君） 実現することを私もしっかり祈っているところです。

もう一つ質問させてください。狩猟免許の取得の補助の件について、お尋ねさせていただきたいと思えます。金額的には何名くらいの方を予定されているのか、またどれくらいまでの補助を予定されているか、その2点お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 狩猟免許ですけれども、狩猟免許を取得するために必要な経費ということで、講習会の受講料、免許の申請の手数料、あと医師の診断書の提出も必要になってきます。これらのということで、一人当たり1万9,000円ということで、予算には、この1万9,000円の2名ということで、3万8,000円ということで、予算は計上させていただいております。

○8番（金子光喜君） 狩猟者を増やさなければという議論が以前からあったと記憶しております。今年2名ということで、ちょっと本気度といいますか、増やしたいという気持ちがあるのかなと疑いたくなるような数字でしたので、もし3名とか4名とか希望者がおられたら、増やすことが可能かお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） その点については、十分実施していかなければいけないというふうに思っておりますので、申請があった場合は、補正のほうは当然お願いし

ていきたいというふうには思っております。

○1番(吉田精二君) 同じく64ページのなかで、農耕車資格取得補助金のところですが、現在は熊本の農業大学校ですかね、そこの試験だけがこの適用になっているというふうなことですけども、例えばそこに予約制で行けなかった場合など、遠く、距離的なことで行けなかった人たちが、例えば郡内の自動車学校でとる場合に、もう少しこれを適用していただけないかなというふうな要望もあっているようでございます。非常に一般の農業用でないとの区別等も非常に難しいと思いますけれども、そこをどうにか適用できるような考えはないのかお伺いしたいと思います。

○農林振興課長(稲森一彦君) 現在のところにつきましては、補助要綱で農大のほうというところで、そこで宿泊が1泊につき1,600円というのを基準にしておりますので、現在のところは、そこで今のところで考えております。令和4年度で、この農業関係の町の単独補助事業は見直しを行うというふうになっておりますので、そこでどのようにするかというのは、いまからの検討になってきますので、4年度の見直しの際に、そこからへんも含めて、どこまでできるかまだ答弁できませんが、検討するところは検討していきたいというふうには思っております。

○1番(吉田精二君) 前向きに検討していただきますように希望いたします。

○4番(椎葉弘樹君) 64ページの農業公社運営補助金300万円についてお尋ねします。これは新しい補助金となりまして、3年間で900万円の支出となるところであります。まずこの農地保全の部分について伺いますが、総合計画によりますと、令和5年で10ヘクタールの耕作放棄地を目指されているということでした。農業委員会でも令和3年度の目標が10.8ヘクタール耕作放棄地、いま遊休農地ですね、を目指しているということでした。農業公社としては、大体目標は、どこに定めているんでしょうか。

○農林振興課長(稲森一彦君) 令和4年度からリスタートということで農業公社のほうリスタートするわけでございますけれども、令和4年度につきましては、まず受託作業であったりとか、機械のリースとかが中心的な活動になってくると思います。現在、農業公社のほうでも2ヘクタール弱だったでしょうか、農地をお借りして保全なり、粟の栽培等を行っております。農業公社のほうもご存知のとおり正社員というか、職員がいない状況でございますけれども、登録制の事業を活用して、できることならば、そこを少しでも遊休農地、耕作放棄地などの整備できればというふうには思っておりますけれども、これにつきましては理事会のほうでも、今後の人員との関係もございまして、そこを含めて、できればどれくらいという数字を出していければ、いくようにしていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

○4番(椎葉弘樹君) これは公益性な事業ですので、町と農業委員会それぞれが、大体10ヘクタールという指標がありますので、農業公社も実はこれに準じて活動してい

なくてはならないのかなという目標が、この事業には必要だと思っていますので、町長そのあたりの考え方、農業委員会と町との連携の部分について、その事業目標をどのように考えていくかといったところの町長の見解を求めます。

○町長（長谷和人君） 今回、リスタートというかたちで進めさせていただくところでございますけれども、所信表明の中でも、私申し上げているところでございますが、固着した車のエンジンという例え方をしているんですけども、人員等につきましても非常に厳しい状況であったということで、もう最小限のスタッフにおけるスタートというかたちになっております。非常に動きがまだよく見えていないと。シュミレーションはしているんですけども、非常に先行きが見えないという部分がございまして、まずは動かすを始めさせていただこうかと、その先に今椎葉議員がおっしゃっているような耕作放棄地解消というのが残ってくるのかなというふうに思っておりますので、できる限りその目標に近づけるために、今後努力していくということでは、いまの答弁ができないのかなと、大変不安定な答弁しかできていないんですけども、やってみなくては分からないというのが、一番正直な私の意見でございますものですから、動かすことに、まず力を傾注していきたいというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今、明確な目標値が立てられていないというところですけども、やはり町としても大きな支出をしていくわけですので、ここは事業の目標を持ってしっかりと取り組んでいくようにしていただきたいなというところが1点目です。

農作業の人材登録制度、受託作業の部分になりますが、これも、この予算の中でオンラインで予約をしたり、あるいは農地の状況を見たり、機械のリース状況も見たりといったところもやっていかなければならないのかなと思っているわけですが、これについては、この予算の中でやっていくお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今、議員おっしゃられたことにつきましては、町のほうの農業振興費の予算の中でも、そのへんはちょっと見ておりません。また農業公社に頼む分については予算を考えておりませんが、当然今から先必要な対応になろうかと思っておりますので、そこらへんにつきましても、農業公社で予算化していくのか、一般会計のほうで予算化していくのか、そこも十分検討しながら、できるだけそのように取り組むように前向きに進めていければというふうには思います。

○4番（椎葉弘樹君） 最初から大きな投資をしていくと大変ですので、まずは情報共有できる部分から、例えば町のホームページを活用したり、ある部分から少しずつやっていただければと思うんですが、町長も、今、課長の答弁については、同じ考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私も今している近代機器を使って、私はちょっとアナログなんですけど、当然やるべきだと思っております。ただ先ほど答弁しましたように、まだり

スタート始めたばかりですから、先にはそういうこともちゃんと考えながらやっていくというようなのはあると思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 私も農業公社について、ちょっとお尋ねをいたします。今、町長の答弁のとおり、今からスタートをさせてくれという話ですけれども、いわゆる昭和35年頃、湯前町の人口が9,000人近くいた頃ですね、農家の戸数も多かった、その時の面積がやっぱり660ヘクタールですよ、それから70年経って、現在、人口は3,700人、そして農地面積は一緒、ということは農家戸数も減っていますので、無理が生じてくるんですよ、ですから考え方の一つとして、いわゆる山つきに近い田んぼ等、農地等は、非農地化して林地化する。そういった考え方もあるのではないかというふうに思っております。もう無理ですから、全部を守っていくのは、そういったところも考えていただきたいというふうに思いますし、もう1点は、この農業公社の事業の4本の柱のうちの一つ、スギ花粉の採取事業についてですが、これは計画では赤字、赤字、赤字が出ております。ですからこの件については、いろいろと事情があると思います。それについては、触れませんので、できれば早いうちに丁寧な説明をして、断ることも必要ではないかというふうに思っておりますので、これに対しての答弁は必要といたしませんけども、要望をいたしておきます。

それからもう1点ですけど、いわゆる受託作業の料金と、それから所有するトラクターのリース料金が、この前示されましたけれども、私は高いように思うんですよ、ですからいわゆる草刈機等の機械購入は、国の資金で買っておりますので、極端な言い方をしますとオペレーターの人件費プラス最低の経費ぐらいを計算して、料金を決めていただいて、少し下げていただいて、そして利用率を高めるのが一番重要ではなからうかと私は思っております。この点について、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 1問目の農地判定でございますね、これ国の動きが、今後人・農地プランがありまして、色分けする可能性が大きいんじゃないかというふうなことも実は思っております。その場合についてはおっしゃるような、もうすでに林地化されているような感じのところについては、もう非農地判定というかたちになりますので、新たに例えばスギなりヒノキなりとか、広葉樹を植えたりというふうなエリアが出てくる可能性があるんじゃないか、その場合については当然、農業公社あたりがそこには参入する可能性が高いんじゃないかなというふうに思っておりますので、その動きを見たいなというふうに思っております。

花粉については、答弁なしということでしたが、これについてもJT、日本たばこ産業さんとのお付き合いがございまして、親会社でございまして、お話しは伺ったというところで、お付き合いをしているということだけ答弁させていただき

ればというふうに思っております。

それからもう一つ、料金が低いというお話でございましたんですけども、これちょっと後から課長のほうに答弁させますけれども、今回の分の機械につきましては、国の交付金を実は使わせていただいております、その上での算定基礎を持っておるというところでございましたものですから、いまおっしゃるようにオペレーター代、それからプラス燃料、それと若干今度の新しい機械を減価償却過ぎました後の更新の分を少しため込むというふうな料金設定にしていたところでございますので、やってみてといたところもあるかもしれませんが、いまお話を伺いましたので、それについても考慮しなくてはいけないのかなと思っております。算定基礎については、課長から答弁させます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 草刈機につきましてはの料金の積上げとございますか、これにつきましては、オペレーター料金で1時間当たり1,000円としております。それプラス事務費が1,500円、これは1回につきです。あと時期の更新につきましても若干料金をいただいております、この3つが費用算定の基礎というふうになっているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） もう1点農林振興課長にお尋ねしますけれども、農道と農地の境界線はどこで区別されておりますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農道のほうの、法尻になろうかと思えます。

○9番（山下 力君） じゃあ町長、農道の管理者として、しっかりと管理をしていただきたいと要望をしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款5農林水産業費の質疑を終わります。

次に、款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） 68ページをお願いします。

款6商工費は、1億1,449万9,000円を計上しました。前年度に比べ5,348万4,000円の増額になります。増額の主な要因は、これまであった総務費の目10地域活性化事業費を商工費の目3観光費に統合したことおよび観光事業費の増額によるものです。

目1商工総務費から御説明いたします。

目1商工総務費は1,238万4,000円を計上しました。商工観光係の職員の人件費になります。

目2商工振興費は2,043万9,000円を計上しました。商工振興に係る事業費及び施設管理に要する事業費となります。主なものについて御説明いたします。

節12委託料は、避難防災交流施設指定管理料444万4,000円を計上しました。ふれあ

い交流センター湯〜とぴあの管理に関する費用です。湯前駅レールウイング指定管理料 353 万 8,000 円を計上しました。まんが図書館と展示体験販売施設ユノレールの管理に関する費用です。

節 17 備品購入費に湯前駅レールウイング複合施設備品購入費 60 万円を計上しました。展示販売施設ユノレールに設置しておりましたレーザーカッターが老朽化により故障し修理不能となったため購入するものです。この機械は町民や事業者のみなさまにデジタル機器を活用したものづくりや商品開発を体験していただくためのものとなります。各種イベントや講習会での活用を図っていきたくと考えています。

節 18 負担金補助及び交付金の商工会補助金は、前年度に比べ 50 万円増額の 650 万円を計上しました。前年度は JAPAN ブランド事業の中で振興事業を実施予定とされていたため 50 万円の減額をしておりましたが、令和 4 年度は商工会事業として振興事業を実施されるとのことですので R 2 年度以前と同額計上としました。商工会青年部女性部活動補助金は、前年度同額の 50 万円を計上しました。

湯前町小規模事業者持続化補助金は、申請件数 2 件を見込み計上しました。

人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金は、前年度と比較して 5 万 3,000 円の減額計上をしています。減額の理由は、これまでは管外研修会の旅費を負担金として支出していましたが、令和 4 年度からは各市町村の旅費として支出することに変更したため減額になったものです。令和 4 年度は、情報交換会や視察、研修の開催のほか企業訪問やフェアへの出展、起業に向けた人材育成等を計画しています。くまもと県南フードバレー推進協議会負担金 19 万 2,000 円を計上しました。八代、水俣、芦北、人吉球磨地域の農林水産業や商工業者、県及び市町村の関係者相互の情報共有をはじめ連携体制の構築、「食」に関連したネットワークの形成を図るとともに売れるモノづくりの支援、販路拡大支援、人材の育成等を計画しています。

湯前町事業承継サポート事業補助金は、192 万円を計上しました。令和 3 年度に給付決定した 2 人分の月額 8 万円の 12 か月分を計上しました。新たに申請が上がってきた際には補正をお願いしたいと考えています。

熊本県企業誘致連絡協議会負担金 10 万円を計上しました。今後、企業誘致を推進していくにあたり県や県内市町村との連携強化を図るとともに企業との情報共有のために加入したいと考えています。現在、県内 45 市町村のうち 37 市町村が加入しており人吉球磨では 6 市町村が加入しています。

節 20 貸付金の商工会預託金は、120 万円を計上しました。令和 3 年度に比べ 380 万円の減額計上です。近年、国・県等の融資制度が充実してきていることに伴い、町預託金の利用は減少しており、ここ 5 年間の新規貸し付けは 2 件の 450 万円に止まっています。そのため、既存貸付残高分のみを予算計上し、今後もそのように進めていくこととし、

その財源は別の商工施策に振り替えていきたいと考えています。

コロナ感染症対策のための商工業者支援事業については、コロナ対応臨時交付金を活用した事業として、4月以降に補正をお願いする予定としています。

次に、目3観光費の御説明をいたします。

観光費は、8,167万6,000円を計上しました。令和3年度に比べて5,318万8,000円の増額計上です。増額の主な要因は、湯楽里高圧設備改修工事に係る費用の計上とこれまで総務費に計上しておりました地域活性化事業費を観光費に統合したためとなっています。主なものについて御説明いたします。

節1報酬に、地域おこし協力隊の報酬を計上しました。協力隊1名の継続任用に係る報酬です。引き続き、観光振興、情報発信、物産振興などの任務を行っていただきたいと考えています。協力隊に係る費用は、このほか、職員手当、共済費といった人件費をはじめ、各種活動費をそれぞれの節に計上しています。活動費の主なものとしましては、協力隊自らの提案事業であります「花のあるまちづくり事業」、「春の桜ライトアップ、夏の風車回廊、秋の紅葉ライトアップ、クリスマスイルミネーション事業」など季節ごとのイベント開催に係る費用を計上しています。また令和4年度はドローン教習に参加いただきドローン撮影技術の習得と資格取得を行っていただきます。協力隊の人件費及び活動費は原則として全額、特別交付税で措置されます。

節12委託料に、グリーンパレス指定管理委託料1,288万1,000円を計上しています。令和3年度と比較して21万7,000円の減額です。コロナの影響によりキャンプ場の売り上げが堅調となっていることを勘案して計上しました。

同じく節12委託料に、新たな事業としてロゲイニング運営委託料100万円を計上しました。これはウィズコロナ、アフターコロナにおける地域振興、賑わいづくりを目的として実施したいと考えているイベントです。このイベントは町内に50か所前後のチェックポイントを設け1人から5人のグループで制限時間内に多くのポイントを獲得したチームが勝利するというイベントになります。専用のGPSアプリを使ってゲーム感覚で楽しめるイベントで、屋外開催の分散型イベントであるためコロナ禍でも安心して開催できるイベントとなっています。このイベントの開催により町内への誘客と消費喚起を図っていききたいと考えています。

同じく節12委託料に、湯楽里高圧設備改修工事監理業務委託料160万円を計上しました。湯楽里本館上り口駐車場内及び合宿棟前に設置しておりますキュービクル並びに合宿棟下に設置している気中開閉器が更新時期を超過しているため、工事を行いたく監理業務委託料を計上し、節14工事請負費に改修工事費として4,000万円を計上しました。

同じく委託料に観光パンフレット作成委託料200万円を計上しました。現在の町全体を網羅した観光パンフレット「湯るっとたいむ」は平成25年に初版を作成して9年目と

なりますため、内容や装丁を見直し新たに作成したいと考えています。

節 14 工事請負費にグリーンパレスサル小屋解体撤去工事費 95 万円を計上しました。飼育していたサルがすべて死亡したため小屋を解体したいと考えています。鉄骨ゲージの撤去、サル小屋コンクリートブロックの解体、コンクリート面の洗浄等を行いたいと考えています。

節 18 負担金補助及び交付金の町観光物産協会補助金は、協会の基金積み立て状況を勘案し、町補助金見直し方針に従い令和 3 年度と比較して 40 万円の減額計上としました。

湯前町観光案内人協会活動補助金は、令和 3 年度同額の 10 万円を計上しました。

人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の事業費分 276 万 2,000 円は、地方創生推進交付金事業の 3 年目の取り組みに係る負担金となります。本協議会は、令和 3 年 6 月に一般社団法人となり、本年 1 月に観光庁「候補 DMO」登録申請を行い、登録決定の公表は今月末の予定となっています。引き続き人吉球磨一体となった取り組みにより本町への誘客促進を行ってまいります。事務費分負担金 110 万円は、令和 3 年度の本協議会への派遣職員 3 人分の人件費に係る負担金です。

イベント実行委員会補助金 645 万円を計上しました。これは漫画フェスタ実行委員会への補助金です。コロナの感染状況を見極めながらできる範囲での開催を検討していきたいと考えています。奥球磨広域連携推進協議会負担金とともに、これまでの目 10 地域活性化事業費から観光費に移し計上しました。

以上で商工費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 6 商工費の質疑を行います。68 ページから 71 ページです。

○2 番（西 靖邦君） 70 ページの節 12 委託料、1. 観光パンフレット作成委託料 200 万円上がっているんですけども、これは何部制作されるんですかね、それとまた情報提供手段として今までどおりされるのか、ちょっと変わった情報提供の手段をされるのか、そのへんをお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） 発行部数につきましては、これから詳細に詰めるわけですが、7,000 部から 8,000 部程度、前回初版の「湯るっとたいむ」と同様の考え方で発注をしたいと思っております。また今後、そのパンフレットを活用しまして、町全体の観光情報を網羅したものということで考えておまして、一体的に観光の PR の発信を行っていきたいと考えております。

○2 番（西 靖邦君） 情報提供の手段はどうされるんですか。7,000 部、8,000 部の。

○企画観光課長（本山りか君） 配布の方法かと思いますが、まずは主要な管内のご協力いただける観光施設、そういったところにまずは配布をしたいと思っております。それから当然自治体さんのほうにもご協力をいただく、それから当然イベント等、いろん

なフェアとかございますので、そちらのほうでの活用、そちらに設置をいたしまして、広く皆さまにお手に取っていただくこと、それから外部から一般の方でも観光パンフレットを送ってくださいとかいうご要望も、年内には何件かございますので、それも実施をして広く皆さまに見ていただけるような方法を、いままでどおりやっていきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 一般の旅行者者さんですか、そのへんもちょっと置かれたらどうかと思うんですけども、そのへんはどうなんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） すいません。そちらも言い漏れておりました。実は観光係ですね、いまコロナの状況もありまして、なかなか行けていないんですけども、観光キャラバン隊というのを組みまして、主要なメディアの方のところですか、主要な観光施設、そういったところを、キャラバンを組んで、町の観光に関わられる方と一緒にPRに行きます。その際もそういったところで、このパンフレットを活用していきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 70ページの町観光物産協会補助金520万円についてお尋ねします。この補助金は令和元年620万円あったんですが、すでに100万円減額されているところです。まずこの減額の理由についてお尋ねしたいと思います。補助金の適正化のなかで、どの部分に該当するのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 二点ございまして、一つは基金の積立状況です。これでちょっと、いま資産で出しておりますとおり数字的にあれなんですけども、使途が緊急的なものではないというところでの積立金がございまして、その部分について、補助金の見直し方針に従って減額をさせていただいたところです。また、繰越金につきましても若干ございましたものですから、その分をやっぱり補助金の見直し方針に従って減額をさせていただいたところです。

○4番（椎葉弘樹君） おそらく今までは、運営費の補助として出していたので、残ったぶんは、返さなければいけないというところだと思います。ただ、ずうっと運営費補助で出していたと思うんですけど、観光物産協会としては、おそらく何かの事業に充てたいためにプールされていたんじゃないかなと思うんですよね、だから今後は事業費補助と運営費補助のことを、やっぱり当協会に説明してあげて、その事業費補助をもっと提案してくださいねとか、やる気を持ち上げるような、向上させるような提案というのも、今後必要じゃないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、まさに私もそういうことを考えておまして、今後事業費に対しての補助という考え方を、ちょっと協会さんのほうにもきちんと整理をしていただきまして、当然、こちらも整理をしながら補助金の考え方をお示ししてい

ければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 71ページの商工費の節18負担金補助及び交付金で、1. イベント実行委員会補助金645万円が予算計上されているんですけども、町長の予算編成においては、新しいかたちのイベント実施に取り組むとのことでしたが、そのへの予算は、ここには含まれていないんですか。

○企画観光課長（本山りか君） この645万円は、これまで実施して参りました、まんがフェスタの実行委員会様のほうに交付する補助金を考えております。そして町長の施政方針にあげておりましたのは、先ほど委託料のなかで御説明しましたロゲイニングという、新しいコロナ禍におけるイベント、こちらのほうを以て、施政方針の中で述べさせていただいたところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 70ページのサル小屋の解体についてお伺いさせていただきます。待望のという言葉を使っていいのかどうか分かりませんが、早く撤去できないかなと以前から思っておりましたけども、今回できることになってよかったなと思っっているわけですけども、撤去した後ですけども、実際湯楽里の入り口というかたちになると思います。B&Gのほうから上がってくると、正面にそれが見えますので、撤去した後、しっかりとした何か対応は必要かなと思っております。先ほどの説明では、檻を徹底して、コンクリートをきれいにするだけのような説明でしたので、そのあとの、どういったかたちで対応するのか、おもてなしのような、入り口として、玄関としてのものが必要なのかなと思いますけれども、現状のところどういうお考えなのかお聞かせください。

○企画観光課長（本山りか君） そうですね、今回ゲージを外して、お猿さんが住んでいたコンクリートのところ、あそこを徹底する。そして床面のところを洗浄しまして、という工事の内容でございまして、景観的には、やはり入り口に、今までのような、洗ったとしても、そういったコンクリートのでこぼこが残るといような景観になります。ただしこれ観光費全体の予算の都合もございまして、または、あそこを法面のところ全部崩してという案もあがったには、あがったんですが、ただし多額の予算も見込まれる。それからあそこを崩すと、結構、法面の崩壊というか、そういった危険性も、安全性が確保できるのかという問題も浮上いたしまして、まずは、そこだけに留めさせていただきまして、今後、景観、見た目のところも改善できるような、しかもコスト的にもかからないような策を検討する必要があるかとは考えております。今回については、そこまでということで、申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 70ページの工事請負費で、湯楽里高圧設備改修工事が上がって

いると思いますけれども、先ほどのサル小屋、あそこも高圧線が通っていたと思いますが、今までどおりあそこにされるのか、お伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） そうですね、工事の概要としましては、今までの既存のルートとほぼ変更はございません。今のルートを殺してしまっただけで、また新規ルートを、それに沿うような形でのルートになってございます。当然そのサル小屋の前付近もこれまで同様の形になるかと思っております。

○3番（遠坂道太君） 前も、あそこの道路が狭いというかたちで、私もお話をしたことがありました。あそこが少しでも開けたら車の通りもいいのかと思っていただけたのですが、であればそのままということになるわけですね。

○企画観光課長（本山りか君） はい、今、ご答弁させていただいたとおりでございます。今後、金子議員のご指摘もございましたとおり、どうにかあそこの景観も改善を図っていきたいとは考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 70 ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金についてお尋ねします。町長の予算編成方針の中では、民間主導のもとで、地域経済への波及効果を目指すということでした。ただ、今の体制を見ますと、とても民間主導とはいえない状況ではないかと思うんですが、まずは担当課長に伺います。民間主導の体制、これいつになったらできるんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この民間主導の体制ですね、まず上球磨、下球磨、それから中球磨、というようなかたちで、それぞれブロックをされておりまして、そのブロック会議ごとにおきましては、民間主導の体制が整っております。例えば例に挙げますと、商品開発、こういったことについては、まさに民間主導で進めておられるところでございます。体制も今後やはりそういった民間の方々での動き、これをより推進していくための体制づくりも更に見直す必要もあるかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 総合計画の実施計画の中では、令和4年度で、この予算というのは終わりということを書いてあるんですが、そういう予算の流れでよろしいでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい確かに実施計画上は、4年度までで負担金は終了するかのように表現させていただいたんですが、ただしやはりまさに民間主導で進められるとはいえ、進める方向で、方針はなっているとはいえ、すぐすぐの財源確保、これについては厳しいものがあるのかなと思っております。今回は、国の交付金が令和4年度までで終わりますので、その後については、早急に今財源の確認策、これについても民間の方主導で、検討をなされているところでございます。それが固まって、どういった方策で財源確保ができていくのか、これを早急に固められたうえで、そして徐々にこの自治体からの負担金を減らしていく、こういった方向に向かっていくように、行政も

一緒に検討をして参りたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで、款6商工費の質疑を終わります。

ここで、休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

次に、款7土木費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 款7土木費について御説明いたします。71ページから74ページになります。土木費につきましては、前年度より2億8,880万9,000円増の4億2,617万5,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は9.6パーセントになります。

次に、項、目ごとに説明いたします。

71ページです。項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、前年度より956万4,000円増の4,713万3,000円を計上しました。職員6名分の人件費など経常的経費が主なものです。

72ページでございます。節13使用料及び賃借料に積算システム等使用料86万5,000円、コピー使用料に29万7,000円を計上しています。

節18負担金補助及び交付金に、各種期成会負担金を計上しています。

国県事業負担金217万5,000円を計上しています。これは、県道幸野染田線改良工事に伴う負担金を計上しています。令和4年度においては、事業費1,450万円が予定されており、町負担分15パーセントの額を計上しています。

また、「ブロック塀等耐震化支援事業補助金」として80万円を計上しました。

耐震改修等補助金は、建て替え工事費補助として、2件分200万円と令和4年度から新規で耐震診断に要する費用に対しての補助を実施することとして2件分20万4,000円、計220万4,000円を計上しました。

耐震診断につきましては、所有者が資格を持つ建築事務所などに診断を依頼する場合、その費用について補助するもので1件の上限額を10万2,000円として国県町で3分の1を負担し補助するものです。これにより建物の安全性の向上と耐震化率の向上につなげたいと考え計上しました。「ブロック塀等耐震化支援事業」と併せ、周知を図り、利用増進に努めたいと思います。

次に73ページをご覧ください。項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、

前年度より1億8,805万円増の1億9,654万8,000円を計上しました。町道の維持管理に要する経費、除草作業、修繕や原材料費、機械借上料等に係る経費を計上しています。主な増額の要因は、舗装修繕工事、橋梁・トンネルの定期点検委託、橋梁補修工事等において令和3年度は補正計上しておりましたが令和4年度は当初予算において計上したためです。

節10 需用費、修繕料につきましては、町道の舗装、路肩、側溝の修繕費をとして、令和3年度から50万円を増額した350万円を計上しています。増額分につきましては、区画線が消えている町道について区画線設置費用を計上しております。今後1・2級町道等を中心に計画的に設置していく予定です。

節12 委託料に道路維持管理委託料228万円を計上しました。これにつきましては、除草作業、道路側溝などの堆積土砂の除去等に係る経費です。農道の町道移管に係る道路台帳作成業務委託料につきまして農道上山ノ口線、375メートル、55万円を計上しています。

また、橋梁点検業務委託料860万円、永岡トンネル定期点検業務委託料400万円を計上しています。いずれも前回点検から5年を経過するため定期点検を行うものです。下町橋補修工事監理業務委託料として1,200万円計上しています。下町橋の橋梁補修として節14 工事請負費に9,000万円を計上し、橋梁の補修を行うものです。改修については壁石を解体し補強しながら、基礎部については石積みをしてコンクリートで補強することとなります。

また、町道維持補修工事として100万円、町道舗装修繕工事として4路線分5,200万円を計上しました。

次に、項3 河川費、目1 河川総務費につきましては、河川の維持・改修等に要します経費になります。前年度より2,199万7,000円増の2,384万7,000円を計上しました。主な増の要因は、節14 工事請負費につきまして夜狩内川河川改修工事として2,200万円を計上したことによるものです。

節12 委託料につきましては、都川排水樋管操作委託料5万円、河川管理委託料に、県管理河川委託として昨年度同額の65万円を計上しました。また、河川敷地内支障木伐採委託料として、50万円を計上しました。

74 ページをご覧ください。項4 都市計画費、目1 公共下水道費につきましては、下水道特別会計への操出金として、前年度より906万7,000円増の8,950万2,000円を計上しました。

次に、項5 住宅費、目1 住宅管理費につきましては、前年度より6,013万1,000円増の6,914万5,000円を計上しました。主な増の要因は、節14 工事請負費に地域優良賃貸住宅建設工事として5,850万円を計上したことによるものです。節10 需用費には、消耗

品費 163 万 4,000 円を計上しています。内、158 万 4,000 円につきましては、町営住宅に設置しております火災警報器について、設置から 13 年以上が経過し、今回全戸の警報器を交換する経費として警報器本体 480 個分を計上し、また、その設置については節 12 委託料に取り換え業務委託料として 26 万 4,000 円を併せて計上しております。

修繕料として町営住宅の管理に伴う修繕料 390 万円を計上しています。節 12 委託料は、住宅維持管理業務委託料の中に、住宅管理業務及び田上住宅草刈、樹木伐採委託、また、先ほどの火災警報器取替委託などを含め 122 万 9,000 円を計上しました。

また、地域優良賃貸住宅建設工事監理委託料として 330 万円を計上しています。

節 14 工事請負費については、地域優良賃貸住宅建設工事費として 2 棟 2 戸分 5,850 万円を計上しています。子育て世代をターゲットにした住宅を整備することで、住環境を整備し、人口の流出防止などに資することを目的としております。

以上で説明を・終わります。

○議長（倉本 豊君） 土木費の質疑は、本日建設水道課職員が不在のため、18 日に総括と併せて行いたいと思います。

次に、款 8 消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 75 ページです。

款 8 消防費の説明を申し上げます。消防費は 1 億 4,559 万 1,000 円を計上しました。前年度と比較して、2,514 万円の増額であります。増の要因は上球磨消防組合負担金の増額が主な要因です。歳出に占める構成比は 3.3 パーセントになります。

目 1 常備消防費については、上球磨消防組合負担金 1 億 25 万 3,000 円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金 38 万 7,000 円、あわせて 1 億 64 万円を計上しました。昨年度と比較して 1,271 万円ほどの増額となっております。

主な増の理由は、消防署職員の定数を 62 名から 65 名にすることで、3 名の人件費の増額、そして新庁舎建設、指令台システムほか訓練棟などすべての工事が完了し、これからは起債償還のための町村負担金の増額が主な理由でございます。

目 2 非常備消防費は、2,284 万 5,000 円を計上しました。消防団の活動経費になります。

節 1 報酬 984 万 6,000 円は、消防団員年報酬 864 万 6,000 円を計上しております。団長、副団長ほか団員まですべての年報酬額を見直した予算で計上し、そして今回、出動報酬の項目を新たに設け、火災、風水害など団員が出動した場合 1 日あたり 8,000 円を基準に 120 万円を計上いたしました。

節 8 旅費 296 万 2,000 円は、出動報酬に合わせ、出動及び訓練に伴う費用弁償 246 万 1,000 円を計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金、907 万 8,000 円は、消防団退職報奨金 556 万 8,000 円ほか、団員の活動中における障害保険掛け金や負担金など必要な予算を計上いたしました。

76 ページです。

目 3 消防施設費については、2,114 万 6,000 円を計上しました。

消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところです。

節 10 需用費の消耗品費 195 万 9,000 円は、消防ホース、消火栓ホースの購入のほか無線機の劣化したスピーカーマイク、バッテリーの購入が主なものです。

修繕料 179 万円は、消防団車両の車検修繕のほか、ホース干し電柱の引き上げロープ交換を実施する予算を含め計上いたしました。

また、被服購入費は、通常の消防ハッピーやヘルメットの購入のほか、活動服と編上げ靴などの在庫が不足してきており購入をするものでございます。

節 14 工事請負費 80 万円は、町道田上線の路肩に設置してある老朽化した蓋のない防火水槽がございませう。金網も破損してございまして、人が転落する可能性があるところだす。近くに別の防砂水槽もありますので今回撤去を行いたく予算を計上しました。

節 17 備品購入費 859 万 5,000 円は、消防団用備品、そして小型消防ポンプ 2 台の購入 396 万円と、軽自動車の積載車の購入 1 台 352 万円の予算を計上いたしました。なお、歳入のほうの、財源は水力発電交付金 440 万円を充当させていただくものです。

目 4 水防費につきましては、節 10 需用費で胴付き長靴の購入を計画しました。球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金 3 分の 2 の充当事業となります。消防団の各部に配備をするものです。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 8 消防費の質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 76 ページの備品購入費で、小型動力ポンプ 2 台分の購入費についてお伺いします。交換されるわけですが、交換した、残されたポンプの活用は、どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 今回交換するポンプ、経年もかなり経っておりますし、老朽化という意味では廃棄すべきところですけども、使えるものについては、役場のほうで保管しまして、使えないと判断した場合には処分というかたちになるかと思ひます。

○3 番（遠坂道太君） 一つはいろいろ活用方法もありますけども、そのなかでよく排水路の管の中の掃除とか、そういうのにも使えるような気がするんですよ、そしてら今後、役場のほうで使えるものなら使っていくと、そういうかたちで貸し出しするといふかたちを取っていただけるのか、それについてお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） そういった地区のための共同作業、そういったことに活用等、申請等お願いがあればお貸しするということもできるかと考えます。個人の場合になるとちょっと難しいかもしれませんが、あくまでも地区の公共作業、公共のための目的というふうなもの、または災害を予防したいんだという地区の自主防災組織ですか、そういったやつの取組でも考えられるのかなと思ひます。まずは総務課のほうに相談し

ていただいて、判断させていただきたいと思います。

○3番（遠坂道太君） ほとんど共同作業部分で私はそういう話をしたんですけど、やはりそういったかたちを取られると、いろんな防災とかそういうあたりにも活用できるんじゃないだろうかと思imasuので、やはりその旨区長会等にも、もしそういう考えがあれば取っていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 76 ページの需要費の中に被服購入費を言われました。この中にヘルメット等もおっしゃったようですけども、私も前にも質問したと思imasuけども、ヘルメットというのにも耐用年数があります。ですからそれも把握したうえで補充されているのか、まずお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の被服購入費につきましては、新入団員等の法被、ヘルメットの購入ということで考えております。今現在の消防団員のヘルメット等の更新については、この予算の中には反映されていないところでございます。

○5番（森山 宏君） 前にも言いましたけども、私物であってもなんであっても、製品については耐用年数というのがあるんですよね、建設においては必ずヘルメット着用というのがあるんですけども、結局、常備消防でも備品のなかのあれは、やっぱり耐用年数を守られた製品を常備していくのが望ましいと思imasuので、そこも考え置きください。

次に伺います。備品購入費の中に、前も申しましたけども、消火栓ボックスというのが隣接されていると思imasuが、そのなかに立ち上げのエルボと申しますか、低いところはいいんですが消火栓ボックスがものすごく深いところがあるんですよね、こういうところはエル型の立ち上げがないと、積載車にはついております。ただそれを消火栓ボックスに入れてくれと、これ消火栓ボックス以外に使うところはないんですよ、この自在の立ち上げというのは、これを常備してくれと申し上げたつもりですけれども、まだなされておられません。今回は対応はされているんでしょうか。

○消防主任（椎葉泰裕君） 年度末にかけまして、各部に備品の要望書を出していただいているところですが、そのなかでは立ち上げ菅の要望はなかったところでございます。消火栓ボックスの中に立ち上げ菅を入れるということですが、消火栓ボックスの中には、ホースと筒先が入っておりまして、ちょっともう中に入れることはできませんので、どのようにして配置しようかということで、こちらについてはまた検討しないといけないところです。年度明けまして、幹部部長会を開きますので、そのなかで各部の部長さんから立ち上げ菅が必要なところがあるかどうかお伺いしたいというふうに思っております。

○5番（森山 宏君） 主任がおっしゃったように、団員に聞いてもなかなかこれは出

てこないと思います。この消火栓を扱うのは、初期におられた、その近くの人たちが、自主防災じゃないですけど、そこでやっていただくわけです。そして法被を着た人は後からしか来ないんですよ、ですからその時に約1平米近く、そのくらい開口部ができるわけですね道路の真ん中に、ですからそこを行ってボックスに許容範囲がない、できないことを答えにするんじゃないで、どうしようかというふうに前向きに捉えていただいて、逆に本当に深いところを主任でも、深さ7～80センチメートルのところと結合するというのも、なかなか難しいんですよ、ですので、初期消防というのは地元の方がされます。ですからそこも考えていただいて、法被着た人が来る前に、本当にしていただくんですから、その人たちのことも考えてください。収納は団員がします。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 確認ですけど、節21の上水道布設替に伴う消火栓設置工事負担金で570万円というのは、消火栓設置2か所分でしたかね。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分で申し訳ございません。この560万円については上水道の管路敷設工事が建設水道課のほうで行われますが、同時に消火栓の設置工事を行うもので、水道会計の上水道敷設工事に伴う消火栓設置の負担金として一般会計から繰り出すもので設置箇所については、今予定では7か所というところで予算を計上しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 1点だけお伺いします。纏の移設の費用が出ております。役場を入れてすぐのところに確か置いてあったと思いますけれども、移設後どこに置かれる予定なのか、またどういったかたちで対応されるようになったのかについて、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 庁舎の玄関、自動ドア入っていただいて左側、町民係の窓口の目の前にあるんですが、ここの入り口が大変狭くなってございまして、やはり、立派な纏ですけども、これはちょっと移設をさせていただいて、ほかの町民の方の利便性を考えようかなというところです。移設した先につきましては、旧何部保育所に消防団の幹部室を設けてございます。旧保育所の職員室といいますか、あそこに幹部会の室を設けておりますので、そこにトロフィーだったり、それぞれの歴代のものを飾っております。その中に移設させていただければと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで、款8消防費の質疑を終わります。

次に、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（中園誠二君） 款9教育費について御説明いたします。

資料は、77 ページから 95 ページまでとなります。

教育費につきましては総額で、2 億 8,109 万 2,000 円を計上しました。

令和 3 年度と比較して、7,737 万 2,000 円の減となります。

一般会計予算に占める割合は、6.4 パーセントになります。

次に項・目ごとに御説明いたします。

項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費につきましては、令和 3 年度より 10 万 3,000 円減の 76 万 6,000 円を計上しました。

教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。減額の要因は、二年に一度開催される九州地区市町村教育委員大会が令和 4 年度には開催されないため、その研修費減が主なものになります。

目 2 事務局費につきましては、3,723 万 2,000 円を計上しました。令和 3 年度より、1,149 万 2,000 円の減となります。教育委員会事務局職員の給与等人件費の他、経常的経費と、英語指導助手に伴う必要経費を計上しました。

減額の主なものは、6 月に任期を迎える教育長給料・手当等の 3 か月分の計上 及び、職員数 1 名減によるものになります。

78 ページになりますが、77 ページからの続きで、節 7 報償費では、小中学生夢創出事業謝金 30 万円を計上しました。これは、小中学生に、触れる機会の少ない一流のスポーツ選手や芸術家等に来校してもらい、将来の夢を持つ、きっかけづくり、その可能性を高めることを目的として、ふるさと納税を財源に、令和 3 年度から実施しております。

79 ページになります。78 ページからの続きで、節 18 負担金補助及び交付金には、小中学生英語検定料補助金 37 万 8,000 円、高等学校等通学費補助金として、定期代の 3 割程度の補助、280 万 3,000 円を計上しました。また、修学旅行に対しまして一人当たり小学生 1 万円、中学生 2 万円の補助を行う、小中学校修学旅行補助金 85 万円を計上しました。高等学校等通学費補助金と小中学生修学旅行補助金については、令和 3 年度から引き続きの補助費計上となります。子育て世代の負担軽減を図っていくところです。

令和元年度から始まりました英語検定料補助金は、今後も、学校側と連携しながら、受験者数を増やし、英語教育及び学力向上の一助となるよう努めたいと思います。令和 3 年度におきましては、現時点におきまして、中学生延べ 19 名が受験しており、これからも 申請が見込まれています。

79 ページになります。目 3 学校施設整備費につきましては、令和 3 年度におきまして、湯前小学校外部改修工事の監理業務委託料及び工事請負費に 1 億 200 万円。湯前中学校鉄骨構造改修工事 350 万円の、計 1 億 550 万円を計上しておりましたが、令和 4 年度におきましては廃目となっております。

令和 2 年度に実施しました中学校校舎の改修工事に引き続き、令和 3 年度に 小学校校

舎の改修工事にも着手ができ、長寿命化を図ることができております。

同じく 79 ページになります。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費につきましては、3,917 万 6,000 円を計上しました。

小学校経営に要します経常的経費が主なものです。

令和 3 年度に比べ、46 万 7,000 円の増となりました。節 12 委託料に、高木剪定業務委託料を計上したことが、増の主な要因となります。

節 1 報酬、3 職員手当等、4 共済費に、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。支援員 6 名、学校事務員 1 名、庁務手 1 名の計 8 名分の経費となります。なお、節 4 共済費ですが、10 月分からは、会計年度任用職員も、公立学校共済負担の対象となります。これは制度変更に伴うもので、項 3 中学校費につきましても、同様の計上を行っております。

節 10 需用費以降は、経常的経費を計上しております。

81 ページになります。

目 2 教育振興費につきましては、256 万 5,000 円を計上しました。

準要保護・特別支援児童にかかる扶助費が主なものです。

節 12 委託料と節 13 使用料及び賃借料に、総合学習等での稲作を対象とした、農業体験学習委託料 15 万円と農地借地料 1 万円を令和 3 年度と同様に計上しました。

また、節 19 扶助費につきましては、新入学児童学用品費補助と、修学旅行費補助の対象者の減少により、減額となっており、目 2 教育振興費の主な減額要因となっております。

82 ページになります。項 3 中学校費、目 1 学校管理費につきましては、4,285 万 4,000 円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものです。

令和 3 年度に比べますと 85 万 2,000 円の減となりました。

令和 3 年度におきましては、4 年に一度の教科書改訂の年度となっており、その経費が主な減額の要因となっております。

節 1 報酬、3 職員手当等、4 共済費に、会計年度任用職員に係る経費を計上しております。支援員 3 名、適応指導教室指導員 1 名、事務補助を兼ねた図書館司書 1 名、庁務手 1 名の計 6 名分の経費となります。適応指導教室指導員は、令和 3 年度までは「心の相談員」として勤務していただきましたが、今後は増加傾向にあります、不登校生徒などの対応に十分な時間と知識を生かしていただき、その対応に当たっていただくものです。

節 10 需用費に、修繕料として、240 万円を計上しております。学校施設等の一般的な修繕料として 90 万円。また、現在プールにつながる電線が切れている状態となっております。電柱間のスパンが長く、電線同士の接触で切れたことが原因であり、中間の電柱設置費用の、150 万円を合わせ計上しております。

83 ページになります。

節 12 委託料においては、校内樹木管理委託料として、48 万 5,000 円を、その他各種検査・点検委託料として、必要経費を計上しております。

84 ページになります。

83 ページからの続きで、節 13 使用料及び賃借料の I C T 関連機器等使用料として、875 万 4,000 円を計上しております。これは、教員用パソコン、動画編集用パソコン、電子黒板用パソコン、電子黒板本体のリース料のほか、無線 LAN 機器利用及び保守料や、セキュリティにかかる費用の総額となっております。

節 17 備品購入費の教材備品購入費として、理科の授業で不足している電子天秤や、部品が欠損し使用が危険な状態である、技術の授業で使用する糸のこ盤、及び、グラウンド用のレーキマット代として、61 万 7,000 円を、また、一般備品購入費として、耐用年数が切れております、保健室用 A E D 1 台、19 万 3,000 円を計上しました。

目 2 教育振興費につきましては、135 万 2,000 円を計上しました。

準要保護・特別支援生徒にかかる扶助費が主なものです。

節 7 報償費に、総合学習において、例年その活動に高い評価をいただいております、伝統芸能継承関係の謝礼として 10 万円。また芸術鑑賞にかかる講師謝礼として、4 万 7,000 円の、計 14 万 7,000 円を計上しました。

85 ページになります。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費につきましては、2,131 万 3,000 円を計上しました。社会教育に関する職員の給与等の人件費など、経常的経費が主なものです。

令和 3 年度と比較し、1 万 8,000 円の増となり、ほぼ同額計上となります。

節 7 報償費の、生涯学習奨励費につきましては、書道やレクレーションダンス、歴史探訪など、12 教室の講師謝金に加え、陶芸の家庭教育講座及び、奥球磨セミナー講師謝金等、合計 113 万円を計上いたしました。また、地域学校協働活動に伴う謝金として、地域未来塾等謝金と地域学校共同活動に伴う謝金の、合計 65 万 5,000 円を計上しました。

86 ページになります。

節 18 負担金補助及び交付金は、各団体等精査し、町婦人会及び町青年団補助金につきましては、10 パーセント減としました。

目 2 公民館費につきましては、1,133 万 1,000 円を計上しました。

公民館館長の、会議謝金と分館管理委託料、その他公民館の維持補修に要する経費が主なものです。

令和 3 年度と比較しまして 3 万 8,000 円の増となっております。

節 7 報償費の、分館花づくり奨励費に、10 地区から要望があり、上限 1 万円の 10 地区分、10 万円を計上しました。

88 ページになります。

節 18 負担金補助及び交付金の、分館施設整備補助金につきましては、3分館からの施設整備の申請により、網戸設置工事、トイレ等修繕などの経費の2分の1を補助するもので、38万9,000円を計上しております。

これからも地域各分館の環境整備を図って参りたいと思います。

目 3 文化財保護費につきましては、3,154万4,000円を計上しました。

指定文化財の保全等に必要な経常的経費が主なものです。

令和3年度と比較しまして、2,838万2,000円の増となります。

増の主な要因としましては、下里御大師堂周辺整備に掛かります、設計業務等委託料、774万2,000円と、工事請負費、2,100万円の合計、2,874万2,000円の要望額を計上したものです。

89 ページになります。

88 ページからの続きで、節 12 委託料の民族文化財記録作成委託料 20万円は、令和3年度からの継続事業であり、これから継承が困難となってくる場合に備えて、町指定無形文化財の映像や楽譜作成など、2年ほどかけて実施していく予定であります。令和3年度事業におきましては、浅鹿野棒おどりの、三味線、太鼓、笛、拍子木などの音楽と、歌の譜面起こしを行いました。令和4年度におきましては、踊りなどの動画制作を計画しています。

下里御大師堂周辺整備工事設計業務等委託料と、節 14 工事請負費につきましては、先ほどの説明のとおり、当初予算として計上しております。

節 13 使用料及び賃借料に、城泉寺トイレ下水道使用料として、2万8,000円を計上しました。令和3年度中に完成しました、新設トイレの下水道使用料となります。

節 18 負担金補助及び交付金に、地域文化財振興補助金として、60万4,000円を計上しました。文化財の管理を行って頂いている各地域、4地区への補助金及び無形民俗文化財保存団体、3団体に交付する補助金、また、町歴史的風致維持向上協議会補助金となります。

目 4 美術館費につきましては、1,426万5,000円を計上しました。

まんが美術館の運営管理、まんがコンクール等に要する経費が主なものです。

令和3年度と比較し、231万5,000円の減となります。

特別展に係る消耗品費の減、及びアーカイブ事業に係るデジタル化作業手数料、広告料の減などが主な要因となります。

節 1 報酬、3職員手当、4共済費、90ページになりますが、節 8 旅費、10 需用費、11 役務費、13 使用料及び賃借料、また 91 ページの節 18 負担金補助及び交付金に、地域おこし協力隊2名分に係る各種人件費、車両に係る費用、住宅借上げ料などの経費を計上

しております。原画資料アーカイブ化、漫画資源活用事業、まんが美術館の展示関係などを行っていただく計画としています。

90 ページに戻っていただき、節7 報償費に、まんがコンクール入賞賞金等として、94 万円、まんがコンクール審査員謝金として、33 万 5,000 円を計上しました。定着しております、風刺漫画コンクールですが、令和3年度においては、544 点の応募がありました。

91 ページになります。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費につきましては、2,434 万 2,000 円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償等、経常的経費が主なものです。令和3年度と比較し、193 万 5,000 円の増となりました。

節7 報償費に、11 名分のスポーツ推進委員謝金として、137 万 3,000 円を計上しました。年間を通じて、スポーツ行事の企画・運営や、地域のスポーツ振興支援などを行っていただいております、郡関係の行事にも協力をいただいております。

92 ページをご覧ください。

節18 負担金補助及び交付金に、公認奥球磨ロードレース大会負担金 360 万円、奥球磨駅伝大会負担金 130 万円を計上しました。残念ながら令和3年度は、両大会ともに、新型コロナウイルスの影響により延期となりました。また、全国スポーツ大会等出場奨励金を、例年の実績等を勘案して、49 万円を計上しました。また、新たに、九州豪雨災害復興祈念として、全国の高校生の選手が対象となる、自転車競技ツアーオブ九州湯前ステージ大会負担金として、150 万円を計上しました。

目2 体育施設費につきましては、2,438 万 3,000 円を計上しました。

体育館、プール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費が主なものです。令和3年度と比較し、1,081 万 1,000 円の増となっております。

増額の主な要因としましては、令和3年度から取り組んでおります、地域活性化起業人事業に伴います負担金と、新たに企画しますスポーツコミュニティ活性化事業委託料の計上によるものです。

節7 報償費に、スポーツコミュニティ活性化事業講師謝金として 20 万円を計上しております。関東圏より講師を招へいする予定となっております。地域活性化起業人制度の特別交付税措置により、2分の1 補助対象となります。

93 ページになります。

節12 委託料には、プール監視業務委託料として 291 万 1,000 円。海洋センター外部清掃等委託料として 56 万 4,000 円。センター管理人委託料として、275 万 5,000 円など、海洋センターをはじめとした、諸体育施設の維持管理に必要な経費を計上しました。

また、スポーツコミュニティ活性化事業委託料として、193 万 8,000 円を計上しました。

地域活性化起業人制度の特別交付税措置の1つで、起業人の方が発案した事業に対して

補助金が交付されるものです。令和4年度において、スポーツで学ぶ防災体験事業、人材育成事業、児童運動プログラム指導者養成講座を計画しております。

今後も海洋センターを軸とした健康教室など、関係各機関と連携を図りながら、継続した住民の健康づくりを進めていきたいと思っております。

94 ページになります。

節 18 負担金補助及び交付金には、地域活性化起業人事業の負担金として、778 万 8,000 円を計上しました。人件費や、先ほど説明しました、起業人本人発案事業経費等、特別交付税措置があります。

令和3年7月に着任いただき、各分館を回る高齢者向けの運動教室や、全年齢を対象とした教室や親子教室、また保健福祉課が行います、介護予防事業などにも協力をいただいております。

目 3 給食費につきましては、2,996 万 9,000 円を計上しました。

給食施設整備の維持管理費の他、給食運営委員の報酬・費用弁償等の経常的経費が主なものです。

令和3年度より、219 万 5,000 円の増となっております。

95 ページになります。94 ページからの続きで、節 12 委託料の、排気ダクト等清掃委託料ですが、例年の清掃に加え、調理場埋め込み型エアコン清掃委託料 65 万 4,000 円を追加し、合計 82 万 6,000 円を計上しております。また、学校給食センター調理業務委託料につきましては、会計年度任用職員制度の導入などにより、賃金格差が大きくなったことにより、引き上げを行っております。勤務される方々の待遇改善及び人材確保につながると思われます。

節 18 負担金補助及び交付金の、学校給食費補助金、329 万 1,000 円は、保護者の負担軽減を図ることに貢献しています。

調理業務の委託体制になって令和4年度で6年目になり、学校給食の運営も安定して参りました。これからも児童・生徒に安全安心で安定したおいしい給食に取り組んでいきたいと思っております。

以上で教育費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時12分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これから、款9は、教育費の質疑を行います。まず、項1教育総務費、項2小学校費、

項3中学校費の質疑を行います。77ページから84ページです。

○2番(西 靖邦君) 80ページの、項2小学校費、節11役務費、1. ピアノ調律等点検代11万5,000円、それと83ページの項3中学校費、節11役務費、ピアノ調律代2万5,000円となっているんですけども、これ予算額の違いというのは、小中学校においてピアノの種類が違うんですか。

○教育課長(中園誠二君) まず80ページの小学校費のピアノ調律等点検ですが、実はこの中に遊具と体育施設の点検料5万5,000円が入っております。ピアノにつきましては、2台分です。83ページのピアノ調律代、これはピアノ調律のみの金額で、音楽室と体育館にありますピアノの調律代となっております。

○2番(西 靖邦君) 5万5,000円と、2台分で5万円ですよ、10万5,000円ですよ、あと1万円はどこに行っているんですか。

○教育課長(中園誠二君) すいません。もう一つオーギーメーターというものの点検料が入っておりました。2万6,000円ですね、以上になります。

もう一回小学校費のほうについて詳しく説明させていただきます。

ピアノ調律料2万4,200円、オーギーメーター点検料が2万6,400円、遊具体育器具の点検料5万5,000円、ミシンの点検8,800円ということで、11万5,000円を計上しております。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○5番(森山 宏君) 1点だけですけども、さっき課長がAEDが耐用年数が超えているからと中学校費の備品購入費で言われました。たぶん相当な公共施設に入れたのは同時期だと思うんですけども、中学校だけが期限切れになったわけでしょうか。

○教育課長(中園誠二君) 予算計上の際に、中学校のほうから、業者のほうから期限が切れていますという指摘を受けたということで、予算計上をしております。他の部分については、まだ確認はしておりません。

○5番(森山 宏君) 業者のほうから指摘されて、それは中学校を点検された業者ということで、中学校だったら、こんどは小学校は良かっかなあとか、教育委員会のは良かっかなあとか、またひっくりめればこの庁舎内のAEDはいいのかなとかいうふうに、一を聞いて十を知るじゃないんですけども、そういうことを考えられますけども、小学校とか、課長がおられるところのAEDは確認はされていないというふうに認識すればいいんでしょうかね。

○教育課長(中園誠二君) はい、今回に関しましては、確認はしておりません。すいません。期限切れているのは、この1台のようです。申し訳ございません。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○2番(西 靖邦君) 同じく80ページなんですけど、項2小学校費、節12委託料な

んですけども、校舎窓ガラス等清掃委託料が小学校 82 万 9,000 円、83 ページの中学校費、節 12 委託料、校舎清掃委託料が 105 万 4,000 円となっております。これは中学校よりも小学校のほうが延床面積が大きいと思いますけども、開口面積も大きいと思います。これの委託料の差はどんな理由になっているんですか。

○教育課長（中園誠二君） 80 ページの小学校費の校舎窓ガラス清掃委託料ですよ、これについては、書いてある通り窓ガラスの清掃だけになります。83 ページの中学校費の校舎清掃委託料は、床、カーペット、トイレ、体育館、全体的なガラスなど、大規模に清掃していただくものでございます。

○2 番（西 靖邦君） 同じように小学校、中学校清掃費がいるんじゃないんですか。なんで中学校ばかり床とか壁とか窓ガラスとかなるんですか、小学校はなぜ窓ガラスだけ計上されているんですか。

○教育課長（中園誠二君） まずですね、この清掃委託料につきましては、1 年毎にエアコンの掃除と、あと先ほど言いました校舎の清掃を隔年でやっています。清掃の内容の違いになってくるかと思われませんが、中学校のほうがより多くの体育館とか、床、トイレ等まで掃除をしていただいているということになると思います。

○2 番（西 靖邦君） 小学校の場合は、児童の方が清掃されているんですか。

○教育課長（中園誠二君） 通常的な掃除につきましては、小学校、中学校におきましても、生徒児童で行っています。これは大規模な清掃と思っていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8 番（金子光喜君） 79 ページの高等学校等通学費補助金についてお伺いさせていただきます。高等学校に通われるときの通学定期代だと思いますけども、何名くらい利用されているのかまずお伺いします。

○教育課長（中園誠二君） 令和 3 年度についてはまだ集計中で、今後も申請が出てくるものと思われま。令和 4 年度当初で上げました予算につきましては、人吉駅が 40 人、人吉駅というのは、人吉高校生の定期になりますと、人吉駅になりますので、肥後西村駅で 20 人、あさぎり駅で 10 名として試算しております。

○8 番（金子光喜君） トータルして 60 名ですよ、じゃあほかの方も通われると思いますけども、あとは自転車であさぎりの南稜高校に通われている方もおられるのかなと思いますけども、いわゆる先ほど教育課長が言われた保護者の方の負担軽減ということで、通学の補助を出しているのであれば、実際自転車で通うときにも、自転車はおそらく 3 年間のうちに 1 回くらいは買い替えなければならぬくらい走るのかなと思います。そのへんの通学の補助という考えであれば、あってもいいのかなと感じるところですけども、そのへんの議論はされなかったのかお伺いします。

○教育課長（中園誠二君） あくまでも通学定期に関する補助ということで考えており

ます。先ほど合計で 60 名になりましたが、実際 70 名程度おられるようですが、保護者の送り迎えが最近非常に多くなっています。というところで、担当のほうで試算した結果で計上しているところでございます。

○8 番（金子光喜君） 例えぼですね、頑張つて僕は、私は自転車で南稜高校まで通いますという子どもがおられたとします。そのときには、その方には全然通学に関するサポートはないわけですよ、非常に列車で通われる方には補助金があるのに、自転車で頑張つて通われる方にはゼロというのはどうかなあと感じるわけですけど、そのへんの議論、今後深めて行かれるおつもりはないのか伺います。

○教育課長（中園誠二君） この名称の通り通学費補助ということで、通学にかかった費用に対する補助となっております。議員が言われることもよく分かるんですが、補助金という性質からして今のところはこれでいくしかないのかなと思っております。

○8 番（金子光喜君） 保護者の負担軽減という言葉がありましたので、保護者の負担というのは、自転車を買うのも保護者の負担ですし、様々に考え方があると思います。頑張つて自転車で通っている子どもたちにも何らかのサポートがあってもいいのかなということをしっかりお伝えして、この質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） それでは続いて、項 4 社会教育費、項 5 保健体育費の質疑を行います。85 ページから 95 ページです。

○3 番（遠坂道太君） 88 ページの社会教育費で公民館費です。負担金補助及び交付金で分館施設整備補助金 38 万 9,000 円につきましては、現状上がっているぶんについて、予算を付けられたということでは言われましたけども、本年度中に要望があった場合の対応はどういうふうにされるのかお願いします。

○教育課長（中園誠二君） 分館施設整備補助金につきましては、予算計上の前に、各分館から要望を受けております。今回上がってきましたのが、先ほどちょっと説明しましたが、3 地区から網戸工事とかトイレ工事、あとテラス・屋根・ドア改修ということで、その費用の 2 分の 1 を補助するものです。議員が言われますように、年度途中で要望が上がった場合は、ちょっと対応ができない、それか、もう急を要するときには、補正対応になるのかなあと思っております。基本的に年度初めに要望を取っておりますので、対応は難しいのかなあと思っております。

○3 番（遠坂道太君） やはり予算計上するときに、上げなければいけないということだろうと思っておりますけれども、やはりこう公民館等の傷み等で、急にしなくてはいけないという部分については、今後検討されて行かれるわけですかね。

○教育課長（中園誠二君） はい、お答えしましたように、急を要する場合については、

補正対応が必要だと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 93 ページの節 12 委託料、スポーツコミュニティ活性化事業委託料 193 万 8,000 円とありますけども、これはスポーツ庁が推進する、スポーツを通じた地域活性化における一貫としての事業なんですかね。

○教育課長（中園誠二君） 議員が言われる事業とは、関係ございません。

○8番（金子光喜君） 86 ページの成人式の苗木代について、お伺いさせていただきま
す。コロナ禍になって、今年と去年ですかね、成人式の植林に関しましては、みんなで
まとまって1～2本の苗木を植えるというかたちで成人式の植樹が行われてきたと認識
しております。本町の伝統の成人式というのは、山に行って、それ相応の本数を頂いて
植樹をするというのが、湯前町の古くからの成人式のあり方だったと記憶しております。
コロナ禍でしたので、この程度の5万円位の苗木の代金で植樹ができたのかなあと
思いますけれども、そのへんの成人式の形は、コロナがもし収まるようであれば、元
のような植林というかたちになるのでしょうか、この金額が私の中では足るのかな
ということを感じておりましたのでお伺いします。

○教育課長（中園誠二君） はい、私も議員が言われることに同感であります。伝統を
引き継ぎ山に行って植林するというのは、私は基本と思っております。この5万円
ですけど、通常大体5万円くらいで苗木の購入をしております。今年の1月、去年の1月
も記念植樹ということで2、3本程度の少し大きくなった木を植えておりますけども、
コロナが収まりましたら、当然、山のほうに登って、ただそれには農林振興課の林務係
のほうの山を準備していただくような協力も必要になってくるかと思いますが、そ
ちらのほうを基準と考えているところでございます。

○8番（金子光喜君） 苗木に関しては、そういったかたちで準備できるのであれば、
しっかり対応していただきたいのですが、もう1点、成人式のときに、苗木と一緒に
標柱を、何年成人式記念植樹と書いた標柱を立てられます。残念ながら木製でやっ
ておられるわけですね、実際、木製ですので、おそらく10年もすると、その標柱は
朽ち果てるのかなと思います。実際、伐期が来る、何年後か知りませんが、大方40
年から50年経ったときに、全然分からないような状態であれば、もったいないの
かなと思います。せっかく成人の記念としてするのであれば、木製の標柱ではなくて、
朽ち果てないようなかたちの石であるとかを考えるのも有りなのかなと感じて
いるところです。実は私たちが20歳のときの成人式の記念植樹をしたときには、
特別に石の標柱を設置していただきました。実は4、5年前行った所が、同じ会
場でしたので、その時の昭和60年の標柱が残っておりました。そういったか
たちで残っているというのは、非常に、その歴史を感じることもできますし、
植えた時の気持ちも繋がっていくのかなと思いますの

で、できれば標柱に関しては、木製ではなくて、後世に残るようなかたちの標識に変えるようなことも考えていいのかなと思っていますので、そのへんも併せてご検討いただければと思います。

○教育課長（中園誠二君） はいありがとうございます。その辺り考えておりませんでした、実は85ページの需要費の消耗品費の中に標柱代ということで、1万2,000円の消費税ということで、1万3,200円が内訳として入っております。今年も公民館の入口に植樹をしたんですけども、職員のほうで、白いペンキを結構厚く塗りまして、そのへんの対策もしているところではございますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 1点だけお尋ねします。94ページの体育施設費ですか、その中で地域活性化起業人負担金というのが700万円程度予算が組んであります。その目的と内容だけをもう少し詳しくお願いします。

○教育課長（中園誠二君） 令和3年の7月1日から着任していただいております、会社名言っていいのかわかりませんが、株式会社ルネサンスから起業人ということで、1名の方着任していただいております。目的としましては、一般企業のプロの方が来ていただき、様々な事業をしていただくということで、現在、湯前町に着任していただいている方には、先ほど言いましたように、各分館をまわる高齢者向けの運動教室や、B&G事業の運動指導を行っていただいたり、親子運動教室とか、あと保健福祉課が行う介護予防事業等の支援も行っていただいております。これが特別交付税措置の対象となりまして、上限560万円の交付税が交付されるものです。

○7番（味岡 恭君） 内容は分かりましたけど、ルネサンスから起業人が来ておられますけども、公民館の指導など、費用がそんなにかかるのかなあと、一部思うものから、これだけの770万円程度のお金がかかるのか、どういうことでそれだけの費用がかかるのか、ちょっとお尋ねします。

○教育課長（中園誠二君） 議員が言われる770万円ほどの金額ですけども、これが着任していただいている方の人件費に充てられるものになっているものです。

○7番（味岡 恭君） 人件費については、会社からの費用負担じゃなかったですかね、当初。お尋ねします。

○教育課長（中園誠二君） 町負担となっております。

もう少し詳しくいいますと、人件費につきましては、企業から支払われるんですけど、それに代わる費用を町が負担するという感じになっております。

○7番（味岡 恭君） 再度確認しますが、一般質問したときには、あくまでも企業からの費用負担ということでございましたよね、今回、そういうふうに、なんかこう急

変するのちょっとおかしいような気がしますけど、もう一度説明をお願いします。

○社会体育係長（工藤陽平君） 今一度ルネサンスさんとの負担金について説明をさせていただきます。議員おっしゃるとおり基本的には起業人さんは、企業に属したまま地域に派遣されるかたちになりますので、人件費につきましては、企業から負担されております。ただ企業によって自治体との締結を行うときの負担金のあり方の考え方がそれぞれ異なっておりまして、ルネサンスさんにおいては、人件費相当額相当を負担金として自治体へ提示をされているところです。ちなみにこの負担金につきましては、総務省事業の補助が付きまして、560万円は、国が負担するようなかたちになっております。簡単ですが、以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 次に、お諮りします。

款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 諸支出金、款 13 予備費を一括して説明及び質疑を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

それでは、款 10 から款 13 まで一括説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 95 ページをお願いいたします。

款 10 災害復旧費について御説明いたします。災害復旧費につきましては、令和 3 年度より 2,121 万円 9,000 円減の 6 億 461 万 2,000 円を計上しました。歳出総額に占める割合は 13.7 パーセントになります。

次に、項・目ごとに説明いたします。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業用施設災害復旧費は、4,002 万円を計上しました。節 10 需要費の修繕料は、豪雨などにおける農業用施設の維持管理のために、土砂浚渫等を早急に対応できるように、当初予算から 200 万円を計上しました。

節 12 委託料の用地測量及び分筆登記委託料は令和 3 年 8 月豪雨により、上溝法面の災害復旧において、安定勾配により構造物を設定するため、一部民地に入るため、用地の分筆測量と登記委託料として 60 万円を計上しました。

また蓑谷ため池災害復旧において、土砂搬出等における家屋への振動による損害を与えることが危惧されるため、工事施工後の損害申し出があった場合に対応できるよう、家屋振動調査委託料 40 万円を計上しました。

節 14 工事請負費 3,700 万円は、内訳としまして、令和 3 年 8 月豪雨により、上溝法面の災害復旧費 2,000 万円と、自然災害防止対策起債事業で対応させていただく工事請負

費 1,700 万円を計上しました。

節 16 公有財産購入費 2 万円は、先ほどの節 12 委託料でも説明いたしましたが、上溝災害復旧工事における用地購入費になります。

次に、目 2 林業用施設災害復旧費は 1 億 7,023 万 2,000 円を計上しました。

令和 2 年 7 月豪雨による、林道 4 路線の災害復旧事業に要する予算になります。

節 8 旅費 23 万円を計上しました。これは令和 2 年 7 月豪雨災害で被災した、林道 5 路線うち夜狩内線、牧良線、宮ノ谷線は路体全体が被災したため、簡素化による災害査定を受けております。令和 4 年度に詳細設計を行った後に直接国へ出向き、変更協議を行うこととなります。そのための出張旅費になります。

節 12 委託料 6,000 万円は、先ほど説明した林道夜狩内線、牧良線、宮ノ谷線の測量設計の委託料になります。この 3 路線の災害査定では、平面図や標準断面図程度の必要最少限の図面による簡素化災害査定を受けております。令和 4 年度に災害復旧工事のための詳細の測量設計の委託料になります。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した、浜川地区内の林道火ノ谷線の災害復旧工事として、1 億 1,000 万円を計上しました。この林道火ノ谷線は令和 2 年度に予算化し、令和 3 年度の繰越予算にて、工事の入札を行ってきましましたが、入札辞退等により、入札不調により工事請負契約に至っていないことから事故繰越の対応にもならないため、改めて令和 4 年度に新規事業として予算化したものです。

次の 96 ページの、目 3 農地災害復旧費は、廃目としましたが、豪雨等による災害復旧事業があった場合には、改めて予算化させていただきたいと思っております。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 96 ページでございます。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費につきましては、3,103 万円を計上しました。令和 3 年度から 1 億 5,107 万 2,000 円の減になります。事業に関する旅費、消耗品費などの経費及び修繕料、工事請負費にそれぞれ計上しました。

その主なものは、節 10 需用費に修繕料として 100 万円を計上しました。応急対応する場合は想定されますので、その際の修繕費用に充てるものです。

次に、節 14 工事請負費に、3,000 万円を計上しました。牧良川等災害復旧工事 2,500 万円、及び単独災害復旧費として別途 500 万円を計上しました。

次に、目 2 道路橋りょう災害復旧費については、3 億 6,333 万円を計上しました。道路橋梁の災害復旧に要する経費を計上するものです。令和 3 年度から 8,075 万 2,000 円の増になります。

災害復旧事務に要する旅費の他、節 10 需用費に修繕料 100 万円を計上しました。河川災害復旧費と同様、応急対応の際に要する修繕料として同額計上しました。節 12 委託料に町道猪鹿倉横谷線の地すべり箇所的设计業務委託料として 480 万円を計上しました。

地すべり本体の対策につきましては国有林内ですので、熊本南部森林管理署において復旧されますが、町道部分については町で施工することになりますので、今後この設計を元に災害査定を受ける予定としております。

節 14 工事請負費には、道路災害復旧工事費 3 億 5,750 万円を計上しました。11 か所の災害現場復旧になります。その内訳になります。町道牧良線 5 本、町道猪鹿倉横谷線 5 本、町道古城線 1 本の災害復旧工事を予定し 3 億 5,050 万円を計上しています。

町道牧良線笹の平橋につきましては、単独費と合併施工するもので、現況から河川の線形を変更し、併せて橋梁の長さを伸ばすことで再度災害防止に資することにしております。また、単独災害復旧分として 700 万円を計上しました。

今後も 1 日も早い復旧に向けて努力してまいります。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、款 11 公債費について説明申し上げます。公債費は 2 億 7,572 万 9,000 円を計上しています。前年度と比べまして 162 万 4,000 円の減です。歳出全体に占める公債費の割合は、6.2 パーセントになります。

臨時財政対策債の償還 20 年ものが多いのですが、今年度 10 年変動金利見直しによるものを見込み、また、全体の地方債の償還元金と利子分をそれぞれ計上しております。一時借入金の利子につきましては 75 万円を計上しています。

97 ページです。

款 12 予備費につきましては、40 万円を計上しております。

以上、歳出の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。項 2 公共土木施設災害復旧費の質疑は、18 日の総括と併せてお願いしたいと思います。

○2 番（西 靖邦君） 95 ページの、款 10 の災害復旧費、目 2 の林道用施設災害復旧費、節 12 の測量設計業務委託料 6,000 万円と非常に高くなっているのですが、先ほど 3 路線の委託料ということをお聞きしたのですが、この 6,000 万円に対して、3 路線の概算金額、3 路線すべてどれくらいの工事金額になるのですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど説明の中で、簡易査定を受けたということで、最小限の図面ということで御説明いたしました。そのときのあくまでも概算の概算になるかと思っております。6 億 2,241 万円程度というふうになっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案調査のため、明日 3 月 17 日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月17日を休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は延会することに決定しました。

次の会議は、3月18日午前10時に開きます。

議事は、当初予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時49分

第 5 号

3 月 1 8 日 (金)

令和4年第2回湯前町議会定例会

[第5号]

令和4年3月18日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第19号	令和4年度湯前町一般会計予算について
日程第 2	議案第20号	令和4年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第21号	令和4年度湯前町下水道事業特別会計予算について
日程第 4	議案第22号	令和4年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第23号	令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 6	議案第24号	令和4年度湯前町水道事業会計予算について
日程第 7	議案第25号	令和3年度湯前町一般会計補正予算(第11号)について
日程第 8		委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会)
日程第 9		議員派遣について
日程第10		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 総務係長 佐藤大

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	高	橋	真	誠
会	計	管	白	川	一	税	務	町	北	崎	真	介
教	育	課	中	園	誠	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	水	赤	池	昌	企	画	観	本	山	り	か
農	林	振	稻	森	一	画	観	光				
興	課	長				課						

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第2回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第19号 令和4年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第19号「令和4年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

これから、先送りにしておりました、歳出、款7土木費の質疑を行います。71ページから75ページです。

○2番（西 靖邦君） 74ページの、目1住宅管理費、節14工事請負費、地域優良賃貸住宅建設工事についてなんですけども、5,850万円ですかね、これ住宅2戸分だと思ってるんですけども、住宅建設費が、坪100万円の予算となっているんですけども、熊本県の民間による木造住宅の平均なのなんですけども、建設単価は木造で平均55万4,000円となっております。全国でも坪59万4,000円です。これはやっぱりいろんな基準があるかと思っておりますけども、耐熱、断熱、耐震補強、全て入っています。バリアフリー、そのへんの単価なのなんですけども、熊本県の民間の1.8倍くらいの価格となっているのですよね、坪100万円といいましたら、そのへんは適正価格なのではなかね。疑問がすごく残るんですけども。

○建設水道課長（赤池昌信君） 住宅建設費の坪単価ということで、御質問ですけども、一応私のほうでも若干調べたりもしたわけなんですけども、現状、湯前町で地域優良賃貸住宅、以前も建設をいたしているところなんです。森重東住宅というのを建設しているところでございます。それとの比較ということで、ちょっと調べてもみたんですけども、何か、その建設費の上昇ということで挙げられるかと思っております。まず1点目が労務単価の上昇ということで、積算上の労務単価につきましては、公表価格が出ておりますけども、その単価につきまして、上がってきていると、数字でいきますと、34パーセントほど上がってきていると、これ大工を例にとりますと、それほど上昇していると、それからもう1点が、木材価格の上昇も考えられるというふうに考えています。現状では、若干落ち着いてきているというような話も聞いていますが、以前と比べまして、スギで22パーセントほど、それからヒノキでありますと50パーセントほど上がっているような状況でございます。それから住宅性能評価への対応ということで、先ほど西議員もおっしゃいましたけど、耐震性でありましたり、省エネ対策とか、そういったものの性能評価に対応するような建設ということで、これ補助事業上、当然しなければなら

ないというようなところで、そういった要因があるというふうに考えております。それから近隣の町村も、地域優良賃貸住宅ではございませんけども、公営住宅ということで、ちょっと坪数は若干少ないんですが、そういった住宅についてもちょっと調べてはみたんですが、やはり 100 万円程度はかかっているという状況があるようでございます。

○2番（西 靖邦君） 先ほど材木等も上がっていると言われましたけども、この上昇率を勘案しても、細部にわたって十分な精査をしていただいたら、落ち着くような金額になるんじゃないかなと思います。それで、発注はまだなんですけど、やっぱり今後、十分な精査をしていただいて、単価を、それで発注していただきたいなと思いますけども、100 万円といたら、100 万円の軽自動車が 26 台並ぶわけです、1 戸の家に 26 台ですよ、ちょっと高いかなという感じもします。今後また十分な精査をしていただいて発注をしていただきたいと思います。もしどの辺が高いかというの、内訳明細書でも提示していただいて説明をしていただけたらいいと思うんですけども。

○建設水道課長（赤池昌信君） まだ発注まで、今、設計委託中でもございます。先ほどの労務単価等の見直し自体の変更はできませんけども、その他の点で、当然コスト縮減ということで、見直せる部分については、中身をもう一度精査しながら、見直し等はしていきたいというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 72 ページです。土木管理費の中の土木総務費、18 負担金補助及び交付金で、国道 219 号の上里工区の今の状況、2 年程の県の状況ですね、把握しておりませんので、現状どのような状況になっているのか、それにつきまして御説明願いたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） この 219 の整備につきましては、以前から県のほうでしていただいているところでございますけども、まだ用地交渉が済んでいないところというのがございます。その用地については、まだ交渉中というところになってはいますけども、そのほかの用地買収が済んでいる部分については、県のほうで 1 回は、発注をしていただいているところです。ただ不調であったということで聞いているところです。まだ準備して発注がなされるというふうには聞いているところでございます。

○3番（遠坂道太君） この用地交渉につきましては、長年ではなかうかと思うんですよ、相当経っているんじゃないかと、何か要件等、なぜ用地交渉ができないだろうか、その要件等について何かあるんでしょうかね、お尋ねします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 用地交渉自体は、県のほうで随時やっていたいただいているところです。様々な状況と、なかなか折がつかないのかなあというふうには思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 年数も経っているもんですから、県のほうとか、国のほう、私たちが要望等をしているんですが、土地の交渉について前の方に進んでいないという状

況がありますんで、その点について町長どう思われますか。

○町長（長谷和人君） 今、御質問いただいているぶんですけども、これまで本町のほうも用地交渉の関係につきましては、職員が立会いながら協力を行ってきているところでございますが、何せ相手があるわけでございます、その補償額、それと、なぜうちが協力せんといかんのかと、それと遠隔地というところも実はございます。そういう様々な条件が入り乱れて、代替案あたりも実は提示したところもあるんですけども、うまくそれに噛み合っていないというところで月日が経っているというところでございます。私のほうも球磨振興局の土木部長とも何回もお会いして、そこのお話しもさせていただいているんですけども、なかなかやっぱりうまくいっていないということで、連絡を常に密にしながらお願いしていくというところで、いまの状況になっているというところで御理解をいただければというところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 相手がおるということは、相手が納得していないというふうにも私も理解しております。やはり納得するような、全部のんでしまうことありませんけれども、長年経っておりますので、ある程度早めに交渉できる方向を検討していただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 73 ページの下町橋についてお伺いさせていただきます。地元でございます、非常に下町橋に関しては、幼い頃からの思い出もありますし、思い入れも熱いわけですけども、今回工事されるわけですけど、ざっくりとですけど工法についてもお話しがあったように聞いております。実際、どうかたちで対応されるのか、できる限り分かる範囲で詳しくお伝え願えればと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 下町橋の補修の方法ということで若干述べさせていただきます。まず現状としまして、壁石、横の壁となる石が破断なり、亀裂が入ったり、それから基礎の部分についての欠落であったりということあるということで、現状、危険な状態であるということで、現在、通行止めをさせていただいているところでございます。補修につきましては、まず仮設が必要になって参ります。河川に降りる仮設の道路、それから橋を支えます構成支保工を組みまして、仮設を設置すると、それから壁石等撤去しまして、輪石（アーチ）の部分についてアンカーピンなどで補強し、その後壁石を積みなおして、中詰め材も詰めなおすということをして復旧をするということで、その後に橋面（橋の上）の舗装ということに、順序的にはなっていないかと思っております。

○8番（金子光喜君） では、石橋というかたちで残るわけでしょうか、そのへん確認させてください。

○建設水道課長（赤池昌信君） ほぼ現状のようなかたちで残るということになるのか

と思います。

○8番（金子光喜君） 耐久性とか、今後の水害、大水のときとかしっかり対応できるようなかたちで補修していただくのが大事だと思います。現状、通行できておりませんので、地域の住民の方も不便を感じておられるかと思います。早い段階で通行できるようになるのが望みですが、しっかり今後も下町橋が下町橋として残っていくようなかたちで対応していただくことを希望します。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 73 ページの、河川総務費で、委託料で、河川敷内支障木伐採委託料ですね、これにつきましてはお尋ねいたします。この事業につきましては2年目だというふうに思いますが、今年度はどこになるのかお尋ねします。また昨年度は確か中猪の都川をされたというふうに思いますが、その延長であるのか、それにつきましてお尋ねします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 令和3年度におきまして、一応伐採ということで、予算を計上させていただきまして、中猪の都川、中溝頭首工付近から上流部分ということで、支障木の伐採をさせていただいたところです。ただ若干不十分などといいますか、その後に倒れ掛かっていたりしているところもございますので、そういったものについては、優先的といいますか、先にさせていただければと思っております。それから上流部分につきましては、そういった支障になるようなところがあればやっていきますということで、以前は答えさせていただいたところです。現状では、上流部分につきましては、そこまで河川に支障が明確になっているところはないのかなというふうには思っておりますけれども、また出水期前にもちょっと調査をさせていただきまして、支障があるということであれば、そういったところの伐採というのは、させていただきたいというふうに考えているところです。

○3番（遠坂道太君） 蓑谷ため池ぐらまであるわけですね都川、もしそこまでののであれば相当かかるかなというふうに思うんですけども、やはりこう支障のあるところは確認をしながら今後取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 74 ページですけども、項5の住宅費、節12委託料、住宅維持管理業務委託料で122万9,000円ですかね、上がっていますけども、これ対象戸数は、何戸ですかね、それとまた委託内容、委託業務内容といたしましたら、その入居者対応業務とか、施設管理業務、定刻報告業務なども入っているのですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 住宅維持管理の業務委託料ということで、122万9,000円を計上させていただいております。計上してある中身につきましては、先ほど住宅管

理人業務、それから住宅敷地内の作業委託等が入っているところです。それから本年につきましては、火災警報器の取り付けについても、この委託料の中に入れていただいております。

○2番（西 靖邦君） 対象戸数は何戸ですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 町営住宅、公営住宅含めて、すべての、町が管理する住宅ということで、166戸になろうかと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 73ページの道路維持費で、町道新村線の歩道整備工事に伴う補償金ということで、これにつきましての内容を、もう一回説明いただければと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 補償費ということで、2,200万円を計上させていただいております。これにつきましては、建物の補償1棟分でございます。

○3番（遠坂道太君） あすこ青木の倉庫から入って、橋を渡ってから、右側の家ですか、左側の家ですか。かかるのは。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

○建設水道課長（赤池昌信君） 先ほどの質問につきましては、相手方があることでございますので、今回は、ちょっと答弁は控えさせていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 次に、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。96ページです。

○議長（倉本 豊君） 質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について御説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

款1町税につきましては2億6,115万8,000円を計上しました。前年度と比較して、2,541万3,000円の増額です。歳入に占める割合は5.9パーセントになります。

項1町民税、9,430万3,000円は、個人分、法人分ともそれぞれ、令和3年度調定実績に基づき計上いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響、個人また事業経営への影響、を考慮し、95パーセントで見込んでおります。

項2固定資産税は、1億2,682万1,000円を計上しました。

項3軽自動車税は、1,783万8,000円を計上しました。

12ページです。

項4町たばこ税は、令和3年度の調定実績により2,176万6,000円を計上しました。

款2地方譲与税から、13ページの款9地方特例交付金までは、令和4年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に試算、実績見込みにより計上しました。なお12ページの森林環境譲与税については、令和3年度から増額の計上となっております。

款10地方交付税は、16億5,000万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、37.3パーセントとなっております。

国が示す令和4年度地方財政計画において、地方交付税の対前年度比、0.6兆円上回る18兆円を確保される計画となっておりますことから、令和3年度当初予算よりも上向き程度と見込み増額計上いたしました。

14ページです。

款12分担金及び負担金につきましては、430万円を計上しました。前年度と比較して、417万2,000円の増額でございます。

農林水産業費分担金の深田2地区排水路改修事業受益者分担金を当初予算から計上したことによる増額でございます。

項2負担金、目1民生費負担金、541万2,000円は、保育所広域入所、湯前保育園入所児童の保護者負担金等を計上しました。

款13使用料及び手数料は、5,340万2,000円を計上しました。前年度と比較して87万8,000円の増でございます。歳入予算に占める割合は1.2パーセントです。

項1使用料、目1総務使用料、インターネット使用料2,184万円を計上しました。

目4土木使用料の町営住宅使用料は、2,681万5,000円を計上しました。

項2手数料、目1総務手数料は、戸籍住民印鑑証明ほか美術館観覧料まで、令和3年度の収入調定の実績によりそれぞれ計上しました。

15ページです。

款14国庫支出金は、6億7,785万4,000円を計上しました。前年度と比較して、1億3,320万8,000円の増であります。歳入予算に占める割合は、15.3パーセントです。主な増額の要因は、社会資本整備総合交付金、及び災害復旧事業国庫支出金の増でございます。

目1民生費国庫負担金は、子どものための教育保育給付金6,430万8,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金8,384万4,000円を計上しております。16ページですが、見

童手当国庫負担金 3,016 万 2,000 円、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金 832 万 6,000 円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金 2 億 7,276 万 7,000 円を計上しました。

次に、項 2 国庫補助金は、目 1 総務費国庫補助金、歳出の電算情報管理費で計上した子育て・介護・被災者支援に係る申請をオンライン化するための構築費用へのデジタル基盤改革支援補助金 115 万 5,000 円のほか、地方創生推進交付金など計上しました。

また、目 2 民生費国庫補助金のうち、子ども子育て支援補助金 2,566 万 3,000 円は、保育園と認定こども園関係と学童クラブに関する国庫補助金を計上しました。

次に、目 3 衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等国庫補助金 586 万 5,000 円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業分が主なものでございます。

目 4 土木費国庫補助金は、歳出の土木費ですが、道路橋りょう関係の工事費への社会資本整備総合交付金 1 億 475 万 5,000 円、駅前住宅建設費への社会資本整備総合交付金 2,396 万 8,000 円、17 ページです。下里大師堂補修工事への街並み環境整備費補助金 1,437 万 1,000 円をそれぞれ計上いたしました。

款 15 県支出金につきましては、5 億 5,077 万 4,000 円を計上しました。前年度と比較して 1 億 3,046 万 5,000 円の増です。歳入予算に占める割合は、12.5 パーセントです。増額の理由は、農林水産業費県補助金の増によるものです。

目 1 民生費県負担金は、1 億 2,557 万 9,000 円で、子どものための教育保育給付費県費負担金 3,222 万 1,000 円をはじめ、熊本県障害者自立支援給付費等負担金ほか、国保保険基盤安定制度負担金等、それぞれの県負担金を計上しました。

18 ページです。

項 2 県補助金は、目 1 総務費県補助金 4,906 万 7,000 円です。その中で球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金 4,432 万 3,000 円は、歳出で説明しましたが、令和 4 年度に整備する防災ラジオ整備事業の財源には緊急防災減災事業債を借り入れますが、後年度の償還金に 70 パーセントの交付税措置、残る 30 パーセントが町一般財源となります。熊本県は、この 30 パーセント分に対して 3 分の 2 の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金交付いただけることになっておりますので予算化し、歳出のほうで減債基金積立金に計上いたしました。

目 2 民生費県補助金 4,831 万 8,000 円です。その中で、社会福祉費補助金の民生委員活動助成費補助金 16 万 3,000 円のほか、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、そして、児童福祉費補助金は、熊本県多子世帯子育て支援事業補助金 120 万 6,000 円ほか、放課後児童健全育成事業費補助金など、子育て支援の事業への県補助金を計上しました。

19 ページです。

目 4 農林水産業費県補助金 3 億 1,262 万 6,000 円は、令和 3 年 8 月豪雨による潮山地区

の災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業費の県補助金 1,642 万 9,000 円を計上し、20 ページです。農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金 2,691 万円は深田 2 地区排水路改修事業分のほか、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金を計上いたしました。

林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金 2,473 万 4,000 円ほか、林業・木材産業施設等整備事業補助金 1,752 万 4,000 円、令和 2 年 7 月豪雨の林道災害分の林業用施設災害復旧事業補助金 1 億 5,472 万 6,000 円を計上しました。

21 ページです。

項 3 委託金は、権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務委託金 450 万円ほか、統計調査費委託金、参議院議員選挙費委託金などの県委託金を計上しました

款 16 財産収入は、2,229 万 5,000 円を計上しました。

項 1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入、財政調整基金ほか各基金の利子を計上しております。

22 ページです。

項 2 財産売払収入の生産物売払収入として木材売払収入の 1,900 万円を計上しました。

款 17 寄附金は、一般寄附金にふるさと納税、企業版ふるさと納税合わせ 3,300 万円を計上いたしました。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 4,300 万円を計上し、目 2 公共施設等整備基金繰入金 4,342 万 2,000 円は湯楽里高压電気設備改修工事に充当するものです。目 3 地域福祉基金繰入金 635 万 6,000 円は福寿荘改修工事の町補助金に充当するものです。23 ページです。目 4 ふるさと応援基金繰入金 1,442 万円は、住宅、空き家リフォーム補助金等のふるさと寄付金の活用事業に充当する繰入金を計上いたしました。

款 19 繰越金は、前年度繰越金 1 億円を計上しました。

款 20 諸収入につきましては、2,334 万 4,000 円を計上しました。

24 ページです。

目 1 雑入、予防接種等徴収金 62 万 9,000 円は、基本健診、がん健診など各種健康診断の負担金収入を計上しました。そして、節 3 雑入 1,851 万 9,000 円は、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金 594 万 2,000 円のほか、B & G 財団の防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業支援金 300 万円、J T の森造成事業助成金 157 万 6,000 円ほか、J R 九州商事の森造成事業負担金、などが主なものでございます。

25 ページです。

款 21 町債につきましては、8 億 1,440 万円を計上しました。前年度と比較して、4 億 3,509 万 6,000 円の増であります。歳入予算に占める割合は、18.4 パーセントとなっております。

主なものは、臨時財政対策債 2,200 万円、緊急自然災害防止対策事業債 2 億 1,680 万円、情報通信整備事業債 2 億 4,650 万円ほか、農業債、土木債、教育債、災害復旧債をそれぞれ計上いたしました。

8 ページにお戻りください。

第 2 表 地方債です。歳入の町債で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載いたしております。

2 ページです。

第 3 条 一時借入金の借り入れ最高額の設定です。3 億円としました。

第 4 条 歳出予算の流用です。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用する場合の定めでございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用できるというものです。

98 ページ以降に附属書類等を付けております。説明は省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、ただいま説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 12 ページの森林環境譲与税の増加した理由について、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 森林環境譲与税につきましては、段階的に上げていくということになっております。その段階の年が令和 4 年度となっております。

○2 番（西 靖邦君） 11 ページの目 1 固定資産税、節 1 現年課税分、1. 家屋 5,128 万 9,000 円ですけれども、これは増改築された家屋等は評価替えされた予算なんですか。

○税務町民課長（北崎真介君） はい、そのとおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4 番（椎葉弘樹君） 14 ページのインターネット使用料 2,016 万円についてお尋ねします。これは毎年度確認しているところで、その使用料の損益分岐点を越えた部分については、基金を設けていただいて、そこに入れていっていたという経緯があります。今回、損益分岐点が 380 としますと、現在が 520 ほど契約があった場合、約 500 万円の利益が出ることとなります。今回この 500 万円の利益分はどのように活用する考えでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 歳出のほうにも基金の積み立てをしております。その分

も含めて、今後の情報通信のシステム整備等々に充てるような基金の積立のほうに、蓄えをしたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 確か歳出の31ページ辺りに、基金の積立があったんですが、その中には、この情報通信関連の整備基金の積立金というのが計上されておられませんでした。これは計上する考えなんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 基金については、またインターネット使用料の状況を見ながら、その歳入歳出といわれるような損益分岐点を含めまして、積立できる状況を見ながら補正のほうでも精査しながら積立をやっていくというふうな考えでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ある程度試算ができるわけですので、この収益分は、やはりインターネットの事業に関する活用というのをしなくてはいけないと思っております。あと令和5年になりますと、民間へのインターネット契約への移行ということで、この使用料というのは、令和5年度、間違いなくマイナスになってくると思います。そのためにもしっかりと基金に蓄えておく必要があると思っております。町長、この基金の蓄えの考え方について伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今後もしわゆる個々の整備を成します今度の新事業のほうにも、その財源の充当にも、償還の充当にも、その財源を使わせていただくということで、今後も活用させていただければということで思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 令和4年度で光ブロードバンドの整備事業と防災ラジオの整備事業、約4億6,000万円ほど予算を計上されています。それについては、先ほど防災減災のソフト事業であったり、町からの町債からも出していくと思うんですが、その辺りの歳入と歳出の割合というのが、ちょっと見えていないなと、歳入の部分が見えにくいなと思ったところもあります。ただ令和5年度は、確実にインターネット使用料というのは、契約が切り替わっていくわけですので、減っていきます。そうするとマイナスになるわけですね、だからそのマイナス分をじゃあ令和5年度の予算でどこから支出するんですかという、私はこの基金とかを活用して支出していった方がいいのかなとちょっと考えていたもんですから、そのあたりの基金の活用の仕方等は、やはり当初予算から考えておく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今後、先ほど言いましたように新しい事業の展開をするということで、3年後には償還が始まるので、その財源にもこの蓄えを使いたい。もう一つは、いまおっしゃった、いわゆる減収になってくると、インターネット使用料が減るから、その維持費のために、この基金の財源を使ったらどうかというのが、いま椎葉議員のお話ではなかったのかなと思いますので、それを使わせてもらおうかなというふうにも思います。はい。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） そうした場合に、今回の令和4年度の当初予算では、この情報関連の整備事業の基金の出し入れが全く書かれていません。やはりある程度、この基金の活用とかも今後考えていく必要があると思っていますので、当初予算では計上されてなかったもので、今後しっかりとそのへんの活用方法について、計画的に使っていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 22ページの財産収入、木竹売払収入について質疑をいたします。今回は、約16ヘクタールで1,900万円を計画されております。例年のない面積だと思っております。質疑の趣旨は、伐採面積を増やしていただけないかという趣旨でございます。理由を申し上げますと、R2年から新型コロナウイルス感染拡大のなかで、世界各国でテレワークが普及したこと、アメリカ、中国等で住宅需要が急拡大したため、世界中で木材の奪い合いの状況で今現在あります。そこで世界各国が、ロシアの世界の森林面積の5分の1を占めるロシアに注目をしておいたわけですが、そのロシアがウクライナ侵攻によりまして、世界各国から制裁を受けております。そういう意味で、期待していたロシア産の木材製材品、これの輸入ができなくなったということで、今年の早々にウッドショック、いわゆる木材価格が上昇するのではないかという報道がなされております。そこで町長、木材価格の高騰は、もう目に見えております。これをチャンスと捉えて伐採面積を増やす考えはないか、見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 伐採計画関係につきましては、昨日、町有林伐採検討委員会を、今年度の最後の会議を開いたところでございまして、本町の町有林の経営状況から、経営面積の状況、それとこれまでございました、いわゆる伐採計画の当初のぶんがあったわけでございますけれども、それを実は見直させていただいて、お話を伺ったところでございまして、そのぶんの中を今回は、伐採につきましては、増やしていくという考え方で、実は答申、お話をいただいたところでございました。ただこの伐採に伴います支障の要件が5つほどございまして、それをクリアしたなかで、今後5年間について、し伐を行っていくというふうなところでございますので、いまお話いただいた件については十分反映しながら今後は、町有林の伐採を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 昨年の質問で町長は、いわゆる林業事業所のマンパワーですね、働く人が足りるかとか、災害を心配しているといった説明をされております。その件については、会議ではどのような協議が為されているのかお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 会議の内容は伐採のほう、当然、伐採した後の造林関係が出てきます。そのなかでも造林関係のほうで、特に夏場ということで、下刈りも含めまして、厳しい状況にあるということで、現場のほうでは午前中だけの従事というふ

うな話が出てきております。従事される方、従業員の方といたしますか、そちらの方につきましては、なかなか募集しても来ないという状況があるということで、そこらへんを充実させながらできればなという話が出てきております。ただこの伐採計画のなかで、具体的に細かい話は出てきておりませんが、現状はそういうところでお聞きはしているところでございます。

○9番（山下 力君） 私も林業に詳しい人が先輩におられまして、いろいろ日頃から話を聞いておるんですけども、いわゆるそのマンパワー不足ですね、働く人が不足する場合、いわゆる立木処分の入札をして、落札された業者と町との契約ですね、これちょっと工夫したら、マンパワーの不足は解消するのではないかという話もされております。そういった意味で、いまその落札業者との契約で、いわゆる工期、それから代金について現状をお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 入札後、契約につきましては、すいませんちょっと資料を持ち合わせておりませんが、1週間か10日以内だったと思います。伐採を完了するまでの契約、これが3年以内で決めていたかなというふうに思っております

○9番（山下 力君） 売買の入札の結果、代金は、いつ町のほうに納めてもらう契約になっているんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 代金の納入は、落札決定後30日を超えない範囲で納めていただくというふうになっています。

○9番（山下 力君） それで町長、いわゆる伐採面積を増やす。まあいくら分らないですよ、増やして、いわゆる工期ですね、工期を3年を、5年、10年と延ばしてやったら落札業者も自分の能力で、伐採計画を立てながら、あるいは木材高騰の価格を考えながら仕事ができると思うんですよ、ですから町長が、前心配されておりました、そのマンパワーの不足問題については解決するのではないかというふうに思いますし、この伐採後の再生林含めて、育林ですね、これは湯前町独特の、JTさんとか、九州商事さんですかね、取組がっておりますので、これも他町村にはない事業に取り組んでおられますので、そういった面も解決するのではないかと思います。それと災害関係、これも先輩に聞いたんですけども、いわゆる通常の切り方ではなくて、いわゆる強度間伐といたしましたかね、そういったことをやることによって、その災害等からも十分対応できる伐採ができるというような話も聞きましたので、今回の材の高騰をチャンスと捉えて、この自主財源に乏しい湯前町の財源確保に努力をしていただくことを期待して、質疑を終わりたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今の山下議員のお話のちょっと前段のほうで触れさせていただきたいんですけども、先ほど課長が答弁しましたように、代金につきましては、30日以内に納金していただくんですけども、これまでも3年という縛りがございましたので、

それを最大限に活用させていただければというふうに思っております。加えまして、できる限り施業計画がございますので、植林の場合につきましては、当然補助金が活用されますので、計画的な施業も行わなくてはいけないという部分もございますので、そこも適正にやっていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。加えまして昨日ちょっとお話が出たのが、入札に関しましての件につきましても実は出ました。広範囲にわたって、うちの場合一般競争入札を使っているところでございますけども、できるだけ地元、人吉球磨管内で盛んでございますので、そこらへんも少し配慮が必要ではないかというふうなお話もいただいたところでございますので、できる限り地元の林業事業体のほうを育成するという立場もございまして、そこらへんも考えながらやっていきたいと思っております。最後におっしゃいました実財源の乏しいところでございまして、経済林でございまして、私としてはなるべく伐採して、財源を得たいというところでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

質疑があれば、あとは総括でお願いします。

98 ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて、予算案全体にわたって補足又は総括しての質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） 64 ページの農業振興費で、農業公社運営補助金 300 万円につきまして、お尋ねします。先日、椎葉議員、山下議員からも質問がありました、農業公社は今後、公益性を重視した取組を行ってリスタートされるわけですが、公社の円滑な運営を図ることを目的として補助金を投入されるわけですが、人・農地プランを進めていくなかで、5 年先、10 年先、将来、町の農地を農地として残すための補助金ではないかと私は思います。そこで町長にその旨の答弁を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、遠坂議員から農業公社の必要性についてということで、いま頑張れということで、私聞こえたところでございます。私といたしましては、まずこの農業公社の必要性につきましては、平成 23 年度に湯前町議会農業問題調査特別委員会というのがございまして、結論が報告されたところでございました。このなかで湯前町農業に関する諸問題として、危機意識を共有し、耕作放棄地対策等のため、地域経営の感覚を持つ農業公社を立ち上げることへの、理解と支援をしていくという合意のもと、そして機動的に対応する中核組織となるよう期待すると結論に至ったということで、私

はこの根拠を今後ともしっかりと方向性を持って、確認して運営していきたいというふうに思っております。そしてこの根拠に基づきまして、湯前町におきましては地域の課題でございます農林業を中核とした地域農業の維持と、総合的な地域の活性化を図るため農地保全や、町による地域環境資源を次世代に継承する役割、並びに町の生き残りのための産業を創出することを目的として、一般社団法人湯前町農業公社が設立したというふうに思っております。その理念を私どもしっかりと持ちながら、4月からのリスタートを行っていきたいというふうに思っているところでございます。議員の皆さま方も、ひとつ御協力、御支援を、私からもお願いするところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 款4衛生費の際に、西議員から質問がございました休日当番医の件数について報告します。人吉市医師会所属の39のうちの37件、球磨郡医師会所属の26件、合わせて人吉球磨で63件が人吉球磨の休日当番医となっています。それから併せて薬局が57件となっています。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 湯楽里への経営支援についてお尋ねします。町長の施政方針において経営安定の更なる支援が必要ということで、予算編成方針の中でも経営持続化の支援を検討するということが言われました。これは具体的にいうと、どのような支援をお考えなんでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ページは、何ページか。

○4番（椎葉弘樹君） 大体70ページ前後なんですけど、これは当初予算に予算がないもんですから、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今回、当初予算の中には反映させていないんですが、現在、新型コロナウイルスによりまして、湯楽里におきましても大変厳しい経営状況が続いているというところでございます。これを受けまして、これまでも支援策を講じさせていただいておりますが、R4年度の4月におきまして、コロナ交付金の第3次を活用させていただきまして、その施策をちょっと講じさせていただけないかということで考えております。そのお話を、この施政方針の中で述べさせていただいているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと予算編成方針の中で関連で、グリーンパレスの周辺整備ということも言われておりました。これもコロナ交付金の中での検討となってくるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は、定期の全協の中でお示しさせていただこうかなと思っておりますけども、R3年度におきまして、交付税等が上回ってきているところでございます。追加の交付税があっておりますので、これの財源を活用させていただくことと、併せましていまコロナの分がございましたので、これによってちょっと整備をさせてい

ただけないかと、ソフトとハードをちょっと整備したいというふうに考えているところ
でございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと最後の関連で、ワーケーションとサテライトオフィスとい
う話も出ていました。ワーケーションについてお答えいただきたいんですが、これも湯
楽里関係だとは思いますが。このワーケーション、施政方針と予算編成方針に出てきてお
りましたので、どのような取組をされるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 近年、このワーケーション、コロナ禍におきまして、
どの企業も結構関心を示しているところです。本町におきましても、湯楽里周辺、グリ
ーンパレス周辺を活用したワーケーションができないものかと考えております。それは
湯楽里の稼働率の上昇、これも狙って行くところで、更には当初の目的であります、ワ
ーケーションの目的であります企業さんの誘致、これにつなげていきたいと考えており
ます。まずは、そういったワーケーションなるものをどのように活用できるかというこ
とを、実証実験をやりながら今後の展開につなげていきたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 42ページの13諸費で、職員研修費200万円についてお尋ねしま
す。先日西議員からも質疑がありましたが、課長からの答弁は、職員の初級、中級、上
級のレベルによる研修を行うとのことでしたが、全国的に人口減少や価値観の多様化で、
ますます厳しくなる地方行政であります。行政事務専門職等のスペシャリスト職員養成
を行う考えはあるのか、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 実はこの人事関係につきましては、第1弾として、私としまし
ては、富安副町長を県からこちらに派遣していただいておりますということでございまして、
今後、災害復旧等も、1年、2年いたしますと目途が立って参ります。その間におきま
しても県との人事交流あたりも行いたいというふうにも思っておりますのでございませ
ぬので、この点につきましては、いまスペシャリストというふうなお話もあったんですけ
ども、自治大学も長らく出ていないということでございますので、そこらへんも焦点に
合わせながら資質アップ、そこらへんも担っていけばというふうには思っております
でございます。

○3番（遠坂道太君） 今後やはり多様化するなかの地方自治でございます。やはり精
一杯の議員のほうもやっぱり勉強をしなくてはならないと思っておりますけれども、特にやは
りこう業務に携わる職員の方も専門的にできるような立場がある職員も、今後検討され
てはと思っておりますのでございます。

○税務町民課長（北崎真介君） 先日の予算審議のなかで、税務総務費の西議員の質問
で、税務総務費の4,732万円は町税に対して妥当な数字なのかという御質問でした。一
応そういったところで調査をしてみまして、今のところここで考えところは、税務総務

費に限って、やはり町税に対する割合をみて妥当かどうか、ちょっとほかの団体との比較においてはちょっと難しいところがございます。ただ、目1の税務総務費と目2賦課徴収費で、分類整理されている人件費等を含む経費がちょっと違うからでございますので、それを合わせた項2徴収費全体で比較いたしますと、結果的には近隣町村では、ほぼ変わらない状況でございました。ただ都市部に行けば行くほど、その割合は下がってきております。それは徴収費が割合が少ないというよりも、逆に税金の方が高くなってきていると、都市部の場合は、地価も高うございます。建物も多く、高所得者が多いということで、税収そのものが大きいということでございます。そういったところで、本町の場合は、近隣町村、また山間部の町村と比較しますと、あまり変わらない状態ということでありまして、また本町でも、他団体でも計上している人件費や各税のシステム使用料、委託料のほかに物品費など、必要不可欠なものだけを要求しております。それが査定でも削減されるわけございまして、最低限のところ計上しているつもりでおります。本町としては妥当な数字と考えております。よろしく申し上げます。

○2番（西 靖邦君） 先ほど課長がおっしゃったように、都市部と町村部ではやっぱり税収の差がありますので、当然、職員一人ひとりの税額に相当の差があることはよく分かっています。一番大事なのは、やっぱり最小の徴収費で、最大の税収を徴収していくように、行っていただきたいなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 107ページの債務負担行為についてお尋ねします。ここに4つの指定管理分がありまして、そのうち駅前にある避難防災交流施設、あとレールウイングの指定管理料が、令和3年度から比べますと、上限値が180万円ほど上がっております。この上昇した理由についてお尋ねしたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 一つは人件費ですね、これが最低賃金等の上昇に伴いまして単価が上がって増額になったということが一つございます。それから需要費関係、こういったものも少し上がっております。例えば細かく申し上げますと、ユートピアにおきましては、ちょっとトイレ等の消耗品ですね、こちらのほうがちょっと不足するような経常的な経費が、今後見込まれるということが分かりましたので、そういったところで調整をさせていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 令和3年度と比較しますと、その2施設なんですけど、令和2年度の指定管理料の上限から見ますと、大体344万円ほど増えることになっております。特にユートピアのその避難防災交流施設とグリーンパレスの指定管理料、これが前回の指定管理の契約よりも300万円以上上昇しておりまして、こういったのもやっぱり人件費が嵩んできている等が原因なんですか。

○企画観光課長（本山りか君） すいません私も計算をきちんとやっておりますので、

調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○4番（椎葉弘樹君） あと2枚めくっていただきまして、歳出の構成比がございます。中を見ますと、補助費等の構成比が21.4パーセントということで、過去最大となっております。これは過去遡っても20パーセントを超えるのは初めてのことかと思っております。この補助費の増大要因というのはなんでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 一つはインターネットの民間委託については、補助金のほうで組ませていただいております。これが2億4,000万円ほどになっていますので、ここが一番大きいかなと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 予算説明資料の中に、町独自の補助金一覧というのを出示いただきました。これ作るの大変だと思うんですが、それには事業費補助と運営費補助の仕分けであったり、周期、いま何年目、何年の分の何期目とか、その周期の分の設定であったり、そのへんの情報、年度推移、年度推移はいま3年間の分しか出してないんですが、そういったところも今後、補助費の見直しというのにも必要になってくるんじゃないかと思っております。ぜひその予算説明資料にあったようなのに、ちょっと肉付けをしていただいて、周期を設定したり、事業費補助、運営費補助というのを分けて掲載していただき、これ議会と一緒に、この補助金の見直しを進めていただきたいと思います。思っているんですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） いま付属資料的な部分のところを追加してでも説明資料の中に入れてくれないかという御質問でございましたので、持ち帰ってそこらへんについては、どこまで書類が、かなり当初予算のなかでも資料が膨大でございましたので、そこらへんの手数も必要になってくるかと思っておりますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） いま言ったことは、すぐというわけではなくて、令和4年度の中で、第7期の行財政計画も進むわけですので、その中でも含めて、この補助金の抑制というのもしていかなければならないのかなと思っておりますので、ぜひその判断材料となる資料の提示を頂きたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 94ページの給食費についてお伺いさせていただきます。給食業務が外部委託されるようになって、以前と若干環境が異なるかと思っておりますけれども、現状コロナの状況がどうなるのか読めないなかで、もし調理員さん等の感染が想定されたときには、こういった対応を想定されているのかということをお伺いしたいと思います。ほかの自治体では、給食が止められたという報道も聞いておりますので、何らかの準備といたしますか、対策を講じておく必要があるのかなと感じているところです。そういうところで現状の対応についてお伺いさせていただきます。

○教育課長（中園誠二君） はい現在、企業のほうと契約を結びまして、委託のほうで進めさせていただいております。現在6名の少ない人数で勤務していただいているんですが、そういったかたちで、感染とか、それ以外の欠員が出たときには、企業のほうで補充をしていただくものと思っております。

○8番（金子光喜君） もしですけども、本町の役場でもそうでしたけども、周りにおられた方が接触者とか、そういうかたちで指定された場合、どうしても全体が作業ができないような環境というのもあるのかなと考えられますので、そういった場合にどういう対応を想定されるのかということをお聞きしたわけです。実際、本町のがけ崩れ等で断水したときには、簡易給食とか、パンと牛乳とバナナぐらいでしたかね、対応されて、保護者の負担を軽減した経緯がございましたので、何らかの、いわゆる危機管理という部分で、想定されておく必要があるのかなということで、質問させていただきました。

○教育課長（中園誠二君） はい、ありがとうございます。例えば勤められている方が濃厚接触者、例えば全員がなった場合には、先ほど企業のほうで補填していただくと言いましたけど、6人全員分可能なのか、そのあたりのほうは確認はしておりませんが、そういった場合、最悪の場合は、給食が停止してしまうようなことも考えられるのかなと思っております。帰りまして、そのあたりちょっと協議をしたいと思えます。

○3番（遠坂道太君） 金子議員の給食費のつながりで、学校給食の補助金につきましてお尋ねします。現在、学校給食は小中学校への栄養のバランスが取れた給食を提供していただいております。昨年9月の定例会にて質疑をいたしました。今後、米のびかまるの現物支給を考えているのか町長に伺いたいと思えます。

○町長（長谷和人君） びかまるの普及促進につきましても実は4月になろうかと思えますけども、今度のコロナ交付金を活用して実施したいというふうに今のところ考えておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 本年の4月からということでございます。今後もそれを続けていただければというふうに思っているところでございます。

○町長（長谷和人君） すいませんちょっと私が説明不足でございました、4月の補正予算に計上を考えておりますので、4月からの給食には間に合いません、それ以降の補正予算後に事務手続き等がございますので、その後ということでお考えいただければと思います。申し訳ございません。説明不足でした。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） まず42ページの災害復旧管理費のほうで、リース代が約300万円近く予算が計上してあります。これはたぶん激甚災害用のプレハブのことだろうと思えますけども、このなかで全部リース料なんですね、リース料というのは損料だけ、何にも残らない、普通激甚のときにしたら大体災害復旧のときに5年くらいを目途にして

おられると思いますけども、そもそもこのプレハブのリース、買えば、後いいなと思ったんですけども、これ何年間で試算してあるわけですか、公用車リースにしても約70万円ばかりとか、パソコン機器も60万円近く、ものすごくちょっとリース代にしては買った方がいいのかなというふうに考えるものですから、この期間をどのくらいで想定されているのかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 災害復旧係のプレハブ関係の事務のリース分、すべてにおいて3年間のリース契約で載せております。ということで令和2年、令和3年、令和4年の9月までということで、このリース料を組ませていただいております。

○5番（森山 宏君） はい3年間ということで、今年の9月までですか、まず再リースになるのかなと思いますし、私が言っているのは、結局3年間でリースをのべたんにされたということだろうと思いますけれども、リースしたら、このリース期間が終わったら何も残らないんですよ、極端にいいますと確かに経費だけで、全額損金になりますから分かりますけれども、自治体の場合だったら、何か残ればというふうに思いますし、プレハブの今年の9月まででというのを終わるとは思いませんし、後また再リースとか、また同じ期間の、こしこぶんの掛け1年分とかいうふうに想定されているんでしょうか伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 答弁にちょっと修正があります。令和4年9月までとリース期間を答弁しましたが、これが令和5年の9月まででございました。そしてプレハブについては4年度の末、令和5年3月までになってございます。やはりこのリースについてはこの期間だけを使用するというのでございます。先ほど町長も申されましたように、災害復旧の仕事がどこまで続くのか、あと2年なのか、あと3年なのかということもございまして、そのリース期間のなかで災害復旧を行う、またリースが終わった後は、また再リースであったり、またプレハブをやめて本庁舎のほうで、また仕事ができるような環境が作れば、またそちらの方というふうな流れになるのかなと思っております。

○5番（森山 宏君） リースというのは損料を払うだけなので、何も残りません、期間が終わったら、いま総務課長がおっしゃったように、結局プレハブを建てた、あと3年くらいしたら事務的量というか、ここの下にもあるような部屋に移設してもいいのかなと、そういうふうに考えておられるというのは、ものすごく嬉しいことで、極端にいえばこのほかのプレハブ以外の230万円くらいについて聞きたいんですが、もうここはいいです、大体激甚5年くらいと思ってください。最初の3年間が一番大変だとは思いますが、仕事が発注できるようになると、あと管理だけになりますので、だいぶ縮小されると思いますので、そういうふうに早く努めていただきたいと思います。

あと34ページのLED防犯灯設置工事、これ確かふるさと納税の基金のほうから3か

年計画で、今年が最後の3か年目だったかなと思います。これで全部予定分のは充当するわけですね。

○総務課長（高橋 誠君） 街灯関係、防犯灯関係、すべてのものをLEDに替えるには、まだまだ時間と費用がかかると思います。令和4年度、今回、130万円の予算を付けております。これはふるさと納税基金のほうで、この範囲内で通学路をメインとしたところの蛍光灯型をLED型に替える。これが大体20基くらいしか替えられないような今までの実績でございますので、すべてを替えるとなると、まだ令和5年、令和6年と続くようなところで、順次交換をしていく、または新設をさせていただくというふうな予算だてになっていくと思います。

○5番（森山 宏君） よくLEDについては質問するんですが、すいません通学路は、その設置者といいますか、そこが付帯施設で照明がつくのかなと思っていたので、私が言っているのは、既存の防犯灯とかいうのを、普通の蛍光灯からLED化にしていくのにそんなにかからないかと思っていましたから、そのままいきますとあと3年くらいかかるということで、確かにLEDだと虫も寄ってこないし、明るいんです。そして結局消費電力も少ない、交換もメーカーが言っているのでは5年に1回というふうになると聞いています。今課長がおっしゃったのは、10基、20基というのは、防犯灯の新設ということをおっしゃっているのでしょうか。私が言っているのは、街路灯などのLED化で言っていたつもりなんですけども、その詳細をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分で申し訳ございません。先ほどのLED防犯灯設置工事130万円については、ふるさと納税の基金を用いたところで、通学路をメインとしたところの新設または取替えのほうを行っていく予算でございます。その上のほうの需要費、修繕料がございます。111万5,000円これに関わるところが、やはり防犯灯の修繕、いま現在、蛍光灯型の球切れがあった場合は、そこが通学路に面しているところなら、この予算の中でLEDに修繕とかたちで交換をさせていただいているところでございますので、順次この修繕料と、この工事請負費のほうを見ながら、いま現在、LEDに順次交換をしていくような考えで進めているところです。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの椎葉議員の御質問です。107ページの債務負担行為の限度額についての御質問だったと思いますが、これにつきまして調べましたところ300万円程度の増額はないところでございまして、ちなみにこの表の見方につきまして避難防災交流施設につきましては、前年度末までが令和3年度でございますので、441万5,000円、それから当該年度以降が令和4年度、5年度、2か年分ということで、441万5,000円ということでございまして、その300万円という数値は、すいませんどことの比較で申し上げられたのかお願いいたします。

○4番（椎葉弘樹君） 前期の平成30年から令和2年度までの分です。令和2年度末の

限度額と比較した場合に 300 万円ほど上がっています。ということです。

○企画観光課長（本山りか君） すいません再度調査をさせます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 先ほども西議員からも質疑がありましたが、住宅維持管理業務委託料ですけれども、先ほど課長からは火災警報器の交換とか、先日は総務課長からは住宅の除草作業とも言われました。そのなかで住宅の町が管理する部分、これにつきましては私は、建物自体だけだと思っんですけれども、住宅の周りの管理もしなければならぬいのでしょうかね。これにつきましてお尋ねします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 住宅の管理ということで、当然、町としましては、自分の住宅の周りといいますか、それについては、入居者の方でやっていただきたいというふうには考えているところがございますが、例えば共用部分ですとか、そういった部分についての管理については、町のほうでするべきというふうには考えております。

○3番（遠坂道太君） 草刈り等もほとんど住宅の共有部分じゃないかと思っんですよね、庭とか周りとか、生活する部分ですよね、それは条例のほうを見ますと、やはりそういうことは記載されてないもんですから、やはり今後明確に、入居者の方がやるところと町の担当するところを、今後取られないのかなというふうには私は思っんですが、これにつきましていかがでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 住宅も様々な形態がございます。敷地とかそのへん一律ではございませんけれども、基本的なところは、できるだけ入居者の方にお願いはしたいというふうには考えております。どうしてもどっちつかずといいますか、そういったものにつきましては、当然、共有部分については町のほうでということと管理はすべきかなあというふうには思っているところです。入居されるときには、そういった説明もなるだけお願ひしますというような話はしているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 入居するとき言うんでなくて、こういう条例あたりでやはりぴしゃりとしたかたちで明確にした方がいいのではなかろうかというふうには私は思っわけです。これにつきまして町長のほうにお願ひします。

○町長（長谷和人君） いま建設水道課長が答弁しましたように、入居の際につきましては、当然、注意事項も紙でたぶん私は配っていたんじゃないかなと思っんですけれども、しっかりとその周辺については、除草作業なりやってくれというふうなことも申しておりますし、ただ現状的にいきますと、団地を見ますときになかなか入居者の方がそれをやってらっしゃらないわけですね、それで住宅管理人の方にも、そこは巡視の際に注意をしていただくようなことも、注意喚起を行っているんですが、なかなかそれもできていないと、ですから共有部分もございませけれども、なるべく自分のところは、自分のところでちゃんとそういうふうな作業はやっていくということで、改めてまた注意喚起を

促したいというふうに思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今後、いま町長の言われたとおりにやっていただければと思います。

もう1点ちょっとお尋ねしたいと思います。これも先ほど金子議員からも質疑をされましたけども、下町橋の補修工事ですね、昔はこの橋、南側に権現様があったということでございます。地元の人たちは権現橋と呼ばれていたということです。湯前の町史を見ますと、明治39年10月20日下町橋架け替え、眼鏡橋となると書いてあります。工費は270円と記載されてあります。石工の方は八代方面から・・・流れを組んだ人たちがやられたということでございます。そういったいま現在町の文化財であるというふうになっているわけです。その先には御大師堂、いま現在工事をされているわけです。それとの連携を図るためにも、やはり今後この石橋も工法もいま熊本城もやられているかたちが、もしかしたらされるのではなかろうかと思えます。やはり伝統ある文化財として残すためにもこのような取組をしていただくような方向づけで町長のほうに伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回の整備につきましては、実は熊本県の指導を受けているところでございます、なかなかこういうふうな文化財関係につきましては、知識を持った人材がないということでございましたので、熊本県にもお願いしておりますし、それからコンサル関係につきましても、そこに長けた業者さんをお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。おっしゃるとおり石工さんあたりも非常に熊本県についても少のうございまして、これから本格的に着工するわけでございますが、歴史に残る下町橋でございますので、しっかりとここは整備を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、力強い町長からのお言葉をいただきまして、やはり今後、町の活性化を図るための一つの材料となりますので、頑張ってくださいと思います。質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 椎葉議員の質問に関しましては、後からの報告ということでよろしいでしょうか。

[「了承」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 了承を得ましたので、以上で本案の質疑をすべて終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号、「令和 4 年度湯前町一般会計予算について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

○企画観光課長（本山りか君） 椎葉議員から頂きました質問の答弁をさせていただきます。このユートピアの管理の債務負担行為の限度額につきましては、前回の平成 30 年度から令和 2 年度までと比較しまして、3 年間で 300 万円程度の増額となっております。これを年度に引き直しますと、1 年間で 100 万円ほどの増額ということですが、これにつきましては、レールウイングとユートピアにおきます夜間の利用方法、これを見直しまして、これまでは利用者の方がおられなくても、ずっと開館をしていたところをごさいます、それに伴います管理人の経費がかかっていたものです。ただしこれを見直しを行いまして、運用方法を変えました。令和 2 年度からにおきましては、予約があったときのみの開館としたことから、経費自体が削減がなされまして、その上でレールウイング及びユートピアで、一括して、その管理人さんを雇用するという方法に変更いたしました。その予算をユートピアで一括して持ったということになりまして、その分が 90 万円程度年額で増額になったところをごさいます。

答弁につきまして大変遅れましたこと、申し訳ございませんでした。

○議長（倉本 豊君） ここで、議長席を副議長と交代します。

[議長席交代]

○副議長（金子光喜君） 議長席を交代しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 20 号 令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第 2、議案第 20 号、「令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 20 号、令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度の予算は、歳入歳出それぞれ、前年度比1,713万4,000円減の4億1,043万3,000円を計上しました。熊本県が運営主体となって、5年目となり、2月末では、国保加入世帯数576世帯、加入者数は、910人となっています。

11 ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費などの経常的経費として、1,175万8,000円を計上しました。前年度比2,631万9,000円の減になります。

主な減の要因は、令和2年度において、節12委託料、節18負担金補助及び交付金に、市町村事務処理標準システム導入に係る経費を計上していたためです。

同じく、委託料に、国民健康保険システム改修業務委託料として、178万2,000円を計上しました。これは、未就学児の均等割り減額の算出が可能となるよう、税率試算、賦課計算、実態調査、調整交付金関係等各種システムプログラムの改修を行い、各種帳票様式を修正するものです。

全額、特別交付金にて措置されます。

12 ページをご覧ください。

項2徴税費については、27万8,000円を計上しました。前年度比15万3,000円増の主な要因は、令和4年度において、国保所有軽自動車の車検があるため、その費用を計上した事によります。

項3運営協議会費については、28万1,000円を計上しました。3万7,000円の増となったのは、令和4年度において、新たな任期の始まる国保運営協議会委員の書籍購入費を計上したためです。

13 ページになります。

款2保険給付費については、過去の医療費データ等を参考に、節18負担金補助及び交付金に、見込み額として、項1療養諸費に、一般被保険者の給付費分2億4,350万円、退職被保険者の給付費分3万円、一般被保険者の療養費に70万円、退職被保険者の療養費に1万円など合計2億4,512万5,000円を、項2高額療養費に、一般被保険者分3,320万円、退職被保険者分1万円など合計3,324万1,000円を、

14 ページになります、項3出産育児諸費に合計84万1,000円を、項4葬祭諸費に20万円、項5移送費に、合計1万5,000円を計上しました。

次に、款3国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、節18負担金補助及び交付金に、項1医療給付費分に、令和2年度退職分精算分、4万5,000円を含む、

15 ページになりますが、合計7,512万6,000円、項2後期高齢者支援金等分に、合計2,512万4,000円、項3介護納付金分に、883万6,000円を、県に納付する額として計上

しました。

次に、16 ページをご覧ください。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳を対象とする特定健診に係る経費で、主に節 12 委託料の特定検診委託料 376 万 1,000 円を含む 411 万 8,000 円を計上しました。

国が市町村国保に課している、令和 5 年度までの受診目標率 60 パーセントを達成できるよう、引き続き受診勧奨を行ってまいります。4 年度は、新型コロナウイルスの状況や感染症対策の効果など先行きがまだまだ見通せない中ではありますが、工夫を凝らした周知を図り、また、手軽に「かかりつけ医」でも特定健診を受けることができるよう交渉を進めるなど、受診勧奨にも様々な方策に取り組んで参ります。

項 2 保健事業費については、年 4 回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送にかかる経費など、485 万 1,000 円を計上しました。

節 7 報償費においては、各地区毎に集団検診にかかる申込書や検査キット、その関連書類の配布等をお願いしている健康推進委員 28 名分の謝金 62 万 7,000 円を計上しました。節 12 委託料には、国保保健指導事業委託料 350 万 6,000 円を計上しました。AI を利用して今までの個々の受診歴等を分析して、それぞれの特性に合わせた受診勧奨を行うもので、受診率向上を図るため、5 年連続の実施になります。なお、この事業については、全額、款 4 県支出金、節 2 特別交付金の交付対象となります。

次に、17 ページになります。

款 6 基金積立金については、節 24 積立金に、国民健康保険、給付基金積立金 4 万円を計上しました。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算、目 1 一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目 2 退職被保険者等保険税還付金に 5,000 円、目 3 一般被保険者還付加算金 5,000 円を計上しました。続く目 4 から目 7 については、廃目としました。

歳出の説明は以上になります。

次に、歳入について御説明いたします。7 ページからになります。

款 1 国民健康保険税については、見込みにより、合計で 7,049 万 9,000 円を計上しました。前年度比、537 万 7,000 円の減としています。

被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和 4 年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が、5 月頃になりますので、再度、算定を行い、決定してまいります。

次に、8 ページになります、款 3 県支出金 項 1 県補助金 目 1 保険給付費等交付金については、2 億 9,734 万 1,000 円を計上しました。

節 1 普通交付金については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を

納める代わりに、給付費全額を県が負担するために交付されるものです。

節2特別交付金は、収納率向上分、特定健診の国、県負担分など特定事項の対象額を計上するものです。令和3年度を参考にした見込額ですが、変動がありますので、必要に応じて補正予算で対応していきます。

項2財政安定化基金交付金については、廃項としました。災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じ、県へ納付金を納付できない場合に交付されるものになります。もしもの時には、必要に応じて補正予算にて対応したいと思います。

款4財産収入については、国民健康保険給付積立金利子4万円を計上しました。

8ページ中ほどから、9ページにかけてとなりますが、
款5繰入金、項1他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比798万8,000円減の4,134万9,000円を計上しました。

節1および節2の保険基盤安定繰入金については、何れも当予算及び現時点での各種数値からの試算により、計上しました。

節3未就学児均等割保険税繰入金は、条例改正において御説明した未就学児均等割保険税の減額により、予想される減少額の補填となり、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担となっています。

節6国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した数値を基に計上しました。

項2基金繰入金については、当面の必要性を考慮し、廃項としました。

款6繰越金については、目1前年度繰越金として100万円を計上しました。

款7諸収入、項1延滞金及び過料、目1一般被保険者延滞金、節1一般被保険者延滞金に20万円、節2退職被保険者延滞金に1,000円を計上しました。

項3過料は廃目とし、
以下、款7諸収入の中で、発生の予想される項2預金利子及び項3雑入の目1一般被保険者返納金及び節2雑入以外の各目については、廃目としました。

以上で、歳入の説明を終わります。

18ページから22ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は、省略させていただきます。

これで、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。
よろしく申し上げます。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 13ページですけども、項1の療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費2億4,350万円計上されています。これ先ほど570世帯910名とおっしゃいました。これ被保険者数の年度ごとにおける推移は、やっぱり減少しているんですか、ど

のように減少しているんですか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 被保険者数は減少しておりますけども、一人当たりの医療費が上昇しております、こういったかたちになっております。

○**2番（西 靖邦君）** 一人当たりの診療費とおっしゃいました、その一人当たりの年間診療費は、どのくらい見込まれているんですか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** およそ30万円弱、26～27万円のところで支払いを行っております。

○**副議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**副議長（金子光喜君）** これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**副議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**副議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第21号 令和4年度湯前町下水道事業特別会計予算について

○**副議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第21号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**建設水道課長（赤池昌信君）** 議案第21号「令和4年度湯前町下水道事業特別会計予算について」御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,229万7,000円を計上しました。令和3年度と比べ、14万6,000円の減となります。

歳出から御説明いたします。10ページをお願いします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費は、令和3年度から811万7,000円減の1,467万2,000円を計上しました。下水道担当者1名分の人件費のほか、琢磨川上流流域下水道事業工事負担金等の予算を計上しました。

節1報酬及び節8旅費の費用弁償に下水道事業審議会委員の報酬、費用弁償を計上しています。令和6年度からの公営企業会計適用に併せ、現在人頭制による料金徴収から従量制へ移行することとしていますが、その料金水準設定について審議会に諮問するこ

ととし、会議4回を開催する経費を計上しています。

また、節12委託料に令和3年度から実施しています下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託330万円を計上しました。令和4年度は、公営企業会計システム導入支援に係る業務を行う予定です。

節18負担金補助及び交付金では、球磨川上流流域下水道事業工事負担金184万6,000円を計上しました。その事業の概要は、「事業計画策定、ストックマネジメント更新、雨天時侵入水対策計画策定、幹線管渠点検調査」が予定されています。全体事業費7,160万円の国庫補助金を除いた金額を各町村の負担割合により計上しました。

また、節26公課費に消費税400万円を計上しています。

11 ページをご覧ください。款2下水道維持管理費になります。項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費につきましては、昨年度比699万3,000円増の4,968万1,000円を計上しました。下水道事業の維持管理に要する需用費、役務費、委託料ほか、節18負担金補助及び交付金に流域下水道維持管理負担金などの経費を計上しました。

節10需用費の修繕料は30万円を計上しました。前年度比90万円の減額となっていますが、昨年度は修繕料に公共樹の新設工事を修繕料として当初予算に計上していましたが、令和4年度については節14工事請負費に計上したためです。

節11役務費にマンホールポンプ非常通信装置電話料22万8,000円、又、口座振替手数料20万円を計上しています。

次に、節12委託料にMP保守管理委託料130万2,000円ほか、水質検査委託、下水道資産台帳管理システム保守委託料を計上しています。

次に節18負担金補助及び交付金につきましては、流域下水道維持管理負担金として、前年度比715万5,000円増の4,774万8,000円を計上しました。

これは流域下水道の維持管理に要する経費を負担するもので、計画水量に負担金単価を乗じた額に維持管理負担金 資本費分を足した額を算出し計上しています。

また、下水道接続補助金3件分60万円計上しました。

節22償還金利子及び割引料には、下水道使用料還付金として3万円計上しました。

12 ページをご覧ください。次に款3基金積立金については、積立金利子分計上しています。

款4公債費、項1公債費、目1元金として、下水道事業債元金7,627万6,000円を計上しました。目2利子に、下水道事業債利子として1,146万7,000円を計上しました。

款5予備費として、20万円を計上しました。

次に歳入になります。戻っていただき8ページをご覧ください。

款1使用料及び手数料については、節1現年度分として、見込みにより5,677万2,000円、節2過年度分として、10万円を計上しました。

次に、項2手数料、目1下水道手数料については、節2督促手数料に2万円を計上しました。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、8,950万2,000円を計上しました。項2基金繰入金、目1基金繰入金として、下水道接続補助金分60万円を計上しました。

次に、款3繰越金については、前年度繰越金20万円を計上しました。

款4諸収入については、存目計上しました。

9ページになります。款5町債、目1下水道事業債、節1下水道事業整備債に球磨川上流流域下水道建設事業負担金分180万円、公営企業会計適用債330万円を計上しました。

款6財産収入については、積立金利子を計上しました。

次に5ページをお願いします。「第2表 地方債」についてです。下水道事業債として、限度額510万円を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 11ページの流域下水道維持管理負担金4,474万8,000円について、お尋ねします。これは平成30年度から、だんだん右肩上がりでの負担金が増えてきている状況です。これはどこまでも続くのかちょっと心配しているんですが、この見通しについて、もしお分かりでしたらお知らせいただきたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 維持管理負担金ということでございますけれども、現状、昨年度と比べまして若干増えているんですけども、これにつきましては、昨年度までの計画水量をちょっと低めに設定しておいた関係で、令和4年度からちょっと実績に近いあたりでの計上ということで、若干アップしているようなところがございます。今後の見通しというところでございますけれども、維持管理の費用については、県のほうとしても、これ町村からの要望もございまして、なるべく圧縮といいますか、コスト削減のほうをお願いしますということで、監事会等をお願いしているところでございますけれども、現状ではまあ横ばいで総額は推移するのではないかというふうに思っています。ただ各町村の人口、水量がどの程度になるのかということも関係はしてこようかと思っておりますけれども、現状では、ここ数年は横ばいで推移するのではないかというふうに考えております。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、「令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立多数。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 22 号 令和 4 年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第 4、議案第 22 号、「令和 4 年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは議案第 22 号令和 4 年度湯前町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和 4 年度当初予算は、歳入歳出それぞれ 6 億 6,374 万 8,000 円を計上しました。令和 3 年度と比較して 420 万 6,000 円、0.6 パーセントの増となりました。増の主な要因は、款 2 保険給付費、款 3 地域支援事業費の増であります。

現在の介護保険事業の対象者数は、第 1 号被保険者 1,639 人、要介護認定者 257 人、要支援認定者 39 人、合計 296 人で、認定率は 18.1 パーセントという状況であります。

それでは、11 ページの事項別明細書歳出から主なものについて御説明いたします。

款 1 総務費につきましては、項 1 総務管理費から 13 ページ項 4 運営協議会費まで合計 2,729 万 5,000 円を計上しました。歳出に占める構成比は、4.1 パーセントになります。介護保険事業に係る常勤一般職員 2 名の人件費、介護認定調査員および認定事務員の 2 名の会計年度任用職員の人件費、球磨郡介護認定審査会負担金及び介護運営協議会の開催経費などあります。

13 ページから 14 ページにかけての款 2 保険給付費につきましては、要支援・要介護認定を受けている方の各種介護サービス給付費など合計 6 億 80 万 6,000 円を計上しました。歳出に占める構成比は、90.5 パーセントになります。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が利用する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など 5 億 3,857 万 8,000 円を計上しました。保険給付費の 89.6 パーセントを占めております。令和 3 年度と比較して 1,039 万 2,000 円の増となりました。増の主な要因は、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスの利用増によるものです。

項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方の介護予防と状態の維持改善を目的とした介護予防サービスなどの給付費で、1,233 万 6,000 円を計上しました。令和

3年度と比較して92万4,000円の減となりました。減の主な増の要因は、介護予防訪問リハビリや介護予防通所リハビリなどの介護予防サービスの利用減によるものです。

14 ページの項4 高額介護サービス等費は、要支援・要介護認定の方が一月に支払った利用者負担について、一定の上限額を超えた場合に申請により超えた分を払い戻すもので高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費など1,461万2,000円を計上しました。

項5 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の所得が低い要介護者の方が施設サービスや短期入所サービスなどを利用した場合にかかる食費・居住費について負担限度額を超える分を補足給付するもので3,471万6,000円を計上しました。

款3 地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業・任意事業費などに、3,462万6,000円を計上しました。

歳出に占める構成比は、5.2パーセントになります。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減・悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費として1,225万5,000円を計上しました。

15 ページの目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、節12 委託料に短期集中介護予防教室の作業療法士、理学療法士、運動指導士委託料47万円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金に介護予防訪問介護サービス給付費に相当する第1号訪問事業負担金235万2,000円、介護予防通所介護サービス給付費に相当する第1号通所事業負担金554万4,000円を計上しました。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費は、節12 委託料に総合事業対象者のケアプラン作成にかかる介護予防ケアマネジメント委託料151万2,000円を計上しました。

次に、項2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防水中運動などの介護予防教室、公民分館などにおける「いきいき運動クラブ」などに係る経費132万7,000円を計上しました。

節12 委託料は、介護予防事業の運営協力に携わる人材育成として介護予防サポーター養成講座委託料46万2,000円など合計89万2,000円を計上しました。

16 ページの項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など2,100万円を計上しました。

目1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料658万円を計上しました。

目3 任意事業費は、家族介護用品支給事業など95万4,000円を計上しました。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために医

療機関と介護事業所等の連携を推進する経費として、節 12 委託料に上球磨地域包括支援センターへの委託料を 196 万 8,000 円、球磨圏域の市町村と医療機関、介護事業所が共同で取り組むための経費として、節 18 負担金補助及び交付金に人吉球磨在宅医療介護連携推進事業負担金 20 万 1,000 円を計上しました。

目 5 生活支援体制整備事業費は、社会福祉協議会への委託事業として、生活支援コーディネーター業務委託料 655 万円を計上しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」など、認知症に対する施策として節 12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料 433 万 4,000 円など、合計 437 万円を計上しました。

上球磨地域包括支援センターの人員増と委託事業費の配分を変更し、認知症初期集中支援推進事業を充実させたため、令和 3 年度と比較して 280 万 1,000 円の増となりました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、その他の関係者、関係機関により構成される地域ケア会議にかかる経費として、節 12 委託料に 32 万 7,000 円を計上しました。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。7 ページをお願いします。

款 1 保険料については、65 歳以上の第 1 号被保険者にかかる介護保険料を調定見込み額に基づき、1 億 68 万 6,000 円計上しました。

7 ページから 8 ページにかけて、款 3 国庫支出金、款 5 県支出金は、法で定められた割合により負担金、交付金、補助金を計上しました。

8 ページの款 4 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料分について、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、1 億 6,589 万 6,000 円を計上しました。

9 ページの款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、法で定められた割合による町負担分の繰入金および事務費繰入金を 1 億 1,863 万 9,000 円計上しました。

項 2 基金繰入金、目 1 介護保険給付基金繰入金は、介護給付費および地域支援事業費の財源不足見込み額として 700 万円を計上しました。

款 8 繰越金は、当初予算編成の財源として、前年度繰越金を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

付属書類として 18 ページから 25 ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

令和 4 年度におきましては、各種介護予防事業に重点を置き、保健事業及び「地域活性化企業人制度」を活用した健康づくりと連携し、要支援・要介護認定を受けていない方の介護予防と体力の維持・向上に取り組むことにより、介護給付費の抑制を図り、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

以上で、令和 4 年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 12 ページです。項3の介護認定審査会費、目1認定調査等費、節1報酬、介護認定調査員報酬196万4,000円ですが、これは一次判定のための聞き取り調査において、何名の方を調査できる予算なんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 認定調査につきましては、その方、その方の認定有効期間がございまして、新規認定の方は、その新規認定申請が上がった際に対応しますので、更新がバラバラでございまして、月に平均、平均というのがなかなか難しいところではございますが、少ないときには20数件、多いときには40件程度となる場合もございまして。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第23号 令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第5、議案第23号、「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第23号、令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度の予算の総額は、7,663万3,000円となり、令和3年度と比べて、1,084万8,000円の増となります。増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものです。

対象者は、1月末現在で、75歳以上の方927人と、要件による65歳以上の方29人の合計956人となっています。

実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値は、広域連合

が算出した推計値を基に計上しています。

町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費、県及び町負担分を含む保険基盤安定繰入金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みにより運営しています。

では、7ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費として、64万1,000円を計上しました。前年度比17万5,000円の増となりました。

節11役務費の通信費を、令和3年度より17万円の増としました。毎年、切り替えとなる新しい被保険者証をお渡しする方法を、令和3年度から、新型コロナウイルス感染症対策としまして、窓口手渡しから郵送に変更しておりますが、それに加え、窓口2割負担が新設されますが、一度、被保険者証を送付した後、全ての被保険者に新たに再度の送付が必要となり、また、回収も必要となる可能性があるため、特定記録郵便と回収する郵送料を計上したことによります。

項2徴収費については、保険料の徴収に係る経費15万3,000円を計上しました。

目1徴収費、節10需用費には、年金特別徴収が多いため、納付書の使用枚数は少ないのですが、在庫不足見込のため印刷製本費を計上しました。

節12委託料に、収納消込システム改修業務委託料として、3万7,000円を計上しました。

これは、督促状に印字される不服申し立ての内容について、介護保険と同様に、現行の督促状に審査請求先を追記して明確化し、どの税目等にも対応できるようにするためのものです。

介護保険特別会計と折半した額となります。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、節18負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金4,735万1,000円、保険基盤安定負担金2,844万8,000円の合計7,579万9,000円を計上しました。

前年度比1,059万1,000円の増となります。先ほど申しましたとおり、広域連合からの推計値を参考としておりますが、その当初予算に計上してあるところがございます。増の具体的な要因としましては、軽減見直しによる激変緩和期間も終わり、本則課税となったこと、医療費の高額化などの理由により、保険料の増が見込まれることによるものです。

8ページになります。

款3諸支出金については、項1償還金及び還付加算金に、目1保険料還付金と目2還付加算金の合計3万1,000円を計上しました。

款4予備費については、3年度と同額の9,000円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。5ページからになります。

款1 後期高齢者医療保険料については、目1 特別徴収保険料、目2 普通徴収保険料の合計4,735万2,000円を計上しました。前年度比593万円の増となります。増の主な要因は、歳出の款2 後期高齢者医療広域連合納付金で申しました通り、世帯の所得状況に応じて均等割額を軽減する制度に、上乘せ軽減をしていた率を令和元年度から段階的に本則に戻す激変緩和措置が終了したこと、医療費の高額化、被保険者の増加等によるものです。同じく後期高齢者医療広域連合の当初予算に示されたもので、その対応分となります。

保険料は、2年ごとに見直しがありますが、令和4年度は改定年度となり、被保険者におかれましては、若干増になる方もおられます。

令和4年度も収納率100パーセント継続を目標としていますので、基本であります、納期限内の納付をお願いするとともに、遅延の際には、早めの声掛けなどを行い、対処してまいります。

次に、款3 繰入金については、目1 事務費繰入金と目2 保険基盤安定繰入金の合計2,924万2,000円を計上しました。前年度に比べ、491万7,000円の増となりました。軽減見直しによる保険基盤安定繰入金の増が主な要因となっています。

保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額を、世帯構成と収入に応じて7割、5割、2割を軽減するもので、この総額を、県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に、本会計へ繰り入れています。

次に、款4 諸収入については、令和3年度と同額を計上しました。項2 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金に3万円を計上していますが、過年度分の還付が発生した場合には、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れることになっています。6ページになります。款5 繰越金については、3,000円計上しました。

最後に、歳出の説明で少し触れましたが、令和4年度において、財政安定のため、加入者のうち一定所得以上の所得がある方を対象に、窓口負担割合を2割に引き上げることとなっています。実施時期は、令和4年10月1日から5年3月1日までの間において、政令で定める日となっていました。その後、10月1日と定められましたので、8月1日発行で送付しました被保険者証の期限は9月30日となり、それから、国からの指示により、全被保険者へ新しい被保険者証を送付することになっております。対象者のみの送付や、交換ではないという事です。再交付にかかる費用は、全額、国からの財政措置、特別調整交付金の対象となる見込みです。

急激な負担増とならないために配慮措置を設け、施行後、3年間、ひと月分の負担増を最大で3,000円までに収まるような措置となります。例えば、1割負担が2割負担となるので、倍になりますが、その増えた額が3,000円を超えた場合に、措置の対象とな

ります。3,000円しか払わなくても良いということではございません。

負担割合変更対象者は、令和2年の所得を基準に算定しましたところ、70名ほどが該当されるのではないかと考えられます。全体の7.3パーセントにあたるようです。

これで、令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○副議長（金子光喜君） 質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第24号 令和4年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（金子光喜君） 日程第6、議案第24号、「令和4年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議案第24号、令和4年度「湯前町水道事業会計予算について」御説明いたします。2ページになります。

水道事業会計予算第2条、業務の予定量は、前年度実績を勘案し計上しました。第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、収支明細をもとに御説明いたします。19ページをお開きください。

令和4年度収支明細

収益的収入でございます。款1水道事業収益は、前年度比571万9,000円増の8,240万8,000円を計上しました。増の要因は、項1営業収益、目2受託工事収益の増によるものです。例年は上水道工事に伴う消火栓設置工事負担金について事業費が確定後に補正にて計上しておりましたが、本年度から当初予算に計上することにしたためです。

次に20ページをご覧ください。

収益的支出、になります。款1水道事業費用は、前年度より477万8,000円増の5,991

万 1,000 円を計上しました。水道担当者 1 名分の人件費のほか、水道事業に要する経常的経費が主なものです。増の主な要因は、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費の節 1 委託料の量水器取替委託料の増、また、目 5 減価償却費、及び目 6 資産減耗費の増によるものです。

次に、22 ページをご覧ください。資本的収入です。前年度比 3,677 万 9,000 円増の 1 億 623 万 7,000 円を計上しました。その増の主な要因は、項 1 企業債、目 1 企業債に 7,940 万円を計上し、3,440 万円の増、項 4 国県支出金、目 1 国庫補助金に 2,683 万 5,000 円を計上し、237 万 9,000 円の増となったものです。

次に、資本的支出になります。款 1 資本的支出に前年度比 5,514 万 9,000 円増の 1 億 4,533 万 8,000 円を計上しました。項 1 建設改良費、目 1 原浄水設備改良費、節 1 工事請負費につきましては土砂災害対策工事に 2,600 万円を計上しました。浄水場への山側からの土砂流入を防ぐため、コンクリート擁壁を設置し、併せてフェンスを改修する工事になります。また、取水施設改修及び管理用道路改修工事 2,450 万円を計上しました。取水堰において土砂流入による送水阻害を防止するため、土砂の流入を防ぐ装置（ウォータースクリーン）を設置し、併せて取水堰の管理用道路の補修を行うものです。

また、濁度計整備工事に 950 万円を計上しました。これは今まで、常時確認するための濁度計がなく、毎月の水質検査でしか確認することができないため、ろ過後の浄水を計測できる濁度計を浄水場内に設置し、遠隔監視システムで常時確認できるようにするためのものです。

次に、目 2 給配水設備改良費、節 1 委託料の配水管・給水管更新実施設計業務 1,060 万円を計上しました。

節 2 工事請負費につきましては計画的に実施しております、配水管更新工事 7,250 万円を計上しました。令和 4 年度においては山の口地区から上村・下村地区に至る区間の工事、約延長で 1,900 メートルを予定しております。

次に前に戻っていただき、18 ページをお願いします。

令和 3 年度 湯前町水道事業会計予定損益計算書です。

最下段、当年度未処分利益剰余金につきましては、2,558 万 2,000 円を見込んでいます。

3 ページに戻っていただき、第 5 条、企業債につきましては、起債の目的が公営企業債、限度額 7,940 万円、

また、第 6 条、一時借入金の限度額は 7,940 万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 15 ページの水道事業基金関連について、お尋ねします。この水道事業基金というのは、7 項剰余金の、2 利益剰余金の中にあるイトロ、減債積立金と

建設改良積立金の2つが該当するものと思います。この2つの積立が令和元年からほぼ倍増しているわけですが、この積立にかかる規程というのは何を基に積み立てられているのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 規程といたしますか、例年のやり方ということで、ちょっと説明させていただきまけども、利益剰余金につきましては、減債積立金に3分の2、建設改良積立金に3分の1ということで計上させていただいているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 普通、基金の積立といたしますと、条例に基づいて積み立てたりしているんですが、この水道事業基金については、ちょっと条例がなかったものですかから確認したところでした。公営企業法上は、この条例というのは必要ないのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 公営企業会計で、条例上の定めは必要ないということになっております。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（西 靖邦君） 20 ページですけども、目1の原水及び浄水費、節8の委託料、1. 水質検査委託料45万7,000円と上がっております。これは水道法に基づく水質検査の委託料だと思うんですけども、水質基準の基本的項目と、基本的項目を除く水質基準の全項目におけるの定期の検査は、各々年何回実施されているんですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 全項目の水質検査につきましては、年1回、その他の30項目の検査につきましては、3か月に1回ということになっております。

○2番（西 靖邦君） 私の間違いかもしれませんが、基本的項目は1月に1回以上、基本的項目水質基準全項目は3か月に1回以上という認識があるんですけども、水道法に基づいたら、それよりも回数が少ないんですね、そのへんはどうなっているんですかね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 基本的には当然、水道法に当然基づいて検査をやっているところでございます。回数等につきましては、詳細はまた、手持ち持って来ておりませんので、後で回答させていただければと思います。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○建設水道課長（赤池昌信君） すいません、検査につきまして、全項目検査浄水51項目につきましては年1回、全項目検査のうち原水の40項目につきましても年1回、水道水質基準の30項目検査ということで、それが年3回、水道水質基準の9項目の検査というのが年8回と、それから主要箇検査について年12回、クリプトスポリジウム検査というのが年4回ということで検査を実施しているところでございます。

○副議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号、「令和 4 年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議長席を議長と交代するため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 4 分

再開 午後 2 時 1 6 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第 7 議案第 25 号 令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 11 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 25 号「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 11 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 25 号、令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 11 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 236 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、43 億 8,744 万 2,000 円とするものです。

球磨郡公立多良木病院企業団負担金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。

どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 11 号）について御説明いたします。事項別明細書の歳出 11 ページをお開きください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、節 18 負担金補助及び交付金、公立多良木病院企業団負担金を増額するものでございます。これは新型コロナ感染症拡大の影響により、小児科の受診が控えられたこともあり、小児医療病床の収入不足が起きています。

この減収分には、不採算地区中核病院には、小児医療の収入減少には特別交付税が措置

されます。その交付税が各構成町村に入る分を負担金として病院に支出するものでございまして、236万5,000円を追加補正をお願いするものでございます。

歳入です。10ページをご覧ください。

款10 地方交付税は、今回の補正予算の財源の調整分として、普通交付税と特別交付税を計上しました。

補正予算10号に本来計上すべきところでしたが、私の最終の確認不足、計上漏れでございまして、補正予算11号で対応することとなり大変申し訳ありませんでした。ここにお詫び申し上げます。以上説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第11）号について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第8、総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第9 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第10 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第12、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の「次の議会

の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和4年第2回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時24分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員